

(様式1号)

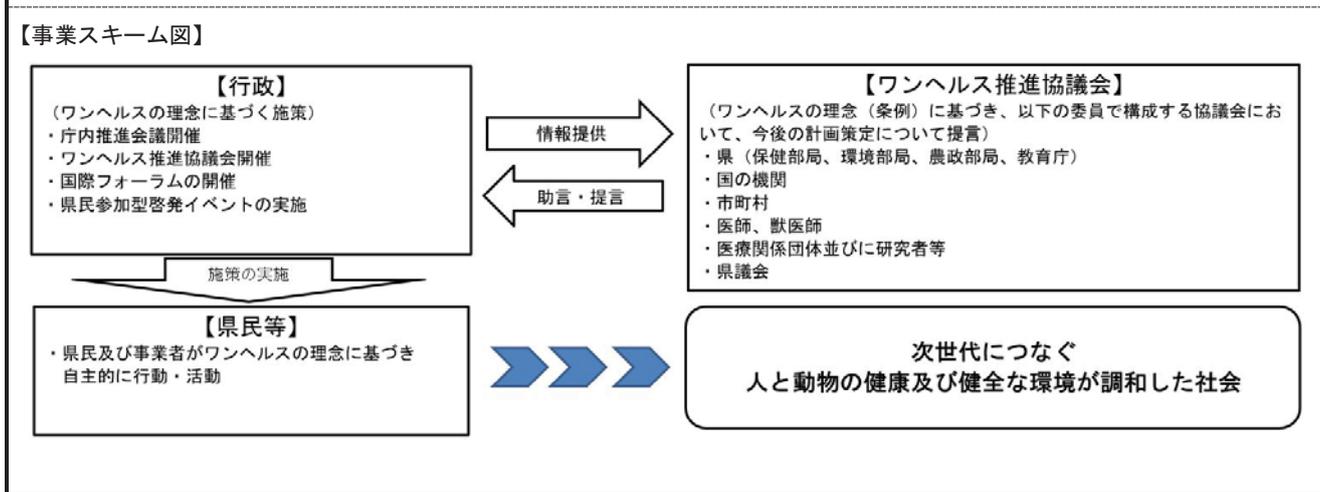
R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ワンヘルス推進事業 (県民参加型啓発イベントの実施)		部課(室)	保健医療介護部保健医療介護総務課 ワンヘルス総合推進室	事業 開始年度	R2
-----	-------------------------------	--	-------	--------------------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

1 事業のねらい・目的
 イベントの開催による県民への啓発を行うことでワンヘルスの理念の普及を図り、本県をワンヘルスの先進地とすることを旨とし、ワンヘルスの取組みを推進する。

2 事業概要
 ○県民参加型啓発イベントの実施
 ・県民参加型啓発イベント(展示、ステージ、野外講座等)
 対象：県民、関係団体
 内容：①展示
 各ブース(行政機関、関係団体)における普及啓発パネル、ポスター展示等
 ②ステージイベント
 セミナーの開催等
 ③野外講座
 動物とのふれあい体験、自然観察会での講義等



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4
イベント参加者数(人)	目標	—	400	400	400
	実績	300	376	450	

【指標の考え方】
 県民参加型啓発イベント参加者数：福岡県ワンヘルス連携シンポジウムR1年度参加者数を参考に目標を400人に設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、会場開催について積極的な広報を行わず、関係団体等を通じて募集した事前登録者向けのイベントとした。そのため、目標を僅かながら達成することができなかった。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民が楽しみながら参加でき、ワンヘルスをより身近なものを受け入れられるような啓発イベントを実施することで、効果的にワンヘルスの理念を県民に普及することができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルスに係る幅広い分野の関係団体と連携することで、広報等の告知を効率的に実施できる。また、ワンヘルスの様々な課題について分かりやすく伝えることができる。 ・イベント内容をオンライン配信することで、より多くの県民に周知することができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	8,493	8,917	8,920	時間	279	279	279
（うち一般財源）	4,247	4,459	4,460	人件費（千円）	1,127	1,127	1,127

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルスの推進には、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」として捉え、これらを一体的に守るというワンヘルスの理念を、専門家だけでなく県民一人一人が理解し、行動することが必要である。しかし、R2、3年度県政モニターアンケートにおける「ワンヘルスの理念」の認知率は、R2年度：21.6%、R3年度21.9%と低い水準にとどまっていることから、本普及啓発事業を継続的に実施し、認知向上を図る必要がある。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの県民に参加してもらえるよう、イベント内容の見直し（子供、ファミリー向けの内容拡充等）を行う。 	

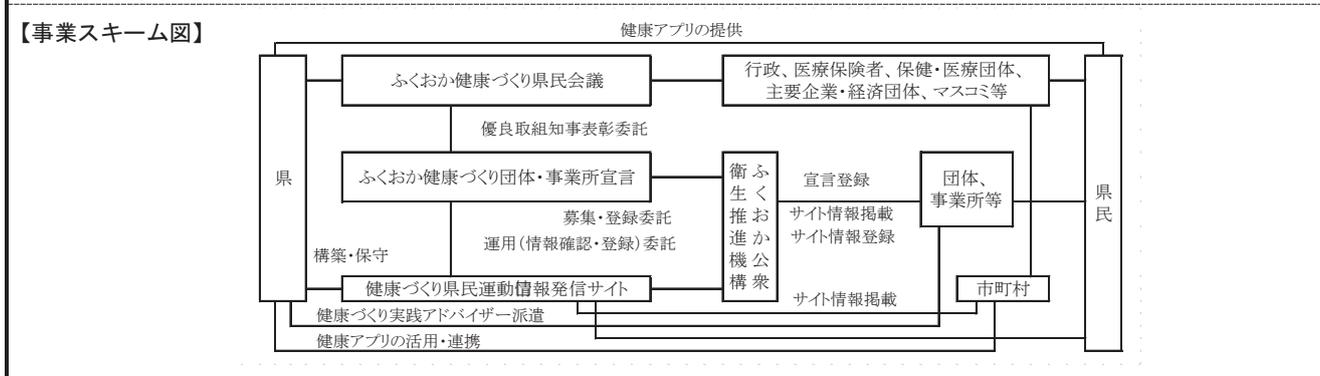
事業名	健康づくり県民運動事業		部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	H30
-----	-------------	--	-------	------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	1	健康づくりの推進による健康寿命の延伸	具体的な取組	1	健康づくり県民運動の推進

1 事業のねらい・目的

○ 県民一人ひとりが健康づくりを自分の問題として捉え、健(検)診の受診や食生活の改善、運動習慣の定着といった具体的な健康づくりに取り組むよう、健康づくり県民運動を推進し、健康寿命の延伸を目指す。

- 2 事業概要
- 【健康づくり県民運動事業】
- 「ふくおか健康づくり県民会議」による健康づくり県民運動の推進
 - 「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の募集と登録
 - ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトの運用
 - ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトを活用した健康づくりに取り組むきっかけづくりの提供
 - アプリを活用した健康ポイント事業の実施
 - 普及啓発・情報収集
健康21世紀福岡県大会負担金
 - 健(検)診受診率の向上に関する取組み
 - 健康づくり実践アドバイザー派遣事業
 - 健康測定機器を活用した健(検)診の受診勧奨の実施
 - 食生活の改善に関する取組み
 - 「チャレンジ! レシピコンクール」の開催
 - 「ふくおかヘルシーメニュー」を活用した料理教室の開催
 - 県民レストラン「けんちょう Food Marche」における食生活改善の取組み
 - 運動習慣の定着に関する取組み
 - 県民の運動習慣の定着に向けたスロージョギングの普及
 - 県民の運動習慣の定着に向けた地域における取組みの促進
 - 県民健康ウォークの開催



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4
「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録団体・事業所数	目標	5,000	7,000	8,000	9,000	10,000
	実績	4,382	5,601	6,083	7,397 ※1月16日時点	
特定健診実施率	目標	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上
	実績	47.2%(H28)	49.0%(H29)	50.5%(H30)	50.3%(R1)	
特定保健指導実施率	目標	45%以上	45%以上	45%以上	45%以上	45%以上
	実績	19.3%(H28)	20.8%(H29)	25.4%(H30)	26.1%(R1)	
「健康づくり実践アドバイザー」派遣件数(事業所数)	目標		150	150	150	150
	実績		111(83)	311(231)	246(240) ※12月末時点	

【指標の考え方】

- 健康づくり団体・事業所宣言の登録目標は、H30、R1年度に既存の健康づくりに関する取組を行っている事業所(がん対策サポート事業所、食の健康サポート店等)の登録を進めることとして、R1年度までに7,000件、次年度以降は年間1,000件の増加を目標とする。
- 特定健診・保健指導実施率は、県健康増進計画(第2次)に合わせて設定する。
- 「健康づくり実践アドバイザー」派遣事業所数は実績に基づき、目標を150事業所に設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」事業所数は、新型コロナウイルスの影響で団体等への要請が制約されたことが影響。
- 特定健診実施率については、国民健康保険と被用者保険の被扶養者が低いことが大きく影響している。
- 「健康づくり実践アドバイザー」派遣事業所数は、協会けんぽの制度と統合し共同実施とした効果もあり順調に推移。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 「県民運動」として健康づくりの取組み推進と情報発信を行うことで、県民や企業・事業所に健康づくりの意識が浸透する。その結果、従業員の健康づくりなどの「健康経営」が広がるとともに、健（検）診受診者の増加や自主的健康づくりに取り組む者の増加など、県民の健康づくりに関する行動変容につながり、結果として医療費等社会保障負担の軽減が図られる。
	【事業の効率性】 様々な分野の関係団体が一体となって自主的な健康づくりを県民運動として展開することで、県民にいろいろな角度から健康づくりの働きかけを行うことができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	94,855	187,036	244,383	時間	891.5	891.5	891.5
（うち一般財源）	60,574	95,470	151,987	人件費（千円）	3,600	3,600	3,600

6 見直しの内容	
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>	
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸のためには、引き続き本事業を実施し、県民一人ひとりに健康づくりの取組を働きかけていく必要がある。 コロナの影響を受けた県民の健康づくりの取組を立て直すため、ふくおか健康づくり県民運動の健（検）診受診率の向上、食生活の改善、運動習慣の定着に関する事業の見直し・強化を行う。
【見直し内容】	<p>1 ヘルシーはおいしい！福岡の食で健康づくり事業</p> <p>① 「しあわせの福岡健康レシピ（仮称）」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健医療介護部「ふくおかのヘルシーメニュー」と農林水産部「福岡の食で健康メニュー」を統合し、新開発のメニューを加えた県の健康メニュー集を作成、健康づくりと地産地消を推進する。 <p>② 「福岡県食品減塩推進協議会（仮称）」の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 中食・内食の減塩を推進する産学官の協議会を設置。企業に取組を呼び掛け、食品の供給側からの減塩を図る。 <p>2 地域における運動習慣定着促進事業</p> <p>① ケア・トランポリン教室及びインストラクター養成への助成【高齢者地域包括ケア推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が開催するケア・トランポリン教室の経費を助成（新型コロナウイルスの影響により1年延長）。 また、市町村のスポーツ推進委員等をインストラクターとして養成するための経費を助成し、市町村が単独実施できるよう支援する。 <p>② 市町村が実施する運動関連の健康ポイント事業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ふくおか健康ポイントアプリ」に一定期間中の獲得ポイントを確認できる機能を追加。 <p>3 久山町研究の成果を活用した健康づくり推進事業、データ分析を活用した健（検）診受診率向上事業</p> <p>① 久山町研究の成果を活用した一般県民向けの健康づくり啓発資料（電子データ）を作成、市町村や県民会議構成団体に送付し、住民・従業員等向け健康教育での活用を促す。</p> <p>② 令和3年度実施の国保のデータ分析結果をもとに、ナッジ理論を活用し、健（検）診受診促進について訴求力の高い広報を展開。</p> <p>4 スロージョギング大会や体験会、チャレンジ！レシピコンクール及びふくおかヘルシーメニューを活用した料理教室の事業は一定程度実施してきたため廃止する（予算削減額 ▲6,087千円）。</p>

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	歯科口腔保健強化推進事業		部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	H26
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	1	健康づくりの推進による健康寿命の延伸	具体的な 取組	3	歯科口腔保健の推進

1 事業のねらい・目的

平成26年3月「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定した。本条例に基づき、科学的根拠に基づくむし歯予防、成人期の歯周病予防、高齢者や心身障がい者(児)の口腔衛生の向上を推進するため、取組みを一層強化していく。

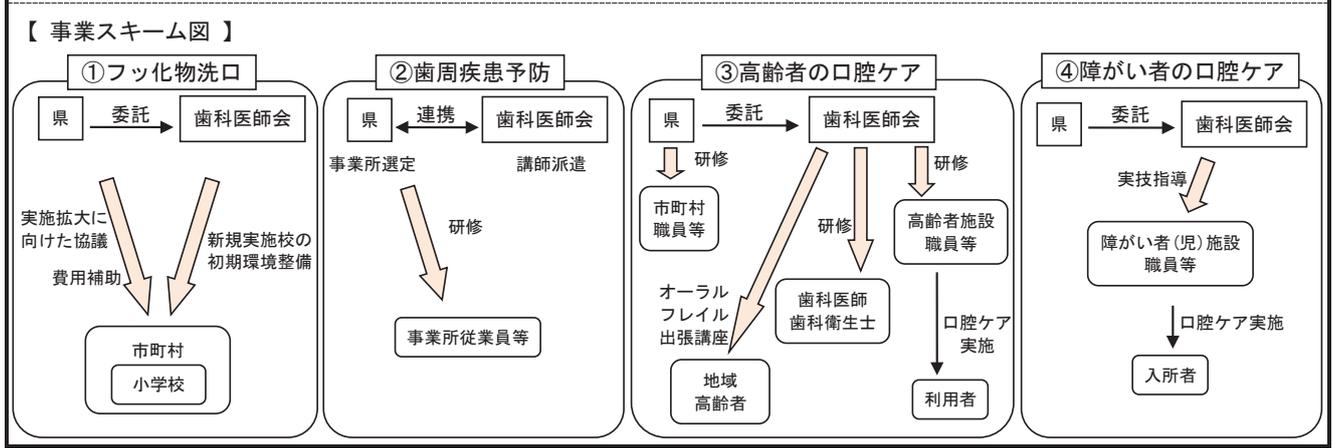
2 事業概要

①学童期におけるフッ化物洗口導入促進事業
フッ化物洗口を実施する市町村への支援及び実施拡大に向けた協議等を行う。

②歯周疾患予防推進事業
事業所の従業員等に対し、歯周病と糖尿病等の生活習慣病との関連に関する講話及びブラッシング指導を行う研修会を開催する。

③高齢者に関する口腔ケア事業
高齢者施設の職員等に対し、高齢者に対する専門的な口腔ケアの重要性と手法を学ぶ研修会を開催する。また、地域におけるオーラルフレイル(軽微な口腔機能の低下)対策の定着のため、地域の高齢者を対象とした出張講座や、歯科専門職及び市町村職員等に対する研修を実施する。

④障がい者(児)施設における口腔ケア支援事業
障がい者(児)入所施設において、入所者の特性に応じた口腔ケアの方法を実技指導する。



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
12歳児一人平均むし歯本数の減少	目標	H30までに 1.0本	1.0本	R5までに 0.8本			→
	実績	1.0本	1.0本	0.9本	1.0本	調査中	
過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加	目標	H30までに 60%	60%	R5までに 65%			→
	実績	57.8% (H28)	-	-	-	-	

【指標の考え方】
12歳児一人平均むし歯本数: H30年度に「福岡県歯科口腔保健推進計画(第2次)」(以下、「歯科計画」という。)を策定し、本県及び全国平均の推移を踏まえて新たにR5年度の目標値を設定した。既存の調査項目で全国的に実施されているため、比較しやすい。

歯科健診を受診した者の割合: H30年度に「歯科計画」を策定し、本県の推移を踏まえて新たにR5年度の目標値を設定した。歯周疾患予防のためには定期的な歯科健診が必要なことから、5年毎に実施する県民健康づくり調査の調査項目を利用している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

R2年度の12歳児一人平均むし歯本数はR1年度と比較して増加しており、R5年度の最終目標に向けて引き続き取組みが必要である。成人の定期歯科健診受診率は数値の公表が5年毎であり、H29年度以降の数値は把握できていないが、着実に普及啓発は進んでいると考えている。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔の健康は、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たすものである。学校関係者や保護者、事業所の健康管理担当者等を対象に、歯科口腔保健に関する正しい知識を普及し、学齢期の科学的根拠に基づくむし歯予防の取組みや成人期の歯周病予防に向けた歯科健診等の実施の促進を図ることは、県民の健康維持・増進に有効な方策である。 ・高齢者施設における効果的な口腔ケアの手法の普及を図るとともに、地域におけるオーラルフレイル対策の定着を図ることは、誤嚥性肺炎やフレイルの予防など高齢者の健康維持に繋がるものである。 ・障がい者(児)施設の職員に対して口腔ケアの専門的な実技指導を行い、入所者の口腔衛生の向上を図ることは、治療に専門的な知識・技術を必要とする障がい者(児)の歯科疾患を予防し、健康の維持・増進に有効な方策である。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童期、成人期、高齢期それぞれの世代に応じた取組みを行うことによって、効果的に歯科保健を推進することが出来る。 ・歯科医師会など関係団体との連携や事業の一部委託等により、当該団体の専門性を生かした効率的な事業実施が出来る。

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	11,303	35,146	29,445	時間	4,048	4,048	3,479
(うち一般財源)	4,674	17,160	17,853	人件費(千円)	16,346	16,346	14,049

6 見直しの内容	<p><input type="checkbox"/>継続 (拡充 <input type="checkbox"/>改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p><input type="checkbox"/>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>		
<p>【上記の理由】</p> <p>(学童期におけるフッ化物洗口導入促進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響により市町村等への働きかけが不十分となっているため、取組みを継続し、引き続きフッ化物洗口実施校の拡大を図る必要がある。 <p>(歯周疾患予防推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会実施事業所において従業員の意識変化や行動変容等の効果が見られるが、コロナ禍の影響により十分な研修が出来ておらず、取組みを継続し普及啓発を進める必要がある。 <p>(高齢者に関する口腔ケア事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響により集合研修が実施出来ておらず、またR3年度の介護報酬改定で口腔ケアに関する報酬強化があったことから、多くの施設が参加できる手法により研修の取組みを継続する必要がある。 ・地域におけるオーラルフレイル対策の定着のため、引き続き個々人の状態に合わせたきめ細かな対策を行う必要がある。 <p>(障がい者(児)施設における口腔ケア支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響により施設訪問による実技指導等が実施できておらず、またR3年度の障害福祉サービス報酬改定で口腔ケアに関する報酬強化があったことから、多くの施設が参加できる手法により支援の取組みを継続する必要がある。 			
<p>【見直し内容】</p> <p>(学童期におけるフッ化物洗口導入促進事業 2,063千円増)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口実施マニュアルを改訂し、内容を最新の情報に更新。 ・実施予定校数の増。 <p>(歯周疾患予防推進事業 1,158千円増)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州歯科大学と連携し、研修の充実を図る。 <p>(高齢者に関する口腔ケア事業 8,247千円減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設を対象とした研修会開催について、オンライン開催に変更し、経費を1,274千円削減。 ・オーラルフレイル対策の定着促進のための高齢者を対象とした出張講座について、早期の全地域での実施を優先するため、令和4年度以降、1地域あたりの実施回数を2回から1回に変更して実施。(6,973千円減) <p>(障がい者(児)施設における口腔ケア支援事業 675千円減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の手法を施設への訪問指導からオンライン研修会の開催に変更し、経費を675千円削減。 			

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	新生児聴覚検査体制整備事業		部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	R2
-----	---------------	--	-------	------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	2	妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実	具体的な取組	1 2	周産期医療体制の確保 母子保健の充実

1 事業のねらい・目的

新生児聴覚の検査体制及び支援体制を充実させることにより、支援の必要な児を円滑に療育につなげる。

2 事業概要

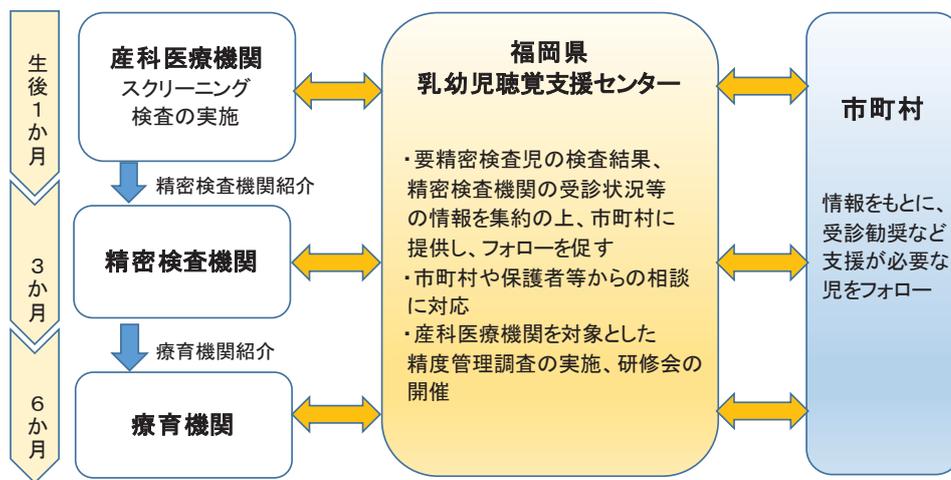
聴覚障がい早期発見・早期療育を図るため、言語聴覚士等を配置した乳幼児聴覚支援センターを設置し、支援が必要な児の療育開始までのフォローアップ、相談支援、精度管理等実施する。

1. 新生児聴覚検査体制整備事業

(1) 乳幼児聴覚支援センターの設置
言語聴覚士等を配置した乳幼児聴覚支援センターを設置し、支援が必要な児の療育開始までのフォローアップ、相談支援、精度管理等を実施。

(2) 福岡県新生児聴覚検査体制整備検討会議における協議
検討会議において、実施要綱・各種様式の雛形作成、広域的な検査体制や経費負担、県・市町村・乳幼児聴覚支援センター間における情報共有体制（療育開始の確認までを含む）の構築等について協議。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
要再検（リファー）児の転帰把握率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	91.0%					
療育が必要な児の療育開始確認率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	58.8%					

【指標の考え方】

産科医療機関等にて聴覚検査を受けた児のうち、リファー児の転帰を全数把握し、支援が必要な児を適切な療育につなげることを目的として、100%の把握率とするもの。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和3年1月からセンターを開設しており、センターへの検査結果の報告等が各医療機関に浸透しておらず、報告に至っていない事例が生じたため。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児聴覚検査や療育に関する専門的知識を有する者を配置した乳幼児聴覚支援センターを設置することにより、県全体の児の療育開始までのフォローアップ等が可能となり、聴覚障がい早期発見・早期療育を図ることができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児聴覚支援センターを設置するに当たり、医療相談等の経験を有するメディカルセンターに委託することにより、効率的かつ有効的に事業運営を行っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	3,703	12,311	12,308	時間	6,480	6,480	6,480
（うち一般財源）	1,851	6,287	6,284	人件費（千円）	26,167	26,167	26,167

6 見直しの内容	
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>	
<p>【上記の理由】</p> <p>今後、引き続き市町村・乳幼児聴覚支援センター・医療機関の情報共有体制の強化や検査の精度管理を進めていくことで、支援の必要な児の早期発見・早期療育に円滑につなげる必要がある。</p>	
<p>【見直し内容】</p> <p>事務処理マニュアルや同意書の様式等を一部改善した上で、各医療機関や市町村に配布し、各関係機関内の情報共有が円滑に進むようにしていく。</p>	

事業名	不妊治療費等支援事業		部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	2	妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実	具体的な取組	3	不妊に悩む人への支援

1 事業のねらい・目的
 不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担を感じている夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくするとともに、不妊の悩みに対して、専門的な医学的相談や不妊に関する情報提供を行いながら、心の悩みの相談に応じ、不妊の悩みに対する総合的な支援を図るものとする。

2 事業概要
 ○不妊治療費助成事業 (県独自助成分)
 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に係る費用を助成するもの。
 福岡県不妊治療費助成事業 (国庫補助事業) (※1) を利用している者のうち、凍結胚移植のみ (ステージC) の治療を受けた者については、通算助成回数の制限を超えて、みなし合計助成上限額 (※2) に達成するまで助成を行う。

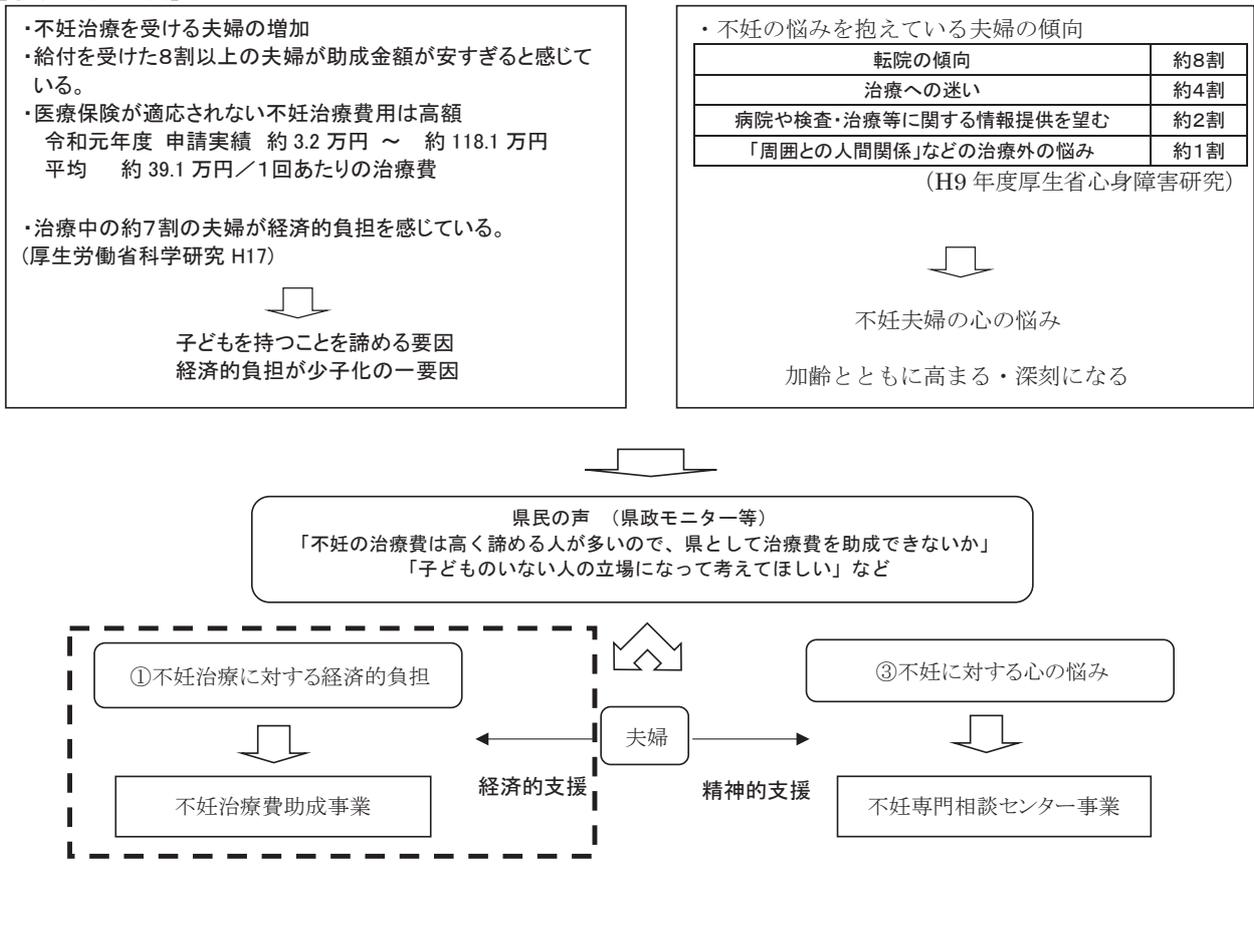
(※1) 福岡県不妊治療費助成事業 (国庫補助事業)

助成対象者	・夫婦のいずれかが福岡県内 (政令市、中核市を除く。) に居住している夫婦 (事実婚含む) ・治療開始日における妻の年齢が43歳未満
助成金額	1回の治療につき上限30万円。(ステージC、Fは上限10万円)
助成回数	子ども1人当たりの6回まで (妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は3回)

(※2) みなし合計助成上限額

初回治療日における妻の年齢が40歳未満	105万円
40歳以上43歳未満	60万円

【事業スキーム図】



3 事業目標等								
成果指標			R2	R3	R4	R5	R6	R7
助成件数（県独自助成分）	目標	86	86	86	86	86	86	86
	実績	30	11 (R3. 10. 15時点)					
<p>【指標の考え方】 H30年度の通算助成回数の上限まで助成を受けた夫婦のうち、みなし総助成上限額の交付を受けていない夫婦の数を基準に、毎年度同数が発生すると見込む。 ※事前評価時点では「不妊治療を望む夫婦への治療費助成」を指標としていたが、令和3年1月1日以降の国の制度拡充に伴い、全体の件数が例年より増加したため、県独自助成のみを抜粋し指標を修正した。</p>								
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】 目標未達成。 令和3年1月1日から国の助成制度が拡充し、出産（又は妊娠12週以降の死産）による助成回数のリセットが可能となったことで、県の独自助成制度を利用せずとも、従来の助成回数（6回又は3回）を超えて助成を受けることができるようになったため。</p>								

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国制度の通算助成回数の上限に達した夫婦のうち、妊娠・出産の可能性が高いにもかかわらず、経済的な理由で治療を断念する夫婦を減少する。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民からの申請の受付窓口となる保健所の担当職員に対し、県独自助成制度に関する説明会の開催やQ & Aの配布を行い、申請者からの問合せに円滑に対応できるようにした。 ・申請の審査事務に会計年度任用職員を活用した。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	3,600	29,332	-	時間	891.5	891.5	-
（うち一般財源）	3,600	29,332	-	人件費（千円）	3,600	3,600	-

6 見直しの内容					
継続（拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善	縮小		
終了	完了	再構築（他の事業に組み替え）	廃止		
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度より不妊治療が保険適用されることに伴い、患者の経済的負担が一定程度軽減されるため、終了する。 					
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 					

事業名	精神障がい者地域生活支援事業		部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H23
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な取組	1	こころの健康の推進

1 事業のねらい・目的

「夜間・休日における相談窓口」を設置し、精神障がいのある方の夜間・休日における不安感の増大等に対処することで、症状の悪化を未然に防止し、精神障がいのある方の地域での生活継続に寄与する。

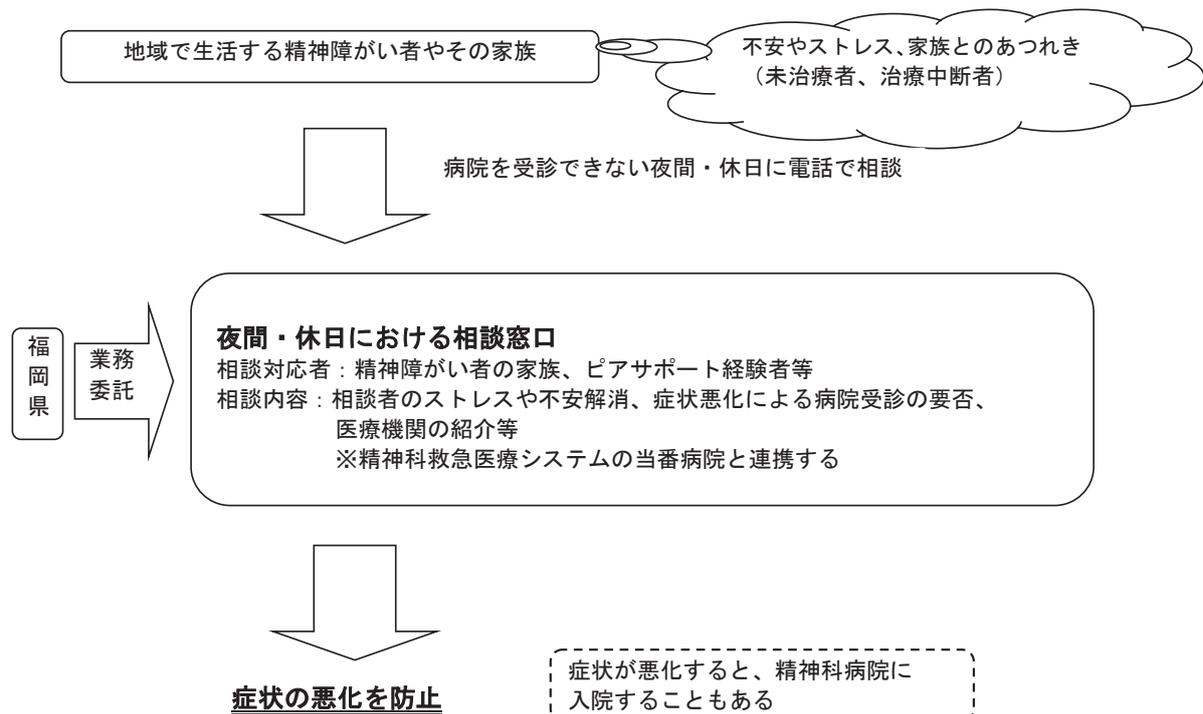
2 事業概要

「夜間・休日における相談窓口」

精神障がいのある方の夜間・休日における不安の軽減を図るために電話相談窓口を設置・運営する。

- ・ 対象者 日常生活においてストレスや不安等を解消できずに悩みを抱えている精神障がいのある方及びその家族
- ・ 窓口時間 夜間 17時～翌日 8時
休日 8時～ 17時
- ・ 主な相談内容 相談者のストレスや不安解消、症状の悪化による病院受診の要否、医療機関の紹介等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
休日・夜間における相談件数	目標	12,700	14,300	14,700	14,900	15,400	15,300
	実績	14,724	14,975	17,505	14,104	5,458	

※R3の実績は4月～9月までの6か月分

【指標の考え方】

休日・夜間における相談件数を設定する。
令和4年度目標値は、H29～R2実績の平均である15,300件とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

(令和2年度未達成の理由)

より多くの方の相談に対応するため、相談は1人2回/日までというルールを新設したことにより延べ件数が減少したものの。

4

有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・年間14,000件以上の相談が寄せられており、相談者の不安解消等が図られる相談窓口として機能している。
- ・「夜間・休日における相談窓口」の設置後は、精神疾患の急変患者等、速やかに医療を必要とする者に対応するための窓口である「精神科救急医療情報センター」に寄せられていた相談件数が減少し、機能分担が図られた。

【事業の効率性】

- ・精神障がい者家族会に委託することにより相談対応経験者が多く、幅広い相談に効率的に対応できている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	12,260	14,116	14,111	時間	576	576	576
(うち一般財源)	2,336	7,058	7,056	人件費（千円）	2,326	2,326	2,326

6 見直しの内容

継続) 拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

夜間休日も繋がる相談電話窓口として年間14,000件以上の相談が寄せられており、相談者の不安解消等に寄与していると考えられるため、引き続き事業を実施する。

【見直し内容】

医療機関や市町村等の関係機関に対し相談窓口の周知を依頼し、精神障がいのある方やその家族へのさらなる周知を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	インターネット上での相談窓口の広告表示による自殺対策事業	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業開始年度	R1
-----	------------------------------	-------	------------------------------	--------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な施策	2	自殺対策の推進

1 事業のねらい・目的

悩み・苦しみにより心理的に追い詰められている若年層からの相談を増やし、若年層の自殺予防の推進を図る。

2 事業概要

○ インターネット検索エンジン及びツイッターでの相談窓口の広告表示
 ・インターネット上でのGoogle又はYahooの検索エンジンやTwitterで、「自殺方法」「死にたい」等の希死念慮を伺わせるワードを検索した者や書き込んだ者に対して、検索連動型広告及び広告をクリックすると表示される相談窓口への相談を促すウェブページを効果的に表示することにより、相談窓口への誘導を図る。

【事業スキーム図】

・インターネット検索エンジン (Google又はYahoo) 及びTwitterでの相談窓口への誘導

```

  graph LR
    subgraph "若者"
      A["①「死にたい」「自殺方法」等の検索"]
      B["③広告クリック"]
      C["⑤相談窓口へ連絡"]
    end
    subgraph "Web画面"
      D["②広告表示"]
      E["④相談窓口表示"]
    end
    A --> D
    D --> B
    B --> E
    E --> C
  
```

[表示する相談窓口]

教育委員会を含む県の相談窓口のほか、厚生労働省が実施しているLINE、チャット等を活用したSNS相談事業も掲載

3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
広告クリック数	目標	—	月2,500	月2,500	月2,500	月2,500	月2,500
	実績		月4,335	月4,287			

【指標の考え方】

・Google、Yahooの検索連動型広告等を活用して相談窓口へ誘導する取組みをすでに実施している他県の実績では、人口100万人当たり1年間でGoogle約4,500件、Yahoo約1,300件で計5,800件となる。それを参考に本県人口約510万人で換算するとともに、Twitterも活用することも考慮し、目標は年約3万件で、月2,500件とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・事業を開始した令和元年9月以降、各月のクリック数は目標を達成している。このウェブページに掲載されている「福岡県自殺予防ホットライン」の相談件数は、事業開始前1年間の月平均が156件であったが、開始後から今年3月までは月平均184件に伸びており、一定の成果が出ているものと考えられる。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・若年層が使用する機会の多いインターネット上で広告を表示することで、窓口への相談につなげることに寄与している。
	【事業の効率性】 ・広告を表示する検索ワードを適宜追加するなど、より効果的に広告を表示している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	5,972	5,645	5,859	時間	507	507	507
（うち一般財源）	2,986	2,823	2,930	人件費（千円）	2,048	2,048	2,048

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・女性及び若年層の自殺者数の増加が目立つため、主に両者の利用可能性が高いSNS相談に誘導できる広告配信を行う必要がある。	
【見直し内容】 ・クリック数や検索ワードの分析を基に広告の配信設定及びランディングページのレイアウトを見直し、女性や若年層のSNS相談への誘導を図る。	

事業名	アルコール依存症支援事業	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H24
-----	--------------	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な取組	3	依存症対策の推進

1 事業のねらい・目的

○ アルコール依存症者及びその疑いのある者の減少により、県民の健康増進を図る。
 ○ アルコール健康障がいに関する知識の普及、アルコール依存症の予防のための飲酒行動改善の取組み、アルコール依存症の早期発見と相談、医療へのつながりを促進する。

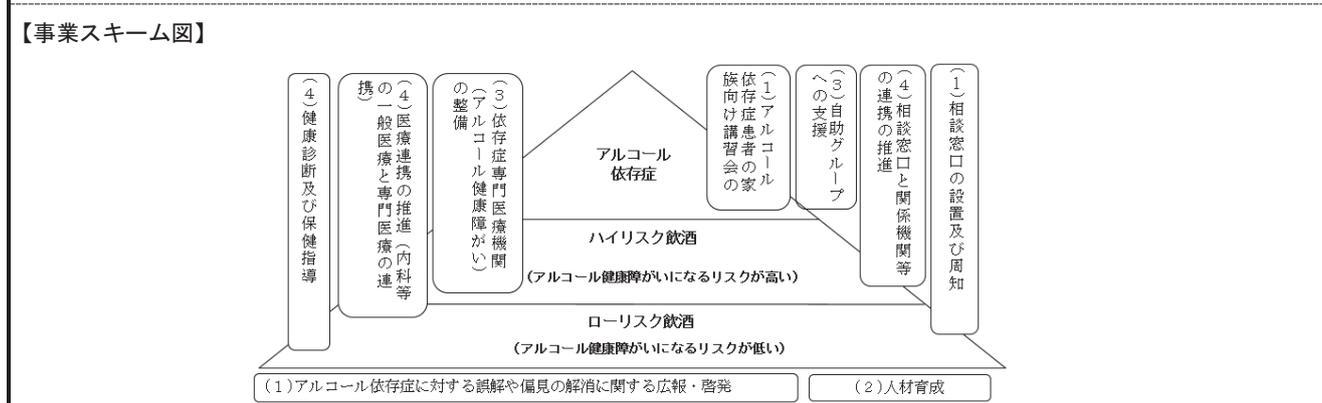
2 事業概要

(1) アルコール依存症講習会の開催
 ○ 事業主を対象に、職場におけるアルコール問題について啓発し、飲酒習慣の自己チェックによるアルコール依存症従業員早期発見や、対応方法などを習得する講習会を開催する。
 ○ アルコール依存症者を持つ家族を対象に、アルコール依存症者に対する適切な対応方法を習得する講習会を開催する。

(2) 人材育成
 ○ 市町村、事業所等の保健指導を行う者にアルコール健康障がいや減酒支援に関する研修を実施する。

(3) 相談支援体制の強化
 ○ 自助グループの会員（特に相談対応を行う者）を対象にした研修会を開催し、自助グループの相談体制の強化を図る。

(4) アルコール健康障がいに関する早期発見・早期治療促進事業
 ① 一般医にアルコール健康障がいや専門医との連携方法に関する研修を行い、アルコール依存症等の早期発見、専門機関への早期受診、早期治療を促進する。
 ② 若い世代（大学生等）に、アルコール健康障がいや適正飲酒に関する情報を普及するため、平成28年度に作成したガイドブックを随時改定のうえ配布し、大学の保健管理担当者への研修を開催する。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談者のうち専門医療機関を受診につながった人数	目標	19	19	19	19	19	17	12	-
	実績	15	17	17	13	15			
一般医と専門医の連携促進のための研修受講者数（累計）	目標	300	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400
	実績	306	662	1,207	1,486	1,636			

【指標の考え方】

○ アルコール依存症に関する知識を普及させることにより、アルコール依存症の疑いがある者やその家族が保健所等に相談することに繋がり、相談者の中で治療の必要があると判断した人を専門医療機関に結びつけることで早期発見・早期治療へ繋がるため「相談者のうち専門医療機関への受診につながった人数」を成果指標とする（相談件数の10%相当の12人とする）。
 国の報告書によると、アルコール依存症に該当する者（AUDIT20点以上の者）の多くが何らかの医療機関を受診しているが、専門の医療機関を受診している者は約2割にすぎないとされている。そのような者を専門医に繋げていくために、福岡県内の内科医師等（約3千人）に対して、計画的な研修を行う。3,000（人）÷10（年）=300

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○ 相談者のうち専門医療機関につながった人数目標を下回っているのは、家族からの相談が多く、患者本人を専門医療機関を受診へつなぐことに時間を要していたためと考えられる。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大による外出制限もあったため、より受診につながりにくかったと考えられる。
 一般医と専門医の連携促進のための研修受講者数については、目標を達成し、計画的に研修が実施されている。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒習慣の自己チェックの普及を図り、アルコール問題に早期に気づくことができる。 ・家族や事業主など周囲の者のアルコール依存症者への対応力を向上させることで、医療機関への受診、治療につなげることに寄与している。 ・飲酒行動に問題がある者を対象に、飲酒に関する正しい知識と飲酒のコントロール手法を習得する研修を行い、アルコール依存症に進行する者を減少させる。 ・一般医にアルコール健康障がいや専門医との連携方法に関する研修を行うことにより、一般医療機関を受診していながら専門の医療機関を受診していないアルコール依存症の疑いがある者のアルコール依存症等の早期発見、専門医療機関への早期受診、早期治療を促進する。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28年度に作成した若い世代向けの適正飲酒ガイドブックを大学に配布し、大学生及びその健康管理を担当する職員に対する研修を開催。学内でのアルコール健康障がいに関する知識の普及啓発等の取組みにつながることで、若い世代のアルコール依存症や将来にわたるアルコール健康障がいの発生を予防することができる。

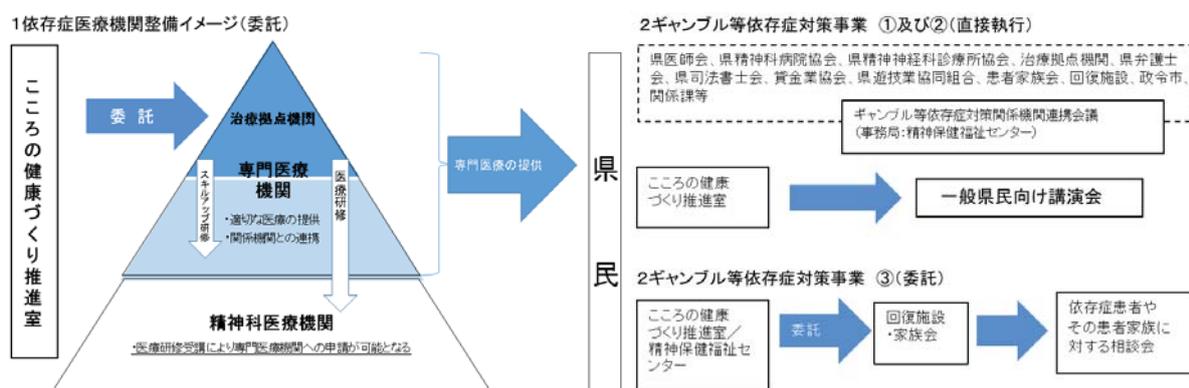
5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	3,976	5,822	5,798	時間	2,116	2,116	2,116
（うち一般財源）	2,046	4,006	3,695	人件費（千円）	8,545	8,545	8,545

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>		
【上記の理由】	<p>・多くのアルコール依存症患者がいると推計されているが、必ずしも専門医療機関に繋がっている訳ではないため、引続きアルコール関連問題の普及啓発を行う必要がある。</p>		
【見直し内容】	<p> ・飲酒行動に問題がある者、依存症の疑いがある者に相談機関を周知し普及啓発を効率的に実施し、専門医療機関につなげる。 ・飲酒に関する正しい知識や適正飲酒の普及、飲酒行動の改善を図ることを目的に、事業所等における減酒支援の取組を促す。 ・一般医療機関を受診している者は多いが専門医療機関への受診は少ないため、アルコール健康障がいについて一般医と専門医との連携を図り、アルコール依存症の疑いがある患者を必要な専門医療につなげていく。 ・令和4年3月策定予定の「福岡県アルコール健康障がい対策推進計画（第2期）」に基づき、上記事業をはじめとした施策を効果的に実施するため、関係機関の連携会議を定期的で開催し、連携を図る。 </p>		

事業名	依存症対策推進事業 (ギャンブル等依存症対策事業)		部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な 取組	3	依存症対策の推進

1 事業のねらい・目的	
<ul style="list-style-type: none"> 「専門医療機関」の選定要件となる「医療研修」を県内で実施することによって、医療従事者の研修受講の機会を増やし、身近に受診することができる「専門医療機関」の充実に取り組む。 関係機関が連携した取り組みを推進するとともに、県民や患者、その家族に対し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を行い、早期治療・早期発見につなげる。 	
2 事業概要	
<p>1 依存症医療機関の整備 (依存症治療拠点機関に委託) ※国庫補助1/2</p> <p>① 依存症治療拠点機関実施研修</p> <p>ア 医療研修 (年1回×3依存症)</p> <p>対象：専門医療機関を含めたすべての精神科を標榜する医療機関の医療従事者 内容：依存症に起因する精神症状の対応等に関する研修</p> <p>イ 専門医療機関のスキルアップ研修 (年1回×3依存症)</p> <p>対象：専門医療機関の医療従事者 内容：全国拠点会議での最新治療情報の伝達や県内の専門医療機関での治療状況の共有及び困難事例の検証</p> <p>② 都道府県等依存症専門医療機関全国会議 (年1回/東京開催)</p> <p>相談拠点機関 (精神保健福祉センター) 出席(2名)</p> <p>2 ギャンブル等依存症対策事業 ※国庫補助1/2</p> <p>① ギャンブル等依存症対策関係機関連携会議 (年1回)</p> <p>構成：25名 (県医師会、県精神科病院協会、県精神神経科診療所協会、治療拠点機関、県弁護士会、司法書士会、貸金業協会、県遊技業協同組合、患者家族会、回復施設、政令市、関係課等で構成)</p> <p>内容：福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく各種施策の進捗管理、地域における依存症に関する情報や課題の共有、依存症患者やその家族に対する相談会や医療研修等の内容 等</p> <p>② 一般県民向け講演会 (年1回)</p> <p>対象：一般県民 (500名程度)</p> <p>講師：ギャンブル等依存症経験者または回復施設などの関係者 内容：ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及、依存症の実態及び対処方法に係る講演</p> <p>③ 依存症患者やその患者家族に対する相談会 (年12回 (4地域×年3回)) (回復施設、家族会に委託)</p> <p>対象：依存症患者やその患者家族 (1回15名)</p> <p>内容：依存症患者への対処方法、認知行動療法を用いた心理教育プログラムの体験</p>	

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		基準(R1)	R2	R3	R4	R5	R6
依存症別専門医療機関数		目標	39	57	75	93	111
		実績	39	42			
<p>【事業目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「治療拠点機関」による依存症治療に関する研修を実施し、専門医療機関の増加（各保健所管内に1医療機関以上）や医療の質の確保を図る。 ・連携会議を開催し関係機関の連携強化を図るとともに、啓発活動により、県民、患者本人とその家族の理解促進を図る。 <p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症別専門医療機関数が増えることで、県民、患者本人とその家族が専門医療につながりやすい環境が整い、ギャンブル等依存症の早期発見・早期治療につながるため、依存症別専門医療機関数を成果指標とする。 ・依存症別専門医療機関数を毎年18（6医療機関×3疾患）ずつ増加させることを目標とする。 							
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症別専門医療機関数について、目標を達成している。 							

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症専門医療機関を増やすことで、県民、患者本人及びその家族が専門医療につながり、ギャンブル等依存症の早期発見・早期治療を促すことができる。 ・連携会議の実施により、ギャンブル等依存症に関する関係機関の連携が強化され、依存症患者やその家族に対する包括的な支援が推進される。 ・ギャンブル等依存症家族教室の実施により、家族から患者本人へギャンブル等依存症の早期発見・早期治療を促すことができる。 ・医療従事者に対する研修の実施により、専門医療機関の増加と診療の質の向上が期待される。 ・ギャンブル等依存症回復支援プログラムの実施により、依存症患者に早期治療を促すことができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会等の実施により、ギャンブル等依存症に関する正しい知識を広く県民に啓発。 ・県内の依存症専門医療機関の拡大により、ギャンブル等依存症の早期発見・早期治療を促進。

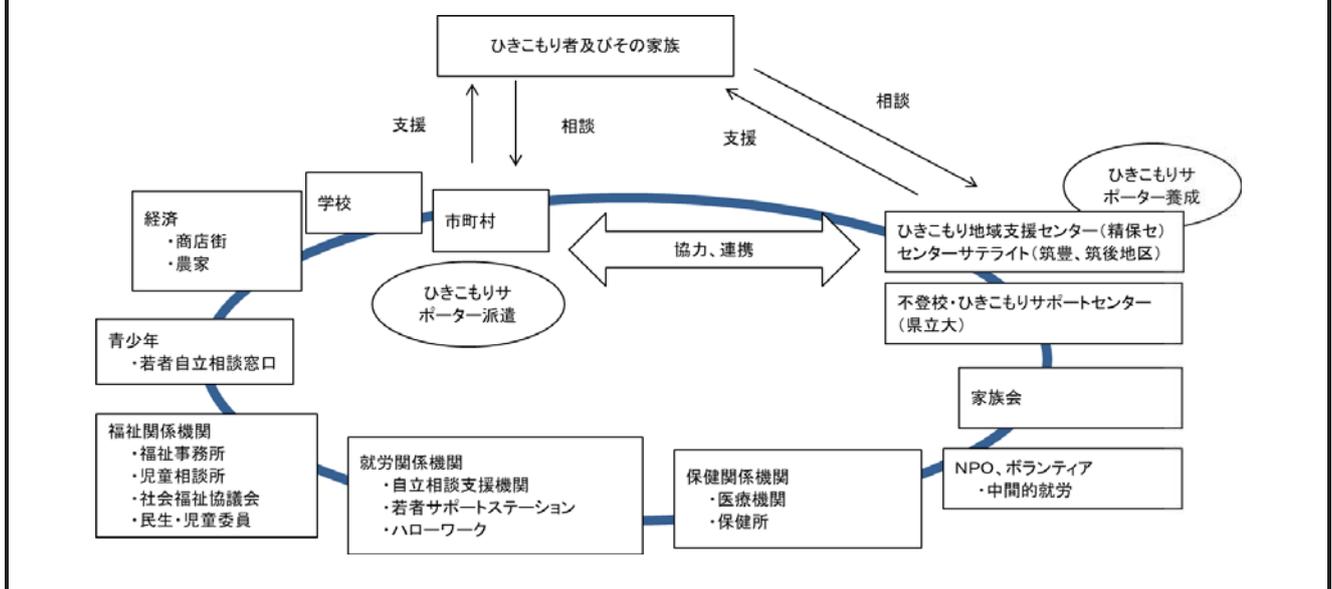
5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	2,084	3,946	4,060	時間	890	890	890
（うち一般財源）	80	2,132	2,189	人件費（千円）	3,594	3,594	3,594

6 見直しの内容	
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も計画的に依存症専門医療機関数を増やし（各保健所管内に1医療機関以上）、患者本人とその家族が専門医療機関・専門治療につながることでできる環境を整えていく必要がある。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の「依存症対策総合支援事業実施要綱」に定める依存症専門医療機関選定の要件となる研修を受けている医療機関に対し、依存症専門医療機関選定に係る申込み意思の確認等を行い、積極的な申込みを促していく。 	

事業名	ひきこもり対策推進事業		部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H22
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な取組	4	ひきこもり状態にある人への支援

1 事業のねらい・目的	「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり者及びその家族の支援を行い、早期の社会復帰を促す。																																																																																																												
2 事業概要	<p>1 ひきこもり相談・訪問支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり者及びその家族を対象とした電話相談・来所相談・訪問支援・同行支援を実施。 <p>2 人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり家族教室の開催 ひきこもり者の家族に対し、ひきこもりに対する正しい知識を普及し、家族の不安・孤立感の軽減を図るとともに、ひきこもり者への効果的な関与ができるように支援する。 ひきこもり支援関係者研修会の開催 保健福祉(環境)事務所、市町村職員等ひきこもり支援関係者のスキルアップを図るための研修を開催。 事例検討会の開催 ひきこもり者への支援を行っている保健福祉(環境)事務所等職員が、様々な事例への対応を学び、支援のスキルアップを図る。 <p>3 関係機関連携強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり対策連絡調整会議の開催(医療・福祉・教育・労働等支援関係機関の連携を強化し支援体制の充実を図る) ひきこもり地域支援センター実務者連絡会の開催(県及び政令市の地域支援センター実務者が協議し支援能力向上を図る) 保健福祉(環境)事務所等とのひきこもり対策連絡会議の開催(保健福祉(環境)事務所実務者が協議し支援能力向上を図る) ひきこもり支援者等ネットワーク会議の開催(地域支援センター、保健福祉(環境)事務所、NPO、親の会、社会福祉協議会等幅広い支援者等によるグループワークを実施し支援能力向上を図る) 福岡県若者自立相談窓口と連携して若年層ひきこもりを早期に発見し、適切な支援を実施する <p>4 ひきこもり者及び家族支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族サロンの開催(家族同士の語らいを通じて、家族の癒しや情報交換の場とし、家族の対応能力を高める。) <p>5 情報発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり相談事業のマニュアル作成 ひきこもり支援等関係団体ガイドブックの作成 ホームページの作成 																																																																																																												
<事業実績>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">家族教室</td> <td>回数</td> <td>8回</td> <td>8回</td> <td>7回</td> <td>8回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>延参加人数</td> <td>63人</td> <td>142人</td> <td>99人</td> <td>164人</td> <td>92人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家族サロン</td> <td>回数</td> <td>12回</td> <td>12回</td> <td>12回</td> <td>12回</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>延参加人数</td> <td>38人</td> <td>41人</td> <td>29人</td> <td>37人</td> <td>38人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ひきこもり支援関係者研修会</td> <td>回数</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>9回</td> </tr> <tr> <td>延参加人数</td> <td>66人</td> <td>98人</td> <td>102人</td> <td>108人</td> <td>210人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひきこもり対策連絡調整会議</td> <td>回数</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>延参加人数</td> <td>24人</td> <td>18人</td> <td>22人</td> <td>25人</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひきこもり地域支援センター実務者連絡会</td> <td>回数</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>延参加人数</td> <td>11人</td> <td>14人</td> <td>14人</td> <td>11人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉(環境)事務所等とのひきこもり対策連絡会議</td> <td>回数</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>1回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>延参加人数</td> <td>25人</td> <td>24人</td> <td>28人</td> <td>14人</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひきこもり支援者等ネットワーク会議</td> <td>回数</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>2回</td> <td>9回</td> </tr> <tr> <td>延参加人数</td> <td>62人</td> <td>60人</td> <td>56人</td> <td>113人</td> <td>210人</td> </tr> </tbody> </table>							H28	H29	H30	R1	R2	家族教室	回数	8回	8回	7回	8回	5回	延参加人数	63人	142人	99人	164人	92人	家族サロン	回数	12回	12回	12回	12回	10回	延参加人数	38人	41人	29人	37人	38人		H28	H29	H30	R1	R2	ひきこもり支援関係者研修会	回数	1回	1回	1回	1回	9回	延参加人数	66人	98人	102人	108人	210人	ひきこもり対策連絡調整会議	回数	1回	1回	1回	1回	1回	延参加人数	24人	18人	22人	25人	28人	ひきこもり地域支援センター実務者連絡会	回数	1回	1回	1回	1回	1回	延参加人数	11人	14人	14人	11人	17人	保健福祉(環境)事務所等とのひきこもり対策連絡会議	回数	3回	3回	3回	1回	-	延参加人数	25人	24人	28人	14人	-	ひきこもり支援者等ネットワーク会議	回数	1回	1回	1回	2回	9回	延参加人数	62人	60人	56人	113人	210人
	H28	H29	H30	R1	R2																																																																																																								
家族教室	回数	8回	8回	7回	8回	5回																																																																																																							
	延参加人数	63人	142人	99人	164人	92人																																																																																																							
家族サロン	回数	12回	12回	12回	12回	10回																																																																																																							
	延参加人数	38人	41人	29人	37人	38人																																																																																																							
	H28	H29	H30	R1	R2																																																																																																								
ひきこもり支援関係者研修会	回数	1回	1回	1回	1回	9回																																																																																																							
	延参加人数	66人	98人	102人	108人	210人																																																																																																							
ひきこもり対策連絡調整会議	回数	1回	1回	1回	1回	1回																																																																																																							
	延参加人数	24人	18人	22人	25人	28人																																																																																																							
ひきこもり地域支援センター実務者連絡会	回数	1回	1回	1回	1回	1回																																																																																																							
	延参加人数	11人	14人	14人	11人	17人																																																																																																							
保健福祉(環境)事務所等とのひきこもり対策連絡会議	回数	3回	3回	3回	1回	-																																																																																																							
	延参加人数	25人	24人	28人	14人	-																																																																																																							
ひきこもり支援者等ネットワーク会議	回数	1回	1回	1回	2回	9回																																																																																																							
	延参加人数	62人	60人	56人	113人	210人																																																																																																							

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ひきこもり者等来所相談・訪問支援件数（実人数）	目標		96	106	115	125	165	174
	実数	83	96	117	130	143	181	
	うち来所	81	107	110	127	167	167	
	うち訪問	15	10	20	16	14	14	

成果指標	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
来所相談・訪問支援を行った者のうち社会参加に結び付いた者の数	目標	-	15	16	17	19	21	22
	実数	14	16	16	36	25	43	

成果指標	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
地域単位のネットワーク会議を県内全域で開催（9保健所圏域）	目標	9	9	9	9	9	9	9
	実数	9						

【指標の考え方】

○ひきこもり者を社会参加に結びつけるための自立支援を行っていくことが主な目的であり、対象となるひきこもり者はひきこもり地域支援センターに来所した相談者や訪問を行った者であることから、来所相談・訪問支援件数を成果指標とする。

- ・来所相談・訪問支援件数の目標値は5年かけて現状の1.5倍の人数に対応していくものとする。平成28年度の目標値は平成25年から平成27年までの3ヶ年平均値である96人とし、平成29年度の目標値はこの1.1倍の人数である106人とし、平成30年度の目標値は96人の1.2倍である115人とする。同様に令和元年度を1.3倍、令和2年度を1.4倍、令和3年度を1.5倍とする。
- ・令和2年度から事業を拡大しているため、現在の訪問件数に政令市分（北九州市70件、福岡市86件）と同程度の増加が見込まれる。そのため、1人当たり5回訪問すると仮定した場合、実人数は30人増加するため、令和2年度の目標値を165件、令和3年度の目標値を174件とする。

○来所相談・訪問支援を行った者のうち社会参加に結びついた者の人数

- ・来所相談・訪問支援を行った者のうち、社会参加（一般就労、福祉的就労、専門学校・予備校等通学、職業訓練、ハローワーク等で求職活動）に結びついた者の人数も、成果指標に設定。

※目標については、平成26、27年度の来所相談・訪問支援実施実人数のうち社会参加に結びついた者の比率2か年の平均値である15%を用いて算出する。

○地域単位のネットワーク会議を県内全域で開催（9保健所圏域）

- ・ひきこもりの就職・社会参加の実現のためには、福祉や就労等の関係機関からなる地域レベルのプラットフォームを整備し、福祉と就労を切れ目なくつなぐことが必要であることから、R4年度以降については、市町村におけるプラットフォームの設置促進を目的とした地域（9保健所圏域）単位のネットワーク会議の開催を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

来所相談・訪問支援件数及び来所相談・訪問支援を行った者のうち社会参加に結びつく者について目標を達成できている。

- 4 有効性・効率性
- 【事業の有効性】
 - ・ひきこもり者及び家族の直接的な支援につながっている。
 - ・家族教室、家族サロンの実施により、ひきこもり者及び家族の居場所や社会復帰のきっかけを提供している。
 - ・支援関係者への研修等により、支援者のスキルアップが図られるとともに、支援センターの周知につながっている。
 - ・各種会議開催により、関係機関との連携体制が一定構築されている。

- 【事業の効率性】
 - ・支援関係者への研修実相談マニュアルにより、支援関係者をスキルアップさせ、事業の効率化を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	22,644	28,082	28,595	時間	1,225	1,225	1,225
（うち一般財源）	5,983	10,322	10,397	人件費（千円）	4,947	4,947	4,947

6 見直しの内容

（継続）（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） （一部改善） 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ひきこもりについては、身近な市町村における支援が不可欠であるが、所管課や相談窓口の明確化が進んでいないことから、市町村の相談支援体制の構築を促進する必要がある。

【見直し内容】

- ・令和3年度のひきこもり実態調査の結果を踏まえ、令和4年度は、ひきこもり地域支援センターが中心となって市の自立相談支援機関へ助言や相談対応等の強力なバックアップを行うことにより、市町村における相談支援体制の充実を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	飲酒運転撲滅条例適正飲酒指導事業 (飲酒運転違反者に対する受診等義務の履行促進事業)	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H30
-----	---	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	1	暴力団壊滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進	具体的な取組	2	飲酒運転撲滅対策の推進

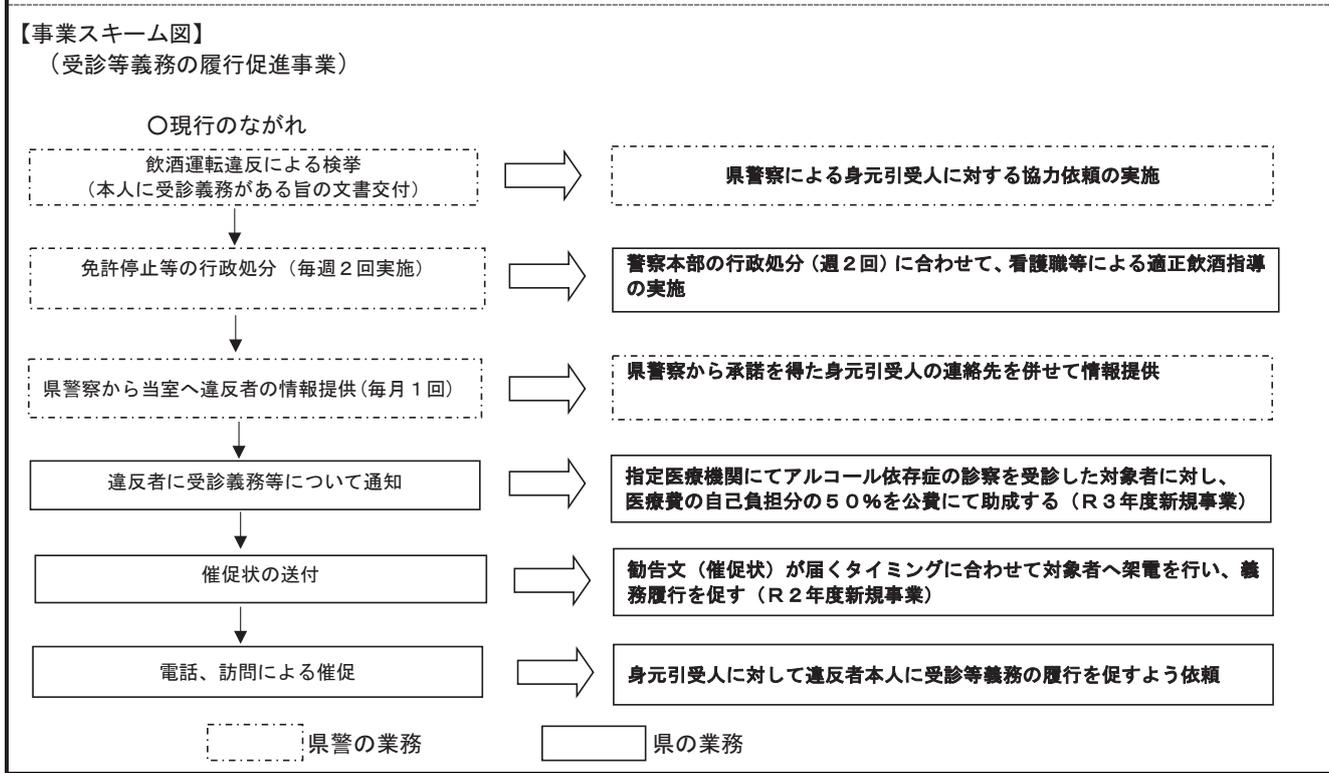
1 事業のねらい・目的

飲酒運転違反者の中には、不適切な飲酒によりアルコール依存症等を患っている者がいることから、それらの者を治療や指導に結びつけることにより、再犯を防止すること。

2 事業概要

○ 飲酒運転違反者に対する受診等義務の履行促進事業

- ・ 県警本部での週2回の行政処分に合わせて、県警による意見聴取の上、処分が決定した1回目の飲酒運転違反者を行政棟に当室職員が誘導し、その場で看護職等による適正飲酒指導を実施する。
- ・ 飲酒運転違反者が検挙された際、身元引き受けに来た身元引受人に対し、警察官から受診等義務の履行を促すよう協力依頼を行う。
- ・ 受診義務未履行者に対して催告文(催促状)が届くタイミングに合わせて、対象者へ架電を行い、義務履行を促す。
- ・ 指定医療機関にてアルコール依存症の診察を受診した対象者に対し、1人1回、医療費の自己負担分の50%を公費にて助成する。



3 事業目標等

成果指標			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
飲酒運転違反者への受診通知・指導	受診報告義務履行率(累計)	1回目違反者	目標	実績	100%	100%	100%	100%	100%
					50.2%	59.5%	59.6%	61.0%	

【指標の考え方】

- ・ 飲酒運転違反者の中には不適切な飲酒によりアルコール依存症等を患っている者がいることから、それらの者を治療や指導に結びつける。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○ 1回目の飲酒運転違反者の受診報告義務履行率は目標を下回っている。

- ・ 飲酒運転違反者に対する義務通知の際に条例について周知を図っているが、中には規範意識の低い違反者がみられ、その者に対する催促(文書、電話等)について十分な効果が得られていない。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・受診報告義務履行率（累計）が上昇している。 ・飲酒運転違反者等に対し、飲酒に関する正しい知識の習得を始めとするアルコールの問題について情報提供できている。 ・アルコール依存症が疑われる者に対する医療機関の受診勧奨を行い早期発見・早期治療につなげている。
	【事業の効率性】 ・県警察本部で実施される違反者等の聴聞日に合わせて、当室職員が飲酒運転撲滅条例の受診義務等について説明することにより、参加者の約9割を適正飲酒指導につなげている。 ・条例に基づく指定医療機関を県内13の全保健医療圏域26医療機関に拡大し、身近な地域での受診機会の充実を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	5,163	5,844	5,844	時間	4,125	4,125	4,125
（うち一般財源）	5,163	5,844	5,844	人件費（千円）	16,657	16,657	16,657

6 見直しの内容			
<p style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>			
【上記の理由】 ・不適切な飲酒の影響によるアルコール健康障がい、本人の健康問題であるだけでなく、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等、家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いため、飲酒運転違反者に対し引続き啓発を実施する必要がある。 ・飲酒運転事故発生件数は、令和2年111件（前年同月－22件）で全国ワースト7位という状況である。飲酒運転違反者等の中にはアルコール依存が疑われる者や飲酒行動に問題がある者が相当数存在することから、アルコール依存症に関する診察などの受診機会の充実を図る必要がある。			
【見直し内容】 ・県警察本部と連携して受診義務等の周知に努め、飲酒運転違反者等の受診等適正な飲酒指導を促進するとともに、受診費用の助成制度を活用して治療への誘導を図る。			

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	災害派遣精神医療チーム整備事業	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	R1
-----	-----------------	-------	------------------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	29	地域防災力と危機管理の強化
	小項目	1	地域防災力と危機管理の強化	具体的な 取組	2	災害対応力の強化

1 事業のねらい・目的
 県内の大学病院や民間の精神科医療機関と連携し、DPATの派遣体制の充実を図る必要がある。
 また、精神科病院にふくおかDPATを派遣したり、疲弊している医療従事者へのこころのケアを行うことで、各病院の精神科医療機能を補完・維持する。

2 事業概要

① ふくおかDPAT運営委員会の開催 (年2回)
 委員構成：福岡県、政令市、太宰府病院、県内4大学病院、県精神科病院協会など
 協議内容：ふくおかDPATの研修の企画、活動マニュアル等の作成、DPAT活動の検証など

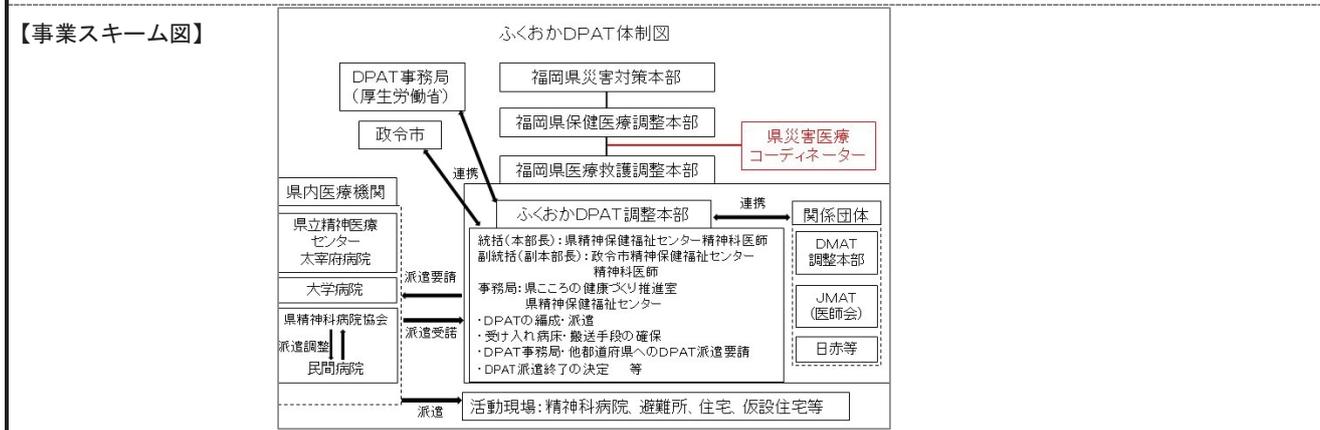
② ふくおかDPAT派遣人材養成にかかる研修
 ア 県主催研修の実施
 対象：精神科医師、看護師、事務職員等を対象とし、1回につき75名程度 (1チーム3名×25チーム)
 内容：ふくおかDPAT隊員としての基本的な知識と技能の習得・維持、DPATの役割と関係機関との連携、EMISS (広域災害救急医療情報システム) 実習、災害演習 (被災病院支援、避難所支援等)
 イ 国等が主催する研修への県内医療機関の参加
 対象：厚生労働省DPAT事務局が実施する先遣隊研修 (2泊3日、1チーム) 年2回

③ ふくおかDPATの活動に要する資機材の整備
 資機材：ライティングシート、地図、パソコンソフト等

④ ふくおかDPAT隊員の事故等への補償
 ふくおかDPAT隊員を対象とした傷害保険への加入

⑤ 新型コロナに係る精神科病院支援
 累計8チームのDPATを県内の医療機関等に派遣し、不足する医療従事者を補完することで病院の精神科医療機能を維持

⑥ 新型コロナに係る医療従事者のこころのケア
 新型コロナ患者を受け入れた医療機関に、必要に応じて精神科医師・保健師を派遣し、従事者の心の健康に関する支援を行う



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
災害派遣精神医療チーム指定数	目標	—	55	55	55	55	55
	実績	5	45	49			

【指標の考え方】

- 1週に出動するのは最大4チーム、活動期間が6ヶ月(27週間)程度に及ぶことを想定すると、55チームの整備が求められる(1チーム2回出動を想定)。
- 隊員の異動や転勤によりチーム数が減る可能性があるため、55チームの維持を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- R2は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、県主催研修が中止となったため目標未達となった。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により新規に49ものチームが養成されるなど、災害時の精神医療体制が大きく整備された。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修を政令市と共催することで、経費節減につなげている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	2,544	8,627	4,177	時間	784	784	784
（うち一般財源）	0	1,688	1,558	人件費（千円）	3,166	3,166	3,166

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 <input checked="" type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 </p>		
【上記の理由】	<p>・近年、本県や近隣県が被災する災害が毎年発生しており、南海トラフ巨大地震も今後30年以内に発生する確率は70-80%程度とされているなど、次の災害がいつ発生してもおかしくない状況であり、常に災害時の精神医療体制の整備を図る必要がある。</p>		
【見直し内容】	<p>・「新型コロナに係る精神科病院支援」及び「新型コロナに係る医療従事者のこころのケア」は、令和3年度をもって事業終了。</p>		

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	がん対策推進事業 (福岡県がん診療連携拠点病院の機能強化、 県指定がん診療拠点病院の整備)		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課		事業 開始年度	H22
-----	---	--	-------	-----------------------	--	------------	-----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、 子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供	
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な 取組	2 3 4	患者本位のがん医療の実現 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 働く世代のがん患者支援の充実	

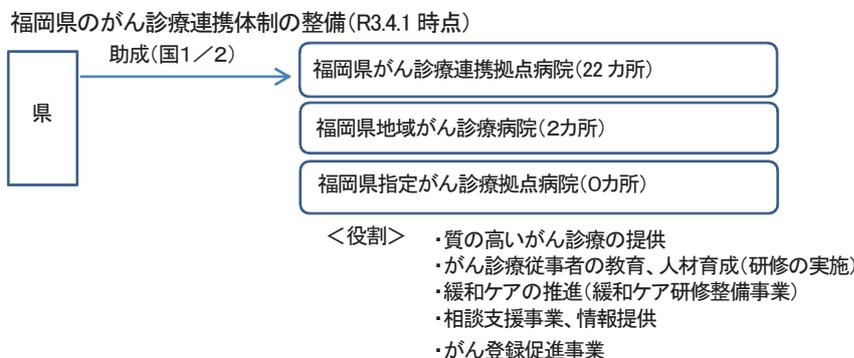
1 事業のねらい・目的

がん診療連携拠点病院等を整備、機能強化することにより、がん医療水準の向上、均てん化を図り、死亡率の逓減をめざす。

2 事業概要

1 がん診療連携拠点病院等の機能強化
 (1) がん診療連携拠点病院等機能強化事業
 ・がん診療専門医療従事者等の育成 (医師、診療放射線技師、看護師等を対象とした研修会の実施)
 ・がん診療医療従事者指導者の育成 (緩和ケア、がん化学療法医療チーム養成指導者等研修への派遣)
 ・がん相談支援事業 (相談支援センター)
 ・がん診療従事医師の緩和ケア研修整備事業
 ・院内がん登録促進事業
 2 福岡県指定がん診療拠点病院の整備
 (1) 福岡県指定がん診療拠点病院の創設
 ・高度ながん診療提供体制を向上させるため、福岡県知事が指定する病院制度を創設
 ・指定要件：国指定の拠点病院と同様
 ・院内がん登録の実施、地域がん医療従事者への研修実施
 (2) がん診療従事医師の緩和ケア研修整備事業
 ・多くのがん診療に携わる医師が受講しやすい緩和ケア研修会の体制整備
 3 福岡県がん登録事業
 ・拠点病院及び県指定病院が行う院内がん登録を実施し、登録データを県拠点病院 (九州大学病院) において分析・評価を行う。
 ・がん診療に携わる医師等に対して、がん登録の精度向上のための研修会を実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口10万対の75歳 未満年齢調整死亡率	目標	-	98.8	96.8	94.8	92.8	90.7	88.7	86.7	84.7	82.6	80.6	78.6	78.6 以下	-	-	-	-	-	72.3
	実績	100.8	97.2	94.3	93.5	89.0	87.6	88.9	86.0	84.6	83.9	82.7	80.5	80.3	74.4	74.9	/	/	/	/

平成29年度に策定した「第3期福岡県がん対策推進計画 (H30年度～R5年度)」において6年間で10%減少としている(基準年: H29 (80.3))。

【指標の考え方】

・第3期福岡県がん対策推進計画 (平成30年3月策定) では、「がんによる死亡率 (75歳未満年齢調整死亡率) を6年間で10%減少」を目指すこととしている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・がん予防・がん検診の受診率及びがん医療水準の向上により、人口10万対の75歳未満年齢調整死亡率は、平成30年度から令和元年度については僅かに上昇しているが、近年は年々低下傾向となっている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> がん相談支援センターの設置・相談体制の充実、並びに専門的な緩和ケアを行う体制を充実させることにより、がん患者への情報提供や支援の充実が可能となり、安心してがんの治療が受けられる診療体制の整備につながる。 国指定がん拠点病院だけでなく、医療の提供が不足する地域に、国指定の拠点病院と同様の県指定がん診療拠点病院を設置することにより、福岡県のがん医療の均てん化、高度ながん診療提供体制の整備を図ることができる。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 国指定がん拠点病院等と福岡県指定がん診療拠点病院が、がん医療に関する情報共有や連携をとることで、地域におけるがん医療従事者の人材育成や専門ながん診療機能の充実を効率的に図ることができ、地域全体におけるがん医療水準の向上が拡がる効果が期待できる。

5 事業費 (千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	55,985	56,420	56,286	時間	1,776	1,776	1,776
(うち一般財源)	27,766	28,212	28,145	人件費 (千円)	7,172	7,172	7,172

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> 国は、平成30年度にがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（以下、「新指針」という）を新たに発出した。この指針に定められている指定要件を充足している医療機関を拠点病院又は地域がん診療病院等に指定し、整備することで標準的な治療の提供、緩和ケアの実施、がん相談支援センターの設置により医療の均てん化を図ることとしている。 県民が安心してがん医療が受けられることができるよう、今後も引き続き本事業を継続する必要がある。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> R3.4.1より、新たに「原三信病院」「福岡赤十字病院」「福岡和白病院」を地域がん診療連携拠点病院として国に指定された。 国の患者体験調査(平成30年)によると、がん相談支援センターを認知していないと回答された割合が33.6%に上り、相談を必要とするがん患者に対し、がん相談支援センターの周知が課題である。令和3年度より新たに指定を受けた病院を含めたがん相談支援センターについて、県民に対する講演会の場や県庁ロビー展での周知に取り組む。

事業名	がん検診受診率向上対策事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な 取組	2 3 4	患者本位のがん医療の実現 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 働く世代のがん患者支援の充実

1 事業のねらい・目的

- ・全国に比べ低位であるがん検診受診率を向上させるため、県民、患者会や企業、政令市と連携し、受診促進の啓発活動を行っていくことが必要。
- ・企業等での出前講座を実施し、がん検診受診促進の取組を行う。

2 事業概要

(1) がん検診推進事業

- ①「働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」の登録事業所における受診率は、県全体の受診率に比べて高いことから、当該事業への登録を増やし、その取組みに対する支援を充実させることで、県全体の受診率向上を図るもの。
(内容) … 「働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」への支援
 - ・電子メールを活用した情報提供
 - ・がん検診啓発資材の無償提供
- ②「がん対策基本法」の策定や「福岡県がん対策推進計画」の改訂を好機と捉え、県民、事業所、市町村、県が一丸となってがん検診の受診率向上に取り組む機運の醸成を図るため、「働く世代をがんから守るがん対策推進大会」を開催。
(内容) … 登録事業所による優良事例発表
 - ・著名人によるトークショー
 - ・がんに関する基調講演

(2) 企業と連携したがん予防啓発事業

- がん予防の取組を行う企業等と県が「福岡県がん対策推進企業等連携協定」を締結し、検診の受診促進を図る。
(協定企業等)
百貨店、銀行、放送局、新聞社、ホテル、保険会社等
(協定企業等への支援)
- ・がん検診等に関する情報提供
 - ・研修への講師の派遣
 - ・協定企業等におけるがん対策を推進するリーダー養成研修会の開催
 - ・県のHPや広報誌への協定企業等の名称や取組み等の掲載
 - ・協定企業等の商品や広告に協定企業である旨の表示を認める

(3) がん検診啓発事業

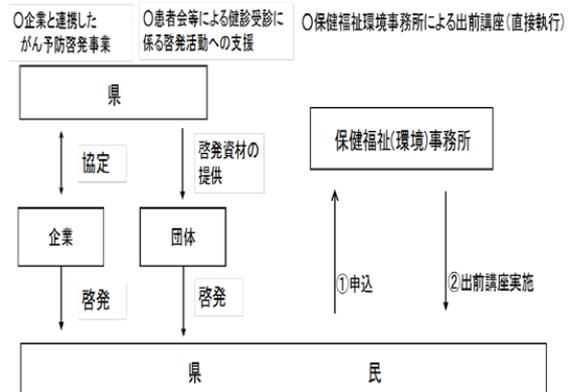
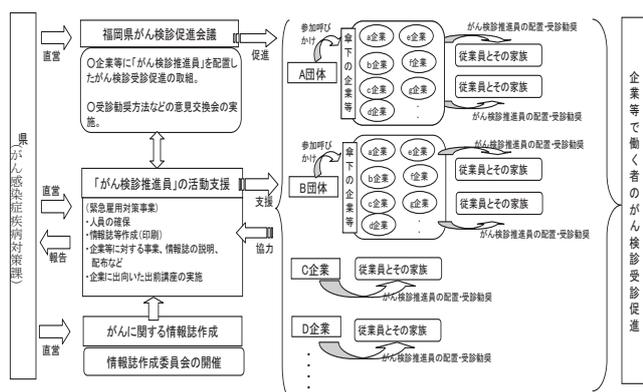
- 患者会等による検診受診に係る啓発活動への支援
(内容) … リフレットなどの啓発資材を県が作成し、患者会等に提供
- ・保健福祉環境事務所による出前講座の実施(各8回)
 - ・県・市町村職員合同会議(研修会)の実施(年1回)

(4) がん検診受診率向上事業

- 外部講師による中学校における講演会の実施
(内容) … 命の尊さ、家族等への思いやりを伝え、学んでもらうため、「がん」を題材として講演する外部講師を県下の中学校へ派遣する。
- ・県下の市町村の全中学校205校(政令市除く)で実施(約40校/年×5か年)
 - ・外部講師に対する研修の実施(年2回)
 - ・生徒が講演で感じた想いをメッセージカードに記入し、親等大切な人へ伝え、がん検診の受診を勧奨

【事業スキーム図】

福岡県がん検診推進事業(がん検診受診率向上対策)概要図



3 事業目標等

成果指標			H25	H28	R1	R2	R3	R5 (目標)
各がん検診の受診率	胃	目標	—	—	—	—	—	50.0%
		実績	36.4%	38.2%	40.5%	—	—	—
	肺	目標	—	—	—	—	—	50.0%
		実績	36.2%	40.9%	44.5%	—	—	—
	大腸	目標	—	—	—	—	—	50.0%
		実績	32.1%	36.4%	38.5%	—	—	—
	子宮	目標	—	—	—	—	—	50.0%
		実績	40.0%	37.9%	39.6%	—	—	—
	乳	目標	—	—	—	—	—	50.0%
		実績	39.4%	40.9%	44.3%	—	—	—

※国民生活基礎調査による3年ごとの受診率（次回はR4年調査）

【指標の考え方】

平成29年度に策定した「福岡県がん対策推進計画（H30年～R5年度）」において「各がん検診の受診率50%以上」を目標としている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

がん検診受診率は、令和元年度の調査では、平成28年度に比べて5がん（胃、肺、大腸、乳、子宮頸）全てで増加しているが、目標には達していない。令和元年度のがん対策・たばこ対策に関する世論調査では、検診に行かない理由として、「時間がないから」、「健康に自信があり必要性を感じないから」、「いつでも病院に行けるから」などの順になっている。

4 【事業の有効性】

がん検診に積極的な県内の事業所を募集・登録し、その取組みに対する支援を充実させることで、県全体のがん検診受診率の向上を図ることができる。

【事業の効率性】

営業活動での顧客訪問など、県民と接することの多い生命保険会社等と連携協定を締結することで、福岡県のがん検診に関する情報を掲載したチラシ等を効率よく県民に配布することができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	3,333	11,055	9,225	時間	977	977	977
（うち一般財源）	1,667	5,529	4,614	人件費（千円）	3,946	3,946	3,946

6 見直しの内容

継続（拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

国民生活基礎調査の結果より、福岡県のがん検診受診率は依然として全国的に比べ低いことが明らかになっている。がん検診受診率の低い「働く世代」へ働きかけることは、がん検診受診率の向上に寄与すると考えられる。

年齢階級別受診率(福岡県)

	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上
胃がん	—	—	4.3%	4.6%	7.3%	10.2%	10.8%	3.5%
大腸がん	3.1%	3.0%	3.3%	4.1%	6.4%	10.3%	13.0%	5.3%
肺がん	2.6%	2.4%	2.5%	3.1%	5.2%	9.0%	11.4%	3.9%

令和元年度地域保健・健康増進事業報告

【見直し内容】

「ふくおか健康づくり県民運動」と一体となった取り組みや、がん対策推進企業連携協定企業及び包括提携協定企業と連携し広く啓発などに取り組み、「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」への参加登録事業所数の更なる拡大を図るとともに、労働者とその家族（特に配偶者）のがん検診受診率の向上を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、県民のがん検診受診控えが続くことが懸念されるため、本県出身の著名人を活用した受診啓発や、誘い合っながん検診を受けることに対するインセンティブの付与、九州各県、大学、企業等と連携した事業等を実施することで、県民の行動変容を促し、コロナ禍での受診控えのマイナスイメージの一新を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	がん患者就労相談支援事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H29
-----	--------------	--	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	2 3 4	患者本位のがん医療の実現 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 働く世代のがん患者支援の充実

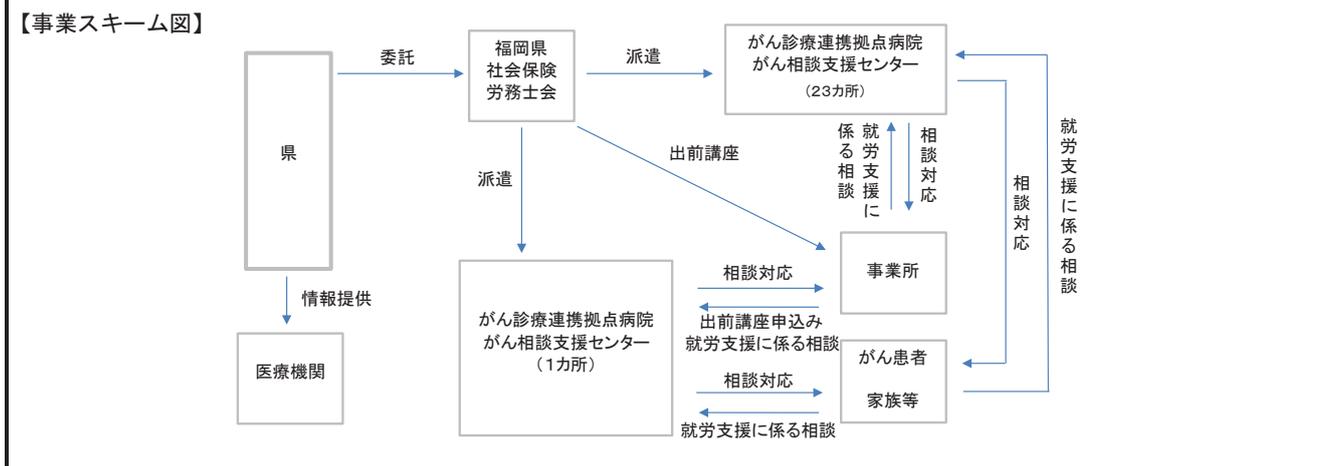
1 事業のねらい・目的

○ 就労に関する相談支援体制の充実により、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。
○ がん患者が治療をしながら働き続けられる環境を整備することで、事業所も知識や経験を有する人材を失うことなく活用することができる。

2 事業概要

県内の「がん相談支援センター」のうち1か所に社会保険労務士(以下、「社労士」という)を「就労支援アドバイザー」として派遣し、がん患者、その家族からの就労相談に対する支援等を強化する。

① 就労支援アドバイザーが、県内のがん相談支援センターに出張し、就労相談に対応。新規の就職あっせんの場合は、ハローワークへ紹介する。
② 事業所を対象に、「仕事と治療の両立」のための出前講座を実施。
③ 就労相談の際に社労士に円滑につなげるための「就労相談マニュアル」を作成し、がん相談支援センターの相談員が活用。
④ 医療機関やがん患者に対し、がん治療と仕事の両立に関する情報提供や相談窓口を周知。(ポスター、ちらし作成・配布)



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
拠点病院等における仕事・就労に関する相談件数	目標	750件	750件	750件	750件	750件
	実績	1,547件				

【指標の考え方(R2~)】

- 当該事業は、県内のがん診療連携拠点病院等(以下、拠点病院等)の1か所に社労士を派遣し、がん患者等からの就労相談に対応。また、他の23カ所の拠点病院等においても定期的に社労士を派遣し、就労に関する相談支援を実施するため、事業の指標として、「拠点病院等における仕事・就労に関する相談件数」を設定する。
- 令和2年度以降、平成30年実績値(751件)を維持することを目標とする。
※令和元年度実績については、新型コロナウイルス感染症の影響により、算出根拠としているがん診療連携拠点病院の現況報告書の提出が省略されたため、不明。

成果指標		H29	H30	R1
社会保険労務士による相談件数	目標	270件	350件	350件
	実績	319件	824件	291件

【指標の考え方(~R1)】

- 当該事業は、県内の拠点病院等の1か所に社労士を派遣し、がん患者等からの就労相談に対応する。また、他の18カ所には依頼に応じて派遣し、就労に関する相談支援を実施するため、事業の指標として、相談件数を設定する。
- 19カ所のがん相談支援センターの相談件数が年間(H27年)23,703件あり、就労に関する相談は全体の約1.5%程度であることから、 $23,703 \times 1.5\% = 356件 \div 350件$ を目標とする。
なお、事業初年度のH29年度は事業実施期間が9ヶ月分であったため、 $350件 \times 9/12$ で換算している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和2年度は目標件数に達しているものの、引き続きがん相談支援センターについて、県民に対する講演会の場や県庁ロビー展での周知に取り組んでいく。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 社会保険労務士が社会保障制度（傷病手当金や障がい基礎年金）を説明し、事業所の就業規則を確認した上で、勤務・休暇制度について助言をすることにより、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。
	【事業の効率性】 就労に関する相談支援体制を充実することにより、治療をしながら働き続けることができ、がん患者の生活の質の向上を図ることができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	6,904	3,834	3,699	時間	488.5	488.5	488.5
（うち一般財源）	3,452	1,917	1,850	人件費（千円）	1,973	1,973	1,973

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止)		
【上記の理由】	<p>第3期福岡県がん対策推進計画において、「働く世代のがん患者支援の充実」は全体目標の1つの柱と位置付けている。がん患者が働きながら治療を受けられる環境を整備し、がんになっても働くことができる社会の構築を図る。</p>		
【見直し内容】	<p>がん診療連携拠点病院の広報媒体（院内テレビや院内放送）の活用や出張相談会の開催、がん診療連携拠点病院の医療従事者に対する就労支援の院内研修を実施し、事業の周知を図るとともに、就労支援アドバイザーが常駐している九州がんセンター以外のがん診療連携拠点病院等に対しても就労支援アドバイザーを定期的に派遣し、患者・家族が相談しやすい体制の強化を図る。</p> <p>また、がん患者が外来受診に来た際に医師や看護師からがんの治療と仕事の両立や本事業について案内を行うよう、各がん診療連携拠点病院に依頼する。</p>		

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	がんの治療と仕事の両立支援事業	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H30
-----	-----------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	2 3 4	患者本位のがん医療の実現 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 働く世代のがん患者支援の充実

1 事業のねらい・目的

○ 就労に関する相談支援体制の充実により、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。
○ がん患者が治療をしながら働き続けられる環境を整備することで、事業所も知識や経験を有する人材を失うことなく活用することができる。

2 事業概要

治療と仕事の両立支援員(社会保険労務士)による、事業主や人事労務担当管理職に対する意識改革を行い、事業所の就労環境の整備にかかる支援を行う。

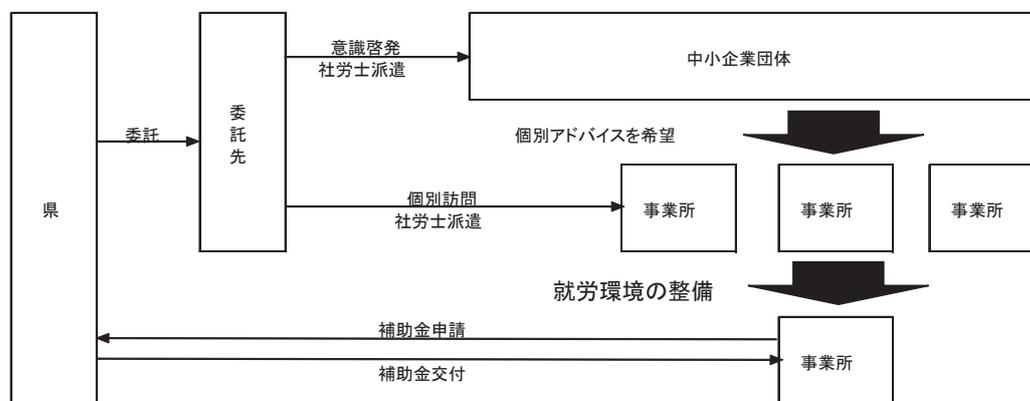
(1) がん患者の就労継続のための事業主、管理職の意識啓発の促進

① がん患者の就労継続のための事業主、管理職の意識改革の促進
支援員を働き方改革に積極的に取り組んでいる企業が集まる場に派遣し、事業主や人事労務担当管理職に対し、就業規則を見直したモデル事例や両立支援の意義を説明。説明後に、個別アドバイスが必要か否かを把握。

② 個別アドバイザー派遣
①で個別アドバイスを受けたいと回答した事業所に対し、当該事業所の就業規則を見て、具体的な見直し(深夜勤務、時差出勤、半休制度等の導入等)の方針についてアドバイスを実施。また、両立支援に伴う就業規則の見直し等に要する経費補助の詳細を説明。

(2) がんの治療・介護と仕事の両立を可能とする就労環境の整備支援
がんの治療と仕事の両立を支援するため、従業員のがんの治療と仕事の両立を支援するため、在宅勤務環境の整備やがん患者の新規雇い入れ等、就労環境の整備に要する費用について助成。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R3	R4	R5
がん患者が治療と仕事を両立しやすい職場環境について配慮している事業所数	目標	100社	100社	100社
	実績			

【指標の考え方(R3~)】

・両立支援アドバイザーを派遣した事業所(各年度200件)において、がん患者が治療と仕事を両立しやすい職場環境について配慮している事業所が50%以上(100社)となることを目標とする。

成果指標		H30	R1	R2
個別事業所へのアドバイザー派遣数	目標	200件	200件	200件
	実績	171件	177件	132件
就業規則の見直し	目標	100件	50件	50件
	実績	8件	42件	46件

【指標の考え方（～R2）】

- ・中小企業団体の定例会等に向いた説明会で、事業主の意識の向上を図り、病気休暇制度のないがん登録事業所(※) (約1,300社)の半数程度の事業所数(650社≒200社/年×3年)を目安にアドバイザーを派遣する。
- ・アドバイザーを派遣した事業所の1/4程度が、就業規則の見直しを行うことを目指す。
(※)従業員やその家族に対して、がん検診の受診促進に取り組む事業所

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R2年度は、商工会等を通じた事業所への周知や「子育て・介護応援宣言登録企業」へのメールマガジン送付による周知を実施し、助成件数は増加したが、就業規則の見直しを必要とする業種への集中的な周知が及ばず目標件数に届かなかった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 治療と仕事の両立支援員（社会保険労務士）が事業主や人事労務担当者の意識改革を行い、事業所の就労環境の整備することにより、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。</p>
	<p>【事業の効率性】 がん患者が働きやすい環境を整備することにより、治療をしながら働き続けることができ、がん患者の生活の質の向上を図ることができる。</p>

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	10,494	11,683	11,172	時間	488.5	488.5	488.5
（うち一般財源）	7,516	8,217	7,711	人件費（千円）	1,973	1,973	1,973

6 見直しの内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

第3期福岡県がん対策推進計画において、「働く世代のがん患者支援の充実」は全体目標の1つの柱と位置付けている。がん患者が働きながら治療を受けられる環境を整備し、がんになっても働くことができる社会の構築を図る。

【見直し内容】

商工会や個別アドバイザー派遣等を通じて、建設業や医療、福祉業など就労環境の整備が必要な業種への更なる周知を実施し、在宅勤務環境の整備やがん患者の新規雇い入れ等、就労環境の整備に要する経費助成の活用を促す。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	小児・AYA世代の末期がん患者に対する療養支援事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	2 3 4	患者本位のがん医療の実現 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 働く世代のがん患者支援の充実

1 事業のねらい・目的

40歳未満の末期がん患者が、介護サービスが受けることができる体制を整備することにより、本人及び家族の身体的、経済的負担を軽減し、安心して地域で療養生活を送ることができる。

2 事業概要

○小児・AYA世代 (AYA (Adolescent and Young Adult) 世代は、15~39歳の思春期世代と若年世代をいう) の末期がん患者に対し、療養支援のサービスを提供した市町村に補助を行う。

<対象者> 40歳未満の末期がん患者 (※1)

<対象となるサービス> ①訪問介護 ②福祉用具貸与・購入 (20歳から40歳未満 (※2)) ③訪問入浴介護

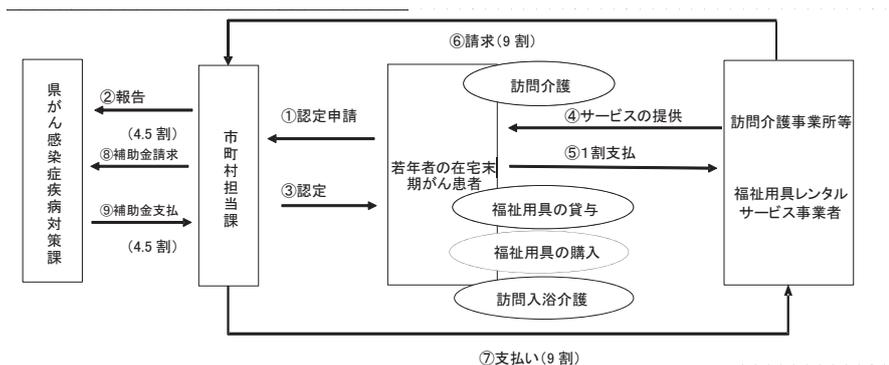
<支給限度額> 60,000円 (月額)

<経費負担> 患者1/10、市町村4.5/10、県4.5/10

※1 治癒困難で余命が概ね6ヶ月未満の者

※2 0歳から19歳のうち、小児慢性特定疾病医療受給者は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を活用

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5
制度導入の市町村数	目標	10	15	30	45	60
	実績	6	15	20		

(※) 令和3年10月時点

【指標の考え方】

県が市町村に対する助成制度を創設することにより、助成する市町村が拡大し、5年間で全市町村が実施することを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度は目標の市町村数に達しているものの、引き続き、市町村へ直接説明に伺う等、事業の必要性や制度導入市町村の状況を周知し、県内全市町村での実施を目指す。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 40歳から64歳の介護保険の第2号被保険者では、末期がん等の場合には介護保険が利用できるが、40歳未満の小児・AYA世代のがん患者は、介護保険のサービスを受けることができない。 県政モニターアンケート「終末期の療養場所に関する希望」（平成23年度調査）では、86.5%の人が「自宅で療養したい」と回答している。 本人及び家族の身体的、経済的負担の軽減を図るため、40歳未満の末期がん患者が、介護サービスを受けることができる体制を整備する必要がある。</p>
	<p>【事業の効率性】 当該事業は、介護保険制度準じた介護サービスを利用するものである。介護保険制度の実施主体である市町村と県が共同で事業を実施することにより、利用者の地域の状況に応じたサービスの提供が可能である。また県が市町村に対する助成制度を創設し双方で事業に取り組むことで、県並びに市町村における財政負担の軽減が図られる。</p>

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	201	6,637	6,637	時間	830	830	830
（うち一般財源）	201	6,637	6,637	人件費（千円）	3,352	3,352	3,352

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】 令和2年度における制度導入の市町村数は15市町であり、令和3年度10月時点では20市町が制度導入している。さらに令和4年度の事業実施に向けて検討している市町村もある。 40歳未満の末期がん患者及びその家族の身体的、経済的負担を軽減し、安心して地域で療養生活を送ることができる体制整備を進めるため、引き続き事業を実施する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】 患者家族・医療関係者のニーズにより、令和3年度から対象となるサービスに「訪問入浴介護」を追加しているため、既実施市町村のうち、「訪問入浴介護」を対象としていない市町村に対し、制度拡充を促す。 導入していない市町村に対し、制度導入における課題等のヒアリングを行うとともに、既に制度を導入している市町村の執行体制や患者ニーズを伝えることで、制度導入を支援していく。</p>

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

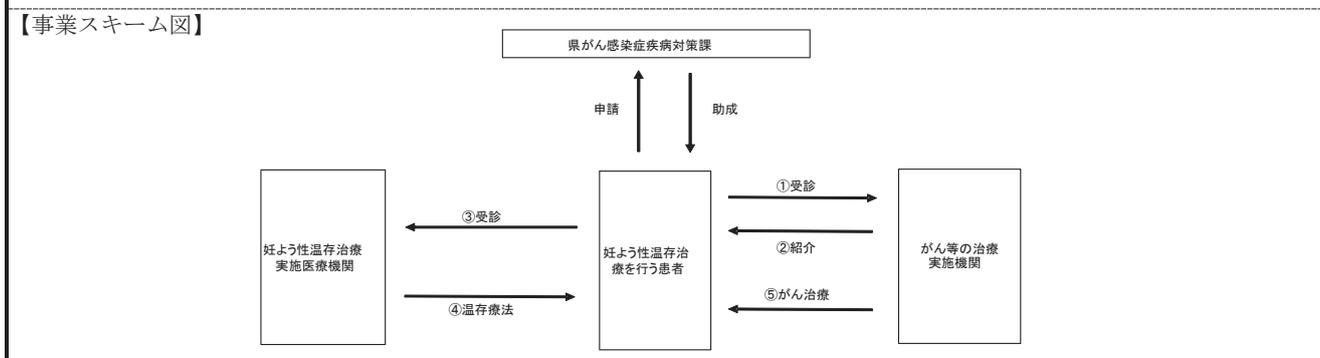
事業名	小児・AYA世代のがん患者等妊孕性温存支援事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課		事業 開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供	
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	2 3 4	患者本位のがん医療の実現 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 働く世代のがん患者支援の充実	

1 事業のねらい・目的

将来、子どもを持つことを望む小児・AYA世代 (AYA (Adolescent and Young Adult) 世代は、15~39歳の思春期世代と若年世代をいう) のがん患者等に対し、生殖補助医療を用いた妊孕性温存治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

2 事業概要

○小児・AYA世代の妊孕性温存治療を行う患者に対して、直接その費用を助成する。
 <対象者> (以下の要件全てを満たす者)
 ア 妊孕性温存治療費助成申請日において、県内に住所を有する者
 イ 以下のいずれかに該当する者
 (1) 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」に基づきがん治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された者
 (2) 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患の者
 (3) 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患の者
 (4) アルキル化剤が投与される非がん疾患の者
 ウ 妊孕性温存治療による凍結保存時における年齢が43歳未満の者
 エ 福岡県が指定する指定医療機関において妊孕性温存治療を受けた者
 オ 申請を行う妊孕性温存治療について、不妊治療費助成事業に基づく助成を受けていない者
 <補助対象経費>
 精子、卵子、卵巣組織の採取・凍結及び受精卵の凍結に要する費用 (初回の保存料含む) とする。ただし、入院費、入院時の食事代、証明書などの文書料等、温存治療に直接関係のない費用、凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。
 <補助額>
 精子の採取・凍結 2.5万円、精巣内精子の採取・凍結 35万円、未受精卵子の採取・凍結 20万円、受精卵 (胚) の凍結 35万円、卵巣組織の採取・凍結 40万円 (費用の1/2程度) を上限として、1人につき2回を限度とする。



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5
助成件数	目標	45	45	45	45	45
	実績	14	42	5 (※)		

※令和3年10月末時点

【指標の考え方】
 新たにかんと診断された、県内の43歳未満のがん罹患者の数 (平成24年地域がん登録) 男性457人 (A)、女性1,399人 (B) に対し、本県の小児がん拠点病院 (九州大学附属病院) において、平成27年にかんと診断された患者 (0~39歳) のうち、妊孕性温存目的の治療を実施若しくは照会した割合 2.4% (C) を乗じたものを年間の目標値とする。
 対象者数推計: 男性 (A) × (C) = 11人 / 女性 (B) × (C) = 34人

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 事業の案内リーフレットを作成し医療機関や市町村等の関係機関に配布し周知をするとともに、がん診療連携拠点病院等で構成される協議会において、事業実施の報告及び周知の協力依頼を行ったものの、がん等の治療を行う主治医まで浸透せず、目標の達成に至らなかった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 精子凍結保存や受精卵（胚）や未受精卵子の凍結保存といった生殖医療を用いた妊よう性温存治療は高額であり、医療保険の適用外である。 妊よう性温存治療に要する費用の一部を助成することで経済的負担を軽減することができ、小児・AYA世代のがん患者等が希望を持ってがん治療に取り組むことができる。</p>
	<p style="text-align: center;">< 生殖補助医療を用いた妊よう性温存治療に係る費用の目安 ></p> <p>(1) 精子採取・凍結: 約5万円 (2) 卵子採取・凍結: 約35万円 (3) 卵巣採取・凍結: 約60万円 (4) 卵子採取・体外受精・受精卵凍結: 約40万円 (5) 卵子採取・顕微鏡受精・受精卵凍結: 約45万円 (6) 凍結保存した場合の更新料: 約2～6万円/年</p>
	<p>【事業の効率性】 当該事業を県が実施主体として行うことで、事業の開始時期を県内一律にすることができる。</p>

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	5,633	9,493	9,474	時間	930	930	930
（うち一般財源）	5,633	4,747	4,737	人件費（千円）	3,756	3,756	3,756

6 見直しの内容	<p> <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>		
【上記の理由】	<p>AYA世代発症のがんサバイバーの抱える悩みとして、「AYA世代がん医療に関する包括的実態調査」によると、「不妊治療や生殖機能に関する問題」が「今後の自分の将来のこと」に次いで第2位になっている。 令和2年度の助成実績は42件であり、患者ニーズがある。令和3年10月末時点においては、5件である。 このようなことから、将来、子どもを持つことを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望を持って治療に取り組むことができるよう、引き続き事業を実施する必要がある。</p>		
【見直し内容】	<p>医療機関や市町村等の関係機関にリーフレット等を活用し周知をするとともに、特に患者等と接する機会の多い、がん等の治療の主治医に対し、がん診療連携拠点病院等の協議会等を通じて、事業の周知を図る。</p>		

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	肝炎対策事業 (肝炎ウイルス無料検査)		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H22
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	6 7	難病及び小児慢性特定疾病を有する方の生活の質の維持向上 難病に関する医療提供体制の確保

1 事業のねらい・目的

肝炎ウイルス検診機会の拡大と検診後のフォロー体制を確立し、肝炎ウイルス陽性者の早期発見、早期治療を促進する。

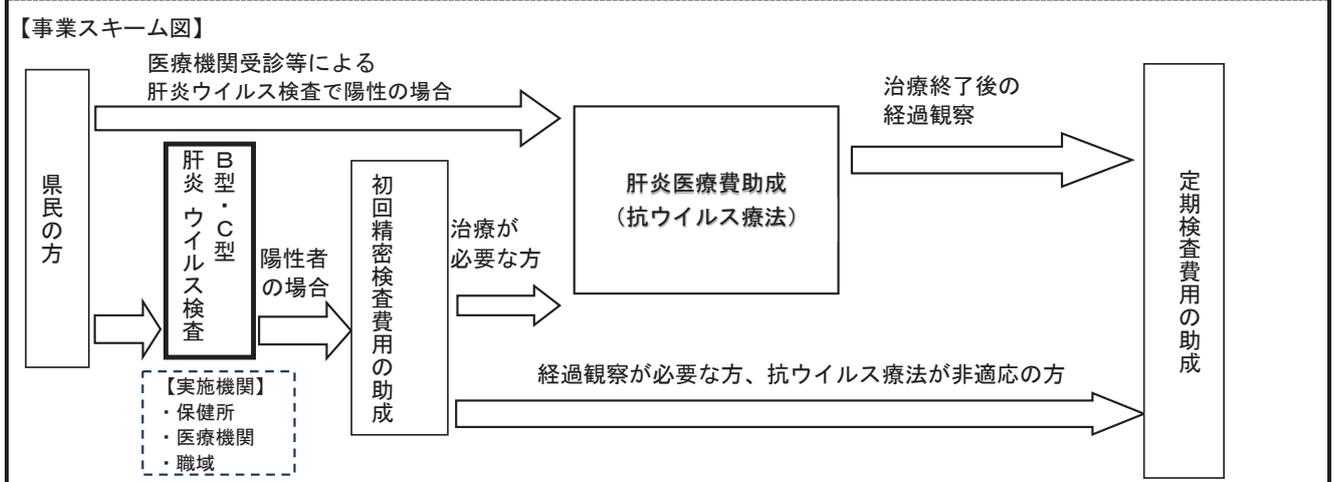
2 事業概要

肝炎ウイルスに感染しているリスクが高いと考えられる以下の対象者に対し、保健所、医療機関において肝炎ウイルス無料検査を実施する。

【肝炎ウイルス無料検査の対象者】

○ 福岡県在住の20歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者。かつ、以下の①～⑥項目のいずれかに該当する者(北九州市・福岡市・久留米市の市民は除く)

- ① 1992年(平成4年)以前に輸血を受けたことがある
- ② 長期に血液透析を受けている
- ③ 非加熱凝固因子製剤や1994年(平成6年)以前にフィブリゲン製剤(フィブリ糊としての使用を含む)の投与を受けたことがある
- ④ 臓器移植を受けたことがある
- ⑤ 過去に肝機能異常を指摘されたことがある
- ⑥ 医師が肝炎ウイルス検査を必要と判断した



3 事業目標等

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
肝炎ウイルス検診受診者数	目標(人)	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
	実績(人)	1,914	2,086	1,808	1,861	2,327	2,248	2,271	3,824	2,634	2,922	3,495		

【指標の考え方】

これまで職場検診、市町村検診を受検していない者のうち、肝炎ウイルスに感染している恐れが極めて高いと考えられる者を約22,000人と推定。これを平成22年度からの5年間で除した数(4,400人/年)を当面の検査目標数と設定し、令和4年度についても4,400人/年を検査目標数と設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

当該検査の受検にあたっては、職場検診、市町村検診でのウイルス検査が優先され、またハイリスク者に限定されること。また、ウイルス感染者は、自覚がない、きっかけがない等の理由で検診の機会を逃していると考えられ、目標を下回っている。

B型、C型ともに肝炎ウイルスには、新たに感染することが極めて少ないことを考えると、現在の感染者を早期発見することが重要である。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 ・肝がんの原因の大半は、肝炎ウイルスの感染によると言われており、肝炎ウイルスを早期に発見することで、その後の肝硬変や肝がんへの移行を防止できる。（本県の肝がん死亡率（75歳未満年齢調整死亡率）平成22年度10.6→令和元年度5.5）
	【事業の効率性】 ・無料検査の実施、陽性者に対する電話や文書での精密検査受診勧奨、精密検査費用への助成、治療が必要な場合の医療費への助成といった受検から治療まで一貫した支援により、早期発見、早期治療につなげている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	30,134	33,185	44,923	時間	410	410	410
（うち一般財源）	12,722	13,758	17,780	人件費（千円）	1,656	1,656	1,656

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>本県の肝がん死亡率は減少しているものの、いまだ全国平均（令和元年度4.0）に比べ高い水準にある。肝炎ウイルス陽性者を早期発見し、早期治療に結びつけることは、肝硬変や肝がんを防ぐことにつながる。県民誰もが健康で暮らすことができるよう、引き続き、無料検査を継続して実施する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>肝炎ウイルス無料検査を推奨する新たな啓発資材を作成し、県の研修会や市町村の成人式、医療機関等で配布を行うことにより、肝炎ウイルス無料検査の情報が広く県民の方に伝わるよう取り組む。</p>

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	難病患者地域支援ネットワーク事業 (在宅難病患者レスパイト入院事業)		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な 取組	6 7	難病及び小児慢性特定疾病を有する方の生活の質の維持向上 難病に関する医療提供体制の確保

1 事業のねらい・目的

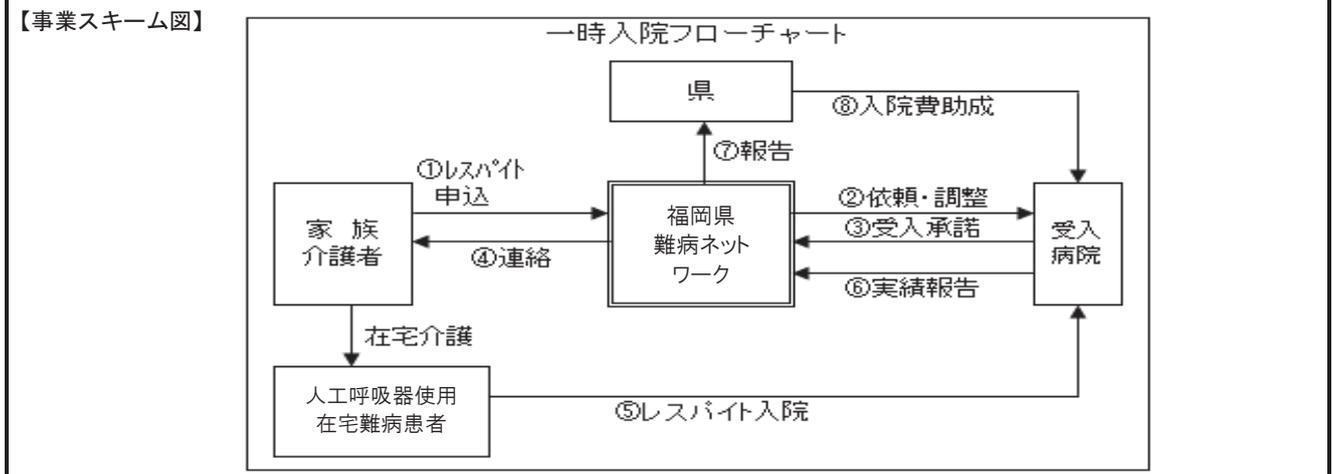
人工呼吸器を使用する難病患者を在宅介護する家族が一時休息（レスパイト）することによる、患者の在宅療養の継続を支援する。

2 事業概要

平成24年9月から、人工呼吸器を使用する難病患者を在宅で介護する家族が一時休息（レスパイト）するための入院受入事業を実施し、受入病院の看護職員一時的配置増等に必要な費用を助成する。

なお、当事業における入院調整は、福岡県難病ネットワークが行う。

- ・ 1人当たり利用限度： 14日×2回/年
- ・ 補助単価： 19,270円/日



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
受入医療機関数	目標	52	65	65	65	65	65	65
	実績	53	57	57	58	57		
レスパイト入院延人数	目標	128	128	128	128	128	128	128
	実績	51	38	41	35	29		

【指標の考え方】

人工呼吸器を使用する在宅難病患者のレスパイト入院を受入れ可能な医療機関を、県内各医療圏に5か所整備することを当面の目標とする。また、レスパイト入院延人数は事業開始時の対象者（64人）年2回の利用を当面の目標とする。

令和4年度も引き続き、同様の目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

受入医療機関については、福岡県難病ネットワークの活動により平成28年度までは順調に目標達成できた。開拓できる医療機関には一定の働きかけを行ってきたため、新たな開拓のためには、繰り返し協力を求めていく必要があり、時間を要する。

レスパイト入院延人数については、対象者が限られている中で新たな利用者が少なく、実績が伸びていない。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・ 医療機関に費用を助成することで、レスパイト入院の受け入れの円滑化が図れている。 ・ 家族介護者が必要なときに休息が取れるようになることで、在宅療養の継続が図れている。
	【事業の効率性】 医療機関や患者等とのつながりが多い福岡県難病ネットワークとの連携で事業を実施していることで、受け入れ病院の確保や事業の周知等が効率的に実施できている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	5,550	8,788	13,875	時間	90	90	180
（うち一般財源）	2,775	4,394	6,938	人件費（千円）	364	364	727

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続（ <input checked="" type="radio"/> 拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小） <input type="radio"/> 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）
【上記の理由】 在宅で人工呼吸器を使用する患者の家族は、通常の介護だけではなく、人工呼吸器の管理、排痰作業のための昼夜介護を要するため、在宅療養の継続には一時休息（レスパイト）が不可欠である。 人工呼吸器使用者を医療機関が受け入れるには、人工呼吸器の予備電源、専用のナースコール、人員配置の増等が必要となるため、受け入れ促進のためには体制整備に係る助成が必要である。
【見直し内容】 対象に補助人工心臓を使用する難病患者を追加。 補助人工心臓使用者が在宅療養する場合、介護者には、常にアラームが聞こえる範囲で生活することや機器の管理、急変時の対応などが求められるため、在宅療養の継続には一時入院（レスパイト）が不可欠である。 また、これまで重症心不全患者が心臓移植を前提に補助人工心臓を使用する場合のみ保険診療の対象とされてきたが、令和3年5月からは心臓移植を前提とせず、長期的な循環改善のために使用する場合も保険診療の対象となった。 今後、県内において補助人工心臓使用者の増加が見込まれ、そのうち4分の3を難病患者が占めることが考えられる。 補助人工心臓使用者を医療機関が受け入れるには、急変時や機器不具合時への対応、合併症への対応など、より専門性の高い医療従事者の確保等が必要となるため、受け入れ促進のためには体制整備に係る助成が必要である。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名		臓器移植対策事業 (骨髄等移植ドナー助成事業)		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供	
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な 取組	6 7	難病及び小児慢性特定疾病を有する方の生活の質の維持向上 難病に関する医療提供体制の確保	

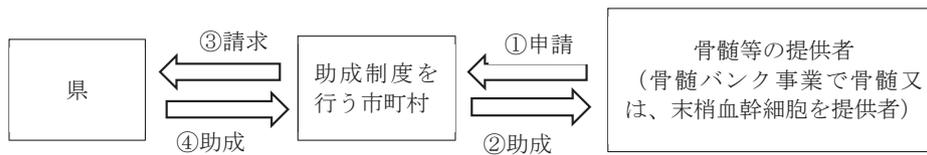
1 事業のねらい・目的

骨髄等移植ドナーの経済的負担の軽減を行うことで、骨髄等の提供を行いやすい環境を促進し、骨髄移植の促進を図る。

2 事業概要

骨髄等移植ドナーの助成を行う市町村に対し、その2分の1を助成する。
 <補助対象者> 骨髄バンク事業で骨髄等の提供を行った者。
 <補助対象経費> 骨髄等を提供した者が提供に要した日数×市町村補助額の2分の1(但し、1日2万円、7日間を上限とする)
 ※交付対象者となる者が企業、団体等が定めるドナー休暇制度、休日を利用した場合は、当該日数から減ずる。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		基準	R1	R2	R3	R4	R5
制度導入の市町村数	目標	8	10	15	30	45	60
	実績		12	25			

【指標の考え方】

県が助成制度を創設することにより、助成する市町村が拡大し、5年間で全市町村が実施することを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

事業説明会で市町村へ助成事業の創設を依頼し、初年度(令和元年度)の目標を達成した。
令和2年度についても、市町村との個別協議を実施し、目標を達成した。
引き続き、助成制度を創設していない市町村等に対しては、個別協議を行い、事業の必要性を周知し、県内全市町村での実施を目指す。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・骨髄等の提供に当たっては、健康診断や骨髄の採取などのため7日から10日程度の通院や入院が必要となっている。骨髄等移植ドナーの休業による経済的負担の軽減を行うことで、骨髄移植の推進を図る。(骨髄バンクの事業として、骨髄等の提供のための検査や入院の費用負担は不要となっているが、休業補償は行われていない)
	【事業の効率性】 ・骨髄等の提供が行いやすい環境整備を促進することで、骨髄移植の推進を図ることができる。

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	640	3,430	3,320	時間	1,208	1,208	1,208
(うち一般財源)	640	3,430	3,320	人件費(千円)	4,878	4,878	4,878

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充) 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)	
【上記の理由】 骨髄バンク事業では、移植を希望する患者の約9割にHLA型が適合するドナーが見つかるが、実際に移植に至るのはその約6割となっている。移植に至らなかった場合の9割がドナーの理由によるものであり、より迅速に全国規模で骨髄等の提供が行える環境整備が課題となっている。 骨髄等提供に10日を要した実態等を踏まえ、骨髄等移植ドナーの助成日数の上限を見直し、骨髄等移植ドナーの休業による経済的負担の軽減を行うことで、骨髄移植の推進を図る。	
【見直し内容】 骨髄等移植ドナーの助成日数の上限を7日から10日に見直す。 SNSによる情報発信や経済団体を通じた普及啓発を強化するとともに、骨髄等移植の実態を踏まえ、補助要件の見直しを行い、より効果的な事業に再構築することとした。(▲3,955千円)	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	アレルギー疾患対策推進事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R2
-----	---------------	--	-------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な 取組	6 7	難病及び小児慢性特定疾病を有する方の生活の質の維持向上 難病に関する医療提供体制の確保

1 事業のねらい・目的

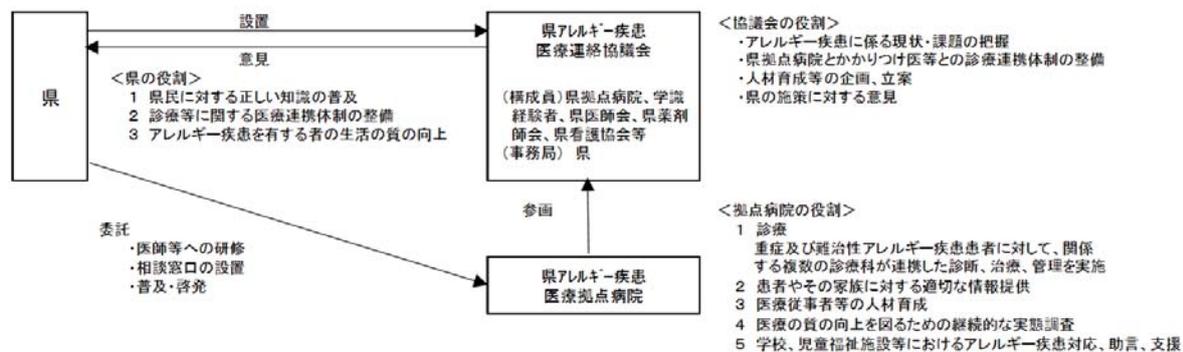
- 県民がアレルギー疾患に関し、適切な情報を入手することができるとともに、アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく専門性の高い治療やケアを受けられることを目的とする。

2 事業概要

- 福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催
 - アレルギー疾患にかかる現状・課題の把握
 - 拠点病院とかかりつけ医の診療連携体制の整備
 - 人材育成等の企画、立案
 - 県の施策に対する意見
- 相談支援体制の整備
 - 拠点病院における専門相談窓口の整備
 - 市町村保健指導者用のマニュアルの作成
 - 医療従事者、保健指導従事者、学校、保育所職員等への研修
- 県民に対する正しい知識の普及啓発
 - 拠点病院ホームページにアレルギー疾患に特化したホームページを新設
 - ソーシャルメディアを活用した情報発信
 - チラシ、リーフレット等を作成し、医療機関、学校等に配布

【事業スキーム図】

アレルギー疾患対策実施スキーム



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5
最新の知見に基づく正しい知識の普及啓発のための研修の受講者数	目標	450	450	450	450
	実績	724			

【指標の考え方】

- 拠点病院において人材育成を実施し、医療従事者の資質向上を図る。
- アレルギー疾患医療に従事する医師、看護師等900人について、2年間で1回、最新の知見に基づく正しい知識の普及啓発のための研修の受講を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和2年度は目標の450人に達している。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・ 拠点病院を中心としてアレルギー疾患の医療提供体制の構築を図るとともに、知識の普及やアレルギー疾患を有する者を支援していくための環境整備を総合的に推進していくことにより、アレルギー疾患を持つ者が、適切な知識を持ち、専門性の高い治療及びケアを受けられ、どこに居住していても適切な治療を受けることができる。
	【事業の効率性】 ・ アレルギー疾患に関する啓発や情報提供により、発症・重症化の予防を図るとともに、アレルギー疾患医療の診療連携体制の確立や医療職の資質向上により、患者の医療費や心身の負担の軽減を図ることができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	7,563	8,545	8,057	時間	704	704	704
（うち一般財源）	5,654	6,636	6,154	人件費（千円）	2,843	2,843	2,843

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）		
【上記の理由】	・ 国は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として、アレルギー疾患対策基本法第11条第1項の規定に基づき、平成28年度にアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を発出している。この指針において、アレルギー疾患に関する啓発、人材育成など地方公共団体が取り組むべき方向性を示しており、本県においてアレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を図るため、今後も引き続き本事業を継続する必要がある。		
【見直し内容】	・ 研修について、日本医師会生涯教育制度の単位取得への対応や、オンライン配信と対面開催の組み合わせ、実技講習の導入などにより研修内容の充実を図り、受講者数の更なる増加を図る。		

事業名	新型インフルエンザ対策事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H21
-----	---------------	--	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な 取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

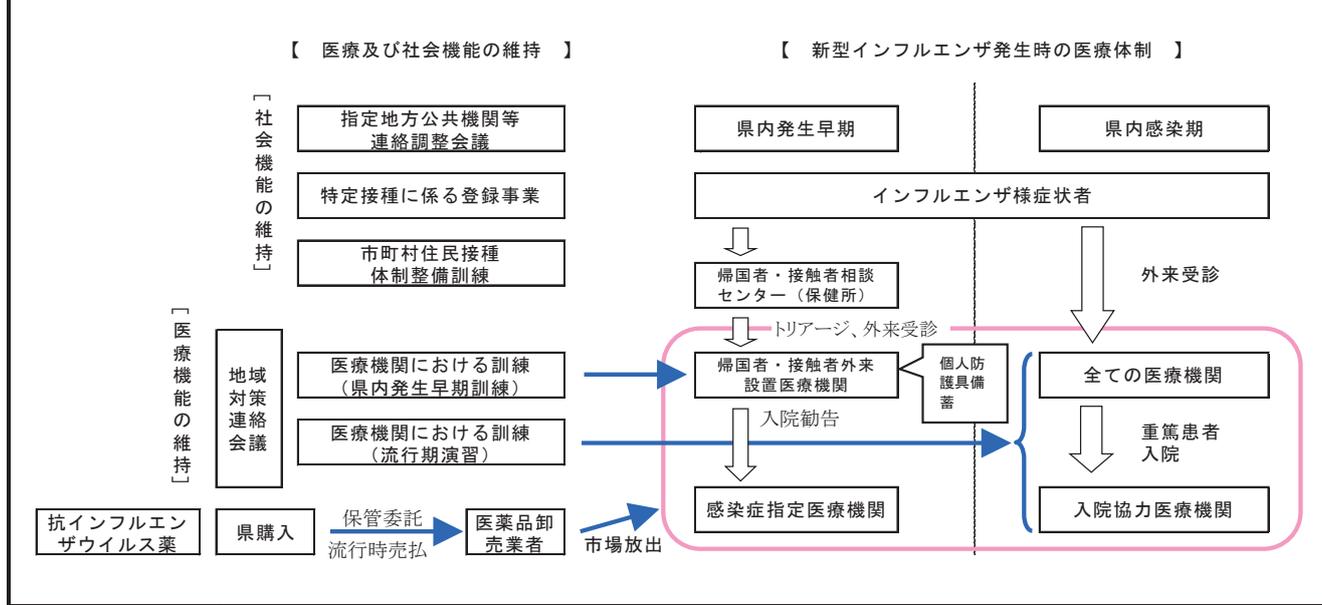
1 事業のねらい・目的

新型インフルエンザが発生した場合、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないと考えられるため、世界的流行を呈する状態（パンデミック）となり、甚大な健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。そのため、政府行動計画を踏まえ、県行動計画を策定し、新型インフルエンザの県内発生早期の段階では感染拡大を可能な限り遅らせ、また県内感染期には、健康被害を最小限にとどめ、医療及び社会機能を破たんにはいたらないような対策をとる。

2 事業概要

- 【事業内容】
- 指定地方公共機関等の連絡調整会議
指定（地方）公共機関や市町村、消防等との発生時の連絡調整や新型インフルエンザ等対策の実施に必要な事項等にかかる連絡調整会議の開催
 - 新型インフルエンザ等対策実地訓練
発生早期の帰国者・接触者専用外来の設置・運営や特措法で新たに市町村が実施することとなった住民接種など、新型インフルエンザ等発生に備えた訓練の実施
 - 備蓄抗インフルエンザウイルス薬の購入、保管及び管理
抗インフルエンザウイルス薬の購入及び医薬品卸売業者への委託・保管
(新型インフルエンザ発生時には、医薬品卸売業者を通じて、市場に放出することで良質かつ適切な医療の提供及び感染拡大の防止を図る。)
 - 個人防護具の備蓄に係る補助
帰国者・接触者外来が行う個人防護具の備蓄に対する補助
 - 地域対策連絡会議
13医療圏に設置し、市町村、医療機関、警察、消防など地域の関係機関と、医療圏内の医療協力体制の確立、警察、消防との連携強化を協議

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果目標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
指定地方公共機関延べ数 (医療関係団体・医療機関)	目標数	18	18	18	18	20	20	20	20
	達成数	13	17	17	18	20	20	20	
	達成率	72%	94%	94%	100%	100%	100%	100%	

※平成25年4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受け、平成25年度より指定地方公共機関の指定を行ってきた。平成26年度からは、医療関係団体の他に、国の指定基準を参考にして医療機関の指定を行うこととした。

(細)事項名	成果指標	H22	H23	H25	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
新型インフルエンザ対策	タミフルカプセル	国の目標	942,100	942,100	845,200	242,800	242,800	204,000	189,400	189,400	189,400	189,400
		購入数量	154,300	154,300						32,100	70,300	
		廃棄数量				193,690	224,310		174,700	154,300	154,300	
		県備蓄量	747,000	901,300	901,300	707,610	483,300	483,300	308,600	186,400	102,400	102,400
	県備蓄率	79%	96%	107%	291%	199%	237%	163%	98%	54%	54%	
	リレンザ	国の目標	52,600	52,600	211,300	140,100	140,100	75,500	70,100	70,100	70,100	70,100
		購入数量	20,400	20,400	117,900							
		廃棄数量							73,000		20,400	
		県備蓄量	73,000	93,400	211,300	211,300	211,300	211,300	138,300	138,300	117,900	117,900
	県備蓄率	139%	178%	100%	151%	151%	280%	197%	197%	168%	168%	
	タミフルドライシロップ	国の目標				130,400	130,400	98,200	91,200	91,200	91,200	91,200
		購入数量				22,100	108,300					
		県備蓄量				22,100	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400
		県備蓄率				17%	100%	133%	143%	143%	143%	143%
	イナビル	国の目標				373,200	373,200	339,900	315,600	315,600	315,600	315,600
		購入数量					20,000		66,000	122,200	107,400	
		県備蓄量					20,000	20,000	86,000	208,200	315,600	315,600
		県備蓄率				0%	5%	6%	27%	66%	100%	100%
	ラビアクタ	国の目標				46,600	46,600	37,800	35,100	35,100	35,100	35,100
		購入数量				38,100					35,100	
		廃棄数量									38,100	
		県備蓄量				38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	35,100	35,100
	県備蓄率				82%	82%	101%	109%	109%	100%	100%	
	合計	国の目標	994,700	994,700	1,056,500	933,100	933,100	755,400	701,400	701,400	701,400	701,400
県備蓄量		820,000	994,700	1,112,600	979,110	883,100	883,100	701,400	701,400	701,400	701,400	
県備蓄率		82%	100%	105%	105%	95%	117%	100%	100%	100%	100%	

※現在備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用期限切れに伴い、イナビルへの切り替えを順次行っていく。

【指標の考え方】

厚生労働省が示す抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標数及び、県が指定を行う指定地方公共機関の医療機関（感染症指定医療機関、3次救急、周産期母子医療センター等）数を目標値とした。

患者の治療に欠かせない抗インフルエンザウイルス薬を備蓄することは、新型インフルエンザ対策において、県民に対する良質かつ適切な医療を提供する観点から重要であるため、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄数を成果指標として設定する。

また、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等対策に欠かせない感染症指定医療機関、救命救急患者（小児、周産期を含む）の治療に必要な医療機関及び、医師等の医療従事者の調整を行う医療関係団体の指定数を成果指標として設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

平成25年3月11日厚生労働省通知による備蓄目標については、タミフル、リレンザ共に、平成25年度に達成した。

以降は、期限切れ抗インフルエンザウイルス薬の更新時に、国の目標量に達するよう、追加購入を行う。

指定地方公共機関の指定については、当該法人に説明し承諾を得た上で指定をするものである。

医療関係団体は平成25年度指定をした。

医療機関は平成26年度より協議を行い、承諾を得た医療機関から速やかに指定を行うこととしている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄することで、新型インフルエンザが発生した場合にも、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を市場に放出することにより、県民に対する良質かつ適切な医療を提供することができる。 医療関係団体・医療機関を指定地方公共団体に指定することで、医療を安定的に提供するため、重症あるいは新型インフルエンザ等が県内で発生した場合、多くの医療従事者が欠勤等により不足することが想定されることから、医療関係団体の協力により医療従事者の調整が可能となる。
	【事業の効率性】 抗インフルエンザウイルス薬の保管を医薬品卸売業者に委託することで、流行時に抗インフルエンザウイルス薬が不足する場合には、速やかに市場に放出することが可能である。 行政及び指定地方公共機関が連携を強化することで、発生時に迅速かつ適切に対応することが可能となる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	290,833	421,317	31,887	時間	2,696	2,696	2,696
（うち一般財源）	289,748	417,451	28,021	人件費（千円）	10,887	10,887	10,887

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止
【上記の理由】	抗インフルエンザウイルス薬を備蓄することで、新型インフルエンザが発生した場合にも、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を市場に放出することにより、県民に対する良質かつ適切な医療を提供することができる。
【見直し内容】	今後も期限切れ抗インフルエンザウイルス薬の更新時に、国の目標量に達するよう、追加購入を行う。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	感染症予防事業 (感染症対策事業)		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H23
-----	----------------------	--	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な 取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

感染症指定医療機関の確保充実を図ることにより、入院勧告の対象となる感染症の発生に備える。

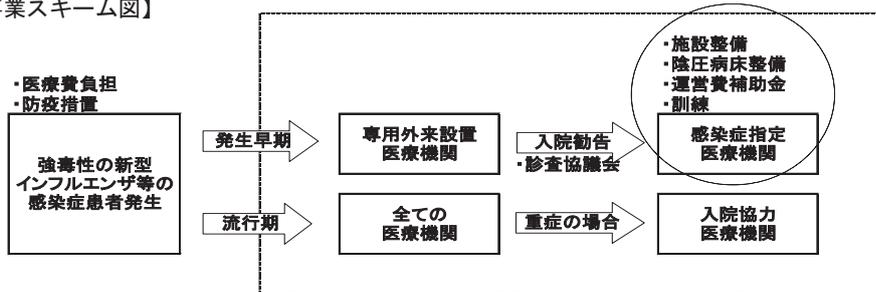
2 事業概要

(1) 筑後ブロックで不足していた第2種8床を、平成27年12月に指定し、確保するとともに、当該病床に陰圧設備を整備した。
(2) 感染症指定医療機関において、感染症患者の病室への搬入を円滑に行くとともに院内感染対策を確実にするための訓練を行う。
(3) 感染症指定医療機関や保健所設置市等との関係機関による連絡会議を設置し、感染症発生時に備え連携を強化する。

○感染症指定医療機関の指定状況 令和3年11月1日

種別	ブロック	基準病床	医療機関名	指定病床数
第一種	県全体	2	福岡東医療センター	2
	小計	2		2
第二種	北九州	16	北九州市立東医療センター	16
	福岡	22	福岡東医療センター	10
			九州医療センター	2
			福岡赤十字病院	2
			福岡市民病院	4
			福岡大学筑紫病院	2
			福岡徳洲会病院	2
	筑豊	8	田川市立病院	8
	筑後	18	聖マリア病院	6
			新古賀病院	8
筑後市立病院			2	
大牟田病院			2	
小計	64			64
合計		66		66

【事業スキーム図】



3 事業目標等											
成果指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
感染症指定医療機関指定病床数	目標	46	48	66	66	66	66	66	66	66	66
	実績	36	38	58	66	66	66	66	66	66	66
感染症指定医療機関陰圧病床数	目標	37	39	66	66	66	66	66	66	66	66
	実績	27	29	58	66	66	66	66	66	66	66
【指標の考え方】											
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関の機能充実を示す指標として、指定病床数及び陰圧病床数を設定する。 ・平成26年以降、福岡県保健医療計画に定める基準病床数である66床を目標に設定している。 ・令和4年度も引き続き、66床を感染症病床数の目標とする。 											
【目標達成状況、未達成のときはその理由】											
<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年12月に感染症指定医療機関病床数及び陰圧病床数については目標を達成。 ・今後も病床数を維持していく。 											

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】	・感染症法の規定に基づく入院勧告対象患者の受入れ医療機関となる感染症指定医療機関を整備することで、感染症患者への適正な医療提供及び感染症のまん延防止を図ることができる。
	【事業の効率性】	・当該事業は、感染症法に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する医療機関について、その開設者の同意を得たうえで知事が指定するものである。必要な施設・設備については、当該基準に基づき整備するものであり、整備等に当たっては、適正な価格であることを確認している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	5,981	89,042	89,157	時間	2,000	2,000	2,000
（うち一般財源）	2,991	44,521	44,579	人件費（千円）	8,076	8,076	8,076

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了（完了） <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法及び福岡県保健医療計画で規定される感染症病床数の整備は完了した。 ・感染症病床の維持管理を行う必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・当該病床の安全性等を維持するために必要な施設・設備等の改修等整備を行っていく。 	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	風しん抗体検査助成事業	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H26
-----	-------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な 取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

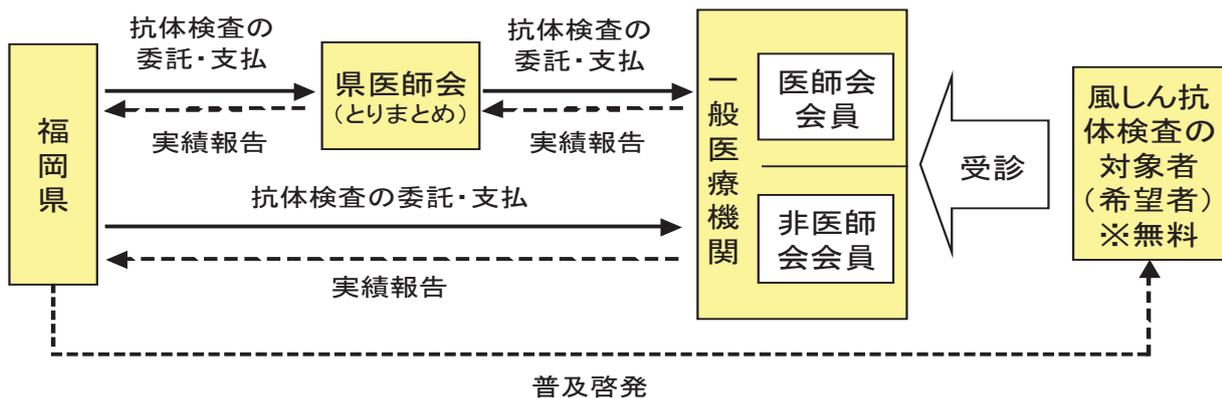
風しんの抗体を十分に保有していない人に対して風しんの予防接種の促進を図ることで、先天性風しん症候群の発生を防ぎ、妊娠希望者等が将来、安心して子供を産み育てやすい環境を整備する。

2 事業概要

○県内（保健所を設置する市を除く。）に在住する以下の者に対し、風しん抗体検査費用を助成する。
 ①妊娠希望者 ②妊娠希望者及び妊婦のパートナー・同居者
 ○風しんの抗体検査は、医療機関（委託契約を締結）で実施する。
 ○県民の風しん予防に対する関心と理解を深めるため、風しんの発生状況や予防接種の必要性について、県のホームページ等を通じ県民に対し情報提供を行うとともに、医療機関、公共施設等へのポスター掲示を実施し、風しんの予防について周知を図る。

【事業スキーム図】

《医療機関実施》



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
先天性風しん症候群の発生数	目標	0	0	0	0	0	0	0
	発生数	0	0	0	0	0		

【指標の考え方】

風しんの抗体を十分に保有していない方に風しんの予防接種を促し、県内における先天性風しん症候群発生を予防する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

先天性風しん症候群の報告は、目標の0件を達成

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・風しんの抗体検査を実施し、抗体を十分に保有していない場合は風しんの予防接種の実施を促すとともに、風しんについて県民に周知を図ることにより、県内における先天性風しん症候群の発生を防ぐことができる。
	【事業の効率性】 ・医療機関に委託契約し風しん抗体検査機関を整備することで、より多くの対象者が抗体検査を受けることが可能となる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	16,456	6,501	6,334	時間	1,744	1,744	1,744
（うち一般財源）	6,189	3,530	3,363	人件費（千円）	7,043	7,043	7,043

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
【上記の理由】	<p>・ 県内（政令市及び中核市を含む。）のより多くの医療機関で抗体検査を受けられるよう整備を行い、先天性風しん症候群の発生を防ぐため。</p>
【見直し内容】	<p>・ 風しんの抗体検査を受けられる医療機関数を、現行の約1,400か所から増やすことができるよう、医療機関等と調整を行っていく。</p>

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	予防接種事業 (造血幹細胞移植後の任意予防接種補助事業)		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R2
-----	---------------------------------	--	-------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な 取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

感染症の発生を予防するとともに患者の症状軽減を図るため、造血幹細胞移植により免疫が低下若しくは消失した方の再接種に対し経済的負担を軽減することにより、再接種を促進。

2 事業概要

造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用補助事業の創設

- 補助対象者
 - ① 造血幹細胞移植により、移植前に接種したA類疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下若しくは消失したため、再接種が必要と医師が認める者(※1)
 - ② 予防接種を受ける日において本県内に住所を有している20歳未満の者(※2)
 - ③ 事業開始以降の再接種であること。
- 補助対象経費
補助対象者が接種した再接種費用(母子手帳等により移植前の接種履歴が確認できるもの。)
- 補助率
市町村が上記経費に対し、助成を行った場合、市町村に対しその2分の1を助成。

※1 造血幹細胞移植のみ(化学療法等を含まない)を対象とした理由:造血幹細胞移植については、日本造血細胞移植学会によるガイドラインで、得られた免疫能は経年的に低下若しくは消失すると示されている。一方で、化学療法や放射線療法については、免疫の消失等がその治療の影響によるものかの確認が難しく、また同様のガイドラインもないため。

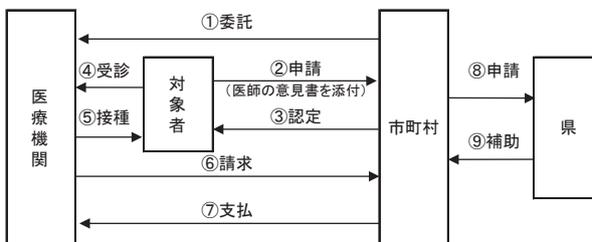
※2 20歳未満とした理由:主に集団予防を目的とし、罹患しやすい年齢までに免疫を獲得する必要があるA類疾病は、20歳までに終了することとなっているため。

【事業スキーム図】

○償還払い



○医療機関への委託



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
制度導入市町村数	目標	6	17	28	39	50	60
	実績	6	12				

【指標の考え方】

県が制度を創設することにより、助成する市町村が拡大し、5年間で全市町村が実施

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度は制度導入の目標が17市町村であったが、12市町村と未達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 造血幹細胞移植により免疫が低下若しくは消失した方へ再接種することで感染症の発生を予防するとともに患者の症状軽減を図る。
	【事業の効率性】 再接種に対し経済的負担を軽減することにより、再接種を促進することができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	344	5,001	5,102	時間	434	434	434
（うち一般財源）	344	5,001	5,102	人件費（千円）	1,753	1,753	1,753

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止		
【上記の理由】	県が造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用補助事業を創設することで助成する市町村が拡大する。		
【見直し内容】	5年間で全市町村が補助を実施できるようにしていく。		

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	結核・感染症発生動向調査事業 (感染症サーベイランス強化事業)	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R2
-----	------------------------------------	-------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

疑似症の届出が保健所に提出された際の診療・検査体制を整備し、国内に常在しない感染症の感染拡大を防止する。

2 事業概要

1 疑似症サーベイランス体制の整備

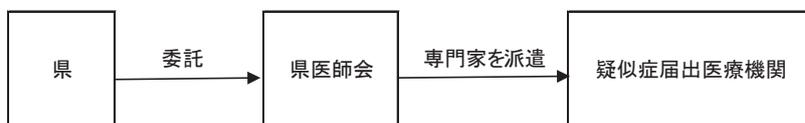
- 次世代シーケンサー1台を県保健環境研究所に整備
- 疑似症(特定の感染症と診断できない症例)の病原体を特定する検査を実施。疑似症の他、集団食中毒の原因解析や薬剤耐性菌の解析に使用できる。
- 病原体の解析・分析技術の取得と検査マニュアルの整備
- 病原体を特定するために国立感染症研究所のデータベースを使用するため、国立感染症研究所における技術研修を受講する。
- 受講者以外の者も病原体の特定ができるように検査マニュアルを整備する。

2 感染症専門医による相談体制の整備

- 感染症専門医のうち、専門的助言を行う医師をリストアップし登録(以下「登録医」という)。
- 感染症専門医がいない疑似症届出医療機関から、専門的助言の要請があった場合に、登録医が電話や電子メール若しくは現地に赴き支援。
- 疑似症の診断は迅速な対応が必要であり、県内4大学を含む広域的な支援体制が必要であることから、保健所設置市が管轄する疑似症届出医療機関を含め、県医師会に相談体制の整備を委託し、謝金の支払いは県が行う。

【事業スキーム図】

○感染症専門医による相談体制



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
疑似症定点医療機関数	目標	51	51	51	51	51	51
	実績	50	51				

【指標の考え方】

県全体の疑似症の発生状況を把握できるようにするため、疑似症定点医療機関を選定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

疑似症定点医療機関数は、目標の51機関を達成。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・疑似症サーベイランス検査を実施することで、疑似症について原因を特定し、まん延防止等の対策ができる。 ・感染症専門医が疑似症届出医療機関を支援することで、疑似症発生時に医療機関が適切な対応を取ることができる。
	【事業の効率性】 ・県が疑似症サーベイランス検査を実施することで、疑似症について早期に原因を特定することができる。 ・県が感染症専門医を選定、派遣することで、感染症専門医がいない医療機関に対して効率的な支援ができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	1,933	5,081	5,147	時間	801	801	801
（うち一般財源）	967	2,541	2,574	人件費（千円）	3,235	3,235	3,235

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・国内に常在しない感染症が海外から持ち込まれる危険性は高く、県の疑似症検査は正確性及び迅速性の高いものである必要がある。 ・感染症専門医のいない疑似症届出医療機関も多く、感染症専門医の派遣についても継続する必要がある。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・検査結果の保存、解析を行うためのクラウドコンピューティングシステムを新たに導入し、検査の正確性をより高いものとする。 		

事業名	食品衛生監視体制整備事業		部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	H21
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	3	暮らし・食品の安全の推進	具体的な取組	4	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的

食品製造業者に対する監視指導体制を強化し、製造業者における自主管理体制を確立させることにより、消費者が安心して購入できる福岡県産品の食品の確保を図る。

2 事業概要

(1) 食品衛生監視の充実

ア 広域的監視指導の強化

・ 食品衛生広域専門監視班の増員

専監設置事務所	H20	H21~R2	R3以降
筑紫	2班(4名)	3班(6名)	2班(4名)
田川	1班(2名)	2班(4名)	1班(2名)
南筑後(旧久留米)	2班(4名)	3班(6名)	2班(4名)

・ 食品衛生広域専門監視班による監視対象業種の拡大

	H20	H21以降
専門監視班	製造業14業種等(流通拠点含む) (監視計画)【554施設、2,213回】	すべての製造業を含む29業種及び流通拠点 (監視計画)【R2:6,416施設、3,837回】 【R3:2,869施設、2,939回】
一般食監	製造業14業種等以外 (監視計画)【62,462施設、40,581回】	飲食店営業、食品販売業 (監視計画)【R2:57,293施設、24,381回】 【R3:60,799施設、20,713回】

・ 監視指導における残留塩素測定及び空中浮遊測定検査試薬の購入

イ 重点広域専門監視計画会議の開催

- ・ 監視指導マニュアル、各種チェック票の作成・見直し
- ・ 監視指導結果の情報共有、進捗状況確認、公開

ウ 食品衛生広域専門監視班の専門性の強化

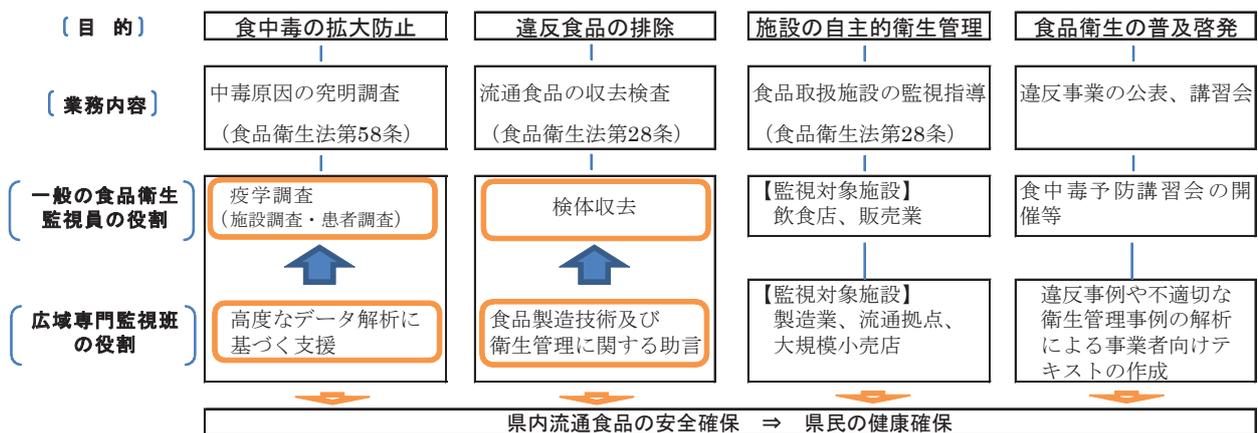
- ・ 国立保健医療科学院が実施する研修の受講

(2) 食品検査機器の整備 (食品検査体制の充実)

ア 高度で専門的な検査体制の強化

- ・ 苦情対応検査の実施(残留農薬、毒物、アレルギー、DNA検査の実施)
- ・ 農薬標準品、劇毒物検査キットの購入

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
収去検査適合率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%		
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> 消費者が購入できる福岡県内に流通する食品の安全確保を示す指標として収去検査適合率を設定し、適合率100%を目標値とする。 収去検査適合率：広域専門監視班を含む保健福祉（環境）事務所の食品衛生監視員が、製造施設や市場等の流通拠点の監視指導において収去した食品について、規格基準に基づく検査を実施し、適合したもの。 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<ul style="list-style-type: none"> 目標達成することはできなかったが、目標値に近い高い値であり、近年約99%と高い値で推移している。 未達成の理由は、違反業者の多くは小規模製造業者であり、そのため自主管理の徹底の指導が難しいことが考えられる。 							

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 各製造業において監視マニュアルを作成し、監視指導により、事業者の安全性に対する理解、認識を深め、事業者に自主管理体制を促し、食品の安全確保につながっている。 製造段階での広域専門監視班による監視により、アレルギー物質等の表示の不備の発見が可能になり、未然に不適正表示食品の流通並びに健康被害を阻止できている。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 検査不適合の場合は、改善報告を求め改善確認することにより再発防止を図るとともに、各製造業者においては、製造した食品について自ら自主検査を行うなど、自主管理体制を確立してきている。 広域流通食品の製造から販売まで一貫した監視指導を行うことにより、より安全な食品の流通確保につながっている。

5	事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
	歳出	5,688	6,731	5,915	時間	30,720	30,720	30,720
	（うち一般財源）	5,688	6,731	5,915	人件費（千円）	124,048	124,048	124,048

6 見直しの内容	
継続	（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了	（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> 各製造業に対する広域専門監視班による監視指導により、監視対象施設の違反食品、食中毒事故等発生時は迅速な原因究明が可能となっている。 広域流通食品の製造から販売まで一貫した監視指導により、より安全な食品の流通確保につながるため、継続して実施する必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年に改正食品衛生法が公布され、全ての食品事業者を対象にHACCP（※）が制度化され、事業者の自主管理体制の確立が図られることから、広域専門監視班の専門性及び機動性を特化させるよう監視体制の見直しを検討する。 <p>※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、原料受入から最終製品までの工程ごとに、微生物の汚染などの危害を予測したうえで、危害防止につながる特に重要な工程(加熱、殺菌)などを継続的に監視・記録する衛生管理の手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績に基づき、食品衛生監視体制整備に係る苦情対応検査件数の見直し（△604千円） 	

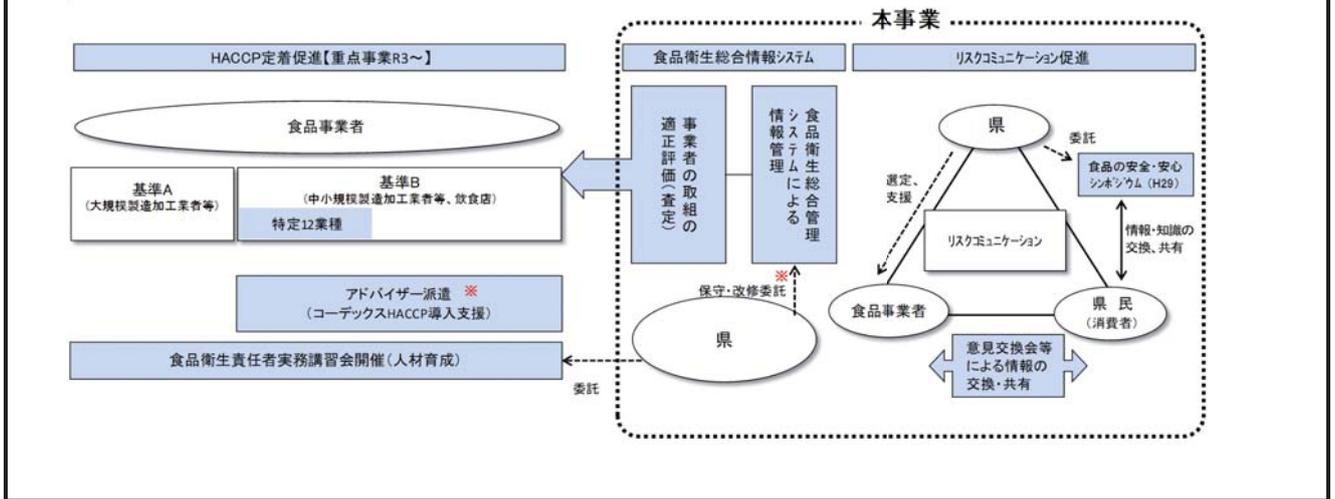
(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	食品の安全・安心確保対策推進事業		部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	3	暮らし・食品の安全の推進	具体的な取組	4	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的	<p>東京オリンピック・パラリンピックの開催や食品の輸出促進を見据え、食品衛生管理の国際標準となっているHACCP※による衛生管理で製造・調理された県産食品の提供をPRし、県産加工食品の購入・消費拡大に繋げていく。</p> <p>※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、原料受入から最終製品までの工程ごとに、微生物の汚染などの危害を予測したうえで、危害防止につながる特に重要な工程(加熱、殺菌)などを継続的に監視・記録する衛生管理の手法</p>
2 事業概要	<p>(1) 食品関連事業者による自主的な安全・安心確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食品衛生総合管理システム」の運用・保守 <p>(2) 食品の安全・安心に対するリスクコミュニケーション※の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民協働による食品安全・安心情報の発信及び事業所見学・意見交換会等の実施 <p>※ リスクコミュニケーションとは、消費者、事業者、行政担当者などの関係者の中で情報や意見をお互いに交換するもの。関係者が会場に集まって行う意見交換会や新たな規制の設定などの際に行うパブリックコメントの他、ホームページを通じた情報発信なども含まれる。</p>

【事業スキーム図】



3 事業目標等						
成果指標		H30	R1	R2	R3	R4
リスクコミュニケーション 参加者数	目標	4,000	4,000	4,000	8,000	8,000
	実績	16,744	7,202	0		
【指標の考え方】 消費者と事業者の相互理解の向上が目標であることから、リスクコミュニケーション参加者数とする（これまでの協力事業者1事業者あたりの平均実施数から算出）。						
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 ・ リスクコミュニケーションについては、コロナにより未実施であったため、次年度以降の目標達成を目指す。						

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 ・ 食品の安全性に関する情報の共有や意見交換を促進することにより、県、食品事業者及び消費者がそれぞれの責務、役割を認識し、相互理解を深めることにより、信頼関係を築くことができ、県産食品の安全・安心の向上につながっている。
	【事業の効率性】 ・ 県が、食品の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを積極的に進める事業者を選定し、消費者への情報発信や施設見学における意見交換を実施することにより、広範囲かつ多種多様なコミュニケーションの機会の提供につながっている。

5 事業費 (千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	11,745	10,426	12,050	時間	657	657	657
(うち一般財源)	6,432	5,839	6,026	人件費 (千円)	2,653	2,653	2,653

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)	
【上記の理由】 ・ 食品衛生総合管理システムの運用・保守及び法改正の施行による営業許可・届出業種の見直しに伴う改修が必要となる。	
【見直し内容】 ・ 食品衛生総合管理システムの改修 (法改正対応) の終了 (▲6,200千円) ・ 食品衛生総合管理システムの改修 (法改正対応) の追加 (7,827千円)	

事業名	救急医療電話相談事業		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H27
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	4	医療提供体制の確保・医療保険制度の安定的な運営	具体的な取組	7	医療・看護を担う人材確保と資質の向上

1 事業のねらい・目的

- ・急病時の県民の救急医療に対する相談に応じることによる県民の不安軽減
- ・救急搬送における軽症者の割合を低減することによる救急搬送サービスの適正化
- ・軽症患者の救急医療機関への集中による救急医の負担増大の抑止

2 事業概要

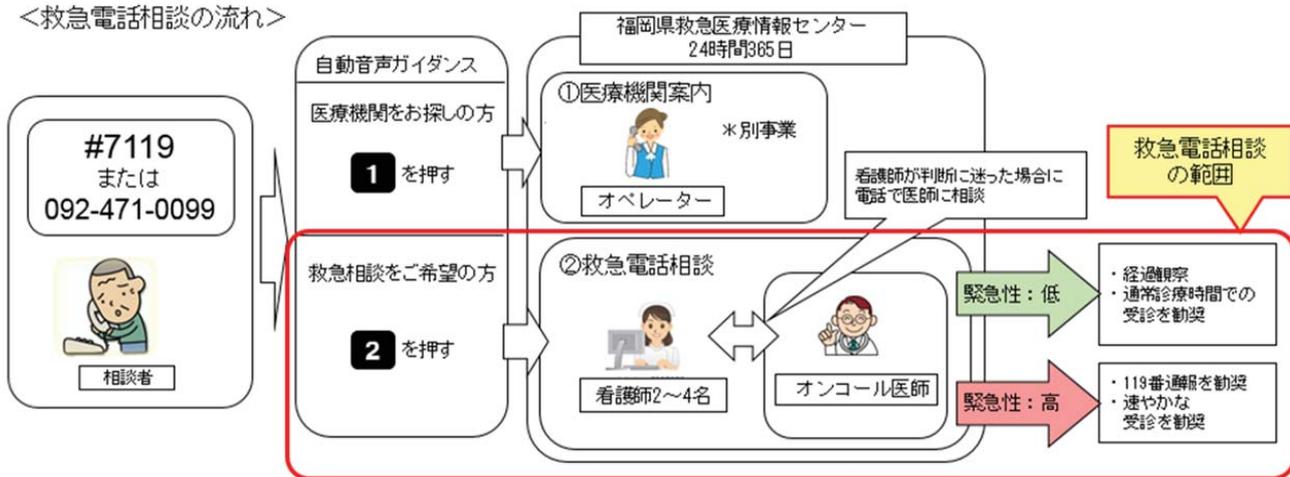
県民からの病気やケガに関する相談に対し、看護師が電話相談プロトコル（総務省消防庁）に基づく緊急度の判断を行い、受診の必要性等について電話によるアドバイスを行う。

<電話相談の流れ>

- ① 相談者が「#7119」もしくは「092-471-0099」をダイヤル。
- ② 自動音声ガイダンスが流れるので、「救急相談」を希望する場合は「2」を押す。
- ③ 「救急相談」では看護師が対応し、症状に基づく緊急性の有無や受診の必要性について、アドバイスを行う。看護師は必要に応じて医師（オンコール）の助言を受ける。
- ④ 緊急性が高い場合には、速やかな受診や119番通報を勧奨し、緊急性が低い場合は通常診療時間での受診等を勧奨する。

【事業スキーム図】

<救急電話相談の流れ>



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
救急搬送における軽症者の割合	目標	-	37.0%	35.9%	34.8%	33.7%	32.6%	32.6%	32.6%
	実績	37.0%	36.2%	35.8%	35.6%	37.6%	38.0%		
		R4							
	目標	32.6%							
	実績								

【指標の考え方】

・先行事例である東京都において、救急搬送における軽症者割合が平成19年度:59.8%から平成25年度:51.6%に減少しており、7年間で8.2%減少していることから、本県でも年間1.1%~1.2%の減少を目指す。令和2年度以降は、令和元年度の水準を確保する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・指標としている「軽症者の割合」の、年実績値は、前年を上回り、令和元年の目標は未達成となるも、増加率は前年度を下回っている。

(未達成の理由等)

・搬送人数のうち軽症者数は平成30年については前年比109.2%の増加であるが、令和元年は前年比100.7%とほぼ前年並みとなった。しかしながら、搬送人数の約3割を占める高齢者について、軽症者の搬送人数が前年比で101.7%と増加したため。
 ・救急電話相談電話の受付件数は、令和2年度においては、46千件を超えているが、搬送件数と比較すると大きな乖離があり、さらなる周知に取組む必要がある。

4 【事業の有効性】

救急医療に係る電話相談により、軽症者の搬送割合の増加が抑制され、救急搬送サービスが適正化される。

【事業の効率性】

プロトコルに沿って看護師が対応することにより、相談者の状況に応じた適切な対応が効率的に行われる。

5 事業費 (千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	95,504	96,171	96,171	時間	825.3	825.3	825.3
(うち一般財源)	95,504	96,171	96,171	人件費 (千円)	3,333	3,333	3,333

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

救急搬送及び救急医の負担増大を抑止するとともに県民の不安軽減を図る必要があることから事業を継続する。

【見直し内容】

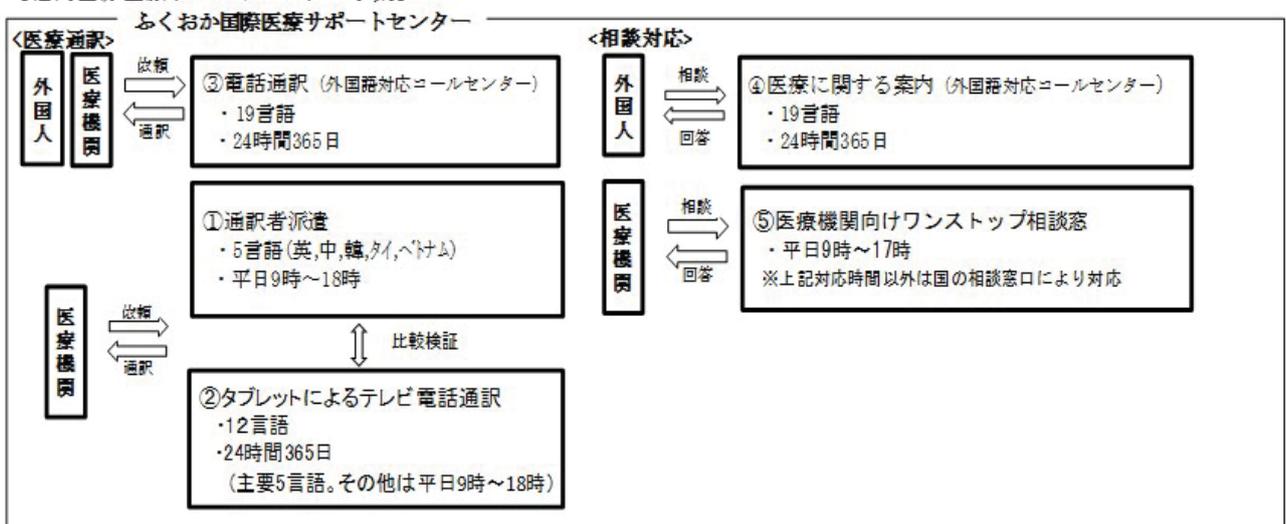
・県民向けのリーフレットを新たに作成し、事業のさらなる周知を図る。特に救急搬送における高齢者の搬送が増加していることを踏まえ、高齢者に対する重点的な周知について検討する。
 ・電話相談に対応する看護師への研修等を充実し、サービスの質の向上を図る。

事業名	医療に関する多言語支援事業		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり
	小項目	1	外国人材が活躍できる地域づくり	具体的な 取組	1	外国人材が安全・快適に生活できる環境整備

1 事業のねらい・目的	<p>医療通訳機能を充実するとともに、医療機関から寄せられる外国人受入に関する様々な相談にワンストップで対応できる窓口を設置することにより、外国人に対して円滑に医療サービスを提供できる環境を構築する。</p>
2 事業概要	<p>1 ①医療通訳ボランティアの派遣、養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関からの依頼に基づき英語、中国語、韓国語外 2 言語の通訳ボランティア派遣を行うとともに、ボランティアの養成及び資質向上のためのフォローアップ研修を行う。 <p>2 ②タブレットによるテレビ電話通訳 ※R2、3年度は試行的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関からの依頼に応じ、医療通訳タブレット端末を郵送で貸し出し、テレビ電話通訳サービスを提供する。 対応言語：英語、中国語、韓国語外 9 言語 ※①医療通訳ボランティアの派遣、養成との補完関係について比較検証する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な検証ができなかった。 <p>3 「③電話通訳」及び「④医療に関する電話案内」の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門の電話通訳事業者を活用（委託）し、24時間365日「電話通訳」及び「医療に関する電話案内」サービスを提供する。 対応言語：英語、中国語、韓国語外 16 言語 <p>4 ⑤医療機関向けワンストップ相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人患者の受入に伴う医療機関からのさまざまな相談に、ワンストップで対応できるよう、医療機関向けの相談窓口を設置し、各種アドバイスを実施 対応時間：平日9時～17時（対応時間外は、厚生労働省が全国一律の窓口により対応） <p>5 広報活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ふくおか国際医療サポートセンターの利用拡大を図るため、PR用のチラシの作成・配布等を実施する。（ホームページ更新及びメンテナンス、PR用チラシの作成配布等）

【事業スキーム図】

【福岡国際医療サポートセンター事業】



3 事業目標等			H29	H30	R1	R2	R3	R4
成果指標	目標		500	500	500	500	500	500
	実績		356	778	1,083	863		
電話通訳・医療機関案内件数	目標		250	250	250	250	250	250
	実績		120	91	174	62		
医療通訳派遣件数	目標							
	実績							

【指標の考え方】

- 電話通訳・医療機関案内件数：本県における事業実績を踏まえ、対応時間・対応言語の拡充による利用増加を見込んだ目標とする。
- 医療通訳派遣：本県における事業実績を踏まえ、対応言語の拡充による利用増加を見込んだ目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

医療通訳派遣については目標の2.5割程度と目標を下回っているが、電話通訳及び医療機関案内については目標を大きく上回っており、事業全体としても目標を達成している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、感染リスクのある医療通訳派遣については利用件数が減少し、目標を下回ったものと考えられる。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 24時間365日の電話通訳・電話案内サービスの提供により、外国人がいつでも安心して相談できる環境が整備されている。 ワンストップ相談窓口の開設により、医療機関がいつでも外国人患者の受入に伴う相談ができる環境が整備されている。
	【事業の効率性】 専門の電話通訳事業者の活用により、各言語へ速やかに対応できる。 また、医療通訳ボランティアの育成を行うことで、効率的に通訳者の技能向上が図られる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2決算	R3当初	R4当初
歳出	15,545	19,257	18,770	時間	900	900	900
（うち一般財源）	14,571	17,279	16,792	人件費（千円）	3,635	3,635	3,635

6 見直しの内容	
<input type="checkbox"/> 継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小） <input type="checkbox"/> 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）	
【上記の理由】 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、訪日外国人数が減少しているものの、外国人が安心して医療機関を受診できる環境を整備しておく必要があることから事業を継続する。	
【見直し内容】 R3年度契約実績に基づきテレビ電話通訳の委託費の見直しを行う。（▲487千円）	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	周産期医療対策事業 (周産期救急搬送時受入調整事業)	部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H28
-----	-------------------------------	-------	------------------	------------	-----

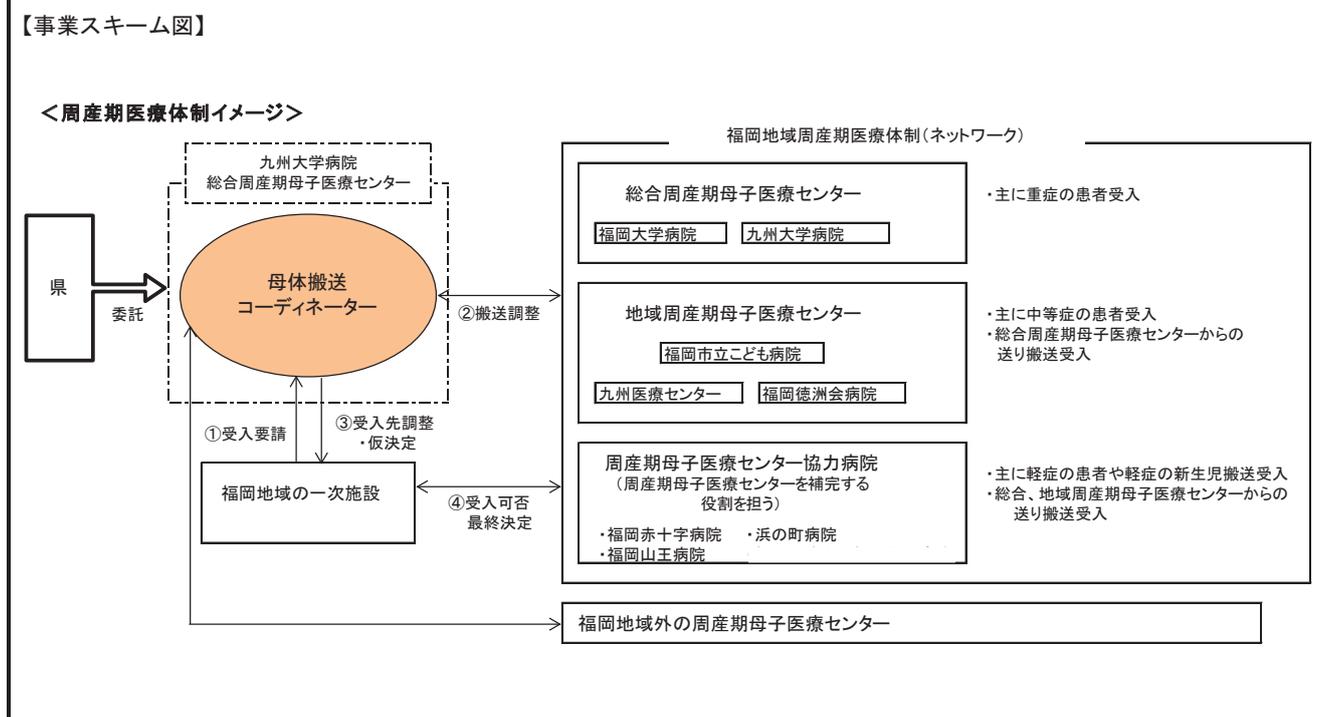
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	2	妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の充実	具体的な取組	1 2	周産期医療体制の確保 母子保健の充実

1 事業のねらい・目的

- 福岡地域における医師の負担を緩和するとともに、受入不可の事案を解消し、搬送の円滑化を図る。
- 福岡地域の総合周産期医療センターが常時重篤な患者に対応できるよう、NICU(新生児集中治療管理室)病床の空床確保を図る。

2 事業概要

- 福岡地域において、周産期母子医療センターに準じる機能を有する医療機関を協力病院とし、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、協力病院の機能に応じ、妊産婦の週数や病態に応じた受入基準を定める。
- 当日の受入可否情報等を共有するために、スマートフォンを活用して、各医療機関の医師がリアルタイムで受入可否情報を入力・把握できる仕組みを構築する。
- 福岡地域における一般産科医療機関等からの救急搬送要請を受け、受入可否情報や搬送先の選定基準に則り、搬送先医療機関の選定・調整を行う母体搬送コーディネーター(助産師・看護師)を、総合周産期母子医療センターに配置する。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
妊婦の搬送先への調整数	目標	-	70	70	70	70	70	70
	実績	16	67	93	91	68		

【指標の考え方】
 総合周産期における母体搬送件数(平成26年度:276件)を基に、搬送調整の対象となる症例及び対応時間帯(平日夜間・休日)を考慮した件数、年間70件とする。
 (目標値については、実績値の振幅が大きいことに鑑み、当面現行値を継続。)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 令和2年度については、目標未達成。
 理由としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による出産や子育てへの不安から、妊娠・出産の件数そのものが減ったためではないかと思料。
 ※令和3年5月に厚生労働省が発表した、全国の自治体が令和2年(1月~12月)の1年間に受理した妊娠届の件数は前年比4.8%減の計87万2227件であり、過去最少の件数とみられている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 NICUに余裕がない福岡地域においては妊婦の受入れ調整に係る医師の負担が大きかったところ、事業の実施後は、母体搬送コーディネーターによる調整が行われ、医師の負担軽減、妊婦搬送の円滑化に寄与している。
	【事業の効率性】 スマートフォンから送信される妊婦受入可否情報をスマートフォンでとりまとめて情報の共有化を図ることにより、事務が効率化されている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	9,696	14,106	14,106	時間	378	378	378
（うち一般財源）	4,848	7,053	7,053	人件費（千円）	1,527	1,527	1,527

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 福岡地域における妊婦の搬送調整は、妊婦・新生児の安全の確保、医師の負担軽減の観点から、事業の有効性が高いと判断されるため事業を継続する必要がある。
【見直し内容】 事業関係者の交代等を踏まえ、年度当初を目途に事業の再周知を福岡地域の関係医療機関に対して実施する。

事業名	災害派遣医療チーム連携強化事業		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H29
-----	-----------------	--	-------	------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	29	地域防災力と危機管理の強化
	小項目	1	地域防災力と危機管理の強化	具体的な 取組	2	災害対応力の強化

1 事業のねらい・目的

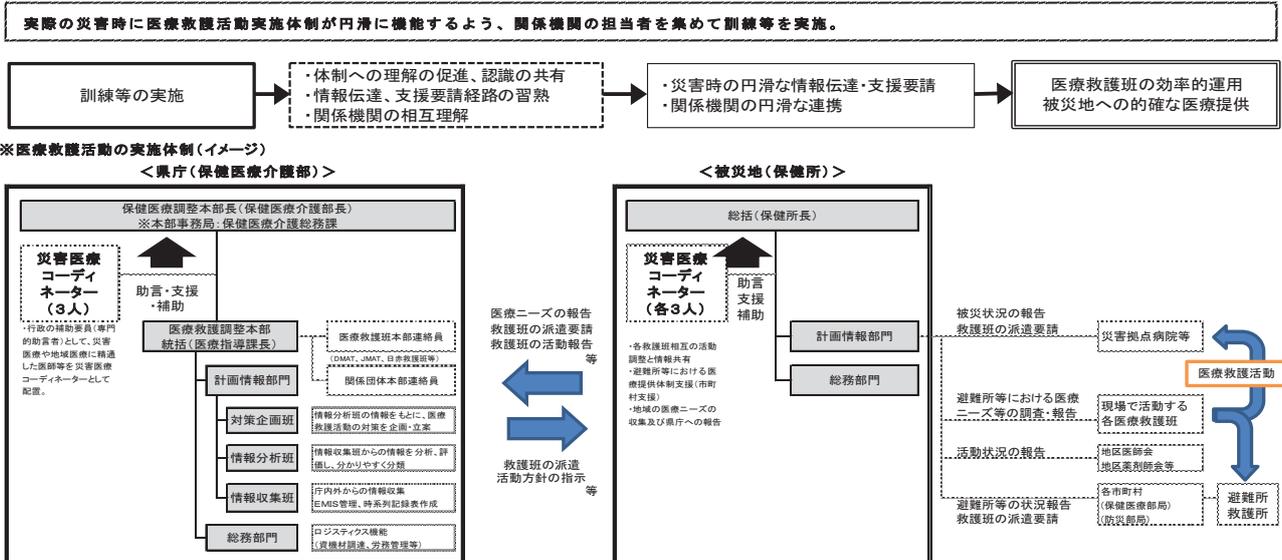
- ・医療チームを円滑に受入・活用できるよう、関係機関の災害時の情報収集・情報伝達能力の向上を図る。
- ・指揮命令系統のルール化を通じ、医療救護班 (DMAT、JMAT、日赤等) の活動調整を円滑にし、災害時におけるこれらの効率的・的確な活用等を図る。

2 事業概要

○ 大規模災害発生時に、被災現場や被災医療機関、市町村 (避難所・救護所等) への医療救護班の派遣及びその活動の調整・支援を円滑に実施するため、災害時の情報伝達・支援要請の経路等を明確にした体制を定め、災害時に当該体制が円滑に機能するよう、関係機関との訓練を実施する。

- ・実施回数：1日間×年4回 (県内4地域)
- ・対象者：県、市町村、災害拠点病院、医師会、薬剤師会、保健所の災害医療担当者等
- ・訓練内容 (予定)
 - ① 本部運営演習 (連絡調整業務の総合訓練 (机上訓練))
 - ② 情報収集伝達演習 (支援要請等の情報伝達訓練、広域災害救急医療情報システム情報入力訓練)
 - ③ 避難所状況把握演習 (避難所の医療ニーズの集約・分析訓練)
 - ④ 医療救護班派遣調整演習 (受入拠点設置、救護班等受付及び活動情報等管理訓練)
 - ⑤ 医薬品等供給演習 (卸売業者等への情報伝達及び調達調整訓練)
- ・講師等：災害医療ACT研究所 (石巻赤十字病院)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
訓練受講関係機関数	目標	-	170	170	170	170	170	170
	実績		69	74	23	0		

【指標の考え方】

県、市町村、災害拠点病院、医師会、保健所等の災害医療関係機関が全て訓練に参加することを目標とする。
(目標値については、当初の水準を維持する。)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により訓練の開催が困難だったことから、目標未達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 災害時を想定した訓練を実施することにより、県内関係者の連携強化が図られ、実際の災害時に円滑に活動できることが期待される。
	【事業の効率性】 災害時の医療に幅広い知見を有する講師を迎えて訓練を実施することにより、様々な状況を想定した訓練を効率的に実施できる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	0	4,611	4,611	時間	360	360	360
（うち一般財源）	0	3,807	3,807	人件費（千円）	1,454	1,454	1,454

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <p>地震や異常気象等による災害の発生は予見が困難であり、ひとたび発生すると甚大な被害が生じる場合がある。 困難な状況下で行われる発災後の医療救護活動には関係者の連携が重要であり、平常時から訓練を重ねておく必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>近年、令和3年8月の大雨、令和2年7月豪雨、九州北部豪雨等、県内でも災害が発生していることから、県外の講師に加え県内の講師も訓練に招聘することとした。 ※研修・訓練については、新型コロナウイルス感染症の状況によって、開催を判断する。</p> <p>また、東日本大震災の教訓から、小児周産期医療に関する情報収集、適切な助言を行うコーディネーター（災害時小児周産期リエゾン）を配置する必要性が指摘されており、厚生労働省が実施する研修に県内の小児・周産期医療提供体制に精通している医師を派遣し、災害時小児周産期リエゾンとして育成することにより、災害時の小児周産期医療分野の支援の充実・強化を図っている。 さらに、災害時における円滑かつ迅速な医療救護を行うため、平常時から、各主体が相互に会議等に参加し、DMAT、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンの間の理解促進、顔の見える関係の構築を図っている。</p>

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	薬物再乱用対策推進事業		部課(室)	保健医療介護部 薬務課	事業 開始年度	H30
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な取組	2 3	自殺対策の推進 依存症対策の推進

1 事業のねらい・目的

初犯者が回復プログラムを受けることができる支援体制を構築することで、再犯者率を減少させ、薬物乱用者の減少を図る。

2 事業概要

1 相談支援体制の構築

(1) 相談支援体制の整備
会計年度任用職員として、相談支援コーディネーター5名（精神保健福祉士、保健師、看護師、社会福祉士、県警OB）を薬務課に配置。

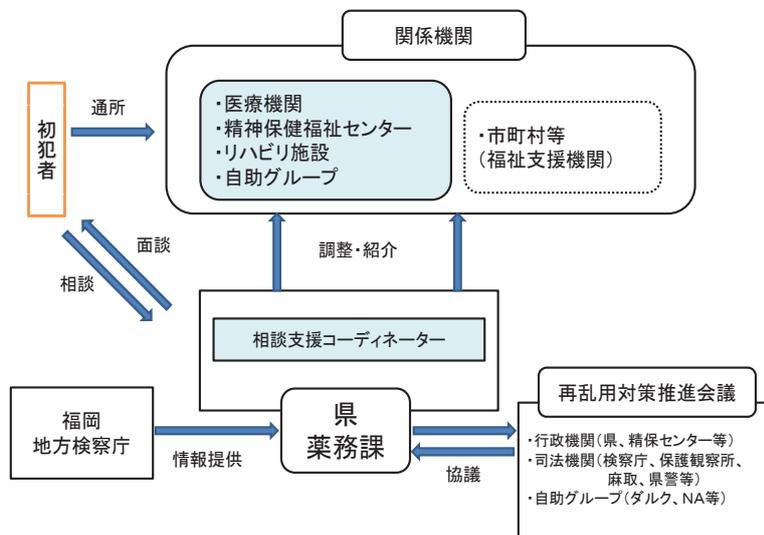
(2) 相談支援事業の実施
＜初犯者に対する回復・社会復帰支援＞
・執行猶予判決を受けた初犯者（薬物依存症者）が支援対象。
・相談支援コーディネーターが対象者と面談し、回復プログラム実施施設、医療機関及び自助グループを紹介する。これらの機関の初回利用時には同行を行う。また、必要に応じて福祉関連支援機関の紹介等も行う。
＜県内医療機関等関係者に対する研修＞
・薬物再乱用対策推進のため、相談支援体制整備に向けた研修を実施（例：回復プログラムの立ち上げ事例等）。
・対象者：県内の医療機関の医師、看護師、自助グループ、行政関係者
・実施回数：年1回

(3) 回復プログラム体験
拘置所、留置場等を出所した後の初回相談時に回復プログラムを体験させる。対象者にとって利便性のよい場所で個別に実施。

2 平日夜間又は休日の回復プログラム開催
県内の回復プログラム実施施設は全て平日昼間にプログラムを実施しているため、平日夜間は仕事等で参加できない方向けのプログラムを平日夜間又は休日に開催。
日 程：平日夜間又は休日（月1回程度で年12回）
場 所：福岡地域及び北九州地域の2か所
事業形態：NPO法人の回復支援施設に委託

3 再乱用対策推進会議
内 容：薬物依存症者への相談支援体制のあり方等、中長期的課題を協議
実施回数：年2回
メンバー：行政（県、県警、九州厚生局等）、司法（福岡地検等）、医療機関、自助グループ

【事業スキーム図】



3 事業目標等			H30	R1	R2	R3	R4
成果指標	支援対象となる人への支援実施率 (%)	目標	100	100	100	100	100
		実績	100	100	100	100(11月)	
対象者に紹介できる機関数(回復プログラム実施施設、医療機関、自助グループ等)		目標	13	16	19	22	25
		実績	13	19	21	21(11月)	

【指標の考え方】

- 福岡地方検察庁から情報提供があった支援対象者に対して、着実に支援を行うことを目標とする。
- 対象者に紹介できる機関を増やすことで、より円滑に紹介できるようにする。主に医療機関を中心に年間3件程度の協力を得ることを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 「支援対象となる人への支援実施率」及び「対象者に紹介できる機関数」は目標を達成している。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 回復プログラムは認知行動療法に基づき、薬物使用をやめるための対処法を学習するもの。 再犯者(刑務所入所者や保護観察対象者)には回復プログラムが実施されているが、初犯者(執行猶予判決の者)は、その機会がなかった。本事業により、初犯者を薬物依存からの回復の機会につなげることができるため、再乱用防止対策に有効である。 令和2年版「犯罪白書」(法務省法務総合研究所、令和2年11月発行)では、刑事処分の早い段階での対応の必要性が指摘されており、本県と福岡地方検察庁の連携による社会復帰の支援の取組(薬物再乱用対策推進事業)が参考になると紹介された。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 福岡地方検察庁から初犯者の情報提供を受けられるため、対象者を的確に把握でき、効率的に事業を実施できる。

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	15,098	25,799	25,252	時間	2,000	2,000	2,000
(うち一般財源)	3,336	12,890	12,615	人件費(千円)	8,076	8,076	8,076

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)	
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県薬物乱用防止第五次五か年戦略(平成31年1月策定)に再乱用防止対策の強化、福岡県再犯防止推進計画(平成31年3月策定)に薬物依存を有する人への支援が盛り込まれており、取組を充実させていくことが求められている。 本県の覚醒剤事犯の再犯者率は全国平均よりも高い状況が継続しており、関係機関と連携しながら本事業を引き続き推進していく必要がある。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍のため、対象者の相談支援に当たっては、リモートの活用を図る。 本事業により医療機関、自助グループ等との連携が進んでいるため、再乱用対策推進会議の開催頻度を年2回から年1回に見直す。 県内で薬物依存症の治療拠点機関に選定された医療機関が、医療機関向けの研修を行うことになったため、本事業の「医療機関等関係者に対する研修」は廃止する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	おくすり適正使用促進事業		部課(室)	保健医療介護部 薬務課	事業 開始年度	H30
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	4	医療提供体制の確保・医療保険制度の安定的な運営	具体的な取組	1 2 3 6 9	地域医療構想の推進 救急医療体制の確保 在宅医療の推進 医薬品等の安全確保 医療費の適正化

1 事業のねらい・目的

- ・服用薬剤の種類が多くなることにより、転倒などの薬剤関連の有害事象の発生頻度が高くなる。高齢者等の薬物療法に関する安全対策を図るため、医師、薬剤師等医療関係者による協議会を設置し、医薬品適正使用の方策等に関する協議を行うとともに、高齢者の服用薬剤数を減らす取組みを促進する。
- ・処方適正化が必要な患者に対し、医師、薬剤師、その他の患者に携わる関係者が連携し、処方適正化のアプローチを行う取組を促進する。

2 事業概要

- 福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会の設置
高齢者等の薬物療法に関する安全対策を図るため、医師、薬剤師等医療関係者による協議会を設置し、情報共有の仕組み作りや普及啓発の方策について協議を行い、協議会を構成する医師会、薬剤師会等の関係団体を通じてその方策を各医師、薬剤師等へ普及させることにより、高齢者の服用薬剤数を減らす取組みを促進する。
- 処方適正化アプローチ促進事業
処方適正化が必要な患者のスクリーニングに有効な持参薬評価テンプレートの周知、普及のために、以下の事業を行う。
 - (1) 高齢者施設
常勤医師が配置されていない特別養護老人ホーム等から協力施設を選定し、医師・薬剤師・介護スタッフが連携して処方適正化への検討に繋げる事業を実施し、優良事例を収集する。
 - (2) 医療機関
医療機関における処方適正化の取組み促進のため、優良な取組事例の紹介等を行う研修会を開催し、周知啓発を行う。

【事業スキーム図】

○ 福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会の設置

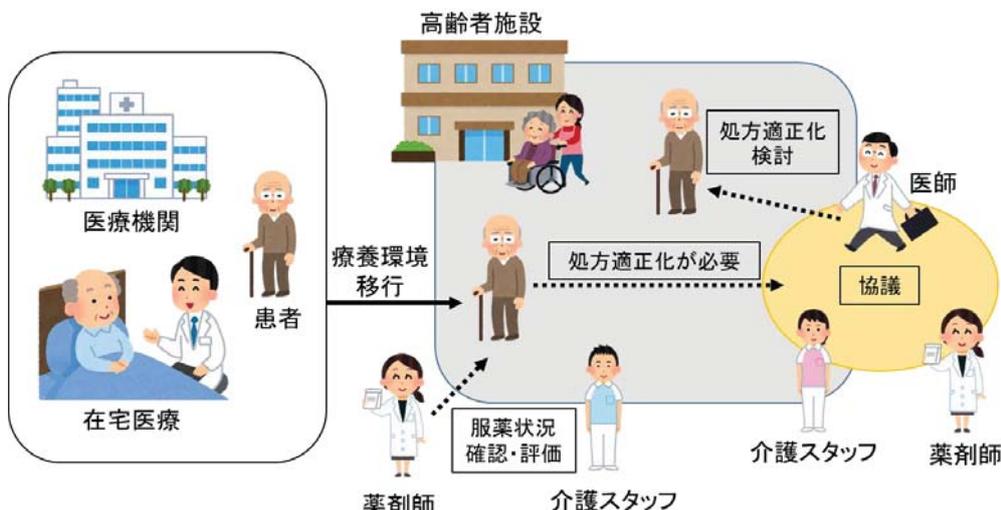
【厚生労働省】高齢者医薬品適正使用に関する検討会(H29～)

- 高齢者の薬物療法の現状と分析
- 「高齢者の医薬品適正使用の指針」作成

【福岡県】医薬品適正使用促進連絡協議会(H30～)

- 指針の医療現場への普及促進
- お薬手帳等を活用した服薬情報の一元化・多職種による情報共有
- 高齢者自身の理解・意識向上のための啓発

○ 処方適正化アプローチ促進事業



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
75歳以上の重複服薬者率	目標		1.64%	1.31%	0.98%	0.66%	0.33%	0%
	実績	1.64%	1.58%	1.64%	1.41%	調査中		

【指標の考え方】

- ・服用薬剤の種類が多くなることにより、転倒などの薬剤関連の有害事象の発生頻度が高くなるため、後期高齢者医療広域連合被保険者を対象とし、事業開始後5年間で重複服薬者（※）を0にすることを目標とし、毎年漸減させる。
※同一月に複数の医療機関から、30日以上同一薬効の薬剤の投与を受けている者。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・重複服薬者率1.5%前後で推移しており、R2の目標値は達成できていない。R2まで、75歳以上の重複服薬者にお薬手帳ホルダー及び啓発リーフレットを送付する取組を実施しており、送付前後の重複該当月数の減少やお薬手帳持参率の増加といった一定の効果は見られた。しかしながら、一般的に高齢になるにつれ服用薬剤数が増加する傾向があり、対象者が75歳以上の後期高齢者であることから、目標値を達成できなかったものと思料する。
- ・R3から高齢者施設における事業を新たに実施しており、今後、取組結果の考察を行い、効果的な患者の啓発に努めるとともに、ポリファーマシー（※）解消に向けた関係者への働きかけを行っていく。
※ポリファーマシー：多剤服用の中でも害（意識障害、低血糖、転倒など）をなすもの。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	・医師や薬剤師等医療関係者による連絡協議会において、医療等の現場の状況を踏まえた意見を伺い、医薬品適正使用の方策等に関する協議を行うこと、また、協議会構成団体を通じて医師等に普及啓発を図っていくことにより、効果的な取組みにつなげていくことができる。
	【事業の効率性】
	・関係者が連携し、処方適正化が必要な患者への直接的なアプローチを行うことにより、薬剤関連の有害事象を効果的に防止する。

5 事業費（千円）	R2 決算	R3 当初	R4 当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	1,646	3,971	3,657	時間	735	735	735
（うち一般財源）	1,646	3,971	3,657	人件費（千円）	2,968	2,968	2,968

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

重複服薬等による薬剤関連の有害事象を防ぐためには、医師、薬剤師、その他の患者に携わる関係者が連携し、継続的に処方適正化に向けた取組を行う必要があり、また、患者の療養環境（医療機関への入院、高齢者施設への入所、在宅療養等）が変化する時は処方見直しの好機である。
常勤医師や薬剤師が配置されていない高齢者施設は入所者の服薬情報の把握が困難で適正に管理されていない場合があるが、処方適正化の取組を開始するためのノウハウも十分でないため、取組開始を促進するための支援を行っていく必要がある。

【見直し内容】

高齢者施設が処方適正化の取組を開始しやすいよう、R3に実施している高齢者施設での事業で得られた事例を取りまとめて効果的な資料を作成・配布し、取組の促進を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	健康食品安全対策事業		部課(室)	保健医療介護部 業務課	事業 開始年度	H14
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	3	暮らし・食品の安全の推進	具体的な取組	4	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

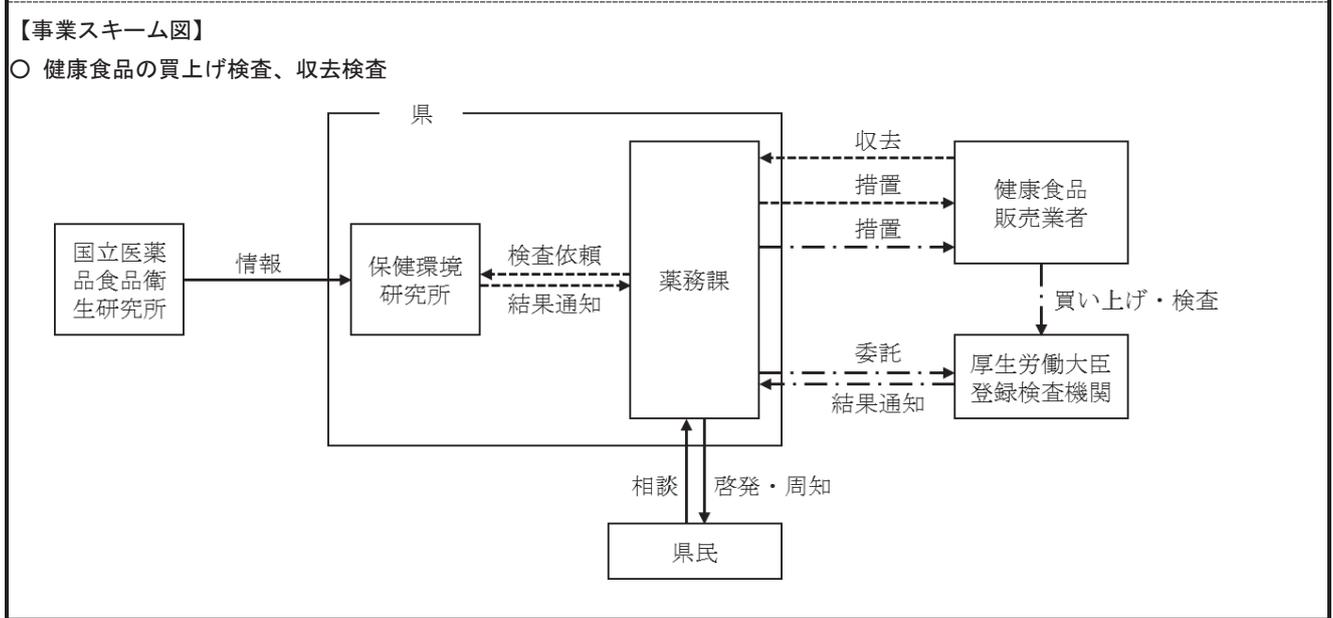
1 事業のねらい・目的

健康食品による健康被害を防止するため、①流通後の抜き打ち検査、②健康被害発生後の収去検査を柱とした安全チェック体制の整備を早急に進める。

2 事業概要

1. 安全チェック体制の整備
 (1) 買上げ検査の実施
 ① インターネット、口コミ、店舗販売等により県内に流通している健康食品等を買上げ、抜き打ち検査(成分検査)を実施する(検査機関(厚生労働大臣登録)への委託)。
 ② 検査の結果、不正な成分の含有を確認した場合、県民に摂取中止を呼びかけ、当該製品を市場から撤廃させる。
 (2) 収去等検査の実施
 ① 医薬品成分の含有が疑われる不正な健康食品等を発見した場合、収去等し、成分検査を行う(保健環境研究所で検査)。
 ② 検査の結果、不正な成分の含有を確認した場合、県民に摂取中止を呼びかけ、当該製品を市場から撤廃させる。
 (3) 検査技術の修得
 新たな(検査経験のない)医薬品成分を含有した違反にも対応できるよう、保健環境研究所において検査技術を修得させる(国立衛生研究所での技術研修)。

2. 県民啓発
 医薬品と健康食品の区別・相互作用など健康食品等に関する正しい知識の普及啓発を図る。



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
健康食品等の医薬品成分検査件数	目標	30件	30件	30件	30件	30件	30件
	実績	30件	30件	30件	30件	30件 (見込み)	
(参考) 不正健康食品率	目標	—	—	—	—	—	—
	実績	10.0%	16.7%	6.7%	0%		

【指標の考え方】

- 本事業は、県民の不正な健康食品(未承認医薬品)による健康被害を防止することを目的として、平成14年度から約20製品の買上げ検査を実施しているが、例年2~3製品から医薬品成分を検出しており、不正な健康食品の流通は後を絶たない。
- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(平成29年6月)において、数値目標を健康食品等の医薬品成分検査件数を30件(平成27年度比 125%)とし、監視強化を図ることとしている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 年2回買上げを行うが、第1回買上げにおいて既に16品目を買上げ済み、第2回は14品目を予定しており、目標達成の見込みである。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品成分が検出された健康食品を発見した場合は、直ちに報道発表を行い、県民に対して注意喚起を行っており、県民の健康被害の防止に寄与している。 ・買い上げ品目の選定については、日頃からインターネット検索等の熟練度（検索条件や流通品目の確認）が必要なことから、各担当者において情報交換を行うことにより、事業の有効性を高めている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康食品からは、既存の医薬品成分と構造の一部を変えた新たな医薬品成分が検出される場合もあることから、検査方法の熟練や標準物質の選定に努め、事業を効率的に実施している。 ・日々インターネット等を監視し、年々巧妙化する新たな販売先、販売方法等に効率的に対応できるよう努めている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	3,580	3,800	3,768	時間	88	88	88
（うち一般財源）	3,580	3,800	3,768	人件費（千円）	356	356	356

6 見直しの内容	<p> <input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>								
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場には相当数の不正な健康食品が流通している可能性があることから、当該買上検査及び購入サイドの県民に対する啓発を継続して実施する必要がある。 									
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年6月に策定した福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画において、医薬品成分の含有が疑われる食品における安全対策の数値目標を新たに設定したため、当該計画期間（平成29～令和3年度）における各年度の検査件数を変更した。当該計画期間中も、医薬品成分が検出される製品が例年2～3製品あり、流通製品の安全確認を行っていく必要があることから、現在見直し中の次期計画（主務課：生活衛生課）においても、検査件数30件/年を実施する方向で検討している。 <p>〈現行計画の数値目標〉</p> <table border="1"> <tr> <td>指 標</td> <td>H27実績</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>健康食品等の医薬品成分検査件数</td> <td>24件</td> <td>30件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品成分を含有する食品の発見情報・健康被害情報を収集し、健康被害につながるおそれの高い製品を発見できるよう検索技術の向上を図るとともに、これらの製品の成分検査を実施し、医薬品成分検出の場合の検査結果の公表等の機会を捉え、県民へ効果的な啓発を行う。 	指 標	H27実績	R3	健康食品等の医薬品成分検査件数	24件	30件			
指 標	H27実績	R3							
健康食品等の医薬品成分検査件数	24件	30件							

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	認知症疾患医療センター事業		部課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業 開始年度	H23
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある方への支援
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	3	認知症対策の推進

1 事業のねらい・目的

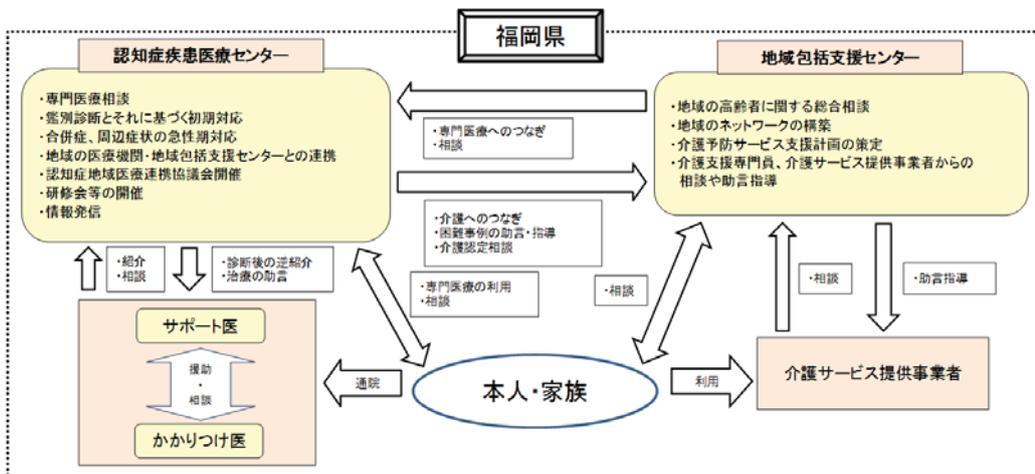
- ・専門医療を提供する医療機関が少なく、どこにあるのかがわかりにくいいため、拠点となる専門的医療機関を設置する。
- ・早期に診断を行い、鑑別診断に基づき適切な治療やケア方針の決定を行うため、かかりつけ医や地域包括センターに対する相談助言や、介護へつなぐ。
- ・各センターにおいてかかりつけ医等への研修会の開催や一般市民への普及啓発を行い、認知症への地域での理解を深め、早期発見早期治療に努める。

2 事業概要

県内に基幹的役割の地域型センター1か所、その他地域型センター10か所を設置し、以下の業務を実施する。

1. 情報センターとしての機能
地域の医療機関や認知症家族等に認知症に関する情報提供、本人・家族及び関係者からの相談対応
2. 地域における認知症医療の中核的施設としての機能
地域の関係機関のネットワーク会議や研修会・事例検討会の実施、症状、治療法や介護方法等、かかりつけ医や介護職員への情報提供と助言・指導、鑑別診断及びそれに基づく初期対応
3. 介護との連携
介護サービスが必要な患者の地域包括支援センターへのつなぎ、困難事例の対応方法の介護職員への助言・指導
4. 県域全体の調整機能（基幹的役割センター）
県域全体の連絡会議、他の10ヶ所のセンターへの研修、助言等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
認知症疾患医療センターの設置数	目標	11	11	11	11	11	11
	実績	11	11	11	10		
鑑別診断件数	目標	3,880					5,800
	実績	3,880	3,813	4,263			

【指標の考え方】

- ・県内13の二次医療圏の全てに認知症医療センターを設置するもの。
- ※なお、2つの二次医療圏（福岡・糸島、北九州）は、それぞれ福岡市、北九州市が認知症医療センターを設置している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・直方・鞍手圏域を除くすべての圏域に認知症（疾患）医療センターを設置した。（政令市含む）
- ・直方・鞍手圏域に関しては、国が定める人員基準を満たす病院がなくなったため、令和3年度から未設置。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】 認知症の速やかな鑑別診断、診断後の本人・家族へのフォロー、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制が構築できる。 診断の際に、地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施し、診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供を行える。 また、一般病院・介護施設では、対応困難な事例に苦慮している例もあり、認知症医療センターによる助言・支援等により、適切な対応が図られる。</p>
	<p>【事業の効率性】 認知症医療センターが各地域の認知症に関する医療提供体制の中核となり、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めることにより、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化し、効果的・効率的な提供が図られる。</p>

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	37,748	37,964	37,964	時間	100	100	100
（うち一般財源）	18,880	19,086	19,086	人件費（千円）	404	404	404

6 見直しの内容	<p>継続（<input checked="" type="checkbox"/>拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）</p> <p>終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）</p>		
【上記の理由】	<p>・直方・鞍手圏域の認知症医療センター設置に向けた働きかけを行う必要がある。</p>		
【見直し内容】	<p>・直方・鞍手圏域内の病院へ個別に働きかけを行う。 ・令和4年度の認知症医療センター機能の拡充（診断後等支援機能の追加等）に伴い、認知症医療センターの人員確保にかかる支援を検討中。</p>		

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	介護と仕事の両立支援に関する相談支援事業		部課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課		事業開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援	
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	4	地域で支え合う体制づくりの推進	

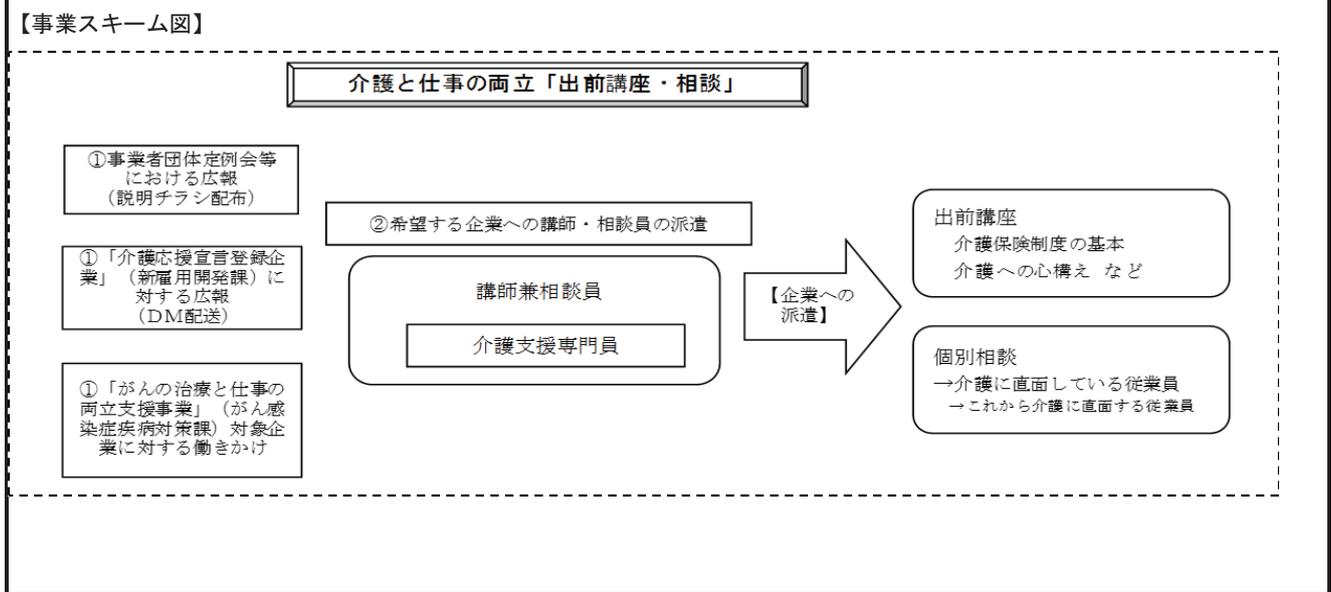
1 事業のねらい・目的

・介護している労働者への相談・支援体制の整備を行うことにより、「介護と仕事を両立」でき、家族の介護を理由とした離職・転職者を減少させることを目的とする。

2 事業概要

○従業員を対象とした「介護と仕事の両立『出前講座・相談』」の実施

・介護支援専門員が事業所に向向き、従業員向けに介護と仕事の両立に係る出前講座・相談を実施する。



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3
		開催数 (出前講座・相談)	目標	100回
	実績	46回	20回	2回(※注)

(※注)R3. 10時点の実績

【指標の考え方】

・出前講座・相談を実施した回数とする。
 ※同部の類似事業である「がんの治療と仕事の両立支援事業」の目標値に合わせて当事業の目標を設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・目標未達成。
 (理由) 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により申し込み事業者数が少なく、目標未達成となった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座を実施することで、介護保険サービス等に対する理解が深められ、介護と仕事の両立を支援することができる。(R1出前講座受講者のアンケートでは、97.6%の方が参考になったと回答。) ・介護をしている従業員の相談対応をすることで、家族の介護を理由とした離職・転職者の減少につなげることができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の事業見直しにより「出前講座・相談」を開始し、事業のターゲット層にダイレクトに働きかけることが可能となった。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	4,595	8,127	-	時間	990	990	-
(うち一般財源)	2,297	4,064	-	人件費（千円）	3,998	3,998	-

6 見直しの内容	<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>終了（ <input checked="" type="checkbox"/>完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>		
【上記の理由】	<p>事業期間終了のため。介護支援専門員が講師兼相談員として事業所に出向き、従業員向けの出前講座・相談を実施することで、介護保険や家族の介護についての相談に対応することができ、介護と仕事の両立支援につながった。</p>		
【見直し内容】	<p>特になし</p>		

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	住宅型有料老人ホーム等安心点検事業		部課(室)	保険医療介護部 介護保険課	事業 開始年度	H28
-----	-------------------	--	-------	------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	3	介護サービスの確保	具体的な取組	1	供給量の確保及びサービスの質の向上

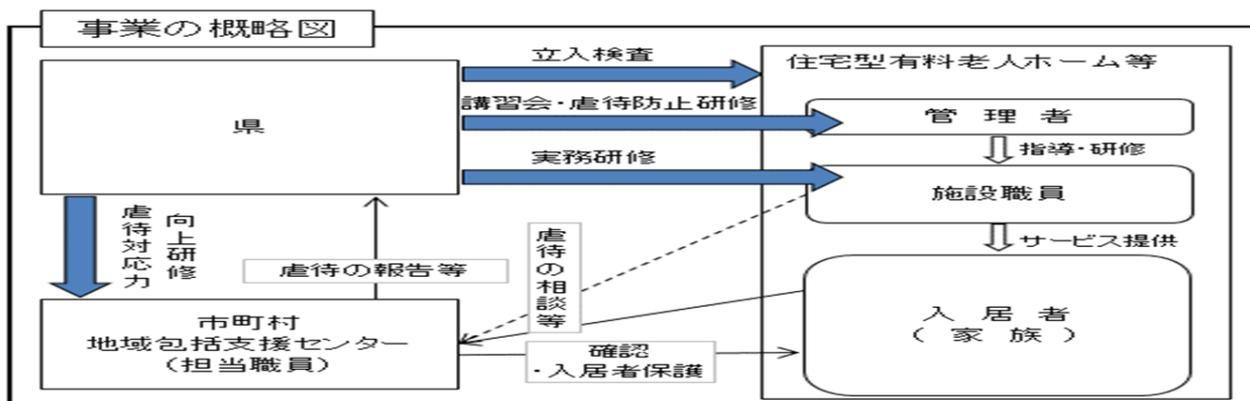
1 事業のねらい・目的

住宅型有料老人ホーム等のサービスの質の確保を図る。

2 事業概要

- 施設に対する指導・検査
 - 講習会 (集団指導)
 - 管理者を対象に県内3か所 (北九州、福岡、久留米) で実施 (政令市・中核市と共催して実施)
 - 虐待防止研修 (①と同時実施)
 - 管理者を対象とした虐待防止研修を実施し、虐待防止に関する認識を深め、施設で虐待防止に取り組むためのノウハウを習得できるようにし、施設における虐待防止対策の徹底を図る。
 - 立入検査
 - 3年間ごとに各施設に自己点検チェックリストを提出させ、問題がある施設を中心に立入検査を実施する。
 - 新規施設については、原則として開設から1年以内に、立入検査を実施する。
 - 情報提供等で問題がある事業所に対して、立入検査を実施する。
- 施設職員に対する実務研修
 - 施設職員を対象とした実務研修の開催回数を増やし、カリキュラムを充実することにより、できる限り多くの施設職員の参加を促し、その介護技術の向上を図る。(政令市・中核市と共催して実施)
- 市町村職員に対する虐待対応力向上研修
 - 市町村職員及び地域包括支援センター職員を対象に、虐待防止の基礎知識、通報・相談受付の対応、虐待が確認された場合の改善指導についての研修を実施する。
 - 3年間で60市町村の担当係長及び担当者、地域包括支援センター (現在216カ所) の3職種 (社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー) を対象として実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
高齢者施設等における虐待発生率 (総合計画)	目標	0.15	0.13	0.14	0.16	0.16	0.16
	実績	0.13	0.14	0.16			

【指標の考え方】

・県内の高齢者施設等における虐待発生率を、全国での発生率以下とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・県内の高齢者施設等における虐待発生率は、令和元年度は数値目標を下回ったものの、全国での発生率 (0.20%) 以下は達成している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の全ての有料老人ホームの管理者に対して講習会（集団指導）・虐待防止研修を行うことで、適切な運営を促し、高齢者虐待につながる不適正な運営の防止を図ることができる。 ・県内の全ての有料老人ホームの職員を対象として実務研修を行い、介護技術の向上を図ることで事故や不適切なケアの防止を図ることができる。 ・自己点検で問題のある施設や苦情・不適正な運営の情報提供がなされた施設、開設されて間もない施設に対しては立入検査を行うことにより、不適正な運営に対して具体的な是正を図ることができる。 ・高齢者虐待防止法に基づく虐待の相談対応を行う市町村の職員に対して研修を行い、対応力の向上を図ることにより、虐待が疑われる事案に対する的確な対応を図ることができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理者や職員に対して継続して講習会や研修を行うことにより、施設の管理者や職員に異動があっても、適切な運営を行うための管理者・職員の素養を維持することができる。 ・市町村の職員に対しても、継続して研修を行うことにより、職員に異動があっても、虐待の相談対応能力を維持することができる。 ・問題の兆候がある施設に対して立入検査を行うことにより、早期の是正を促すことができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	3,043	3,213	3,213	時間	4,312	4,312	4,312
（うち一般財源）	1,538	1,710	1,710	人件費（千円）	17,412	17,412	17,412

6 見直しの内容		
<p>継続（ ） 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善（ ） 縮小（ ）</p> <p>終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（ ）</p>		
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームに対する指導・立入検査は、老人福祉法第29条第13項に基づき都道府県知事が行うものと定められた業務であり、継続して実施しなければならない。 ・市町村職員に対する虐待対応力向上研修も、高齢者虐待防止法第19条に基づき市町村に対し都道府県が行う援助であり、市町村の人員体制の制約がある中で高齢者虐待疑義事案が頻出している現状では、終了することはできず継続して実施しなければならない。 ・事業目標は平成29年度以降、全国の発生率以下を達成しているが、虐待の疑い等の不適切な運営に関する苦情・情報提供は増加している。他都道府県・政令市・中核市管内における不適切な住宅型有料老人ホーム運営・トラブルについての報道も頻出するようになっており、施設や管理者・職員等に対する取組みを継続・強化しなければならない。 		
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の適正な運営を確立するために、講習会（集団指導）及び虐待防止研修については、常に新たな事例や知見等を反映させる。会場や開催時間帯についても、多くの者が出席しやすいよう引き続き配慮する。 ・市町村職員に対する虐待対応力向上研修についても、常に新たな事例や知見等を反映させる他、より多くの市町村からの出席がなされるよう市町村への広報・案内に努める。 ・苦情・情報提供に対しては施設への立入検査を行って事実確認や是正指導を行うこととなるが、苦情・情報提供が増加していることから、立入検査を実施する部署の人員体制の維持・拡充を図る。 		

事業名	出会い・結婚応援事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	1	出会い・結婚応援の推進	具体的な取組	1 2 3	多様な出会いの場の提供 出会いから結婚につなげるための支援 九州・山口出会い結婚応援プロジェクトの推進

1 事業のねらい・目的

・独身者に出会いの場を提供し結婚のきっかけづくりを行うとともに、地域社会全体で結婚を応援する気運を高める。

2 事業概要

【出会い・結婚応援事業】

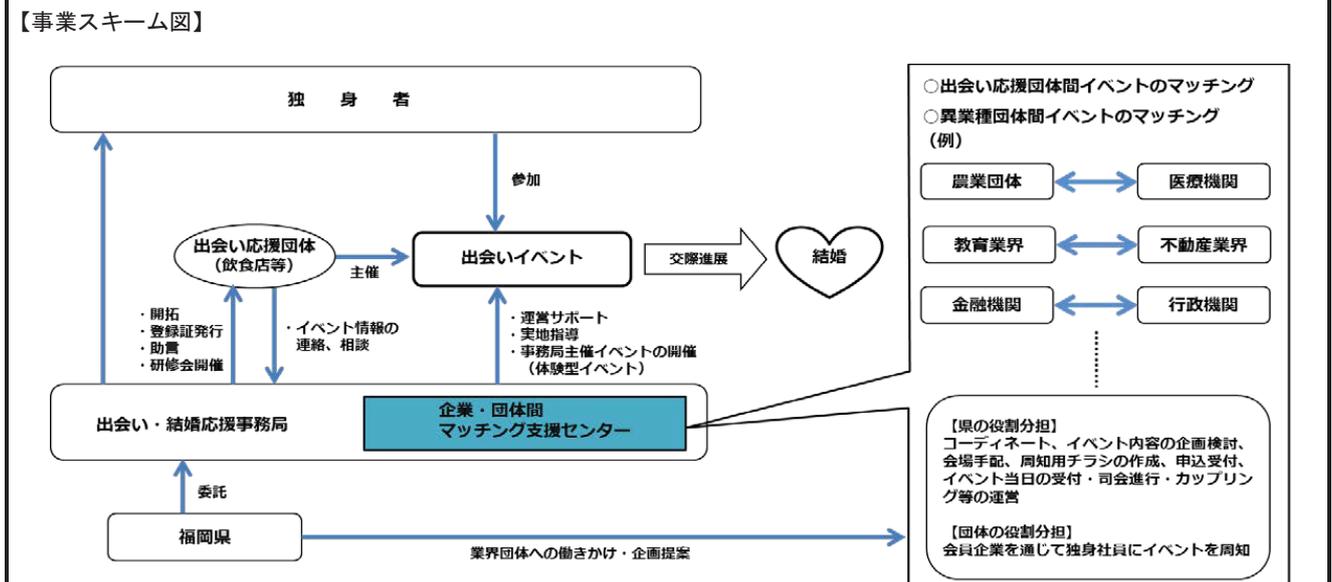
- メルマガ「あかい糸めーる」等による出会いイベント情報発信・イベントの支援等
(H17年度～※「あかい糸めーる」はH20年度から運用、交流会・研修会はH27年度、結婚応援宣言による結婚応援気運の醸成はH28年度から実施)
 - 出会い応援団体の登録拡大に向けた企業・団体への働きかけ。
 - 出会い応援団体に登録している企業・団体のトップに結婚応援に関する宣言をしてもらい、その宣言をインターネットや情報誌等を活用し、広く紹介することで気運を高める。
 - 出会い応援団体として県に登録した企業や団体等が行う出会いイベント情報をメルマガ「あかい糸めーる」で情報発信。
 - 地域の結婚応援関係者(市町村、出会い応援団体等)のネットワーク化や活動の活性化を支援する交流会、研修会を開催。
- 企業・団体間マッチング支援センターの運営 (R2年度～)
 - 個別企業及び業界団体(農業団体や教育業界、医療機関、不動産業界等)への働きかけ、出会いイベントのマッチング。
 - イベント参加者に対する成婚特典提供の働きかけ。
 - 九州・山口地域戦略会議次世代育成PTで取り組む広域婚活支援(企業間・異業種間婚活イベント)の実施。
- 婚活カステップアップセミナーの開催 (H29年度～)

市町村等と連携し、異性との交流が苦手な独身者や出会いイベント参加に戸惑う独身者等をサポートするためのセミナーを開催。
- 出会い応援団体に対する出会いイベントの開催に必要な感染防止対策等に係る経費に対する助成 (R2年度～)

出会い応援団体においてアクリル板等の購入経費や会場経費、タブレットやPCなどのオンライン環境整備費等、出会いイベントの開催に必要な感染防止対策等に係る経費を助成。
- オンラインを活用した出会いイベントの推進 (R2年度～)

オンラインを活用した出会いイベントを推進するため、オンラインイベントの普及啓発・支援を行うとともに、イベント補助オペレーターの配置などオンラインイベントの開催を支援。
- 出会いから結婚へつなげるための支援 (R3年度～)

カップル特典の提供により、交際の状況を把握するとともに、デートファッションやコミュニケーションなど、交際の支援を行う相談員を配置し、フォローアップを実施。



3 事業目標等

成果指標		基準 (H30)	R2	R3	R4	R5	R6
出会い応援団体登録数 (総合計画)	目標	—	2,000団体	2,250団体	2,500団体	2,750団体	3,000団体
	実績	1,531団体	2,080団体				
出会い応援イベント参加者数 (総合計画)	目標	—	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人
	実績	8,566人	4,494人				
出会い応援イベントにおけるカップル成立率 (総合計画)	目標	—	38.0%	38.5%	39.0%	39.5%	40.0%
	実績	37.5%	45.6%				

【指標の考え方】

- ・第2期福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略 (計画期間：R2～R6年度) のKPI (重要業績評価指標) を指標とする。
- ・第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン (計画期間：R2～R6年度) の目標数値にも設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・出会い応援団体登録数は、更新時期を迎えた全ての子育て応援宣言企業に対する働きかけや事業者団体等の各種会合において登録の呼びかけを行っており、順調に推移。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベントの開催回数は大きく減少しており、開催規模も縮小して実施されていることから参加者数は伸び悩んでいる。
- ・企業・団体と連携し、異業種間交流や体験型イベントなど独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供しており、カップル成立率は上昇傾向にある。

4

有効性・効率性

【事業の有効性】

本事業は、少子化の大きな要因の一つである未婚化・晩婚化の流れを変えるために、地域社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目指しているもの。

2年度末現在、企業、商工団体、農協・漁協、消防団など2,000を超える企業・団体が「出会い応援団体」に登録しており、官民連携して、出会いの機会が少ない若者に出会いの場を提供するなど、結婚のきっかけづくりを行っている。

さらに、28年度からは企業・団体トップによる結婚応援宣言を開始するなど、経済界を巻き込んで事業を実施している。

【事業の効率性】

27年度に委託先を県の外郭団体から結婚相談等のノウハウを有する民間企業に切り替え、独身者の個別相談、出会い応援団体の登録拡大に向けた取組みや活動サポートを行っている。

30年度から、「出会い応援団体」の開拓に当たっては、全庁を挙げて様々な会合で積極的に呼びかけを行っており、登録数は、29年度末から約3倍増加している。(29年度末：659団体→2年度末：2,080団体)

5 事業費 (千円)	R2決算	R3当初	R3.12月補正	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	69,724	42,011	8,326	37,921	時間	3,600	2,700	2,700
(うち一般財源)	51,302	27,367	8,326	21,452	人件費 (千円)	14,789	11,092	11,092

※当事業のR4予算の一部は、前倒してR3.12月補正予算で計上

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

未婚化・晩婚化に伴う人口減少や人口構造の変化は、経済活動はもとより持続的な社会保障制度の維持などに大きな影響を与える。また、企業活動にとっても労働力不足など直接的な影響をもたらす。

一方、県の調査では、多くの若者が結婚を希望し、子どもを持ちたいという結果が出ている。

このため、引き続き、官民連携して、本事業の推進を図る必要がある。

【見直し内容】

・新規登録拡大のため、事業者団体等と連携して、会合等の機会を利用した登録の働きかけを行う。

・県内各地域において事業者団体等と連携して、異業種間交流や体験型のイベントなど独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供する。

・出会いイベントの感染防止対策及びオンライン出会いイベントの開催を支援することにより、「新しい生活様式」を踏まえた出会いの場の提供拡大を図るとともに、カップル成立後から成婚に至るまでの支援を強化し、結婚への後押しを図る。

・コロナの影響により出会いイベントの開催状況が落ち込んでいることから、複数市町村と連携して、地域の特性や資源を活かした当該地域の魅力を発信する広域での出会いの場を新たに創出する。また、コロナの影響によって結婚観にも変化が起きており、改めて自分の人生を見つめ直す若い世代も多くなっていることから、将来結婚をしたいとの希望を持つ若い世代に対し、結婚・子育てなど将来のライフデザインを描けるセミナー等を開催する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	保育士就職支援強化事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H25
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的

保育現場を離れて久しい「保育士有資格者」の再就職、及び保育士養成施設の学生等の保育所への就職を促進するため、コーディネーターを配置して保育士専門の無料職業紹介を実施し、求人側と求職側の勤務時間等の勤務条件をきめ細やかに調整することにより、円滑な保育士確保を図る。

2 事業概要

(1) 事業内容

- ・ 保育士資格を有しながら保育士として就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の就職を支援するため、求人側と求職側の条件面の調整を図るコーディネーターを2名配置し、保育士専門の無料職業紹介を実施する事業を県保育協会へ委託する。
- ・ 求人側と求職側の勤務時間等の条件をきめ細やかに調整し、就職を促進する。
- ・ 幼稚園教諭経験者に対し、保育士資格取得の特例制度の紹介や保育所体験実習の実施、さらに保育所への就職までを支援する。
- ・ また、就職希望者には保育所の体験実習を実施し、現場の雰囲気を感じてもらうことにより就職への不安感を払拭し、保育士確保を促進する。

(2) 対象経費

事務局人件費、旅費、マッチングサイト保守運用費、需用費等

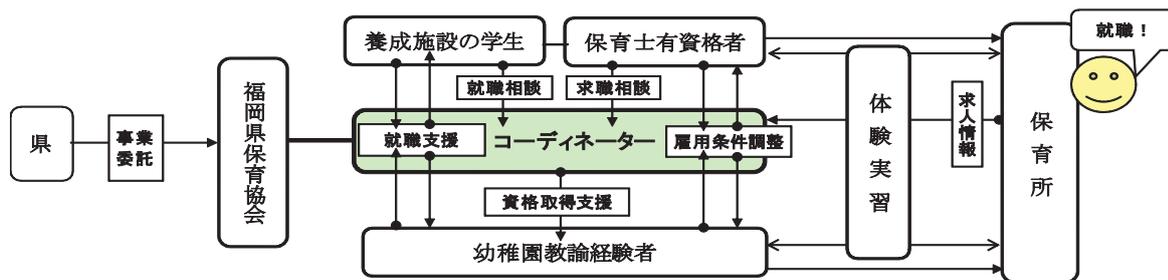
(3) 対象者

- ・ 現在保育現場に就労していない保育士有資格者
- ・ 潜在保育士研修・体験実習受講者
- ・ 幼稚園教諭経験者や保育士養成施設の学生等

(4) 目標件数

- ・ 就職決定件数 70件

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
就職決定件数	目標	180	180	180	70	70	70	70	70	70
	実績	41	27	17	39	34	77	66		

【指標の考え方】

平成30年度定員増による保育士不足見込328人の2割（70人）を潜在保育士から確保する。
目標値については、事業開始時は他県の先行事例を参考に設定していたが、実績を踏まえて修正した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・ 就職決定件数の目標は未達成（R2：66件）。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、求人、求職活動が低調となり、就職決定数が伸びなかった。引き続きマッチングサイト「ほいく福岡」の周知及び求人・求職登録数の拡大を進めるとともに、「ほいく福岡」をリニューアルし、保育士資格保有者届出制度を開始し、届出者への情報発信の強化、市町村への届出者情報の提供等を通じ、離職時・離職中の復帰の意思が固まっていない段階から、早期・継続的支援を行う。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・保育士就職支援センターにおいて潜在保育士の掘り起しや就職斡旋、保育所等に対する潜在保育士活用支援、就業中の保育士に対する就業継続支援等を行うことで、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保に資する。
	【事業の効率性】 ・事業の実施にあたっては、保育全般に関する情報や組織、県内保育所等とのネットワークなどを最大限に活用するため、県保育協会に委託して実施する。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	10,451	12,090	12,087	時間	80	80	80
（うち一般財源）	4,944	6,046	6,044	人件費（千円）	324	324	324

6 見直しの内容	
<input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・本県では令和3年4月1日現在で625人の待機児童が発生しており、この解消に向けて市町村の子育て安心プランに基づき、保育所等緊急整備事業（保育所の創設、分園設置、増築等）等を実施し保育所等定員の増加を図ってきた。 ・上記保育所等定員増及び幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの増に伴い、新たに保育士の配置が必要となる見込みであり、新規資格取得者だけではこの需要に対応できないため、潜在保育士を掘り起こし、再就職を支援することが必要である。	
【見直し内容】 1 広報の強化 ・新しく開始した事業の広報チラシを市町村、公共施設、保育施設、コンビニ等の潜在保育士の生活動線上へ継続して配布するほか、インターネットやSNSを活用した広報により、県の取組みの周知を図る。 2 情報発信の強化 ・市町村が実施する潜在保育士対象の保育所就職説明会や保育所1日体験研修といった復職支援情報に加え、復職者へのインタビューや県の研修等、様々な情報をほいく福岡の求職登録者や保育士資格届出者に対し、積極的に発信する。	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子育て支援員研修事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H27
-----	------------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的

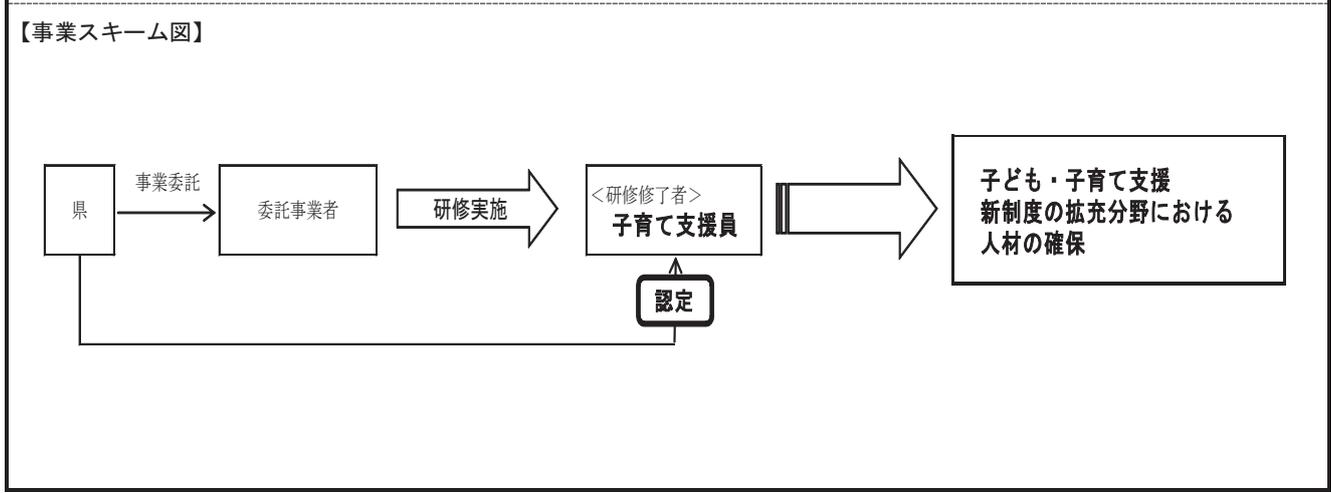
平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援新制度で拡充される分野に従事する人材の確保が必要となってくるため、これに必要な研修を実施し、「子育て支援員」の育成及び確保を図る。

2 事業概要

1 子育て支援員研修の実施
子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得するために、基本研修及び専門研修を実施する。

2 修了証明書等の交付
基本研修及び専門研修の全科目を修了した者に対して、修了証書を交付する。
また、申請に応じて、「子育て支援員（基本研修）修了証明書」、「子育て支援員研修一部科目修了証書」を交付する。

3 研修修了者名簿の作成・管理
研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、修了コース、氏名、連絡先等を記載した名簿を作成し、整理する。



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
旧：子育て支援員認定者数（累積） （R1～R3）	目標（旧）	200	500	1,050	1,600	2,000	2,400	2,800	-
	実績（旧）	312	663	1,065	1,589	2,108	2,446		
新：子育て支援員認定者数（単年度） （R4～）	目標（新）	200	300	550	550	400	400	400	400
	実績（新）	312	351	402	524	519	338		

【指標の考え方】
平成27年度から創設された地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の支援の担い手となる子育て支援員を養成している。H27～28は保育量の見込み数より目標値を設定しており、保育量の見込み数による目標値は達成したことから、H29年より受講定員数を目標値として設定している。令和3年度は県内4地区で400人の養成を目標として実施、令和4年度も、県内4地区で400人の養成を目標として実施する。成果指標については、累積の目標値としていたものを単年度の目標値に見直し。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
令和2年度時点の認定者数は338人と、目標の400人を下回っている。新型コロナウイルスの影響により受講者が減少したことが原因である。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】 子育て支援員は、子ども・子育て支援法に基づく給付又は事業として実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等、これらの支援の担い手であり、人材を確保する必要がある。</p>
	<p>【事業の効率性】 ・研修ノウハウを有する団体に研修を委託することで、研修効率の向上及び内容の充実した研修を実施 ・地域のニーズや特徴を考慮し、専門研修の実施コースや研修会場を選定</p>

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	3,670	3,701	3,704	時間	104	104	104
（うち一般財源）	1,836	1,851	1,852	人件費（千円）	420	420	420

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小（ <input type="radio"/> 終了（完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止） </p>
【上記の理由】	<p>・平成27年度から本格スタートした子ども・子育て支援新制度や、女性の社会進出等により保育ニーズが増大し、地域の子育て支援の担い手となる人材の確保がますます必要となってくるため。</p>
【見直し内容】	<p>・福岡県内在住者を対象として開催し、申込受付は現在先着順としているが、一部の市町村が多数受講決定されるなど、偏りがある状態になっている。令和4年度は、勤務先の配置基準等で子育て支援員研修受講が要件となっている方が適切に受講できるよう、現在行っている先着順での受付を見直し、行政枠の設定や受講決定基準の設定について検討を行う。</p>

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	保育士等キャリアアップ研修事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H30
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な 取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的

・国からは、都道府県が実施主体となり、研修による技能の習得のためのキャリアアップ研修が受講できる仕組みを構築することを求められており、平成30年度から研修を行うことで、今後、賃金改善の要件とされる研修の受講体制の構築を図るもの。
・保育士等の職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が図られる。

2 事業概要

1. 保育士等キャリアアップ研修の実施

- ・保育士等キャリアアップ研修を事業者者に委託し実施する。
※国庫補助(子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費)を活用し、国、県1/2で実施。)
- (主な内容)
①研修の実施(集合型・eラーニング型) ②研修修了証の交付 ③修了者の情報管理

【研修の概要】

1 研修分野

ア 専門分野別研修

(①乳児保育、②幼児教育、③障がい児保育、④食育・アレルギー、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)

イ マネジメント研修(⑦)

ウ 保育実践研修(⑧) ※令和2年度以降、賃金加算の要件から除外

2 対象者及び要件

ア 副主任保育士(ライン職)

- ・経験年数概ね7年以上
- ・マネジメント研修⑦を含む、4分野の研修を修了

イ 専門リーダー(スタッフ職)

- ・経験年数概ね7年以上
- ・4分野の研修を修了

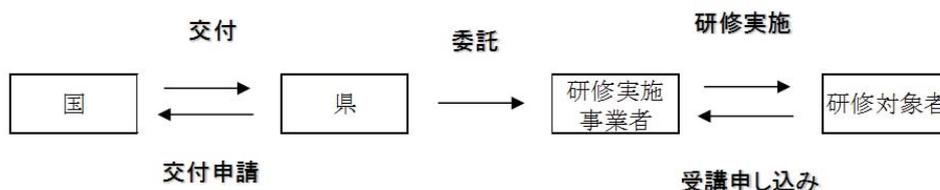
ウ 職務分野別リーダー

- ・経験年数概ね3年以上
- ・担当する職務分野の研修を修了(①～⑥から1分野)

3 研修時間 1分野15時間以上

4 研修修了の効果 全国で有効

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
研修受講者(修了者)数(人)	目標	—	13,000	9,000	7,500	11,500	6,000
	実績	—	12,586	7,084	3,623		

【指標の考え方】

研修事業であることから、受講者(修了者)数とした。平成30年度～令和2年度の目標値は、研修要件が必須化される見込みの令和3年度までの必要受講者数。令和3年度の目標値は令和2年度に行った受講希望者数調査結果により11,500に設定していた。令和3年度に研修要件達成のための受講必要分野数について改めて調査を行った結果、17,885人分の研修が必要とされた。令和3年度の目標を11,500に設定していたことから、令和4年度の目標は不足分である6,000とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度の修了者は3,623人と、目標を下回っている。新型コロナウイルスの影響により、受講定員を令和元年度の半数としたこと、また年度末に行う予定であった研修を中止したことが原因である。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・保育士等の職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が図られる。 ・国からは、都道府県が実施主体となり、研修による技能の習得のためのキャリアアップ研修を運営することを求められている。平成30年度から実施している研修を引き続き行うことで、今後、賃金改善の要件とされる研修の機会を提供する。
	【事業の効率性】 ・事業を開始した平成30年度から企画提案公募により委託先を選定し、研修ノウハウを有する法人が実施している。 ・令和3年度より、多くの保育士等が研修を受講できるようeラーニング型の研修も追加し実施している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	37,673	82,871	40,206	時間	300	300	300
（うち一般財源）	19,198	41,436	20,103	人件費（千円）	1,212	1,212	1,212

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・目標達成に向け、今後も事業を継続する。	
【見直し内容】 ・受講者数の目標については、令和3年度中に再度需要数調査を行う等、計画的に設定する。 ・多くの保育士が研修を受講できるよう、参加日程が柔軟に選べるオンライン方式の研修の活用を拡大する。 ・届出保育施設枠を追加することにより、職員の専門性の向上を図り、一定の保育水準を確保する。	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H30
-----	------------------------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的

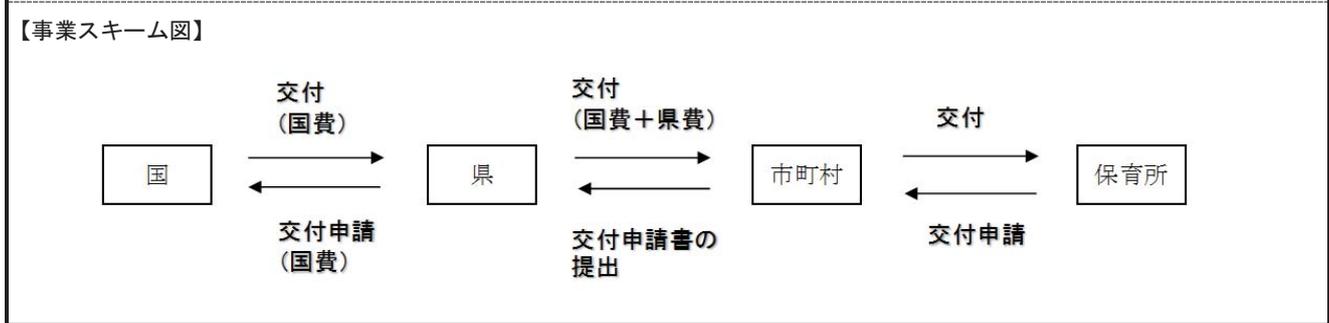
- ・ 県では、平成30年度から保育士等キャリアアップ研修を実施しているが、保育所運営への負担が大きいことから、保育士の配置基準を満たして保育を実施していく上でも、代替職員費が必要とされている。
- ・ そこで、国・市町村と協調して、研修を受講する際の代替職員の賃金に補助を行うことで、施設における児童等の適切な処遇を担保するとともに、保育士等の処遇改善に必要な研修の円滑な受講を図るもの。

2 事業概要

1. 保育士等キャリアアップ研修実施に係る代替職員費補助の実施

(1) 内容

- ・ 保育士等キャリアアップ研修の実施にあたって、研修代替職員費の一部を補助する。
- ・ 国庫補助(子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費)を活用し、市町村負担の1/2を県が補助する。(国1/2, 県1/4, 市町村1/4)
- ・ 国に、県がまとめて補助申請し、国費を含めて、市町村に補助を行う。



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
研修代替職員補助人数(人)(H30~R1)	目標	—	11,142	6,900	2,195	929	1,049
	実績	—	436	288	7		
研修代替職員補助日数(R2~)							

【指標の考え方】
H30研修受講者のうち公定価格の基本分単価で算定されていない受講者数(補助人数)を目標数とし、R2年度からは各市町村に行っている所要額調査により算定した補助日数を目標値としている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度は目標日数が未達成となっている。新型コロナウイルスの影響で中止した研修会が発生したことや、代替職員の確保ができなかったこと、また、代替職員の雇用によらず、現員で対応できた施設もあったこと等が原因である。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・市町村と協調して、研修を受講する際の代替職員の賃金に補助を行うことで、代替職員が確保され、施設における児童等の適切な処遇が担保される。 ・併せて、保育士等の処遇改善に必要な研修の円滑な受講が図られる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助を実施するに当たって、国県1/2とする場合より、市町村に負担を求めることで、県の負担を軽減した制度としている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	28	4,245	4,245	時間	300	300	300
（うち一般財源）	9	1,415	1,415	人件費（千円）	1,212	1,212	1,212

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <p>キャリアアップ研修については、令和3年度に行った処遇改善加算研修要件達成のための受講者数について、令和4年度で達成する見込みであり、令和5年度に向けて研修の規模等を見直す予定。また、令和3年度より導入したeラーニング形式での研修により、受講者や施設の負担軽減を図っていることから、本補助金の利用状況についても変化することが見込まれる。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>上記の理由から、令和4年度に本補助金の有用性や今後の方向性について検証し、令和5年度以降の本補助金の継続について判断する。</p>

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

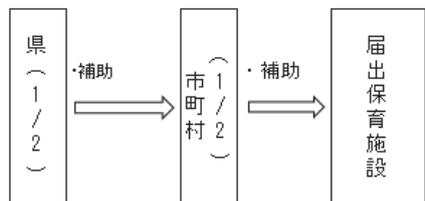
事業名	届出保育施設保育環境支援事業	部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R1
-----	----------------	-------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な 取組	1	幼児教育・保健サービスの量の拡大と質の向上

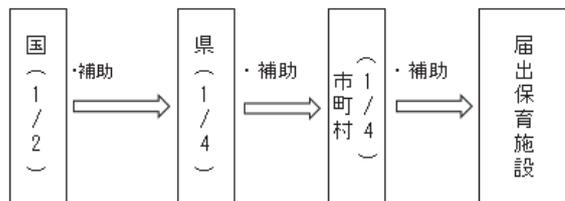
1 事業のねらい・目的	
<p>○認可施設同様、児童の健康への配慮が適切に行われる保育環境を確保する。 ○研修受講を支援していくことで、職員の専門性の向上を図り、一定の保育水準を確保する。</p>	
2 事業概要	
<p>1. 児童の健康診断費用への補助</p> <p>(1) 事業目的 届出保育施設を利用する児童に対して健康診断を実施することにより、届出保育施設における児童の健全育成に資する。</p> <p>(2) 対象施設 県所管届出保育施設(指定都市・中核市に所在する施設及び企業主導型保育事業を除く)</p> <p>(3) 対象経費 届出保育施設が学校安全保健法に準じて実施する児童の健康診断に要する経費</p> <p>(4) 補助基準額 児童1人当たり年3千円(健康診断費1回分)</p> <p>(5) 補助割合 県1/2、市町村1/2</p> <p>(6) 所要見込額 @3,000円×2,333人(対象児童数)×1/2(県補助率) = 3,500千円 ※対象児童数は、所要見込額調査結果(R2.10)による。</p> <p>(7) 事業効果 届出保育施設の負担を軽減し、認可保育所と同様、児童の健康状態や疾病を把握することが可能となる。</p> <p>2. 届出保育施設研修代替職員費への補助</p> <p>(1) 事業目的 届出保育施設が、県が実施する階層別・地区別の研修に職員を参加させる際に任用した代替職員の経費を補助し、研修受講を支援する。</p> <p>(2) 対象施設 県所管届出保育施設(指定都市・中核市に所在する施設及び企業主導型保育事業を除く)</p> <p>(3) 対象経費 代替職員の任用に必要な賃金等</p> <p>(4) 補助基準額 日額6,250円</p> <p>(5) 補助割合 国1/2、県1/4、市町村1/4(指定都市、中核市を除く) ※補助にあたっては、国の補助金(子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金)を活用し、県費負担を軽減する。</p> <p>(6) 所要見込額 @6,250円×128施設×3人(1施設当たりの参加者数)×3/4(国・県補助率) = 1,800千円 ※対象施設数は、H30.3.31現在。</p> <p>(7) 事業効果 ・研修受講機会を確保することで、保育士の専門性の向上が図られ、保育士に必要な知識・技能の習得、維持が図られる。 ・研修を受講する際の代替職員費に補助を行うことで、代替職員が確保され、施設における児童等の適切な処遇が担保される。</p>	

【事業スキーム図】

1. 児童の健康診断費用への補助



2. 届出保育施設研修代替職員費への補助



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
健康診断助成児童数 (R1～3)	目標	5,000	5,000	5,000	90%	95%	100%
健康診断実施割合 (R4～)	実績	1,045	997	1,442(見込)			
代替職員補助人数	目標	405	405	387			
	実績	0	0				

【指標の考え方】
 健康診断助成：指標については、助成児童数から全体の健康診断の受診状況がわかるものに見直し。実施割合については、立入調査において「乳幼児の健康診断」の指摘を受けなかった割合で設定。
 代替職員補助人数は、施設数(H30.3.31)に基づき設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 健康診断助成：目標値は、届出保育施設の利用者全員が補助対象となっており、対象外となる企業主導型保育事業の利用者数や医療機関で直接受診する者の数を考慮していないこと、また、市町村が実施しない場合は、助成対象者数は増えないことから、目標値を達成することはできなかった。
 R2実績：13市町、53施設、997人
 代替職員補助：届出保育施設では研修受講者の代替職員は主にシフト調整で対応しており、新たに任用していない。また、保育士不足のため、施設側において代替職員の確保が困難であることに加え、職員の採用に係る事務負担が増えるといった理由から当該補助金の活用が進まない。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断助成について 立入調査では、不適合事由として「乳幼児の健康診断」についての指摘が未だ多い。児童の健康状態の確認のために健康診断の着実な実施が必要と考えられる。(R2年度監査実績) 代替職員補助について 国、市町村と協調して、研修を受講する際の代替職員の賃金に補助を行うことで、施設における児童等の適切な処遇が担保される。 	<p>立入調査における主な不適合理由(R2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難・消火訓練の実施</td> <td>31.9</td> </tr> <tr> <td>乳幼児の健康診断</td> <td>27.6</td> </tr> <tr> <td>施設及びサービス内容の掲示</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td>契約内容の書面交付</td> <td>20.9</td> </tr> <tr> <td>職員の健康診断</td> <td>12.9</td> </tr> </tbody> </table>	項目	割合(%)	避難・消火訓練の実施	31.9	乳幼児の健康診断	27.6	施設及びサービス内容の掲示	19.6	契約内容の書面交付	20.9	職員の健康診断	12.9
	項目	割合(%)												
避難・消火訓練の実施	31.9													
乳幼児の健康診断	27.6													
施設及びサービス内容の掲示	19.6													
契約内容の書面交付	20.9													
職員の健康診断	12.9													
<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断助成について 事業の実施にあたっては、実施主体である市町村が、管内の届出保育施設からの申請手続き等を行うこととしている。 代替職員補助について 補助を実施するにあたり、国県1/2とする場合より、市町村に負担を求めることで、県の負担を軽減した制度としている。 														

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	621	5,300	3,835	時間	10	10	10
(うち一般財源)	621	4,100	3,835	人件費(千円)	41	41	41

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- 健康診断助成について
認可保育所を希望しつつやむを得ず届出保育施設を利用しているケースを踏まえると、届出保育施設を利用する児童に対しても、認可施設同様、児童の健康への配慮が適切に行われる保育環境を確保することが重要である。
補助事業を創設してもなお、年1回の立入調査において、「乳幼児の健康診断」の指摘が多いことから、指導監督の強化を図りつつ、補助単価も基準適合に必要な補助内容に改めることにより、国の指導監督基準への適合を促進する事業に再構築する。
- 代替職員補助について
本補助金は、届出保育施設で勤務する保育士に研修受講の機会を与えることにより、届出保育施設の質の向上につながるものとして市町村を通じて制度の周知を図ってきた。しかしながら、令和2年度の届出保育施設研修参加者への聞き取り調査では、そもそも保育士確保が困難な中、研修受講者の代替職員を雇うことは難しく、新型コロナを契機にオンライン研修が充実しており、施設等で受講できるため、代替職員は不要との意見が多勢であった。
このため、本事業は今年度で終了し、保育士等キャリアアップ研修の届出保育施設枠の追加や、研修のオンライン化の促進などの研修の充実を図る事業へと再構築する。

【見直し内容】

- 健康診断助成について
R3重点事業の施設向けセミナーや巡回支援指導事業を活用し、施設による自発的な健康診断の実施を誘導するよう、指導監督の強化を図るとともに、補助単価を基準適合に必要な(健康診断費2回分)な補助内容に改めることにより、基準適合の促進を図る。
- 代替職員補助について
保育士等キャリアアップ研修(オンライン)について、届出保育施設枠を追加することにより、職員の専門性の向上を図り、一定の保育水準を確保する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	3歳未満児保育所等入所確保事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R1
-----	-----------------	--	-------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な 取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的

- 3歳未満児の受け入れを増やす保育施設への補助を実施し、増大する保育需要の受け皿確保及び待機児童の解消を図る。
- 3歳未満児の入所枠を増やすことで、保護者が安心して育児のために休業し、自ら希望する時期に入所させることができる環境を整備する。

2 事業概要

1 事業内容
待機児童発生市町村等(※)において、基準年度(平成30年度)を超えて3歳未満児を受け入れた保育施設に補助する。
(※実際に待機児童が発生した市町村及び「子育て安心プラン」を推進するための財政支援の対象となった市町村)

(1) 補助率：県1/2、市町村1/2

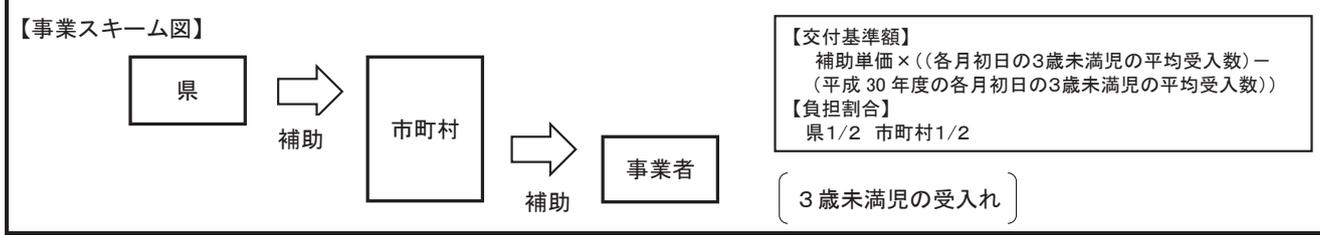
待機児童発生市町村等の民営の認可保育所及び認定こども園
〔施設整備により定員を増やした施設にあっては、
整備後満2年を経過した施設に限る〕

【待機児童数】	【待機児童数】							計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳未満児計	3歳児	4歳以上児		
R3.4.1現在	50	332	130	512	68	45	625	
(割合)	8.0%	53.1%	20.8%	81.9%	10.9%	7.2%		

(2) 補助基準額
補助単価：0歳児1人当たり300千円、1・2歳児1人当たり150千円
補助単価×〔(事業実施年度の各月初日の3歳未満児の平均受入数)－(平成30年度*の各月初日の3歳未満児の平均受入数)〕
*平成30年度を基準年度とする

- (3) 対象費用：補助事業実施に伴い増嵩した人件費、備品購入費その他必要な経費
※ 人件費については保育環境の改善効果があるものに限る
- (4) 事業期間：令和元年度～令和3年度

2 効果
未満児の保育の受け皿を確保することにより、待機児童解消に資するとともに、保護者が自ら希望する時期に職場復帰できる環境を整備する。



3 事業目標等

【事業目標】 令和6年度末までに保育所待機児童の解消
【県計画・成果指標等】 ※ふくおか子ども・子育て応援総合プラン目標数値と同じ

項目名	成果指標		R1基準値	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4
保育所待機児童の解消	待機児童数(人) (総合計画)	目標 実績	1,232	1,189(実績)	625(実績)	—	—	—	0

活動指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
本事業による3歳未満児受入増加数 (待機児童数のうち3歳未満児の数)	目標	—	816	828	512		
	実績	—	90	238			

- 【指標の考え方】
- ・3歳未満児の受入数を増やし、増大する保育需要の受け皿確保及び待機児童の解消を図る取組みの活動指標として「本事業による3歳未満児受入増加数」としている。
 - ・「本事業による3歳未満児受入増加数」の目標数値は、福岡県内の待機児童数のうち3歳未満児の数(R1, R2はH30.4月現在の数を基に試算したもの、R3は待機児童数が半減したため実績値を設定)としている。
- 【目標達成状況、未達成のときはその理由】
- ・R1年度は事業開始初年度であり、事業期間が10月～3月の6か月間であったこと及び実施主体である市町村に対する周知が十分でなかったことから、目標達成に至らなかった。
 - ・R2年度は市町村に対し周知を行った結果、R1年度より実績が増加したものの、事業趣旨や事業の有効性について、市町村の理解が十分でなく、目標達成に至らなかった。
 - ・市町村に対してさらなる事業の周知を行い、補助実施を促進する必要がある。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・待機児童発生市町村において待機児童の約8割を占める3歳未満児の受入数を増加させることで、増大する保育需要の受け皿確保及び待機児童の解消に直接的に寄与する。
	【事業の効率性】 ・交付額の算定においては、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする適切な補助方法としている。

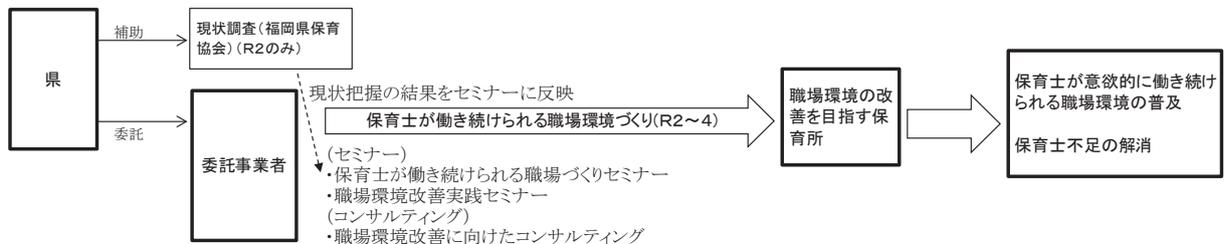
5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	21,603	42,375	44,775	時間	702	702	702
（うち一般財源）	21,603	42,375	44,775	人件費（千円）	2,835	2,835	2,835

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の待機児童数は令和3年4月1日現在で625名と依然として解消しておらず、そのうち3歳未満児は512人で待機児童の約8割を占める状況である。 ・平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度に伴う保育要件の緩和に加え、令和元年10月からの保育の無償化の影響により保育ニーズの増加が見込まれることから、保育需要の受け皿確保及び待機児童の解消を図るための支援が今後さらに必要となるため。
<p>【見直し内容】</p> <p>（費用対効果の向上） 市町村保育関係事務担当者会議や福岡県待機児童対策協議会等において本事業の周知を行うとともに、待機児童が発生している市町村に対し、個別に本事業の趣旨や活用の有効性について説明を行うなど、市町村に対する本事業の積極的な活用を働きかける。</p> <p>（その他） R3年度は事業の最終年度である一方、待機児童が継続して発生している現状を踏まえ、R4年度に向けて基準年度を見直し、期間延長を実施。</p>

事業名	保育士が働き続けられる職場環境構築事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的	保育士が意欲的に働き続けられる職場環境の改善を図り、保育士不足の解消を目指す。
2 事業概要	<p>1 セミナーの実施</p> <p>(1) 保育士が働き続けられる職場づくりセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：施設の経営者、園長など(県内4地域で実施) 内容：保育の質の確保と安定した施設運営を図るため、国の働き方改革の動きや処遇改善の制度の趣旨、魅力ある職場環境づくりの必要性等について理解を深め、環境改善への意欲を喚起 特色：セミナーでのワークショップ等を通じて職場定着目標を設定 <p>(2) 職場環境改善実践セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：施設の経営者、園長など(200名×1会場) 内容：個別コンサルティングで得た事例を基に、職場環境を改善し保育士が働き続けられる職場づくりの成功事例や体験談を紹介 特色：複数の改善例の中から参加者の施設の状況に適合する事例を活用してもらう。 <p>2 職場環境改善支援に向けたコンサルティング</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：職場づくりセミナー参加施設中、個別支援を希望する施設10施設程度 内容：保育士のキャリアパス構築に向けた処遇改善加算の導入支援、就業規則の見直し、ICT化導入等に係る指導、助言

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		過去3年平均	R2	R3	R4	R5	R6
コンサルティングの実施により、職場環境の改善を実現した施設数(旧)	目標	-	10施設	10施設	10施設	→	→
県内保育所・幼保連携型認定こども園における保育士の離職率(新)	目標	9.5	9.0	全国平均	→	→	→
	実績	10.0	10.2	公表前	→	→	→
【指標の考え方】	<p>本事業はコンサル派遣による職場改善施設だけでなく、この取組み内容を広く県内の他施設にも共有し、職場改善の取組みを広めることも目的としていることから、成果指標は県全体の保育士の離職率に修正する。本県における保育士の離職率は、全国より高く(R2、全国9.0%、本県10.2%)、依然保育士不足は課題であるため、成果指標は引き続き全国数値以下を目標とする。</p>						
【目標達成状況、未達成のときはその理由】	<p>本県のR2年度の離職率はR1年度から1.3%悪化し、全国平均値を上回った。コンサル派遣開始直前時点の数値であり、取組事例の創出・周知前であったことから、目標達成に至らなかった。引き続き全国数値以下を目標とし、事業を継続する。</p>						

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・コンサル派遣を受けた施設は、コンサルタントからの支援を受け職場環境改善を進められるとともに、実際に取り組んだ内容を「実践セミナー」で報告することにより、県内の他施設にも取り組み方が普及し、県全体で保育施設の保育士不足が解消される。
	【事業の効率性】 ・事業の実施にあたっては、委託事業者を公募し、保育分野でのコンサルティング、保育施設の働き方改革推進実績を有する事業者を選定したことによって事業効果を高めた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	6,625	3,938	3,934	時間	1,702	1,702	1,702
（うち一般財源）	0	1,969	1,967	人件費（千円）	6,873	6,873	6,873

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設の環境改善への意欲を喚起する「職場づくりセミナー」のR2年度参加者数は72名、実践セミナーは53名であった。 ・「保育士が働き続けられる職場づくり」の実践事例を県内の他の施設にも共有することも目的であることから、セミナーの集客、開催方法を改善したうえで事業を継続し、県内施設の職場改善への意欲喚起を行う必要がある。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催案内に当たり、保育施設を直接所管する市町村に対し、事前に会議等を活用して「職場の環境改善」が必要な施設に積極的にセミナー参加を働きかける。 ・また、市町村が補助金を活用して業務のICT化を進める計画の施設についても、本事業のコンサルティングと組み合わせる業務改善を行うことを市町村から提案し、コンサルによる支援を市町村と協働で行う。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	医療的ケア児保育支援事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H29
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な 取組	2	多様な保育ニーズへの対応

1 事業のねらい・目的

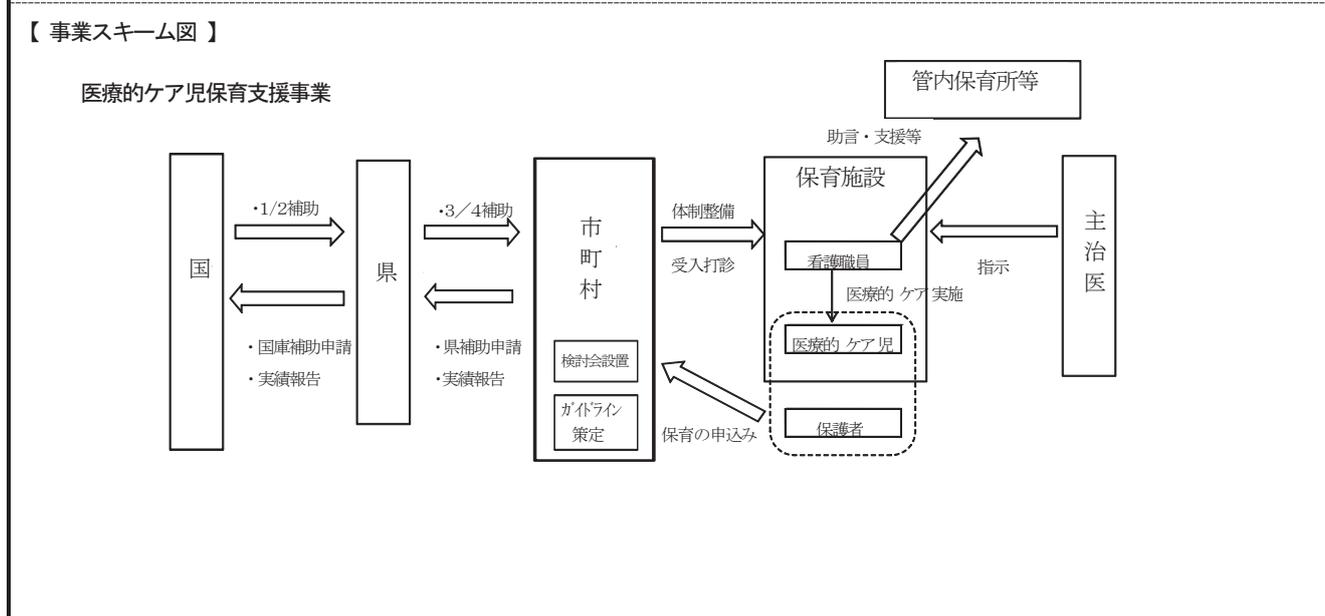
市町村において、保育所、認定こども園等に保育士、看護師、准看護師、保健師等を配置し、医療的ケアに従事させる費用の一部を補助することで、医療的ケア児の保護者が就労等により保育所の利用を希望した場合に、受け入れることができるようにするもの。

2 事業概要

1 事業概要
保育所、認定こども園等において、医療的ケア児の保育を行うために、市町村が保育士、看護師、准看護師、保健師等を配置する費用について補助等を行う。また、保育士が喀痰吸引等研修会に参加する際の費用や代替保育士雇上げ費、市町村におけるガイドラインの作成費等について助成を行う。

2 補助内容
○ 実施主体：市町村
○ 事業の内容
・医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、看護師等又は認定特定行為従事者である保育士等を配置する。
・保育士等が認定特定行為従事者となるために必要となる技術を身につけるための研修受講に係る費用を補助する。
・派遣された看護師等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。
・市町村において、医療的ケアに関する技能及び経験を有した医療的ケア児保育支援者を配置し、管内保育所等へ受入れ等に対する支援・助言を行う。
・市町村において、医療的ケア児の受入れに関する検討会の設置やガイドラインの策定により、受入れ体制の整備を実施する。
・令和3年度から一般事業化（市町村内の複数施設において本事業を実施可能）

3 負担割合
国1/2、県1/4、市町村1/4



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
実施市町村	目標	4	4	2	2	3	13
	実績	0	0	2	1		

【指標の考え方】
本事業実施予定市町村。各市町村が保育所での看護師を配置するなど、医療的ケア児に必要な保育を提供する体制を作ること。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
令和2年度は、1町が国のモデル事業に採択され、事業実施。他1市も実施予定であったが、対象児童の利用延期のため、令和2年度は実施しないこととなった。令和3年度から一般事業化し、3市町が実施見込み。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・医療的ケア児の保育ニーズに応えることで、多様な保育ニーズへの対応が図られる。
	【事業の効率性】 ・国の補助事業を活用し、医療的ケア児の保育ニーズに対する支援を行うことで、安心して子どもを育てることができる環境を整える。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	2,612	6,394	65,828	時間	670	670	670
（うち一般財源）	871	2,131	13,172	人件費（千円）	2,706	2,706	2,706

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ <input type="checkbox"/> 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・目標達成に向け、今後も保育サービスの充実を図る必要がある。 ・令和3年6月18日「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布。国や地方公共団体が医療的ケア児の支援に係る施策を実施する「責務を有する」ことが明記されたことから、補助金の活用を希望する市町村が増加。事業規模の拡充を行う必要がある。
【見直し内容】 ・事業内容及び実施施設の取組内容の周知を図り、積極的利用を推進する。 ・実施市町村数の増加（3市町から13市町）による増額（+59,434千円）。

事業名	高齢者子育て支援推進事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	3	地域における子育て支援

1 事業のねらい・目的

- 子育て支援に元気な高齢者が活躍できる社会の実現
人材養成と多様な活躍の場の提供→「ふくおか子育てマスター」の養成、活躍の場の確保と人材のマッチング
- マスター間で連携するためのグループ化の促進
グループ化により、ローテーションを組んで継続して活動できる体制がとれ、マスター間で情報共有できるなど、継続的・機動的な活動に有効

2 事業概要

1 子育て支援高齢者の養成

(1) ふくおか子育てマスター養成事業 (ふくおか子育てマスター認定研修)

- ・子育て支援等に関する研修を実施し、研修修了者に認定証を交付 (ふくおか子育てマスターとして県に登録・管理)。

(2) 高齢者・県民の気運の醸成事業 (制度の周知・広報)

- ・「ふくおか子育てマスター」制度や高齢者の子育て支援分野での有効性を広く周知する広報を実施

2 子育てマスター活動支援

(1) 活動支援員の配置

- ・活動支援員を「70歳現役応援センター」内の「ふくおか子育てマスター」コーナーに配置
- ・研修の企画・運営、マスターの登録・管理等を実施

(2) マッチング専任者の配置

- ・マッチング専任者を1名配置し、マスターと保育所等の子育て現場とのマッチング強化を図る

(3) 「ふくおか子育てマスター」フォローアップ研修の実施

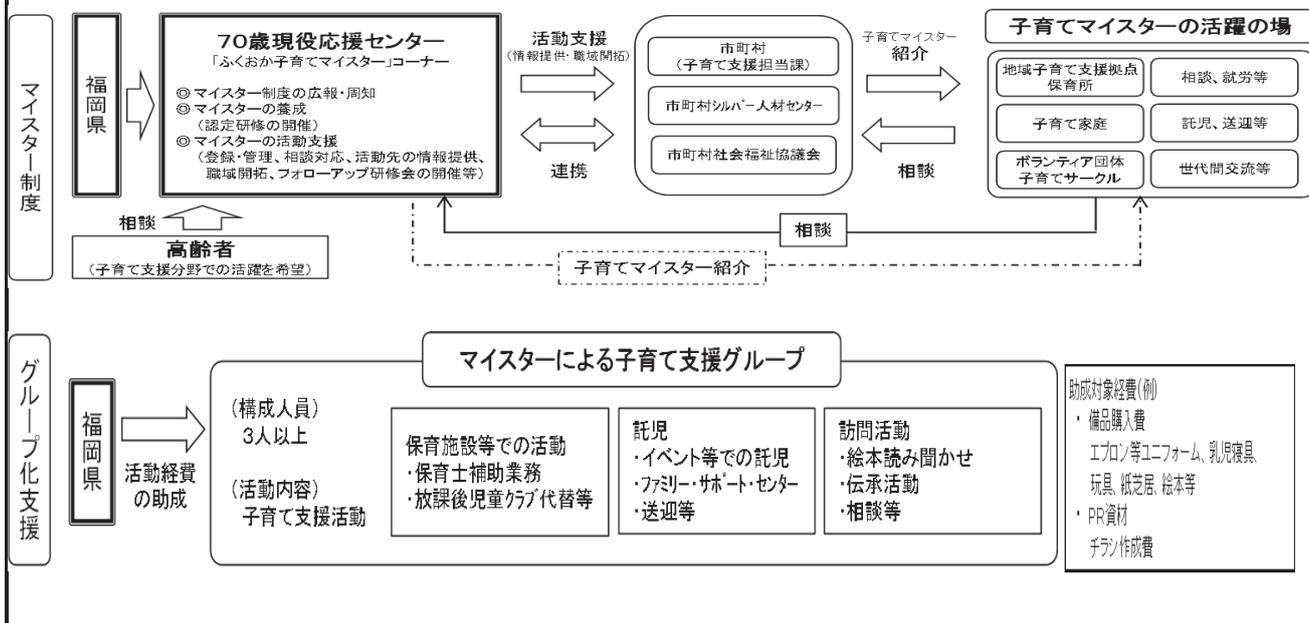
- ・マスターの資質を維持・向上し、マスターへの信頼感・安心感を確かなものとするため、フォローアップ研修を実施
- ・安全対策や保育技術等、保育所等活動先に対応した専門知識のほか、就業・活動の動機付けとなるセミナーを実施

(4) マスターのグループ化支援

マスター子育て支援グループの初動経費 (活動資材等) の一部を助成

- ・実施主体 県
- ・助成対象 3人以上のマスターで結成する子育て支援グループ。
- ・助成内容 活動初動経費 (エプロン等のユニフォーム、広報資材等の活動資材)
- ・助成額 (上限額)

【事業スキーム図】



3 事業目標等										
成果指標			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
マイスター認定者数	目標		1,100	1,200	1,300	1,400	1,660	1,780	1,840	1,960
	実績		1,121	1,293	1,419	1,541	1,681	1,744		
【指標の考え方】 地方創生総合戦略において設定しているKPI（重要業績評価指標）の指標を目標とした。										
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 令和2年度時点の認定者数は1,744人と、目標の1,780人を達成しなかった。新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者数を制限したことが影響したと考えられる。										

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 平成27年度からの子育て支援新制度の本格施行により、地域において子育て支援を担う人材の確保が重要になっている。保育ニーズや子育て家庭の不安感解消を図るため、高齢者がその豊かな経験や知識を活かして子育て支援分野において「ふくおか子育てマイスター」として活躍する仕組みを作り、子育て支援に元気な高齢者が活躍できる社会の実現を図る。
	【事業の効率性】 高齢者の就業支援に関する幅広い知見を有する団体に事業を委託することで、事業効率の向上及び内容の充実した研修等を実施。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	12,931	13,643	13,542	時間	104	104	104
（うち一般財源）	4,310	13,643	11,286	人件費（千円）	420	420	420

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・平成27年度から本格スタートした子ども・子育て支援新制度や女性の社会進出等により保育ニーズが増大し、地域の子育て支援の担い手となる人材の確保及び高齢者の社会進出の支援がますます必要となってくるため。	
【見直し内容】 ・「子育てマイスター活用の手引き」を活用し、マイスターの活躍の場の開拓及び提供を積極的に行い、事業目的の達成に努める。 ・フォローアップ研修を活用する等、マイスター認定者における活動者を持続的に確保できるよう努める。	

事業名	「子育て応援の店」推進事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H27
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	3	地域における子育て支援

1 事業のねらい・目的

子育てを社会全体で応援する気運を高め、安心して子育てができる社会づくりを推進する。

2 事業概要

(1) 「子育て応援の店」の登録店舗拡大 (平成18年度～)

18歳未満の子育て家庭を対象に、様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大。子育て家庭に対する事業周知。

【サービスの内容】

- ・ 粗品のプレゼントやポイントサービスなどの経済的なサービス
- ・ ベビーベットやキッズスペースの設置などの設備面でのサービス
- ・ ミルクのお湯やお子様メニューの提供などのソフト面でのサービス
- ・ 事前に「子育て応援パスポート」の利用登録を行った子育て家庭に対する代金割引やドリンクの無料サービスなどの登録者限定のサービス (パスポートサービス)



「子育て応援の店」
ロゴマーク



子育て応援パスポート

(2) 「子育て応援パスポートアプリ (地図アプリ)」の配信 (令和元年度～)

子育て家庭の外出・移動を支援することを目的に、「子育て応援パスポート」サービス提供店舗を現在地やジャンルなどから簡単に探すことのできる地図アプリの配信。



アプリログイン画面

(3) 「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン (平成21年度～)

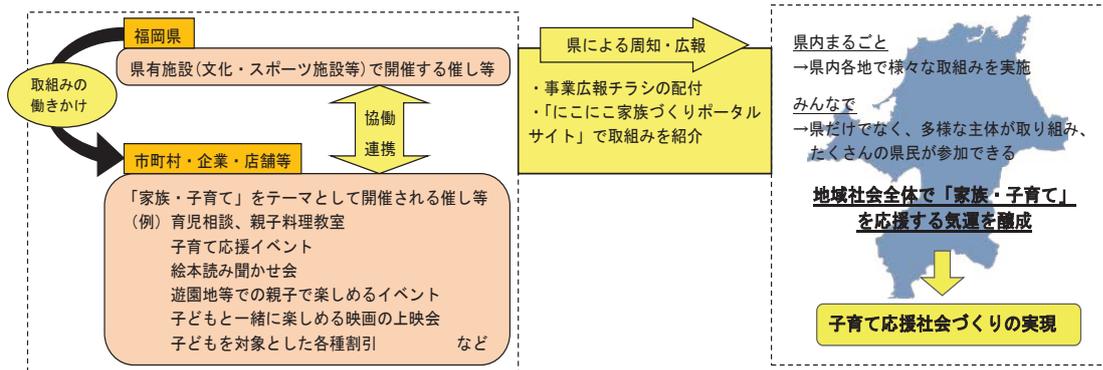
毎年11月を「ふくおか・みんなで家族月間」とし、県内各地で「家族・子育て」をテーマとしたイベントを開催するキャンペーンを官民が連携して実施。

【事業スキーム図】

<子育て応援の店>



<「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン>



3 事業目標等

成果指標	基準 (H30)	R1	R2	R3	R4	R5	目標 (R6)
「子育て応援パスポート」登録者数	目標	—	—	45,400	59,000	65,800	79,000
	実績	34,043	42,603	52,254			

【指標の考え方】

- ・第2期福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略（計画期間：R2年度～R6年度）のKPI（重要業績評価指標）を指標とする。
- ・第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン（計画期間：R2年度～R6年度）の目標数値にも設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・平成30年度に、本事業の委託先を子育て支援のノウハウやネットワークを有する民間企業に変更。令和2年度、本委託先が発行する子育て情報誌への掲載（5回）や、令和元年度より提供している「子育て応援パスポートアプリ」の利用者数の増加に伴い、順調に進捗している。

4 【事業の有効性】

有効性・効率性

本事業は、安心して子育てができる社会づくりを推進するため、地域社会全体で子育てを応援する気運を高めることを目指しているもの。

子育て家庭に様々なサービスを提供する「子育て応援の店」登録店舗数は、令和2年度末時点で23,657店舗。平成28年度から、内閣府の進める「子育て支援パスポート全国共通展開事業」に参加したことにより、他都府県におけるパスポートの相互利用が可能となり、利用者の利便性が向上している。

【事業の効率性】

有名チェーン店等を含め、幅広く利用できる旨を、県や市町村の広報媒体（県政だより、新聞定期広告、TV、ラジオ）を活用してPRしている。

また、令和元年度から、「子育て応援パスポートアプリ（地図アプリ）」の配信を行っており、本アプリにより、「子育て応援パスポート」の登録・表示が簡単にできるようになったことで、「子育て応援パスポート」登録者数の増加に加え、「子育て応援パスポート」サービス提供店舗の登録拡大にもつながっている。

さらに、「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン等と連携し、「子育て応援の店」広報チラシを県内の保育所や幼稚園、子育て家庭が多く集まる施設等に配付しており、効率的に事業を実施している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	9,293	9,462	9,462	時間	1,000	1,000	1,000
（うち一般財源）	9,293	9,462	9,462	人件費（千円）	4,038	4,038	4,038

6 見直しの内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

地域社会全体で子育てを応援する取組みとして、引き続き本事業の推進を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・令和元年度から、「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーンと連携し、11月の家族月間期間中に街頭啓発イベントを実施しているが、より効果的・効率的な手法で街頭啓発イベントを実施する。
- ・新規登録拡大のため、経済団体と連携して、会合等の機会を利用した登録の働きかけや、子育て家庭を対象としたイベントの出店企業に対する個別の登録依頼を行う。また、県や市町村の広報媒体に加え、企業等の情報誌に「子育て応援の店」の情報を掲載するなど、様々な手段を活用した周知の強化等を図る。

事業名	ひとり親サポートセンター事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H20
-----	----------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的な取組	2	就業支援

1 事業のねらい・目的

・ひとり親家庭等への支援については、平成14年度の母子及び寡婦福祉法の改正により、経済的支援から就業・自立に主眼をおいた①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の4本柱による総合的な自立支援へと政策転換が行われた。

本事業は、ひとり親家庭等の状況に応じた効果的な自立支援を行うため、「ひとり親サポートセンター」を設置し、就業等の相談、自立支援プログラムの策定及び資格取得のための講習会を実施するものである。

2 事業概要

○ 委託先

県母子寡婦福祉連合会 (春日・飯塚)
久留米市母子寡婦福祉会 (久留米)

○ 概要

① 就業等相談事業

- ・ 家庭の状況や職業の適性等を踏まえた助言から職業紹介までを一貫して提供
- ・ 個別の出張相談 (H29～)、巡回相談の実施
- ・ 養育費相談や法律相談の実施

② プログラム策定事業

- ・ 相談者の状況に応じ、自立支援計画書(プログラム)を作成。ハローワークと連携した就業支援を実施

③ 就業支援講習会

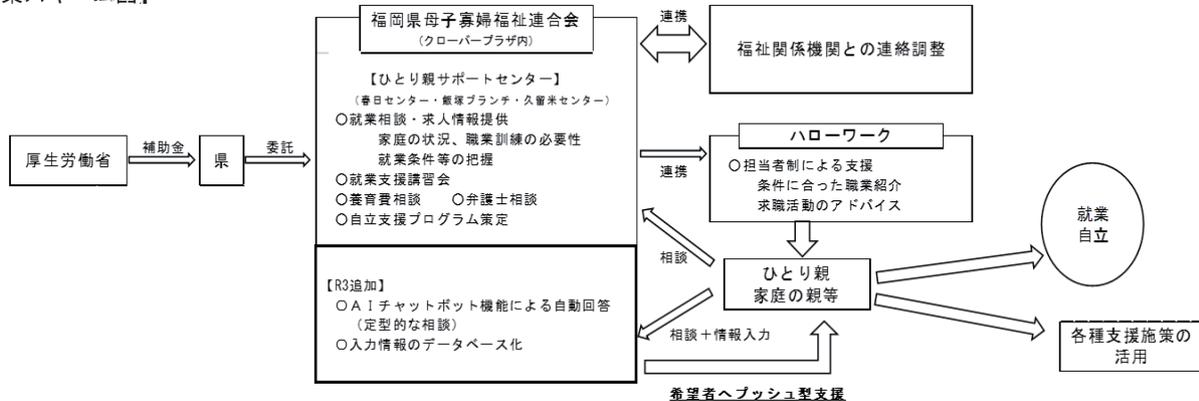
- ・ 介護福祉士実務者研修 (H29～)、パソコン技能習得、医療事務・介護事務等の資格取得のための講習会を実施

④ AIチャットボット等による相談支援体制の強化

- ・ ひとり親家庭から多く寄せられる質問に24時間365日対応し、適切な支援に案内できるよう、サポートセンターのホームページにAIチャットボット機能を導入するとともに、利用者に事前に登録してもらうことで、必要な更新情報を的確に提供

センター等名称	所在地	対象地域	利用時間
春日センター (H15年度設置)	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6F (社)福岡県母子寡婦福祉連合会内	福岡広域生活圏 (政令市を除く)	月～金曜 9時～17時 ※夜間相談は予約制 20時まで 毎週土曜、第1・第3日曜 9時～16時 (祝日、年末年始除く)
飯塚プラチ (H20年度設置)	飯塚市新立岩8-1 県飯塚総合庁舎2F 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所内	筑豊・筑紫・北九州広域生活圏 (政令市を除く)	月～金曜 9時～17時 毎週土曜、第1・第3日曜 予約制 (祝日、年末年始除く)
久留米センター (H20年度設置)	久留米市城南町15-3 久留米市役所2F 久留米市ジョブプラザ内	筑後広域生活圏	月～土曜 9時～17時 ※土曜は電話相談対応 (祝日、年末年始除く)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
ひとり親サポートセンター登録者数 A	目標	203	168	131	104	149	
	実績	160	125	99	142	-	
ひとり親サポートセンター就職者数 B	目標	144	116	93	78	112	
	実績	105	80	74	89	-	
ひとり親サポートセンター登録者の就職率 C=B/A (総合計画)	目標	65.0%	69.0%	72.0%	74.0%	75.0%	75.9%
	実績	65.6%	64.0%	74.7%	62.7%	-	

【指標の考え方】

- ・ H29年度までは相談件数を成果指標としていたが、相談件数には就業以外の生活相談(例:病気、子育て等)も含まれる。
- ・ 自立支援という観点から登録者における就職率を向上させることが望ましいと考え、H30年度からは新たに登録者数を成果指標とすることとしているもの。

登録者数の目標: 前年度実績から5%増

就職率の目標: R3年度にハローワークのH23～H27年度平均就職率(65%)よりも10%高い75%を目指す。(県総合計画数値目標)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・登録者に対しては、自立支援計画書（プログラム）を作成し、給付金の活用や講習会の受講を促すとともに、ハローワークと連携し、就職までの支援を行っており、就職者は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度と比べ、増加している。
- ・一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による離職や休職を含め、新たな登録者が、就職者数の増加に比べて、大きく増加した。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等では、子育てと家事・生計をひとりで担っており、就業だけでなく生活上の様々な問題を抱えていることから、相談から就業までの一貫した自立支援を身近な場所でワンストップで行うセンターの存在価値は大きいものと考えている。さらに、R3年度からは、AIチャットボット機能の導入等により、ひとり親家庭から多く寄せられる質問に24時間365日対応し適切な支援に案内することや、登録者へ更新情報を提供することにより、サポートセンターの相談支援体制を強化している。 ・また、パソコン技能習得や資格取得のための講習会については、全講座を託児付きとし、土日・夜間コースを設定するなど、就業中のひとり親等も受講しやすいように配慮している。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久留米センターについては、久留米市との共同設置により、県単独で設置するよりも経費の節減につながっている。（節減効果額 2,800千円（R2））

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	27,117	34,257	30,273	時間	788	788	788
（うち一般財源）	11,636	14,047	15,428	人件費（千円）	3,182	3,182	3,182

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な困難を抱えるひとり親家庭等の自立支援のため、就業相談、資格取得のための講習会、職業紹介までの一貫した就業支援が不可欠である。そのような中、ハローワークとの連携による就業支援（自立支援プログラムを策定）や、就業支援講習会の実施に取り組んでいる。 その結果、就職率（就職者の登録者に占める割合）は他のセンターより高く、また、現時点で子育て女性就職支援センターとは、情報共有や引継ぎ等により一定の連携もできている。今後は、これを活かしつつ、サポートセンターにおける登録者数及び就職者数の増加を図る必要がある。 ・定期的にアンケート調査等を行い、現行の体制や支援内容を検証、改善につなげることで、ひとり親家庭等のニーズにあった支援を実施する。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済状況に左右されず、着実な就業につながるよう、看護師・准看護師、作業療法士等の資格取得のための給付金の活用や、ファイナンシャルプランナー、医療事務等の就業支援講習会の受講を積極的に促していく。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	母子(父子)家庭自立支援給付事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H28
-----	------------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的な取組	2	就業支援

1 事業のねらい・目的

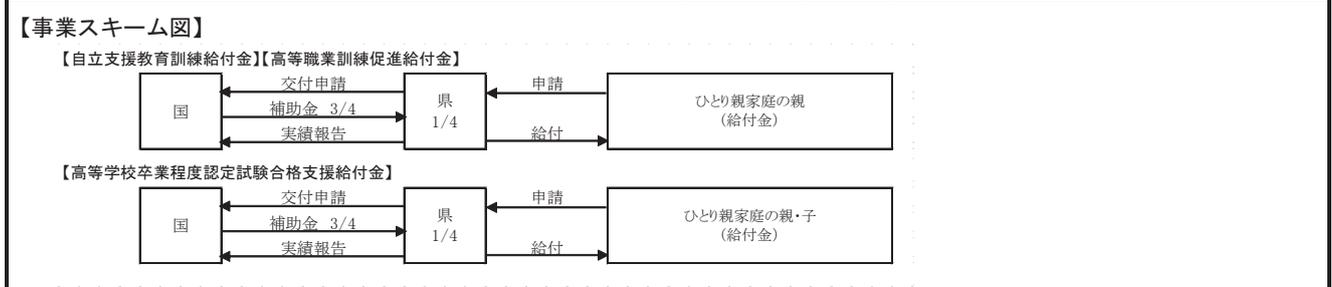
職業能力の開発を自主的に行う者に対する講座受講費の助成、高度な職業訓練を受け資格を取得しようとする者へ生活費を助成することにより、より良い条件での就職に結びつけ、ひとり親家庭の就労による収入増を目指す。

2 事業概要

【自立支援教育訓練給付金】
ひとり親家庭の親が自主的に行う職業能力開発を推進するため、予め指定した講座を受講した者に対して、講座終了後、給付金を支給する。
○対象講座 知事の指定する講座
○支給額 受講費用の6割(上限20万円)

【高等職業訓練促進給付金】
就職に有利な資格を取得するため、養成期間で長期に渡り専門的な訓練を受ける場合に「訓練促進給付金」及び「修了支援給付金」を支給し生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする。
○対象資格 就職に有利な国家資格(県知事認定の資格を含む)
○修業期間 1年以上
※コロナの影響により、特に厳しい状況にあるひとり親を支援するため、時限的措置として、令和3年度に対象を拡大し、修業期間を6か月以上に緩和するとともに、WebクリエイターやCAD利用技術者といったデジタル分野等の民間資格も新たに追加

【高等学校卒業程度認定試験合格給付金】
高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給し、負担を軽減する。当該試験に合格することで、就職に有利となる職業能力の開発が容易となり正規雇用につながる。
○対象講座 高卒認定試験の合格を目指す講座
○支給額 講座終了時に受講費用の4割(上限10万円)
試験合格時に受講費用の2割(終了時と併せ上限15万円)



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
自立支援教育訓練給付金	目標	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	実績	100%	88%	92%	100%	100%	-	-
高等職業訓練促進給付金	目標	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	実績	94.7%	90%	93%	88%	65%	-	-

【指標の考え方】 資格取得者(講座受講者)のうち就職した者の割合(過去の実績を勘案し、80%の就職率を確保)

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
高校卒業程度認定試験合格支援給付金	目標	80%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	実績	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし		

【指標の考え方】 講座受講者のうち合格した者の割合 (試験平均合格率(約40%)に10%上乘せ)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 自立支援教育訓練給付金の令和2年度就職率は100%と目標を達成している。
- ・ 高等職業訓練促進給付金の令和2年度就職率は65%と目標未達成。これは、サポートセンターとの連携不足や求人状況とのミスマッチ等が原因と考えられる。
- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格給付金は申請実績がなかったため、目標未達成。これは、当該補助制度が平成28年10月から開始しており、制度の周知不足等が原因と考えられる。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	【事業の効率性】

- ・ 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金受給者の就職率は高く、ひとり親の就職に寄与している。
- ・ 母子世帯の母の最終学歴の中卒者割合が11.2%と高く、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業により当該試験に合格することで、就職に有利となる職業能力の開発が容易となり正規雇用につながるものと期待される。
- ・ これら給付金や貸付金を利用して准看護師資格を取得して正規雇用された場合、母子世帯の年間収入が約158万円増えるとともに、児童扶養手当の削減や納税効果が期待される。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	69,954	82,083	89,140	時間	184	184	184
（うち一般財源）	17,489	20,522	23,996	人件費（千円）	743	743	743

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子世帯の非正規雇用率は48.8%（平成28年度福岡県ひとり親世帯等実態調査）となっており、収入の安定や増加に向けて正規雇用への転換が必要である。 ・ この事業は、資格取得による正規雇用を目的としており、今後も事業の継続が強く求められている。 ・ 対象者には所得制限を設けることで、本制度は持続可能なものとなっている。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済状況に左右されず、着実な就業につながるよう、看護師・准看護師、作業療法士等の資格取得のための給付金の活用や、ひとり親サポートセンターにおけるファイナンシャルプランナー、医療事務等の就業支援講習会の受講を積極的に促していく。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	養育費確保支援事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H30
-----	-----------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2 誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3 ひとり親家庭の支援	具体的な取組	3	養育費の確保

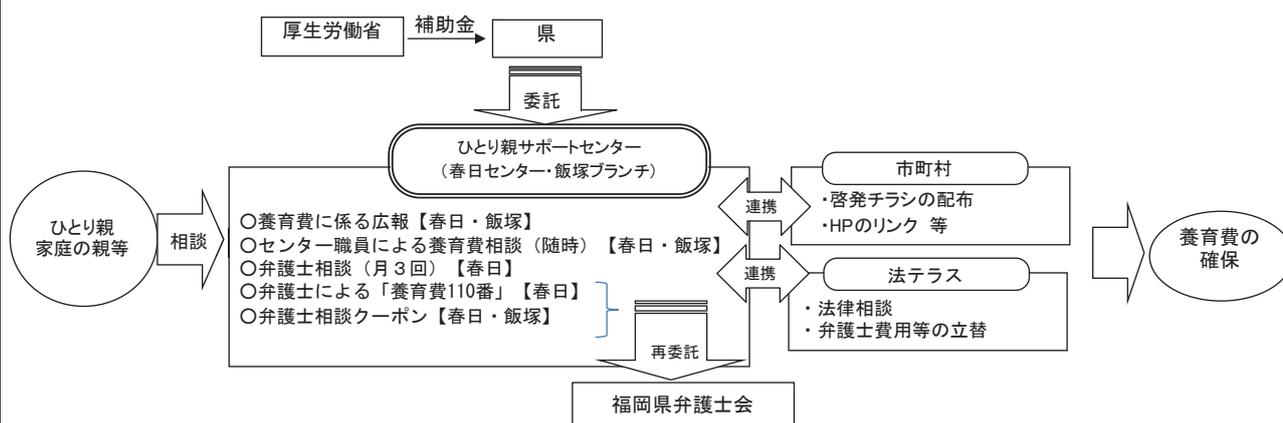
1 事業のねらい・目的

母子家庭の7割以上が年収300万円未満であり、また、半数近くが非正規雇用である（平成28年度「福岡県ひとり親世帯等実態調査」）など、ひとり親家庭は経済的基盤が弱く、その生活は厳しい状況。
離婚後の子どもの養育費の分担については、民法において、子の利益を最も優先して考慮し、父母が協議して定めることとされた。一方で、平成28年度の「福岡県ひとり親世帯等実態調査」によれば、実際に離婚した元配偶者との間で養育費に関する文書による取り決めをしているのは母子家庭で31.7%、養育費を「現在受給している」と回答したのは母子家庭で23.8%となっており、養育費の確保が進んでいない現状がある。
このため、養育費に関する広報及び相談体制を強化し、ひとり親世帯の収入の向上及び安定を図る。

2 事業概要

- 委託先
県母子寡婦福祉連合会（ひとり親サポートセンター事業と併せて委託）
※養育費・ひとり親110番は県弁護士会に再委託
- 概要
 - ① 養育費の広報
 - ・ 養育費の取り決めや公正証書作成の重要性を周知
 - ② 養育費・ひとり親110番の開催
 - ・ 弁護士による集中電話相談を実施（月1回）
 - ③ 弁護士相談クーポンの配布
 - ・ ひとり親サポートセンターへの来所相談が困難な場合に、都合のよい時間と場所で弁護士へ無料で1時間相談できるクーポンを発行
 - ④ 弁護士とセンター相談員とのフォローアップ会議
 - ・ 弁護士相談後の支援について、センター相談員と弁護士（センター事業の無料相談担当弁護士）とが協議し、相談者へのフォローアップを行う

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		基準 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数	目標	—	—	397	529	529	529	529
達成状況	センター職員	実績	158	215	291	338	193	97
	弁護士	実績	77	99	109	123	116	39
	110番	実績	—	—	72	106	77	50
	クーポン	実績	—	—	32	48	24	29
	計	実績	—	—	504	615	410	215

※R3は9月末現在

【指標の考え方】

目的はひとり親世帯の収入の向上や安定を図ることであるが、そのための相談体制の指標として、ひとり親サポートセンターにおける相談件数を設定する。

養育費について誰にも相談していない者（47.2%）を対象と考え、R3年度における養育費の取り決め率が13.2%（H23→H28は+4.4%のため、その3倍を目標）の増加となるよう、センター相談件数を設定する。

$47.2\% \times 13.2\% \times 33,974 \text{世帯（母子世帯推計数）} = 2,117 \text{世帯}$

$2,117 \text{世帯} / 4 \text{年} = 529 \text{件}$ （H30年度は初年度であり、第2四半期から本格稼働のため、 $529 \times 3/4 = 397 \text{件}$ としている）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

H30年度以降、新聞広告、テレビ、ラジオ等で周知を図ってきたところであるが、3年目のR2年度については、新型コロナの影響で来所相談が減少したことなどもあり、目標値を下回っている。

4

有効性・効率性

【事業の有効性】

相談相手がいない者や、弁護士への相談費用が負担となりこれまで誰にも相談できなかった者が、気軽に相談できる体制を整えることで、養育費の確保につながり、ひとり親世帯の収入の向上及び安定に大きく寄与できると考えている。

【事業の効率性】

ひとり親世帯の収入が向上することで、児童扶養手当の減少が期待できる。

5 事業費 (千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	2,751	3,285	3,281	時間	101	101	101
(うち一般財源)	1,679	1,643	1,641	人件費 (千円)	408	408	408

6 見直しの内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

・ 養育費について誰にも相談していない母子世帯の割合が47.2%、また、養育費の受給率が23.8%と低く、収入の安定や増加に向けて養育費受給の支援が必要である。

【見直し内容】

・ 「養育費・ひとり親110番」や弁護士相談クーポンの配布について、周知のための広報を強化し、利用増につなげる。
 ・ 現在、国においては、協議離婚時の養育費に関する取決めの義務化や公的機関による立替払い制度の導入等について検討を行っているが、この検討結果が示されるまでの間、県として、養育費確保の取組みを強化していく。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子ども医療対策事業		部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H20
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的な取組	4	経済的支援

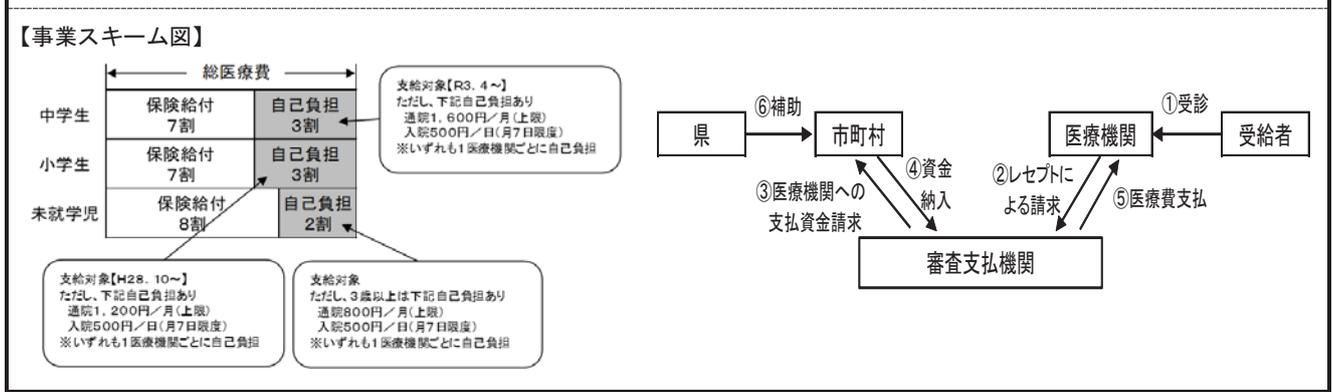
1 事業のねらい・目的

・ 県内市町村が実施する子ども医療費支給事業に助成を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの健康保持を図るもの。

2 事業概要

区分	内容		
	H20.10～H28.9	H28.10～R3.3	R3.4～
助成対象	通院: 小学校就学前まで 入院: 小学校就学前まで	通院: 小学6年生まで 入院: 小学6年生まで	通院: 中学3年生まで 入院: 中学3年生まで
所得制限	3歳未満: なし 3歳以上: 児童手当準拠	3歳未満: なし 3歳以上: 児童手当準拠	3歳未満: なし 3歳以上: 児童手当準拠
自己負担	3歳未満: なし 3歳以上～就学前: 通院: 600円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度)	3歳未満: なし 3歳以上～就学前: 通院: 800円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度) 小学生: 通院: 1,200円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度)	3歳未満: なし 3歳以上～就学前: 通院: 800円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度) 小学生: 通院: 1,200円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度) 中学生: 通院: 1,600円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度)

※下線は、R3.4からの変更(新設)箇所



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
対象者数	目標						
	実績	308,706	538,910	540,311	537,586	531,801	516,539

【指標の考え方】

・ 子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもの健康保持のため、子どもが必要とする医療を容易に受けることができるようにすることが目的であるが、具体的な指標を設定することは困難であるため、対象者数を活動指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・ H28.10の制度改正で、対象者を就学前から小学6年生に引き上げ、対象年齢を拡大。
R3.4の制度改正で、対象者を中学3年生に引き上げ、さらに対象年齢を拡大。
これにより、目的である「子どもが必要とする医療を容易に受けることができる」状態の対象者が拡大した。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・助成対象拡大等の制度改正により医療機関への受診がしやすくなり、子どもの健康保持及び福祉の向上に寄与している。 対象者数 H29年度：540,311人 → H30年度：537,586人 → R1年度：531,801人 → R2年度：516,539人
	（事業の効率性） ・助成対象は拡大しながらも、定額自己負担制や所得制限の導入などにより、受益と負担の適正化を図り、持続可能な制度としている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	4,003,692	5,567,335	5,568,583	時間	993	993	993
（うち一般財源）	4,003,692	5,567,335	5,568,583	人件費（千円）	4,010	4,010	4,010

6 見直しの内容
継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・少子化対策・子育て支援として、子どもが安心して医療を受けられるようにするため、保護者の負担軽減に関するニーズは非常に高くなっており、今後も事業の継続が強く求められている。 ・定額自己負担や所得制限を設けることで、本制度は持続可能なものとなっている。
【見直し内容】 ・市町村への補助対象を令和3年度から中学生まで拡大したところであり、拡大後の制度が安定的に運営されるよう努めていく。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ひとり親家庭等医療対策事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H20
-----	---------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的な取組	4	経済的支援

1 事業のねらい・目的

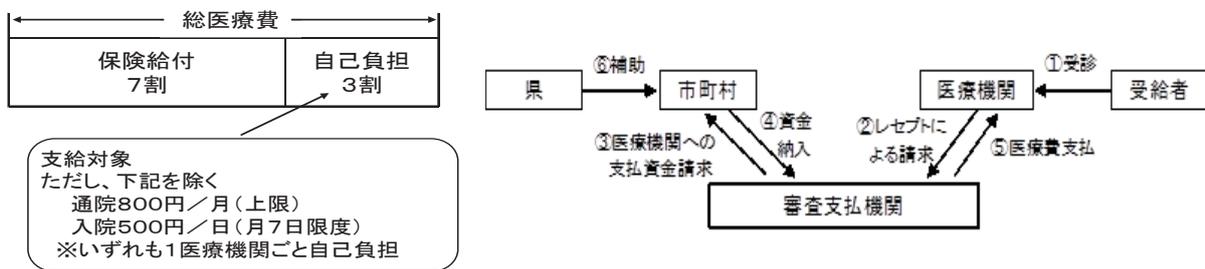
・県内市町村が実施するひとり親家庭等医療費支給事業に助成を行い、子育て中のひとり親家庭等の経済的負担の軽減と子どもの健康保持を図るもの。

2 事業概要

○ 制度概要：平成20年10月1日～

助成対象	母子家庭 父子家庭 養育者家庭	} 児童は小学校就学後から18歳の年度末まで
所得制限	児童扶養手当準拠	
自己負担	通院：800円/月(上限) 入院：500円/日(月7日限度)	

【事業スキーム図】



3 事業目標等

活動指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
対象者数	目標						
	実績	120,137	117,217	115,252	113,905	111,980	108,844

【指標の考え方】

・子育て中のひとり親家庭等の経済的負担の軽減と子どもの健康保持のため、必要とする医療を容易に受けることができるようにすることが目的であるが、具体的な指標を示すことは困難であるため、対象者数を活動指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・H20.10に制度改正を行って、父子家庭を対象とし、一人暮らしの寡婦を対象外(2年間の経過措置でH22.9末廃止)とした。
・対象者数は、寡婦を対象外としたことでH22に減少。H23からは増加傾向にあったが、H25からは減少傾向が続いている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・経済的負担を軽減し、医療機関への受診をしやすくすることで、ひとり親家庭等の健康保持及び福祉の向上に寄与していると考えられる。 対象者数 H29年度：115,252人→H30年度：113,905人→R1年度：111,980人→R2年度：108,844人
	【事業の効率性】 ・助成対象は拡大しながらも、定額自己負担制の導入や一人暮らしの寡婦への助成廃止などにより、受益と負担の適正化を図り、持続可能な制度としている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	1,525,782	1,646,748	1,596,206	時間	957	957	957
（うち一般財源）	1,525,782	1,646,748	1,596,206	人件費（千円）	3,865	3,865	3,865

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続) 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止)
【上記の理由】 ・母子家庭の世帯収入は、依然として低い水準にある場合が多く、また、父子家庭の中にも生活に困窮する低所得世帯が見られる。現下の雇用情勢の悪化もあり、ひとり親家庭への支援のニーズは非常に高くなっており、今後も事業の継続が必要である。 ・定額自己負担制の導入等により、本制度は持続可能なものとなっている。
【見直し内容】 ・今後も、県のホームページ及びひとり親家庭等の方に向けた冊子「福祉のしおり」等を通じ、制度についての広報・周知を行っていく。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	児童養護施設等人材確保事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H28
-----	---------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	具体的な取組	1	家庭と同様の環境における養育の推進

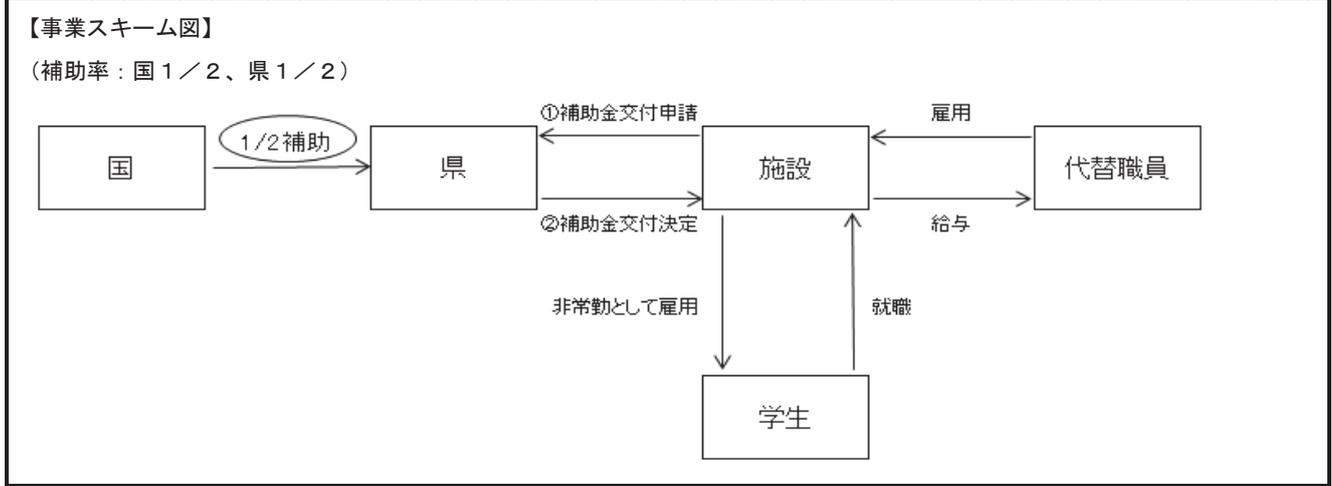
1 事業のねらい・目的

児童養護施設等においては、発達障がいなど配慮を必要とする児童等の増加、「夜勤がある」等の勤務状況等から人材確保が難しく、人手不足の状況。
施設等における子どもの処遇確保・向上のため、児童養護施設等への就職を希望する学生の実習時の体制強化、実習を終えた学生の施設等への就職の促進を図り、施設等の人材確保を支援する。

2 事業概要

1 事業内容
 (1) 実習生に対する指導
 児童養護施設等への就職を希望する学生の実習時に、指導にあたる職員の代替職員を雇用する経費を助成することで、指導職員が実習指導に専念する時間の確保を支援する。
 このことで、施設等における実習生の受け入れを促進するとともに、実習生に対する丁寧な実習指導により実習生の施設や入所児童への理解を深め、将来の人材確保を図る。
 (1日当たり 6,736円)
 (2) 実習生の就職促進
 実習を受けた学生を就職前の一定期間非常勤職員として採用し、軽微な業務に従事させることで、学生の入所児童との関係づくりや就職に関する不安の解消を促し、早期離職を防ぎ人材確保を図る。
 (1日当たり 3,760円)

2 対象施設
 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
児童養護施設等人材確保事業 (実施施設数)	目標	22	11	11	11	11	11	11
	実績	5	5	5	4	4		

【指標の考え方】
 ・対象施設数の約5割を目標に設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 目標達成状況：未達成
 未達成の理由：学生の指導にあたる職員の代替職員の確保が困難で、代替職員なしで研修に対応した施設が多かったため、目標達成とはならなかった。

4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】 児童養護施設等においては、発達障がいなど配慮を必要とする児童等が増加していること、また施設の高機能化、多機能化を進めていく必要があることから、職員の確保を積極的に推進する必要がある。 施設等における子どもの処遇確保、向上のため、学生実習の際の指導を行う職員の代替職員確保に要する経費や実習生を非常勤職員として雇用する経費を補助することで、施設職員の人材確保を図ることができる。</p>
	<p>【事業の効率性】 ・丁寧な実習指導で、施設の機能、入所児童への理解を深め、新卒者の児童養護施設等への就職につなげている。 ・採用前に施設と就職希望者のマッチングを行うことで、新規採用職員の離職率を減少させ、職員と児童との安定した信頼関係の構築を図っている。</p>

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	475	3,239	3,239	時間	10	10	10
（うち一般財源）	0	1,620	1,620	人件費（千円）	41	41	41

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は、対象施設21施設中4施設で実施。 ・今年度については、事前に施設に来年度の意向調査を行った結果、8施設が当該事業を活用し、人材確保に取り組みたいという意向であった。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各施設へ事業の周知を行い、積極的に実施するよう呼びかけていく。

事業名	里親養育包括支援等事業		部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	具体的な取組	1	家庭と同様の環境における養育の推進

1 事業のねらい・目的

H28年の児童福祉法改正により、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達等を保障される権利を有することが明確化されるとともに、虐待等の影響により実親による養育が困難な場合、里親家庭等での養育を優先する「家庭養育優先」の理念が規定、「里親の開拓、研修からサポートまで一貫した支援」が新たに都道府県の責務として明記された。

県では、R2年3月に「福岡県社会的養育推進計画」を策定し、里親等委託率について目標値を設定。

里親委託の一層の推進と質の高い里親養育を行うため、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後のサポートまでを包括的に行うフォスタリング機能を整備する。

また、里親委託児童や施設入所児童に対し、高校受験の費用や入学金、入学申込金、就職に伴う費用の一部を助成することにより、里親等の負担軽減を図る。

2 事業概要

○里親養育包括支援（フォスタリング）体制整備事業

委託先 社会福祉法人及びNPO法人

実施か所 4か所（福岡児童相談所管内 久留米児童相談所管内、田川児童相談所管内、宗像児童相談所管内）

委託内容

- (1) 里親制度普及啓発・リクルート
(説明会や相談窓口設置による里親の新規開拓、里親制度の広報、普及活動)
- (2) 里親研修・トレーニング
(養育里親研修、里親スキルアップ研修、施設実習等)
- (3) 里親委託の推進
(里親家庭と委託候補児童のマッチング等)
- (4) 里親訪問等支援
(委託中の里親への支援、レスパイト・ケアの利用支援、委託解除後の里親支援等)

○高校進学等支援事業

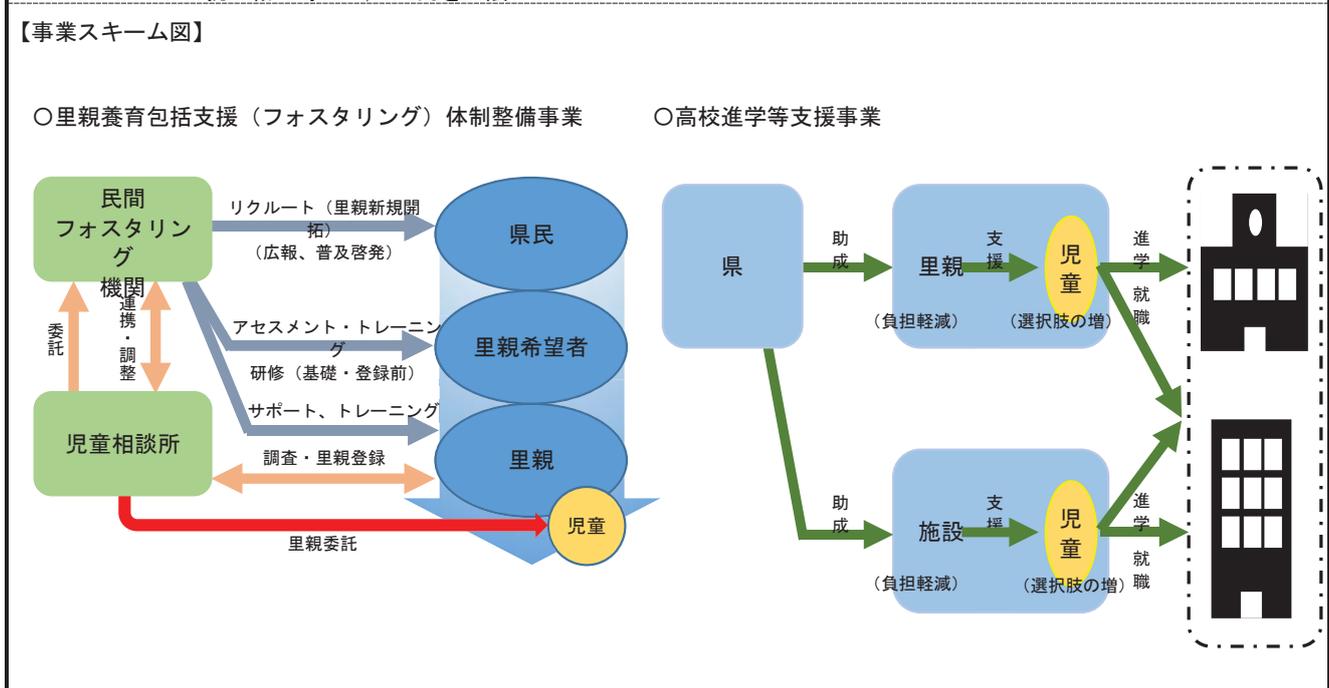
対象費用 高校進学時：高校の受験料、入学金、入学申込金などの入学準備金 等
就 職 時：転居費、生活必需品（家具など）の購入費 等

対象者 里親、ファミリーホームに委託又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所措置されている児童のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者。

- ・ 高等学校等に入学した者
- ・ 就職により措置解除又は退所となった者

助成額

- ・ 高校進学時：公立：20,000円、私立：100,000円を上限
- ・ 就 職 時：40,000円を上限



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	
里親委託率 (社会的養育推進計画)	目標	3歳未満	-	20.0%	31.3%	39.4%	46.2%
		3歳以上就学前	-	21.0%	26.8%	34.0%	41.2%
		就学期以降	-	25.1%	26.2%	27.5%	28.9%
	実績	3歳未満	15.1%	13.9%			
		3歳以上就学前	20.2%	24.5%			
		就学期以降	23.8%	24.7%			
民間フォスタリング機関整備箇所数	目標	-	2	4	6	6	
	実績	-	2				

【指標の考え方】

「里親等委託率」：福岡県社会的養育推進計画における目標値を指標とする。

※ 里親等委託率：社会的養護が必要な児童に占める里親等委託児童（里親委託児童とファミリーホーム委託児童）の割合。

「民間フォスタリング機関整備箇所数」：県所管各児童相談所管内に1か所を整備する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・ 目標達成状況：里親委託率について未達成

- ・ 令和2年度の里親委託率の実績をみると、就学前・就学期以降の年齢区分では目標値を概ね達成しているが、3歳未満の実績値が目標値を下回っている。
- ・ 3歳未満の乳幼児に対する里親委託が進まない原因としては、①乳幼児の受け入れを希望する里親の不足 ②里親委託に同意する実親が少ないこと があげられる。
- ・ なお、委託率は目標値までは達成しなかったが、各児童相談所の取組等により里親登録数の増加（H29：212世帯→R2：303世帯）に繋がった。
- ・ 令和2年度から福岡児相管轄、久留米児相管轄において、里親支援業務の民間委託を開始した。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

- ・ 児童福祉法において、「里親の開拓、研修からサポートまで一貫した支援」は、都道府県の責務と規定されており、里親の開拓から委託後までの支援体制の充実を図る必要がある。
- ・ 質の高い里親養育を行うため、児童相談所に里親専任職員を配置するとともに、NPO法人や乳児院、児童養護施設等の民間機関を活用しながら、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後の支援まで里親支援に関わる業務を包括的に委託し、里親登録から委託後までの包括的な支援体制の充実を図る。
- ・ 保護者から支援を受けることができない里親や施設措置児童に対し、高校受験の費用や入学準備金、就職に伴う費用の一部を助成する。

【事業の効率性】

- ・ 民間が持つノウハウや機動性を活かして、効率的な里親開拓や支援を行っている。
- ・ 児童福祉施設や里親の経済的負担を軽減することにより、里親委託の一層の推進を図る。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	53,011	127,505	149,458	時間	587.8	587.8	587.8
(うち一般財源)	18,992	66,283	77,259	人件費（千円）	2,374	2,374	2,374

6 見直しの内容

継続 (拡充) 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 里親等への委託を更に進めていくためには、子どものニーズに合わせた多様な里親を県内に幅広く確保・育成するとともに、里親や児童相談所、施設の里親支援専門相談員、民間フォスタリング機関などの関係機関が連携し、チームとなって養育にあたることのできる体制を強化する必要がある。

【見直し内容】

(実施方法の見直し)

- ・ 令和3年度は、フォスタリング機関を2か所（福岡、久留米児相管内）から4か所（田川、宗像児相管内を追加）に拡大。今後、この取り組みを県内全ての児童相談所に拡大していく。

事業名	施設退所児童等自立支援促進事業		部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	具体的な取組	2	子どもの自立支援の推進

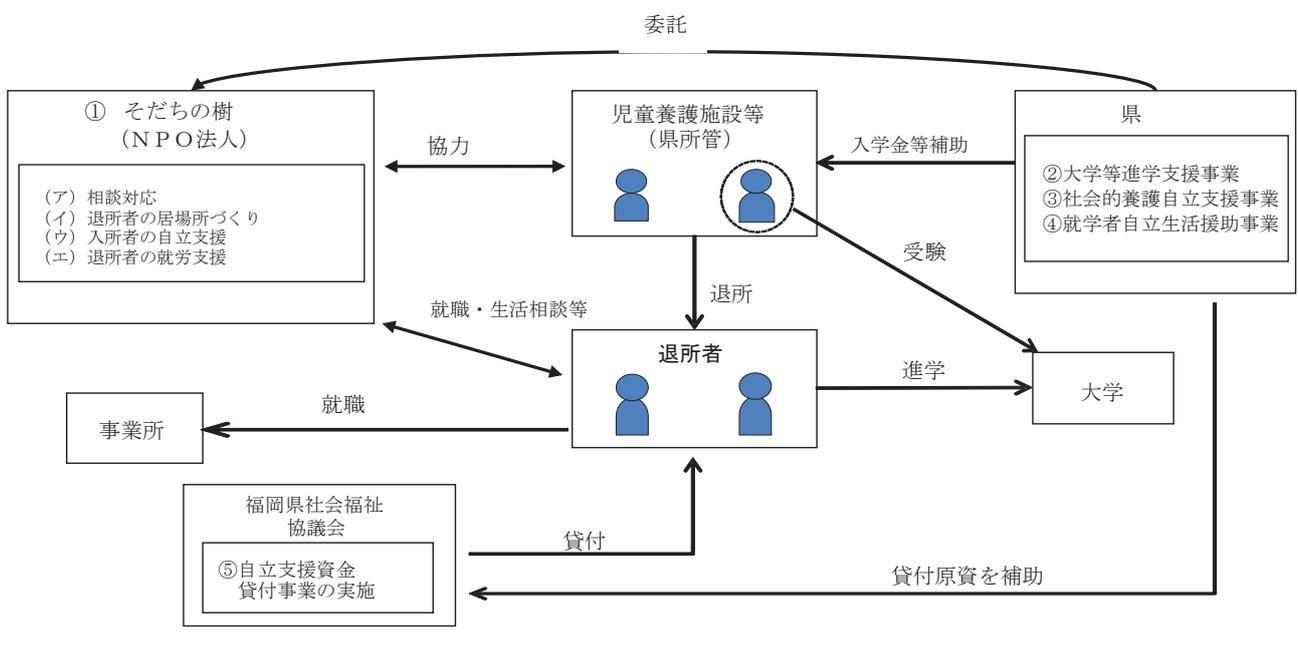
1 事業のねらい・目的

施設を退所した子どもの多くは、家族からの支援が望めない中で、自立して生活していかなければならない。
 また、虐待を受けたことによるトラウマなどから、自身の気持ちを十分に整理できないまま、自立という現実と向き合わざるを得ない子どもや、自立した後も、経済面や対人関係など日常生活上の問題が起きて相手がおらず、一人で抱えこんでしまい、退学や失業などにより自立後の生活を維持できなくなってしまう子どももいる。
 このため、施設を退所した子どもが円滑に自立できるよう、経済的支援やきめ細かな相談支援に取り組むもの。

2 事業概要

事業名	事業内容	実施主体
① 施設退所児童等自立支援促進事業	児童福祉や法律などの専門知識を持つスタッフが、施設等の退所前から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就業支援等を行うとともに、退所した子どもたちが集い、情報交換等を行うことができる場を提供することで、子どもたちの自立を支援する。 (ア) 相談対応 (電話、メール、来所) ・ 来所・電話による生活相談、就業相談、情報提供 (イ) 自立支援 ・ 自立する上で必要な知識を学ぶ講習会の開催、職場見学、ハローワークへの同行支援などの就業支援、支援コーディネーターによる継続支援計画の作成 (ウ) 仲間づくり支援 ・ 退所した子どもたちの交流会、気軽に訪問できるフリースペース設置	NPO法人 そだちの樹
② 大学等進学支援事業 (H28～)	退所者が大学等への進学をあきらめることがないよう、大学進学時に係る費用 (受験料、入学金) について補助を行う。	県
③ 社会的養護自立支援事業 (H29～)	入所措置終了後も、支援が必要な者に対し、引き続き施設において生活できるよう、居住費及び生活費の支援を行う。	
④ 就学者自立生活援助事業 (H29～)	自立援助ホームに入所している20歳から22歳の年度末までの大学等に就学している者に対し、居住費及び生活費の支援を行う。	
⑤ 自立支援資金貸付事業 (H28～)	児童養護施設を退所する際に、家賃、生活費、就職に必要な資格取得費の貸付を行う。	県社会福祉協議会

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
① 施設退所児童等自立支援促進事業 (委託先NPO法人利用者数(延べ))	目標	1,000	1,000	1,000	1,000	2,392	2,392	2,392
	実績	682	1,655	2,408	3,113	2,528		
② 上記のうち施設退所前児童の相談受付・対応件数	目標		276	105	105	105	105	105
	実績		55	84	85	72		

【指標の考え方】

- 退所者の自立支援の指標として、施設他所児童等自立支援送信事業において支援した人数（相談者数及びフリースペース利用人数）を成果指標とする。なお、R2以降の目標指標としてはH29～R1までの実績平均をとる。
- 施設退所前児童への相談受付・対応を行った件数を成果指標とする。
平成29年度の目標は、前年度の施設退所者の全員（92人）が平均3回の相談を行うとの見込みで276件としていた。
しかし、実際の退所者の状況は、家庭復帰が約5割、自立援助ホームへの入所や里親委託などが約2割であり、より支援を必要とする大学等への進学や就職は約3割であったことから、平成30年度以降の目標は、過去3年間（H27～H29）の大学等進学・就職者の平均人数35人が3回程度の相談を行うものと見込んで105件としている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 目標達成状況（総数）：達成
- 目標達成状況（退所前児童）：未達成
新型コロナウイルス感染症の影響で、来所相談や直接出向いての相談対応の減少などがあり、②については目標を達成できていない。

4 【事業の有効性】

- 児童養護施設等を退所した子どもは、経済的にも精神的にも家族の援助が期待できないため、多くの困難や不安を抱えており、社会から孤立しやすい状況にある。
- 本事業は、大学等の進学費用や退所後の生活費などの経済的支援を行うほか、相談窓口の設置や居場所の提供といった退所者が相談しやすい環境を整備するものであり、退所者の課題解決や自立促進につながっている。

【事業の効率性】

- 弁護士や社会福祉士などの専門家で構成し、若者への支援を行っているNPO法人や生活困窮者支援を行っている社会福祉協議会が事業を実施することにより、専門的知識を活用した課題解決が可能となり、事業効果が大きい。
- 初期経費や人件費、運営費などの費用面において、県が直営で実施するより効率的である。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	19,317	26,115	29,623	時間	55	55	55
(うち一般財源)	11,147	15,430	17,893	人件費（千円）	223	223	223

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- 昨年度の国の調査においても、養護施設や里親等からの自立後の不調が多い実態が明らかになっており、社会的養護を受けている子どもたちが円滑に社会に巣立っていくためには、施設退所前からの自立支援は重要。
- 令和2年度の施設退所児童等自立支援促進事業利用者延べ人数のうち、施設退所前児童の利用者延べ人数が目標未達成であるため、一部事業を見直しの上、引き続き事業を実施し、更なる施設退所児童の自立支援を図る。

【見直し内容】

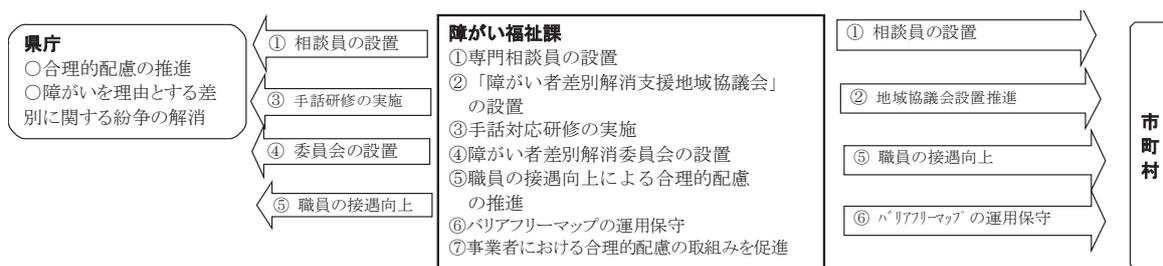
- 児童養護施設等において、現在、退所前の自立支援及び退所後のアフターケアを担う専任職員の配置を進めている。
- 施設退所児童等自立支援促進事業を実施するNPO法人と各施設の専任職員との定期的な会議や、施設に出向いての情報交換等を通じ、施設等から自立する児童についての情報を共有し、継続的かつ一貫した支援体制を強化するとともに、新型コロナの状況を見極めながら、講習会などを実施する。

事業名	障がい理由とする差別解消推進事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H29
-----	------------------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	1	障がい理由とする差別の解消の推進

1 事業のねらい・目的	障がいを理由とする差別の解消により、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を目指す。
2 事業概要	<p>1 専門相談員の配置</p> <p>(1) 内容 ・障がい者差別解消専門相談員(2名、非常勤)を配置</p> <p>(2) 効果 ・障がい者に対する差別事象や合理的配慮に関する相談を受け付け、当事者への指導など状況に応じ対応。</p> <p>2 障がい者差別解消支援地域協議会の運営</p> <p>(1) 内容 ・地域における相談や紛争防止、解決を推進するためのネットワーク体制の構築</p> <p>(2) 効果 ・事例の情報共有等により、障がい差別解消に関する紛争防止等に円滑に対応</p> <p>3 障がい者差別解消委員会(第三者機関)の設置</p> <p>(1) 内容 ・学識経験者、障がい者代表、事業者代表等で構成された委員会を設置し、紛争当事者に対するあっせん・助言等を行う。</p> <p>(2) 効果 ・紛争事案に対し、第三者機関が当事者双方の主張を聞いた上で、公平かつ中立な立場から事態の解決を図る。</p> <p>4 事業者を対象とした研修の実施</p> <p>(1) 内容 ・事業者を対象に障がいを理由とする差別の解消に関する研修を行う。</p> <p>(2) 効果 ・事業者の自主的な研修の実施を促し、障がいに関する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を促進する。</p> <p>5 新バリアフリーマップの運用保守</p> <p>(1) 内容 ・県下施設等におけるバリアフリー情報を一元化したサイト「ふくおかバリアフリーマップ」を運営</p> <p>(2) 効果 ・バリアフリー情報の提供により、障がいのある人の外出の負担を軽減する。</p> <p>6 障がい者差別解消促進事業</p> <p>(1) 内容 ・事業者等を対象に障がいを理由とする差別の解消に関する研修を行う。</p> <p>(2) 効果 ・障がいに関する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を促進する。</p> <p>7 動画を活用した合理的配慮に関する啓発事業</p> <p>(1) 内容 啓発動画及びリーフレットを活用した啓発の実施</p> <p>(2) 効果 合理的配慮の浸透や新しい生活様式における障がいのある人とのコミュニケーション方法について理解を図る。</p> <p>8 県有施設のバリアフリー化</p> <p>(1) 内容 ・施設入口から案内窓口までのバリアフリー工事を実施</p> <p>(2) 効果 ・県有施設におけるバリアフリーの推進</p>

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の認知度	目標(%)	-	-	-	-	20.0	25.0
	実績(%)	-	11.9	16.3	22.2	-	-
「合理的配慮の提供」の認知度	目標(%)	-	-	-	-	55.0	60.0
	実績(%)	-	-	52.5	55.6	-	-

【指標の考え方】

・令和元年度県政モニターアンケート結果(モニター数400人、回答数365人)を基準に指標設定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・令和2年度に令和3年度目標値を上回る認知度となっており、引き続き相談対応や啓発に努めていく。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 障害者差別解消法及び県条例の趣旨を踏まえた、紛争解決・相談体制の構築、差別的取扱いと合理的配慮の不提供の禁止に関する啓発及びバリアフリーの推進に係る事業である。 (参考) 差別解消専門相談窓口における新規相談件数 … H28 : 30件、H29 : 91件、H30 : 65件、R1 : 91件、R2 : 69件</p>
	<p>【事業の効率性】 相談件数の増加を踏まえ、令和2年度から専門相談員を1名から2名配置に増強する一方、地域協議会の開催回数を見直す等効率化も図っている。</p>

5 事業費 (千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	26,482	21,415	46,130	時間	1,260	1,260	1,260
(うち一般財源)	11,343	12,203	9,318	人件費 (千円)	5,088	5,088	5,088

6 見直しの内容	<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小)</p> <p><input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月に改正差別解消法が公布され、公的機関に加え民間事業者による合理的配慮も義務化されることが決定。 引き続き、協議会の枠組みを活用した情報共有や、動画等の広報媒体を活用した普及啓発に努める必要がある。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 広報資材等の作成経費について一部効率化のため見直しを実施。 		

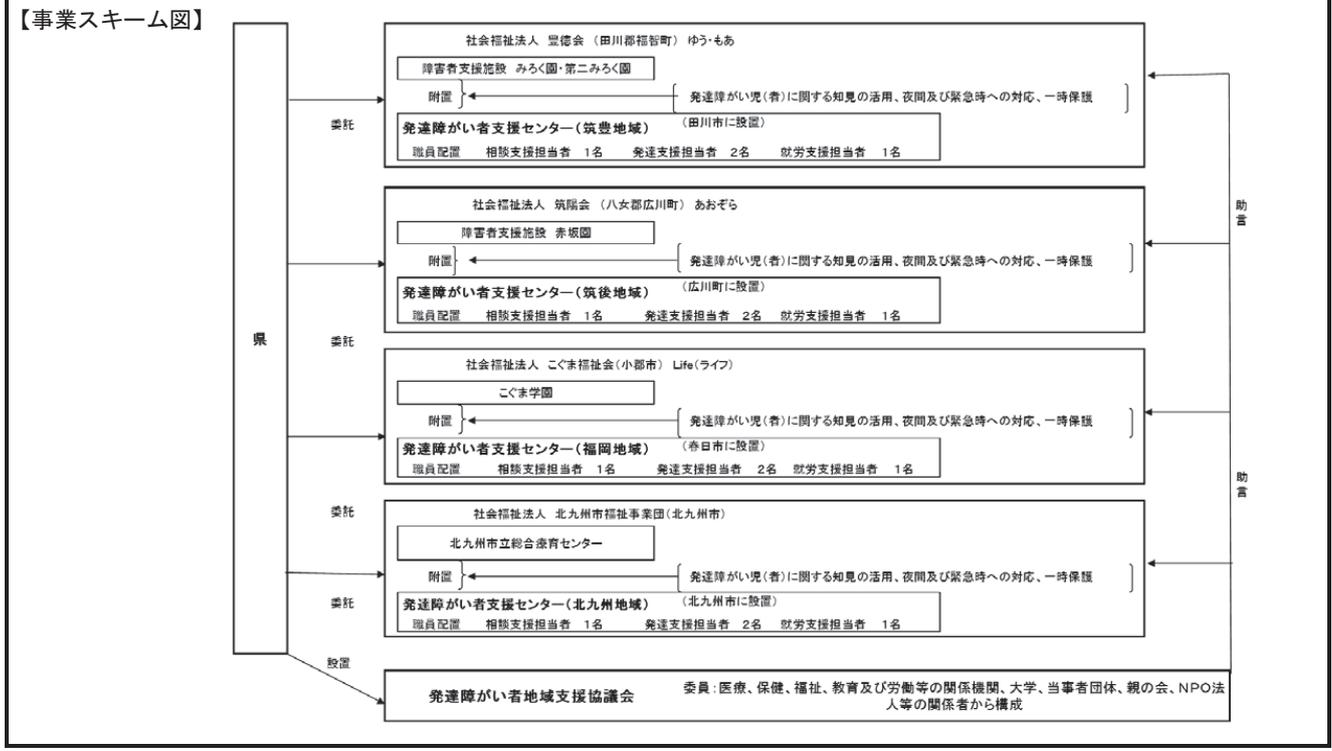
事業名	発達障がい者支援センター運営事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H15
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

自閉症をはじめとする発達障がいのある障がい児者（「発達障がい児者」）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導を行うとともに、関係施設との連携を図り、発達障がい児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業概要

- 発達障がい者地域支援協議会の設置運営
発達障がい児者に対する総合的なサービスのあり方を検討するため、発達障がい児者への支援に関わる福祉、医療、教育、就労等の各分野の関係者から構成される発達障がい者地域支援協議会を定期的に開催する。
- 発達障がい者支援センターの設置運営
自閉症をはじめとする発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ適切な指導を行うとともに、関係施設との連携を図り、発達障がい児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。
①発達障がい児者及びその家族等に対する相談支援
②発達障がい児者及びその家族等に対する発達支援
③発達障がい児者に対する就労支援
④関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修
- 発達障がい児の保護者向け研修会・交流会
発達障がい児を育てる保護者に対し、発達障がいの特性や子どもとの関わり方等についての講座を開催するとともに、保護者同士が、互いの悩み等を語り合い、支援し合う交流会を開催し、当事者同士のつながりを支援する。
・年4回程度（4地域で開催）、1回2時間～2時間30分



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
発達支援延件数	目標	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
	実績	2,526	3,798	3,798	3,096	実施中	
発達支援利用者数	目標	800	930	930	930	930	930
	実績	911	1,407	1,123	849	実施中	
保護者向け研修会・交流会受講者数	目標	100人	100人	100人	100人	100人	100人
	実績	147人	323人	178人	208人	実施中	
参加者の満足度	目標	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	実績	95%	92%	96%	97%	実施中	

【指標の考え方】

- ・発達支援延件数、利用者数については平成25年の利用実績（3,488件、863人）を元に設定した。
- ・保護者向け研修会・交流会の受講者数については、発達障がい者支援センターの利用者数（約1,000名）を参考に、今後、5年間で講座を受講できるよう開催することを想定し、H24年度の目標を200人と設定した。
- ・参加者に対するアンケート結果から、一人一人に対する支援をより手厚くするため、講義形式からペアレントトレーニング形式に変更することにより、H28年度からは募集定員を100人と設定する。
- ・参加者の満足度については、各回研修会、交流会の最後に参加者に対してアンケートを実施し、「大変参考になった」「参考になった」と回答のあった割合を示している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・発達支援延件数及び発達支援利用者数については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出控え等の影響を受け、令和2年度は目標を達成できていない。
- ・保護者向け研修・交流会受講者数については、連続講座から単回講座の複数回開催に変更する等の対応を行ったことで、コロナ禍においても多くの受講者が集まり、目標を達成できた。
- ・参加者の満足度については、研修・交流会のアンケート結果に基づき、毎年内容や実施方法等の見直しを行っており、目標を達成できている。

4

有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・センターでの支援を受けた相談者からは「普段の悩んでいたことが解決できた」「日々の生活において状態の改善がみられた」等の声が聞かれており、発達支援が本人及び家族の福祉の向上に寄与しているものと考えられる。
- ・保護者向け研修会・交流会のアンケート結果において、「とても勉強になった」「また参加したい」等の声が多く、受講者の満足度も高いことから、家族支援の効果があると考えられる。

【事業の効率性】

- ・発達支援については、事前予約制をとることで、多くの相談者の支援をより効率的に、より効果的に行えるよう取り組んでいる。
- ・保護者向け研修会・交流会については、例年、研修会と交流会を同日開催することで、人件費や会場代等の経費節減を図っている。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、オンラインでの開催についても検討し、コロナ禍においても、継続して保護者の支援が行えるよう取り組んでいる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	101,121	101,588	103,225	時間	214	214	214
（うち一般財源）	55,441	50,794	51,613	人件費（千円）	865	865	865

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

- ・発達支援延件数については、令和2年度は外出控えの影響はあったものの、3年連続で3,000件を超え、引き続きニーズは高いため、事業を継続する必要がある。
- ・令和2年度の保護者向け研修・交流会については、研修会は通常通り実施し、交流会は新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、中止または簡素なものとしたため、受講者からは「もう少し他の保護者と交流したかった」等との声が聞かれた。交流会へのニーズは依然高いため、コロナ禍における交流会の実施方法を検討する等、一部改善が必要である。

【見直し内容】

- ・発達支援については、コロナ禍での外出控え等に対し、来所での支援に代わる方法（電話・オンライン等）について検討する。
- ・研修・交流会については、新型コロナウイルス感染症拡大状況を鑑みながら、実施方法の検討を行うとともに、アンケートで集約した意見を研修内容に反映させる等、満足度の高い研修・交流会となるよう努める。

事業名	発達障がい児者支援推進事業	部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H27
-----	---------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

- 地域において、発達障がいに対応できる相談支援機能を強化
 - ・身近な地域の相談支援能力の向上
 - ・発達障がい者支援センターへ集中している相談を地域の相談機関へ分散
- 強度行動障がいがある者に適切な専門的支援が可能となるよう、関係機関職員の知識・技術の向上
 - ・障がい者虐待の防止
 - ・障がい福祉サービス事業所での受け入れ促進
- 発達障がい児者の支援の充実
 - ・発達障がいのある人及びその家族の福祉の向上

2 事業概要

1 発達障がいに対する地域相談・支援機能強化事業

- ・発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業
 対象者：市町村、相談支援事業所等、地域において発達障がい児者を支援する機関
 内容：発達障がい者地域支援マネージャーを県内4地域に各1名配置し、地域の関係機関の協力支援体制の構築に対する指導、助言等を実施。

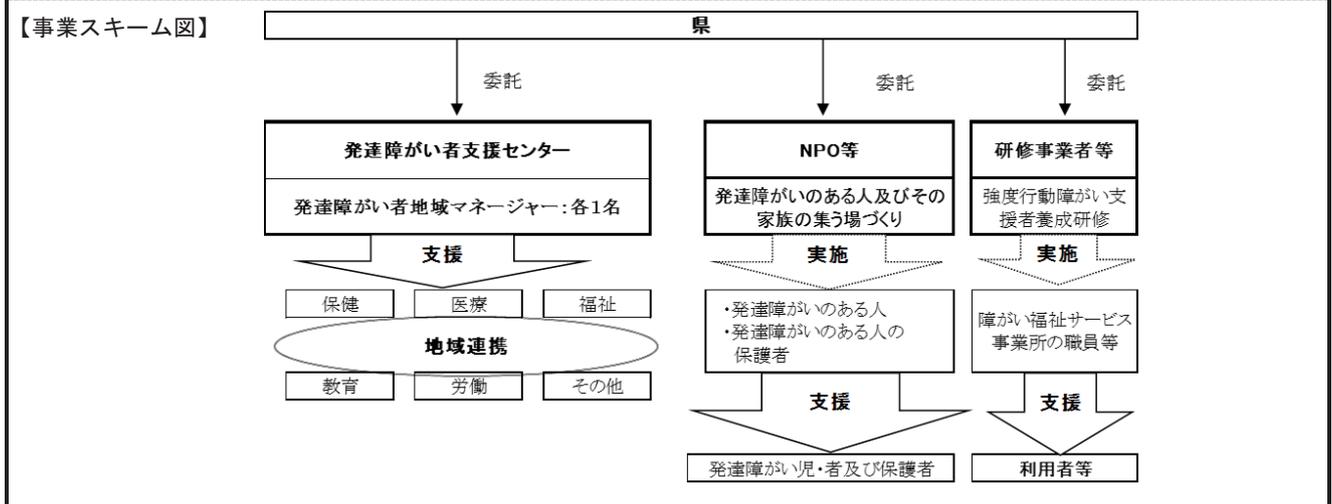
・各種研修の実施

事業名	事業概要	
	対象者	カリキュラム
相談支援従事者等に対する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所職員 ・児童発達支援センター職員 ・福祉相談窓口の市町村職員等 	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、グループワーク ・内容：発達障がいの特性、相談に対する対応方法、事例演習等
保育士・幼稚園教諭サポート研修	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園に勤務する保育士・教諭 	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、グループワーク ・内容：発達障がいの特性、早期発見の方法、事例演習等
強度行動障がい支援者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業所等の職員(通所、入所、訪問系サービス等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、グループワーク ・内容：強度行動障がい及び障がい特性に関する基礎知識、障がい特性に配慮した支援方法

2 発達障がいのある人及びその家族の集う場づくり事業

対象者：18歳以上の発達障がいのある人及びその家族等

内容：18歳以上の発達障がいのある人及びその家族等が集う場を設置し、互いの悩みを共有し、情報交換のできる交流会活動を支援



3 事業目標等

事業名	成果指標	H30	R1	R2	R3	R4
相談支援従事者等に対する研修	受講者数 目標	80人	80人	80人	80人	80人
	実績	145人	68人	297人	実施中	
保育士・幼稚園教諭サポート研修	受講者数 目標	340人	340人	340人	340人	340人
	実績	251人	301人	155人	実施中	
強度行動障がい支援者養成研修	受講者数 目標	60人	60人	60人	60人	0
	実績	146人	57人	91人	実施中	終了

【指標の考え方】

- ・「相談支援従事者等に対する研修」：政令市を除く相談支援事業所数226事業所（H27.12現在）を参考に、今後、3年間で各事業所1名の受講を想定し、各年度の目標を80人と設定とした。
- ・「保育士・幼稚園教諭サポート研修」：県内の公立私立の保育園及び幼稚園の数1,019施設（H27.12現在）を参考に、今後、3年間で各施設1名の受講を想定し、各年度の目標を340人と設定した。
- ・「強度行動障がい支援者養成研修」：近隣県の研修実施状況を参考に、各年度の目標を60人と設定した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・相談支援従事者等に対する研修は、令和2年度から研修内容や対象者を見直し、広く募集を行うとともに、コロナ禍において、1回当たりの時間数を減らし研修回数を増やす、オンラインにて開催する等の工夫を行ったことで、目標を達成できた。
- ・保育士・幼稚園教諭サポート研修は、受講者が参加しやすい夏休期間中に開催したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、例年より定員を減らしての開催とした。あわせて、外出控えによるキャンセルも多く、目標を達成できなかった。
- ・強度行動障がい支援者養成研修は、平成30年度まで、毎年度目標達成。令和元年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研修日程が中止となったため、目標未達成。令和2年度については、令和元年度の研修日程中止に伴い、中止となった研修を受講決定していた受講者を優先して募集し、加えて新たに受講者を募集した上で、目標達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児者・強度行動障がい児者の支援に相当の知識・経験を有し、関係機関等に対して適切な指導・助言・研修が実施できる法人等に事業を委託している。 ・研修のアンケートにおいて、受講者からは「発達障がいの特性について理解でき、個々の特性に合わせた関わり方が重要であることが分かった。」「具体的な支援方法を教えてもらえて良かった。今後、実践していきたい。」等の声があり、受講者の発達障がいに対する理解向上に効果があったと考えられる。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者が参加しやすい時期や時間帯を考慮して開催。 ・研修回数増加に伴う会場費等の増加経費については、研修会講師を内部職員で対応する等、経費削減の工夫をしている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	25,075	24,954	24,489	時間	214	214	214
（うち一般財源）	12,847	12,639	12,246	人件費（千円）	865	865	865

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・相談支援従事者向け研修及び保育士・幼稚園教諭サポート研修については、アンケートの結果からも研修へのニーズは高く、発達障がいに対応できる相談支援機関等の増加及び発達障がいの早期発見・早期支援のため、継続して実施する必要がある。
- ・強度行動障がいに対する専門的支援に必要な関係機関職員の知識・技術の向上のために、これまで県にて強度行動障がい支援者養成研修事業を実施してきたが、同時に県が指定する研修事業者が増え、当該支援者の養成に関して、研修環境が充足したと考えられるため。

【見直し内容】

- ・相談支援従事者向け研修及び保育士・幼稚園教諭サポート研修については、コロナ禍において、研修の効果的な実施方法（オンライン開催等）を検討するとともに、研修内容や対象者の見直し、周知先の拡大等についても検討し、受講者の増加を図る。
- ・令和4年度から県が実施する強度行動障がい支援者養成研修事業を廃止。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	重複障がい児者等対策事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H28
-----	--------------	--	-------	-----------------	------------	-----

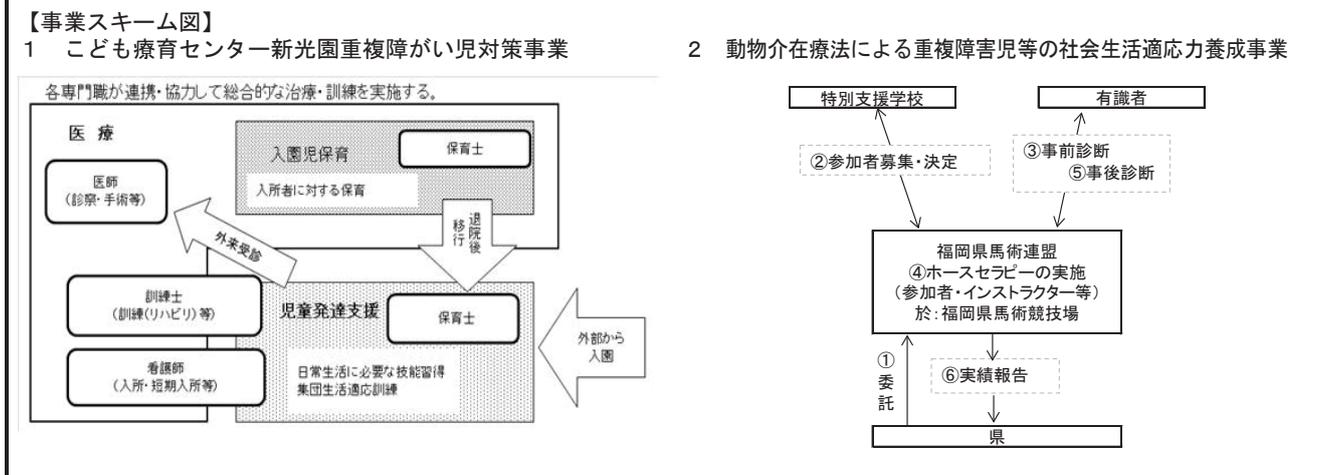
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

- 心身の重複障がい児者に対し、小児科精神医療と連携した複合的な処置をこども療育センター新光園で実施し、重複障がいへの的確なケアの実現を目指す。
- ホースセラピーの効果を医療的に検証しつつ、重複障がい児、発達障がい児等の社会生活適応力の向上を目指す。

2 事業概要

- こども療育センター新光園機能強化事業<メディカル面>
医師(整形外科、小児科、児童精神科)、及び各療法士(OT、PT、ST)、保育士といった複数の専門職種が連携・協力して、心身の重複障がい児に対して総合的な支援を行う。
① 児童精神科医による心身の重複障がい児の機能改善向上事業
知的・精神面から患児の診断や治療を行うため、児童精神科をこども療育センター新光園に設置する。
② 心身の重複障がい児を対象とした児童発達支援事業所設置事業
0歳～6歳の心身の重複障がい児を対象にした児童発達支援事業所をこども療育センター新光園に設置する(5日/週)。
- 動物介在療法による重複障がい児等の社会生活適応力養成事業
重複障がい児や発達障がい児等を対象に、医療・教育・スポーツの面から療法効果が期待できるホースセラピーを活用し、障がい児等の社会生活適応力を高める養成事業を実施(福岡県馬術競技場(古賀市)の資源を活用し、県馬術連盟と連携の上実施)
・1回当たり2時間 6回を1コースとし、2コース実施する。
・有識者の意見等に基づき、開始前と修了後の計2回、参加児童の変化を評価検証し、事業成果報告書を作成。



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
児童精神科受診者数	目標	168人	168人	72人	72人	72人	72人
	実績	66人	77人	81人	71人	実施中	
ホースセラピー参加者数	目標	20人	20人	20人	20人	20人	20人
	実績	30人	57人	31人	23人	実施中	

【指標の考え方】

- 児童精神科の受診者は1日平均3人程度の受診を見込む(1人1時間程度 予約制) 3人×月2回(午後)診察×12月=72人
- ホースセラピー参加者数は1コース10人程度×2コース=20人

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 児童精神科受診者数について、新型コロナウイルスの感染が大幅に増加した4月、5月、1月に、患者が受診を控えた影響で目標未達成となった。
- ホースセラピー参加者は、平成29年度以降は目標を達成している。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童精神科の受診者数は年々増加している。 ・ホースセラピーについては、事業開始時と比較すると、修了時の参加児童には動物（馬）への関心、成功体験の会得、積極性、他者との関係性の認識など、主に情緒面での変化を表す結果が得られた。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホースセラピーについては、令和元年度から参加校を4校から2校に変更することで、有識者（心理士）がそれぞれの参加児童の変化をより密に評価検証することができるようにした。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	4,881	6,172	7,894	時間	4,548	4,548	4,908
（うち一般財源）	3,056	3,072	4,811	人件費（千円）	18,365	18,365	19,818

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する事業として、ホースセラピーに参加した児童の改善効果を明確にする必要がある。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者（心理士）の意見に基づき、専門的な視点からの評価検証を継続する。 ・関係機関との調整を含めた事業運営の見直しを図る。 ・R4年度から障がい児施設等へのセラピー犬派遣モデル事業を実施する。 		

事業名	発達障がい者支援拠点病院事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

○地域において、発達障がいに対応できる相談支援機能を強化

- ・身近な地域の相談支援能力の向上
- ・発達障がい者支援センターへ集中している相談を地域の相談機関へ分散

○発達障がい児者の支援の充実

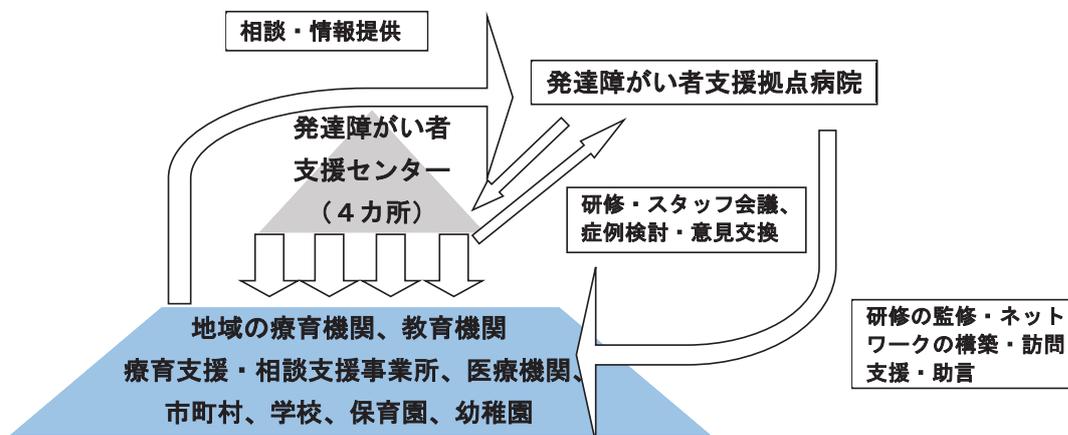
- ・発達障がい者支援拠点病院の医学的知見に基づく指導・助言による、関係機関の技術向上と連携体制の構築

2 事業概要

県内の発達障がい者支援は、各地域の発達障がい者支援センターが中心となって取り組んでいるが、その取組みを最新の医学的知見から指導・助言する「発達障がい者支援拠点病院」を指定し、研修の実施、相談支援に関わる職員の知識や技術の向上、各地域の医療・福祉・保健・教育関係機関相互の連携体制の構築など、必要業務を委託することにより、機能の充実強化を図るもの。

- ①発達障がい者支援センタースタッフ養成研修及び症例検討
対象者：発達障がい者支援センター職員
内容：発達障がいに関する支援の考え方や発達障がいの診断と治療についての研修及び症例検討
- ②発達障がい者支援スタッフ会議及び情報交換
対象者：発達障がい者支援拠点病院職員、発達障がい地域支援マネジャー
内容：発達障がいに関する支援の情報共有及び各センターへの指導・助言
- ③発達障がい者支援関連の研修の監修
対象者：発達障がい者支援センター職員、発達障がいに関する研修委託事業者
内容：発達障がい関連の研修について監修
- ④発達障がい者支援地域協議会
対象者：発達障がい者支援地域協議会委員
内容：発達障がい児者施策等の報告
- ⑤地域病院医師等とのネットワーク構築
対象者：地域病院に勤務する医師
内容：困難事例等の情報の共有及び発達障がいの診療等に関する相談対応
- ⑥学校現場訪問支援
対象者：特別支援学校等に勤務する職員
内容：教職員との意見交換
- ⑦子どもの心の診療ネットワーク事業への対応
内容：連絡会議及び研修会への参加、当該事業に関する調査への対応

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標			H30	R1	R2	R3	R4
発達障がいに対応できる医療機関リストの公開 (HP掲載数の増加)	目標	-	125	125	125	125	
	実績	69	82	81			
【指標の考え方】 ・平成26年度に、発達障がいに対応できる医療機関リスト作成のための調査を行った際、対象となった122機関のうち、64機関をHPに掲載した。(64÷122≒52.5%) ・令和元年度に再度このリスト作成のための調査を行い、対象機関239のうち、52.5%の掲載を目標とした。(239×52.5%≒125)							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 ・県ホームページ上で、随時県内医療機関に対する新規掲載の受付はしているが、新規申込みはなく、目標は達成できていない。							

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・発達障がいに対応できる医療機関リストについての問合せは多く、発達障がい児者が直接医療機関へアクセスするための手段の一つとなっている。 ・発達障がい者支援センターとの症例検討会や連絡会議等において、最新の医学的知見に基づく指導・助言を行ったことで、発達障がい者支援センター職員の専門性及び困難事例への対応力が向上している。 ・保護者向けのペアレントトレーニングを実施し、参加者から「ほめることで子どもとの関係性が改善し、子どもの自発的な行動が生まれた」等の報告がされており、保護者及び当事者に対する支援効果があったものと考えられる。
	【事業の効率性】 ・発達障がいに対応できる医療機関リストの公開は、当事者が求める医療支援と提供できる医療支援のミスマッチの減少及び特定の医療機関への過集中を避ける等の効果がある。 ・発達障がい者支援センター及び地域支援マネージャーへの指導・助言等を行うことで、各地域・市町村における発達障がい者支援体制の充実・強化を図っている。 ・保護者が参加しやすく、他の医療機関においても実施しやすい、短縮型のペアレントトレーニングの効果について検証し、検証後は他の医療機関への普及を図り、身近な地域において支援できる環境を作っていく。

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	11,100	11,132	10,580	時間	180	180	180
(うち一般財源)	5,550	5,566	5,290	人件費(千円)	727	727	727

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)	
【上記の理由】 ・発達障がいに対応できる医療機関リストの公開は、問合せも多く、当事者のニーズも高いため、継続して公開していく。 ・発達障がい者支援センターに対し、最新の医学的知見から指導・助言を行うことで、発達障がい者支援センター職員の専門性及び困難事例への対応力は向上しており、引き続き、事業継続の必要はあると考える。 ・ペアレントトレーニングについては、参加者から効果的であったとの声も多く、ニーズも高い。また、現在、短縮型のペアレントトレーニングの効果についても検証しており、検証後は他の医療機関への普及を図っていく予定であるため、事業継続の必要があると考えられる。	
【見直し内容】 ・新規開設医療機関へ医療機関リストへの掲載を働きかけ、HP掲載数の増加を図る。 ・Web会議システム等を使用し、コロナ禍においても、各関係機関との連携を継続する。 ・ペアレントトレーニングについても、オンラインにて開催している状況であるが、参加者から「他の保護者とのつながりが作りにくい」等の課題も聞かれているため、オンライン開催下においても保護者同士のつながりを作れるような工夫を検討する。	

事業名	医療的ケア児支援事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

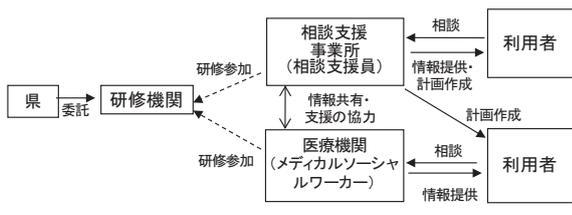
- 1 医療的ケア児等の症状を理解し、その症状に必要な医療・福祉制度に精通し、教育、保育など異なる分野間の支援をサポートできる人材を育成することで、医療的ケア児等が医療、福祉、教育、保育など各分野からの必要な支援及び連携した支援が受けられるようになる。
- 2 医療的ケア児等への支援拠点を設置することで、県内の医療的ケア児等に対する医療面における総合的な支援が可能となる。
- 3 身近な地域に医療型短期入所事業所が設置されることで、常時介護を行う家族が、病気や冠婚葬祭、旅行、休息等で一時的に介護できない場合に医療的ケア児等を安心して預けることができる。

2 事業概要

- 1 医療的ケア児等への適切な支援を可能とするコーディネーターの育成
 - 人材育成のための研修会の実施
 - ・対象：市町村長からの推薦を受けており、医療的ケア児等コーディネーターとしての役割を担う（予定含む）者
 - ・内容：医療的ケア児等の症状の理解、その症状に必要な医療・福祉制度、医療・福祉など異分野間との情報共有・支援に必要な協力方法など
 - ・事業方法：研修を実施する事業者に対して、県は研修費を負担
- 2 医療的ケア児等への総合的な支援拠点の設置
 - 運営費補助
 - 「北九州市立総合療育センター」を県内の医療的ケア児等への医療や福祉サービスの総合的な支援拠点として位置付け、現センター運営費の一部補助を行う。
- 3 医療型短期入所事業所設置支援事業
 - 実地研修の実施
 - ・対象：医療型短期入所事業所の開設を検討している医療機関（病院、診療所）職員（看護師等）、介護老人保健施設職員（看護師、介護士）
 - ・内容：医療的ケア児等の受入に必要なノウハウ（保護者や医師等との連携、障がい特性の理解、コミュニケーション方法等）について、重症心身障がい児入所施設で実地研修を受講
 - ・事業手法：実地研修を実施する施設に対して、県は研修費を負担
 - 医療型短期入所サービス拡充促進
 - 医療機関や介護老人保健施設への医療型短期入所サービス事業実施施設の拡大を図る説明会を行う。

【事業スキーム図】

1 コーディネーターの育成

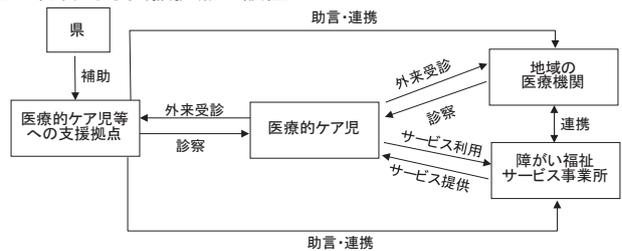


3 医療型短期入所事業所設置支援事業

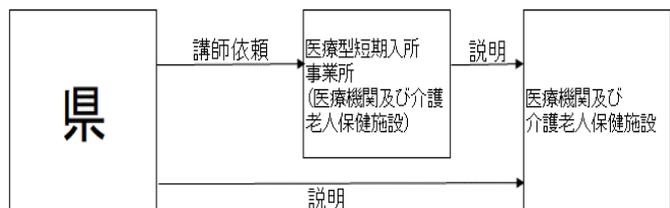
○実地研修の実施



2 総合的な支援拠点の設置



○医療型短期入所サービス拡充促進



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講者数	目標	100	100	100	100	100	100
	実績	53	88	56	47	実施中	

成果指標		R3	R4	R5
医療的ケア児等コーディネーター配置済の市町村数	目標	60	60	60
	実績	実施中		

【指標の考え方】

- ・受講対象施設666（相談支援事業所443、医療機関223）の半数程度を3年間で養成。令和2年度以降も引き続き同目標とする。
- ・国の第6期障害福祉計画（R3～R5）及び県の第5期障がい福祉計画（R3～R5）において、令和5年度末までに各市町村に医療的ケア児等コーディネーターを配置することとされていることから、令和3年度から県内60市町村の配置状況を目標に追加する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・例年、研修の定員は200名としているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催規模を縮小（定員50名）したため目標未達成。

4

有効性
・
効率性

【事業の有効性】

- ・医療的ケア児支援の研修は、相談支援事業所や医療機関の関心が高く、受講者も多い。
- ・保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携した医療的ケア児支援を行うために、引き続き医療的ケア児等コーディネーターの養成を行う必要がある。

【事業の効率性】

- ・研修を北九州市立総合療育センターに委託して開催することにより、研修内容の充実と費用の縮減が図られている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	25,880	26,266	26,007	時間	764	764	764
（うち一般財源）	24,688	25,073	24,944	人件費（千円）	3,086	3,086	3,086

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・令和3年6月に公布された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、医療的ケア児とその家族に対する支援施策を実施することが、地方公共団体の責務と規定された。また、国の第6期障害福祉計画（R3～R5）及び県の第5期障がい福祉計画（R3～R5）において、令和5年度末までに各市町村において医療的ケア児等コーディネーターを配置することとされている。
- 引き続き、医療的ケア児等とその家族に対する支援の充実を図り、人材育成や家族の休息のためのレスパイトケア（短期入所）に対応できる事業所の増加に取り組む必要がある。

【見直し内容】

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修については、国の研修カリキュラムの変更が予定されているため、適切に対応した研修内容とする。
- また、研修の受講対象となる職種を拡げ、コーディネーターの増加を図る。
- ・医療型短期入所事業所の増加を図り、引き続き医療機関や介護老人保健施設を対象とした説明会及び実地研修を開催する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい児等療育支援事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H30
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の地域生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

- 障がいのある児童等のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、県内13圏域に「障がい児等療育支援事業所」を設置(各圏域の障がい児等施設に委託)し、身近な地域において、障がいのある児童やその家族、関係機関等に対し、障がい児等施設の有する療育支援機能を活用した療育指導等を行う。
- 平成30年度から「発達障がい児等療育支援事業所」を設置(県内3箇所の医療機関に委託)し、障がいのある児童やその家族、関係機関等に対し、医学的専門知識を持った専門職による、発達障がいの程度・状況の確認を踏まえた療育指導等を行う。

2 事業概要

○障がい児等療育支援事業(13箇所)

- 在宅支援訪問療育等指導事業
専門職員が家庭を訪問し、相談・助言・療育指導を行う。
- 施設支援一般指導事業
地域の障がい児者の支援に関わる施設や学校、保育所等に対し、研修・相談・助言・療育指導を行う。
- 在宅支援外来療育等指導事業
専門職員が各施設において、機能訓練・療育に関する相談・助言・指導を行う。

○発達障がい児等療育支援事業(医療連携型)(3箇所)

- 在宅支援訪問療育等指導事業
医師等が家庭を訪問し、相談・助言・療育指導を行う。
- 施設支援一般指導事業
地域の障がい児者の支援に関わる施設や学校、保育所等に対し、研修・相談・助言・療育指導を行う。
- 在宅支援外来療育等指導事業
医師等が各施設において、機能訓練・療育に関する相談・助言・指導を行う。

※発達障がい児等療育支援事業(医療連携型)について

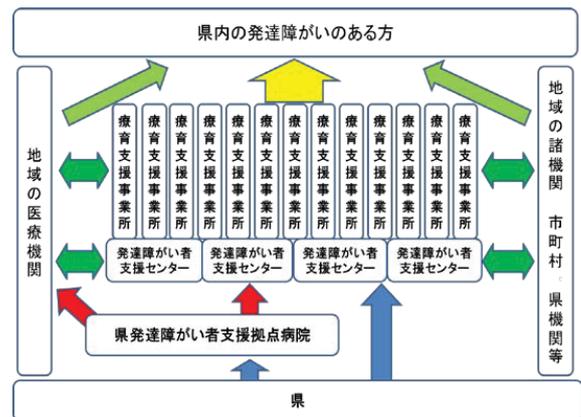
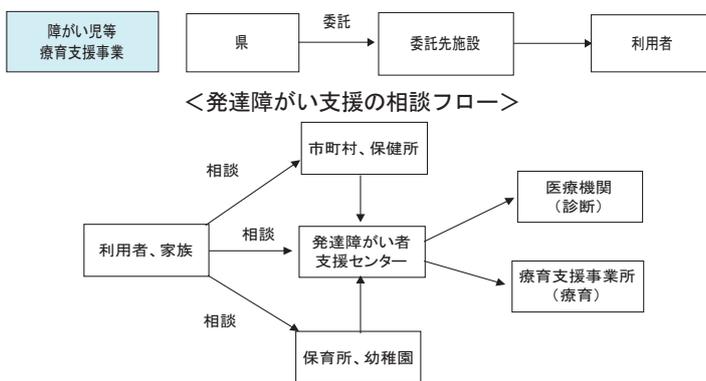
本事業では、発達障がいの診断の有無に関わらず、その疑いのある方も支援の対象とする。

なお、本事業は、市町村が支給決定を行う障がい福祉サービスを利用する前段階の支援として機能している。療育指導等を行い、必要なサービスの利用につなげるほか、障がい児等療育支援事業所をはじめ、医療機関や発達障がい者支援センター等の関係機関と相互に連携し、利用者を必要な支援につなげている。

(参考)各機関での主な役割

- 発達障がい児等療育支援事業所…発達障がいに特化した療育指導
- 発達障がい者支援センター…相談支援
- 市町村…障がい福祉サービスの支給決定
- 各障がい福祉サービス事業所等…障がい福祉サービスの提供
- 障がい児等療育支援事業所…身体・知的・精神障がいに関する療育指導

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	R30	H31・R1	R2	R3	R4	
発達障がい児等療育支援事業所における支援延べ件数	目標(見直し前)	2458	2570	2682	2816	-
	目標	-	-	660	693	728
	実績	32	419	571	実施中	-

【指標の考え方】

- ・「発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）」を平成30年度から開設したことで、以降は発達障がいに関する療育支援は「発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）」にて対応することを想定し、当初は次のとおり成果指標を設定した。
 （成果指標）
 平成28年度実績（※1）と伸び率（4.5%）により算出
 （※1）「障がい児等療育支援事業所」における平成28年度発達障がい児者支援数
- ・しかし、実際には、医学的知見に基づく療育支援を必要としない発達障がい児者は、身近な地域の「障がい児等療育支援事業所」における療育支援を利用しており、現在の目標値と実績値に乖離が生じている。
- ・このため、成果指標の考え方を見直し、次のとおり新たな成果指標を設定する。
 （成果指標）
 令和元年度実績（※2）と伸び率（5%※3）により算出
 （※2）「発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）」における令和元年度支援数
 （※3）新型コロナウイルス感染症拡大の影響により伸び率が見込めないため、暫定的に5%とする

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、特に外来の支援数が伸び悩んだことにより、令和2年度は目標未達成。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】
 新型コロナウイルス感染症拡大時の利用控えなど影響がある一方で、「発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）」における支援数は伸びていることから、医学的知見に基づく療育支援のニーズは高いと考える。

【事業の効率性】
 発達障がいに関する支援について、「障がい児等療育支援事業所」と定期的な情報共有を行いながら、両者の専門性を生かした支援体制の構築を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	42,436	65,422	57,458	時間	576	576	576
（うち一般財源）	42,436	65,422	57,458	人件費（千円）	2,326	2,326	2,326

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

発達障がい児者の療育支援体制を強化するため、引き続き「発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）」において本人及びその家族、関係機関等に対し医学的知見に基づく療育指導等を行う必要がある。

【見直し内容】

新型コロナウイルス感染症拡大時にも、利用者が適切な療育支援を受けることができるよう、現在の対面方式に加え、電話やオンライン面談による療育支援の実施を検討する。

(様式1号)

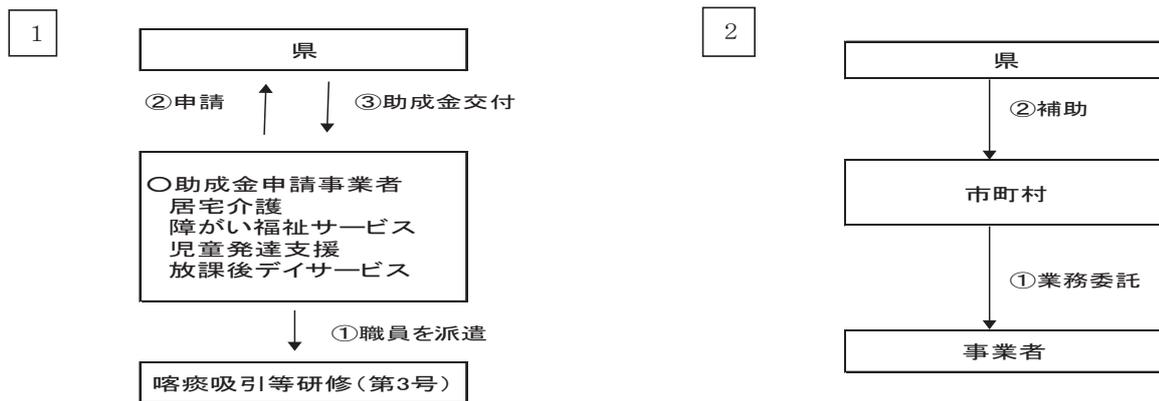
R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	医療的ケア支援人材育成研修助成・訪問型レスパイトケア事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R1
-----	------------------------------	--	-------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児支援に対応できる障がい福祉サービス事業所の人材の増加を図る。 ・医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図る。
2 事業概要	<p>(1) 医療的ケア支援人材育成研修助成事業 障がい福祉サービス事業所等が介護職員等を喀痰吸引等研修(3号研修)に派遣する際に、県が当該事業者に対し、その受講費用の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：医療的ケア児支援に携わる障がい福祉サービス事業所等の職員(80人) ・助成金：一人当たり1回限り3万円を上限とする。 <p>(2) 訪問型レスパイトケア事業 医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担を軽減するため、看護師を自宅に派遣するレスパイトケアサービスを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：在宅で、日常的に経管栄養、口鼻腔吸引、気管切開部、酸素療法、人工呼吸器などの医療を必要とする児童を医療的ケア児とし、この児を介助する者を対象とする。 ・実施主体：市町村 ・実施事業者：訪問看護を実施する事業者(訪問看護ステーション)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
医療的ケア児に対応できる障がい福祉サービス事業所等の人材の増加（人）	目標	—	100	100	80	80	80
	実績		59	65	実施中		
訪問型レスパイトケアの利用日数（日）	目標	—	390	390			
	実績		25	607	実施中		

【指標の考え方】

- 令和元年度までは、県がこれまで実施した喀痰吸引等研修（1,2号研修）の修了者約110名により対応できる人数（一人当たり3人を想定）を除き、県内の医療的ケア児800人（厚生労働省推計値）に対応できる人材を今後5年間で育成することを目標。（ $(800-110 \times 3) \div 5 \div 100$ 人）
- 令和2年度からは、令和元年度喀痰吸引等研修（3号研修）の受講実績を踏まえた目標を設定。
 - 県内の医療的ケア児（厚生労働省統計）…800人（①）
 - 令和元年度喀痰吸引等研修（3号研修）受講者のうち医療的ケア児対応者…59人（②）（全受講者193人×県内重症心身障がい児割合30.5%）
 - 1人当たりが対応する想定医療的ケア児数…2.2人（③）
 - 令和2～5年度育成目標…305人（ $(①-②) \times ③$ ）
 - 年度目標…80人（ $305 \div 4 \div 年 \div 80$ 人）
- 訪問型レスパイトケア事業の利用者数見込 65人（※）×年6日=390日
- ※実態調査に回答した医療的ケア児数 136人 回答率 136人÷800人=17%（1/5.8）
 - 訪問看護利用を希望する医療的ケア児数 11人
 - 利用者数見込 11人×5.8=65人

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 医療的ケア児に対応できる障がい福祉サービス事業所等の人材の増加については、令和2年度喀痰吸引等研修（3号研修）受講者213名のうち、医療的ケア児対応者は65人と想定されるため、目標未達成。（全受講者213人×県内重症心身障がい児割合30.5%）
- 訪問型レスパイトケアの利用日数については、本事業の実施について実施主体である市町村に対して働きかけを行った結果、令和2年度は県内13市町が事業を実施。このうち、7市町において、80人、607日の利用実績があり目標達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児支援に対応できる障がい福祉サービス事業所の人材の増加を図ることができる。 訪問型レスパイトケア事業の活用により、医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図ることができる。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 県内の障がい福祉サービス事業所や訪問看護ステーション等へ本事業周知のチラシを配布するとともに、研修会等の機会を捉えて周知を行う。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	4,846	27,050	26,150	時間	1,192	1,192	1,192
（うち一般財源）	4,846	27,050	26,150	人件費（千円）	4,814	4,814	4,814

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>
----------	--

【上記の理由】

- 医療的ケア児に対する支援体制を強化するため、引き続き医療的ケア児に対応できる人材の育成を図る必要がある。
- 訪問型レスパイト事業については、令和3年度8月現在、県内25市町において実施されており、引き続き実施する必要がある。

【見直し内容】

- 県内の障がい福祉サービス事業所等へ「医療的ケア支援人材育成研修助成事業」の周知を行い、人材の増加を図る。
- 訪問型レスパイト事業未実施の35市町村に事業実施の働きかけを行い、県内のどこに住んでいてもレスパイトケアを受けられるようにする。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がいのある方の就労支援、工賃向上事業	部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R2
-----	---------------------	-------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	4	障がいの特性に応じた就労支援

1 事業のねらい・目的

・地域における農福連携の推進、「まごころ製品」の受注力強化により、障がいのある人の就労支援、工賃向上を図る。

2 事業概要

1 共同受注機能強化事業 (共同受注推進協議会設置運営)

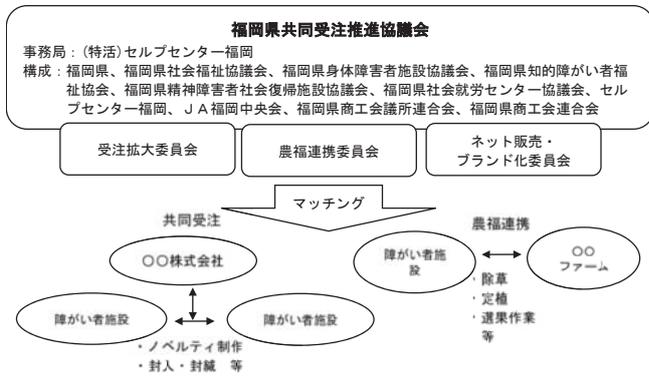
- 共同受注の推進を目的とする協議会を設置し、県内各地域における各団体傘下の農業者、企業等と障がい者施設等とのマッチング推進体制を構築する。
 構成団体：県、県社協、JA中央会、商工会議所連合会、商工会連合会等
 運営：特定非営利活動法人 セルプセンター福岡
 活動内容：共同受注の拡大に向けた情報共有・協議、委員会（企業・官公庁の受注拡大、農福連携、ネット販売・ブランド化）活動によるマッチング推進

2 障がい者施設工賃向上支援事業

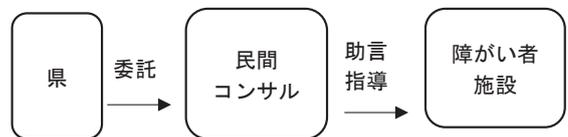
- 障がい者就労施設等に対する専門家による経営改善指導を行い、工賃向上につなげる。
 実施方法：委託（障がい者施設への支援実績のある事業者を選定）
 支援内容：障がい特性に応じた作業分類、作業時間設定等、障がい者施設の実情を踏まえながら、年間を通じた経営指導を実施
 工程表（期間1年）
 個別ヒアリング ⇒ 全体研修 ⇒ 経営改善計画 ⇒ 個別コンサルティング（販売、商談等の実地指導） ⇒ 成果報告
 支援施設：工賃向上に意欲があり、下記要件を満たす施設の中から公募により10施設を選定する。
 ① 全国平均工賃以下 ② セルプセンター福岡が主催する「工賃向上研修」等に参加実績のある施設 等

【事業スキーム図】

1 共同受注機能強化事業



2 障がい者施設工賃向上支援事業



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4
障がい者施設等で働く障がいのある人の平均収入月額 (単位：円)	目標	16,118	16,369	15,776	全国平均以上	全国平均以上
	実績	14,218	14,215	13,673		

【指標の考え方】

- ・障がいのある人が自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労が困難である障がい者には就労継続支援B型事業所での工賃の水準が向上するように総合的な支援を推進している。
- ・福祉的就労の底上げのため、県では、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売促進により障がいのある人の収入向上を支援しており、今後も実施していくことが必要。
- ・障がいのある人の経済的自立を促進するため、障がい者施設等で非雇用の形態で働く障がいのある人の平均収入月額が令和3年度までに全国平均を上回ることを成果指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・平成30年度から令和2年度にかけて、県施策等により、工賃支払総額は1,573,836千円から1,693,666千円と119,830千円増加。一方、工賃支払いの対象となる障がいのある人の数は、110,694人/月から123,865人/月と13,171人/月増加したため、平均収入月額は微減となり、目標未達となったもの。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】「1 共同受注機能強化事業（共同受注推進協議会設置運営）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで実績のなかった農業者と障がい者施設とのマッチングを行うことができた。 ・障がい者施設が様々な仕事を受注していることについて、協議会参画団体のネットワークを用いることで、企業や農業者に周知できた。
	<p>【事業の効率性】「2 障がい者施設工賃向上支援事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍もあり、一部オンラインにて実施することで、基礎研修や成果発表会に多くの障がい者施設が参加することができた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	8,957	7,500	3,584	時間	308	308	308
（うち一般財源）	4,475	3,750	1,792	人件費（千円）	1,244	1,244	1,244

6 見直しの内容	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同受注機能強化事業 R2年度は、協議会及び委員会で受注拡大方策に向けた課題の検討等を行ってきたが、今後は課題解決に向けた取組みに注力していく必要がある。 ・障がい者施設工賃向上支援事業 コロナ禍により、オンラインセミナーやオンラインでの打合せが一般的になったことを受け、効率的な実施手法を検討する必要がある。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同受注機能強化事業 協議会、委員会の会議回数の減 ・障がい者施設工賃向上支援事業 オンラインでのセミナーやオンラインでの経営改善指導の割合を高める 	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	日常生活自立支援事業		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H11
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	6	高齢者の権利擁護

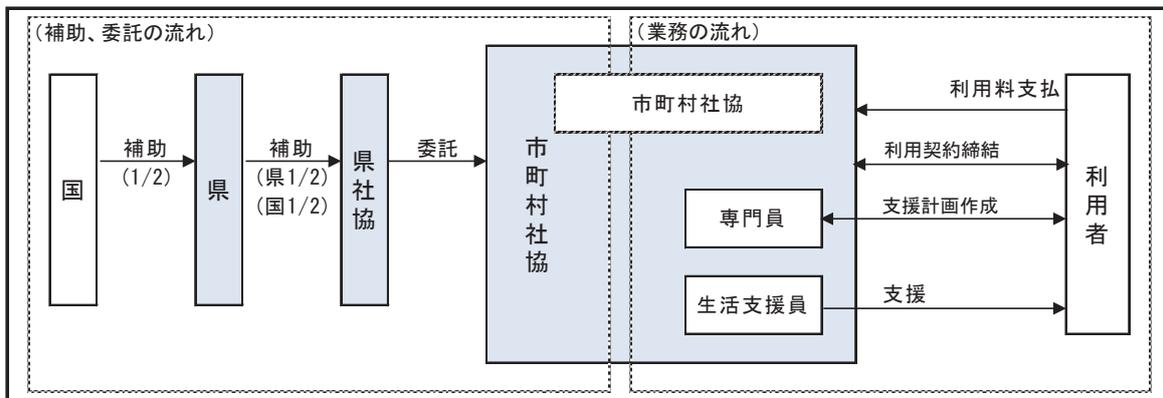
1 事業のねらい・目的

認知症高齢者や知的障がいのある人に対し、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理等を行う日常生活自立センター(福岡県社会福祉協議会)に対し助成を行うことにより、高齢者等が自立した地域生活を送れるよう支援するもの。

2 事業概要

事業名	実施主体	事業概要
日常生活自立支援事業	日常生活自立支援センター (福岡県社会福祉協議会(県社協))	福祉サービスの利用援助事業を、県社協が県内の市町村社会福祉協議会(市町村社協)に業務委託して実施する。 【福岡県社会福祉協議会】 ・契約締結審査会の運営・関係機関連絡会議の運営 ・広報啓発・調査研究 ・生活支援員等の研修等 【市町村社会福祉協議会】 ・相談業務 ・利用申請の受付と判断能力の確認 ・支援計画の策定・契約の締結 ・専門員・生活支援員の配置によるサービス提供等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
事業利用者	目標	632人	781人	835人	960人	1,001人	1,081人	1,124人
	実績	710人	759人	846人	906人	988人	1,001	

※ R3実績数は令和3年7月末時点のもの。

【指標の考え方】

- ・ H28 : H27実績
高齢化の進展により、利用者数は増加傾向であることから、以下のとおり伸び率を推計し、得た値を目標として設定。
- ・ H29 : H28実績 × H28~H29の利用件数の平均伸び率(10%)で試算
- ・ H30 : H29実績 × H27~H29の利用件数の平均伸び率(10%)で試算
- ・ R1 : H30見込 × 平均伸び率(10%)に、移行に伴う周知強化による移行初年度の増加分(5%)を加味して試算 (=H30見込 × 15%)
- ・ R2 : 利用件数の伸びの平準化及び逓減を見込み、H30見込 × 平均伸び率(10%) × R2伸び率(9%)で試算
- ・ R3 : R2見込 × R3伸び率(8%)で試算
- ・ R4 : R3目標 × R2実績~R3実績見込みの伸び率(4%)で試算

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

高齢化の進展により利用者は年々増加しているが、市町村社協方式転換による利用者の伸びが予測を下回ったため、令和2年度は目標未達成となった。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 本事業は、社会福祉協議会と本人との契約により利用できるものであり、成年後見人制度を利用する場合に比べ、家庭裁判所への申し立てが不要である点や日常的な金銭管理等の支援を行う点（成年後見人制度は財産管理や身上監護に関する法律行為を行う）で利用しやすく、利用者数も増加している。
	【事業の効率性】 業務支援システムを導入し、業務情報の一元管理や、書類の自動作成など業務の効率化を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	114,242	114,242	114,242	時間	566	566	566
（うち一般財源）	57,121	57,121	57,121	人件費（千円）	2,286	2,286	2,286

6 見直しの内容												
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）				<input type="checkbox"/> 一部改善 縮小							
	終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え）				廃止							
【上記の理由】	・本事業の利用者数は年々増加している。（下表参照）											
	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	利用者数	310人	376人	441人	510人	490人	632人	710人	759人	846人	906人	988人
	・高齢化の進展等により、今後も本事業の利用者・相談件数の増加が見込まれる。 判断能力が不十分な者が今後も自立した地域生活を送ることができるようにするためにも、事業の継続は必要である。											
【見直し内容】	・平成30年度まで県社協が市町村社協の中から実施区域ごとに「基幹的社協」を選定し、広域的な支援体制により事業を実施してきた。 ・しかし、利用者数の増加に伴い、基幹的社協の業務負担が年々増大してきたため、令和元年10月から個々の市町村社協が実施する方式に見直し、体制の強化及びサービスの向上を図っている。 ・令和4年度については引き続き、市町村社協方式での実施に伴う予算を措置し、判断能力に不安がある者にとって、身近な窓口としての体制を整備していく。											

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H27
-----	----------------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	2	子どもの貧困対策の推進	具体的な取組	1	教育の支援

1 事業のねらい・目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進する。

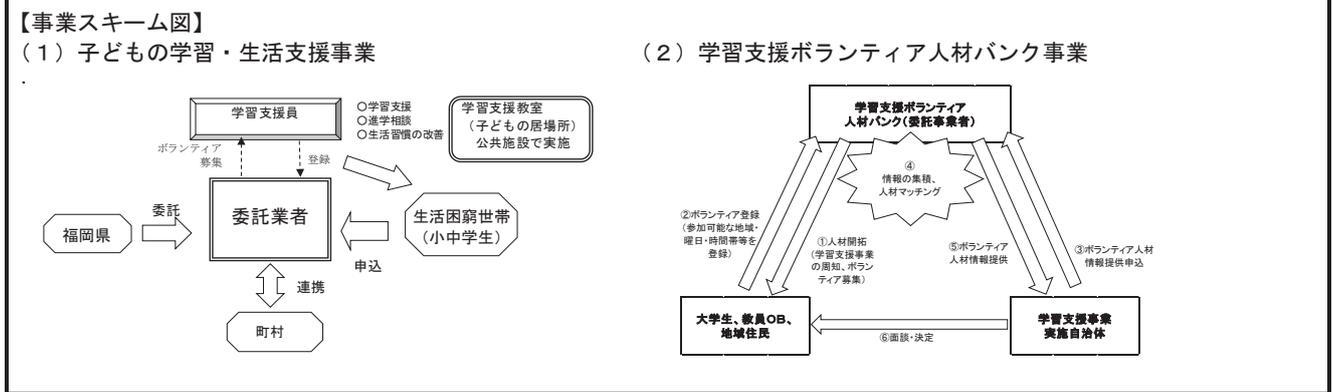
2 事業概要

(1) 子どもの学習・生活支援事業

- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども（小中学生）を対象に、大学生、教員OBなどのボランティアの協力を得て、町村の公共施設において、学習支援（週1回、2時間程度）を行うとともに、進学相談等に応じる。
- 集合型での学習支援が困難な場合に、家庭の事情によりタブレットの所持ができない世帯に対して、タブレットの貸与を行う。

(2) 学習支援ボランティア人材バンク事業

- 学習支援ボランティアを県が一括して募集し、希望者を人材バンクに登録するとともにボランティアを必要とする学習支援事業実施自治体に対し、人材バンクに登録された情報の提供やマッチングを実施する。



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
(1) 子どもの学習・生活支援事業 (成果指標) 学習支援会場を有する町村数	目標	-	28	30	31	31	31
	実績	26	27	28	28	26	
(2) 学習支援ボランティア人材バンク事業 (成果指標) ボランティア登録数	目標	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	実績	292	432	513	582	598	

※ R3実績数は令和3年7月末時点のもの。

【指標の考え方】

(1) 令和7年度までに、各町村において最低1箇所、何らかの学習支援を実施することを目標とする。

(2) 平成28年度のボランティア数を基に、学習支援事業実施町村数の伸び率を乗算した1,400人を目標と設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

(1) 未実施町に対する事業実施の働きかけを行っているが、日程や会場の確保等、町との調整に時間を要しているため、目標には達していない。

(2) 令和3年7月末時点の登録者数は、598人で目標に達していない。
登録が低調となった理由は、市においてボランティアとして活動している者のほとんどは現在活動している場のみでの活動を希望しているため。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>(1) 学習習慣の定着や基礎学力の向上といった効果のほか、放課後の居場所づくりにも寄与している。また、大学生など、子どもにとっての「お兄さん、お姉さん」という学校・家庭における人間関係以外の関係を作ることにより、子どもの自己肯定感の向上や自らのロールモデルを発見し将来に夢や希望を持つといった効果が見込まれる。</p> <p>(2) 効果的なボランティアの確保が図られ、県内の学習支援事業の安定した運営が可能となる。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>(1) 町村による会場の無償提供や町村の広報誌等を活用した利用者の募集など、町村の教育局や福祉部に協力を要請し、事業経費の節減に努めている。</p> <p>(2) 町村の教育局や福祉部にリーフレットやポスターの掲示などの協力を要請し、事業経費の削減に努めている。</p>

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	21,449	26,099	26,081	時間	1,070	1,070	1,070
(うち一般財源)	9,966	13,051	13,042	人件費(千円)	4,321	4,321	4,321

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小)</p> <p><input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)</p>
<p>【上記の理由】</p> <p>福岡県子どもの貧困対策推進計画において、生活保護世帯の子どもに係る高等学校等進学率及び高等学校等中退率の改善を数値目標として掲げており、本事業の実施は計画における目標達成に寄与する事業であることから、継続は必要である。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>(1) 未実施町(5町)に対する事業実施の働きかけを行っていく。</p> <p>(2) ボランティアを必要とする学習支援事業実施自治体に加えて、社会福祉法人等への情報提供やマッチングを検討中。</p>

事業名	生活困窮世帯の子どもの進学支援事業	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	R1
-----	-------------------	-------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	2	子どもの貧困対策の推進	具体的な 取組	1	教育の支援

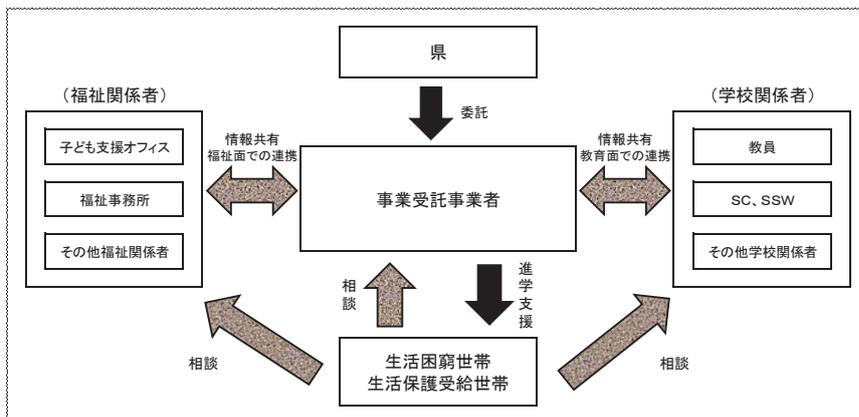
1 事業のねらい・目的

- ・ 進学に係る学習を継続的に支援することを通じ、自らの進路や将来の目標を持ってない、又は明確でない状況からの脱却を目指す。
- ・ 親の経済状況に左右されず、大学等への進学を支援することにより、「貧困の世代間連鎖」を防止する。

2 事業概要

事業名	事業内容	対象者
生活困窮世帯の子どもの進学支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援員が家庭訪問等を行い、子どもの状況に応じて目指したい進路の把握や大学・学部の情報提供、学力向上のための助言などを実施。 ・ 保護者に対しては、進学費用など進学に係る不安や悩みに対する助言を行うとともに、定期的に子どもへの支援状況を報告。 ・ 支援を行う上で、子どもの進学実現に資すると認められる場合は、教材の提供(現物支給)を行う。 ・ オンラインでの相談支援環境がない家庭の場合は、タブレット端末を貸与する。 	郡部に在住する生活困窮世帯(生活保護世帯を含む)に属する中学3年生から高校3年生の子ども及び保護者

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談受付件数(利用者数)	目標	—	260	260	260	260	
	実績		9	16	20		
高校3年生の大学等進学率	目標	—	19.9%	29.0%	38.1%	47.3%	
	実績		0%	100%	調査中		

※ R3相談受付件数の実績数は令和3年7月末時点のもの。

【指標の考え方】

- ・ 対象となりうる中学3年生及び高校生の数(潜在需要)を260名と推計し、目標とする。
- ・ 事業を利用した高校3年生の大学等進学率を、生活保護世帯の3ヶ年平均(H28~H30)である19.9%から全世帯の平均である47.3%まで段階的に引き上げることを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 令和2年度は利用者数が目標を大きく下回った。
- ・ 各町村教育委員会や県保健福祉(環境)事務所等に対して周知活動を行ったが、対象者への浸透が不十分だった。
- ・ また、本事業は家庭訪問による相談支援が中心であり、学習支援には対応していないことから、進学のための学力に不安を感じる利用者のニーズとずれている部分があった。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 本事業は、相談支援により子どもの進路に関する悩みを解消し、また保護者に対しても費用面での相談に応じることで、家庭の経済状況に左右されずに進学を支援し、貧困の世代間連鎖を防止することに寄与する。
	【事業の効率性】 ・事業の周知に関して、町村教育委員会や県保健福祉（環境）事務所等に協力を依頼し、事業費の削減に努めている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	21,407	29,994	27,552	時間	1,027	1,027	1,027
（うち一般財源）	11,056	17,978	15,536	人件費（千円）	4,148	4,148	4,148

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） </p> <p> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
【上記の理由】	<p>本事業は進学に関する相談支援を実施し、家庭の状況にかかわらず進学を実現することで貧困の世代間連鎖を防止することを目的としている。また、福岡県子どもの貧困対策推進計画において数値目標として掲げている、生活保護世帯の子どもに係る高等学校等進学率及び高等学校等中退率の改善についても、本事業の実施はこれらの達成に寄与することから、継続は必要である。</p>
【見直し内容】	<p>(1) 町村教育委員会や県内の高等学校、県保健福祉（環境）事務所等を通じて、引き続き事業の周知を行っていく。</p> <p>(2) 早期からの情報提供や学習支援による進路選択の拡大を図るため、事業対象者に中学2年生の追加を検討中。</p>

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	子ども支援オフィス運営事業	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H28
-----	---------------	-------	-----------------	------------	-----

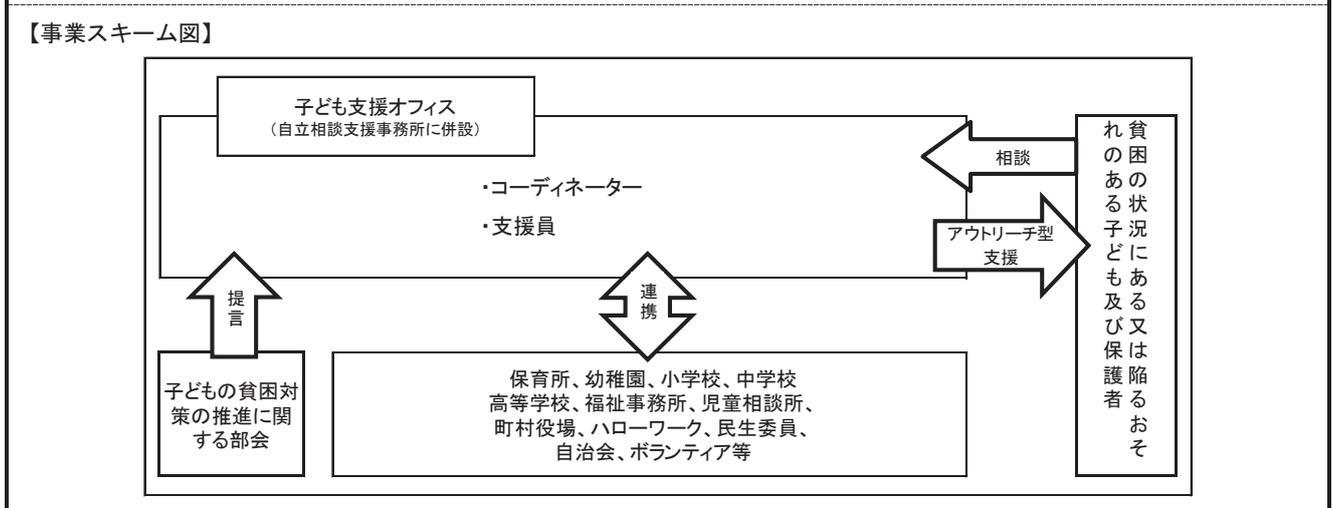
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	2	子どもの貧困対策の推進	具体的な取組	2	生活の安定のための支援

1 事業のねらい・目的

第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画(令和3年3月策定)に基づき、子どもの健全な育成と貧困の連鎖の防止を図る。

2 事業概要

- 子ども支援オフィスの運営
貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供する。
- 子どもの貧困対策の推進に関する有識者会議の運営
福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の下に「子どもの貧困対策の推進に関する部会」を設置し、有識者により子ども支援オフィスの活動に対する助言と「第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画」に盛り込まれた各施策を評価、分析の上、必要な提言を受けることにより、第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画の実効性向上を図る。
- 子どもの貧困対策推進に係る市町村体制の支援
市町村担当者等の研修実施や子ども支援オフィスによる町村での出張相談会の実施を行い、市町村単位での相談体制確立による相談者の利便性向上を図る。



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数	目標	485	490	490	490	490	490
	実績	538	676	579	1,419	調査中	

【指標の考え方】

- ・平成28年度の目標値は、生活困窮者自立相談支援事業の新規相談件数のうち、子育て世帯からの相談件数の割合から算出。
- ・平成29年度の目標値は、平成28年度見込値から田川オフィス新設(平成29年度)に伴う増加数の見込みを加えて設定。
- ・平成30年度の目標値は、平成29年度からの相談件数の伸びをほぼ横ばいと見込み設定し、以降は据え置き。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和2年度は目標達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・子どもに関する相談のみではなく、保護者からのお金や住まい、仕事に関する相談をきっかけに、親自身が認識していなかった子どもに係る課題を顕在化した上で支援を開始するなど、子ども及びその保護者が抱える様々な課題にワンストップで対応する相談機関として有効である。
	【事業の効率性】 ・自立相談支援事業と一体的に実施することにより、事務所借り上げ料や通信運搬費などランニングコストを削減し、委託費の削減につなげた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	44,941	61,682	61,685	時間	1,006	1,006	1,006
（うち一般財源）	10,050	15,553	15,556	人件費（千円）	4,063	4,063	4,063

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続) 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）
【上記の理由】 ・貧困の状況にある子育て世帯は、子どもの進学や生活習慣、保護者の就労や家計の管理など様々な問題を抱えており、これらの問題を解決するためには、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を受けられる仕組みが必要であり、事業の継続は必要である。
【見直し内容】 ・令和3年度から開始した町村役場における出張相談会を継続する。また、学校や子ども食堂との連携強化を通じてアウトリーチ型の支援体制を充実させ、支援が必要な子どもの早期発見を図っていく。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	長期入院患者 (高齢者・精神障がい者等) 社会復帰促進事業	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H17
-----	----------------------------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	4	生活困窮者等の支援	具体的な 取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

1 事業のねらい・目的

長期入院患者の退院促進の取組みに加え、退院後の支援により再入院を防ぎ、医療扶助費の縮減を図るとともに、地域生活への移行を促進する。

2 事業概要

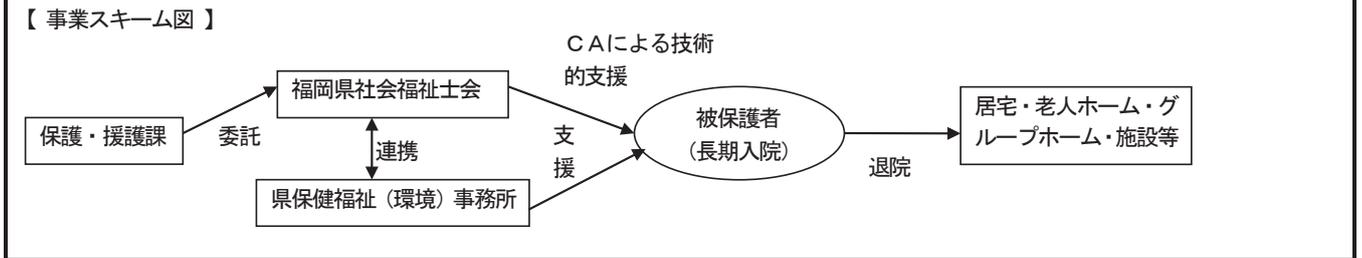
〈退院支援〉
福岡県社会福祉士会に業務委託し、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者をコーディネーター・アドバイザー（CA）として保健福祉（環境）事務所に派遣し、退院可能な長期入院患者に対し退院までの支援を行う。

〈退院後支援〉

- 退院後できるだけ再入院しないように、退院後6か月間継続して生活相談等支援を行う。
- 退院後、介護施設等へ入所した者で、さらに居宅生活への移行が可能な者に対し、引き続き本人・家族や地域との調整など地域移行のための生活準備支援を行う。

【参考】生活保護自立促進事業の概要

- 被保護者就労支援事業
- 長期入院患者（高齢者・精神障がい者等）社会復帰促進事業



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
長期入院患者退院者数	目標	70人	70人	70人	70人	70人	70人
	実績	86人	77人	80人	59人	調査中	
再入院者数	目標	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績	3人	0人	0人	0人	調査中	

【指標の考え方】

- 長期入院患者の退院者数を指標とし、平成27年度以降の目標値を平成26年度の退院者数を参考に70人とする。
- 再入院については、再入院を出さないことを目標としているため、0人とする。ただし、他疾患及び全身状況の悪化による再入院については、これに含めないこととする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 退院者数について、令和2年度は59人と目標未達成。令和2年度の支援対象者数は107人と昨年度の132人より24%減少し、さらにコロナ禍で本人面談や病状調査、退院後の施設見学の実施が困難であったことから、目標に達しなかった。
- 再入院者数について、令和2年度は0人であり目標を達成している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護費への影響効果推計額の総計（退院による医療費の減額）は、令和元年度は292,193千円、令和2年度は205,895千円であり有効である。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者が退院支援を行うことで、退院先の確保、社会資源の活用など効率的な運営が可能となる。 入院者について入院期間が3ヶ月を超えた時点で適宜リストアップし退院可能な状況であればできるだけ早い段階から退院へ向けた検討を行うことにより、退院に結びつく可能性が高い、入院期間が比較的短い患者に対して重点的に支援を行う。 支援により退院した者について、退院後のCAによるフォローアップ体制を充実させ、再入院を防ぐとともに、地域生活への移行を促進する。これにより、対象者が退院後の生活に安心感を持てるようになり、さらなる退院促進につながる。

5	事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
	歳出	28,653	29,357	29,357	時間	4,816	4,816	4,816
	(うち一般財源)	6,637	7,341	7,341	人件費(千円)	19,448	19,448	19,448

6	見直しの内容
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療扶助費の削減は生活保護行政における大きな課題であり、特に、本来は入院、治療の必要がないにもかかわらず、退院後の受け入れ先がないために入院を余儀なくされている、いわゆる社会的入院をしている被保護者については、ケースワーカーのみでは退院先の確保、被保護者の退院後の生活の確立等が非常に困難であり、専門家による積極的な働きかけ、支援が必要である。
	<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士会ではCAの定例会議を実施し、進捗管理や事例検討を行って好事例や懸案・課題について情報共有を図っている。特に、平成29年度から事業の拡充として実施している退院後のフォローアップについては、今後、目標のあり方や運用方法の見直し等を検討する。 社会福祉士会での定例会議に保護・援護課からも出席して情報を共有し、CAと保護・援護課、保健福祉(環境)事務所間の一層の連携を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	被保護者就労支援事業		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H17
-----	------------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	4	生活困窮者等の支援	具体的な取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

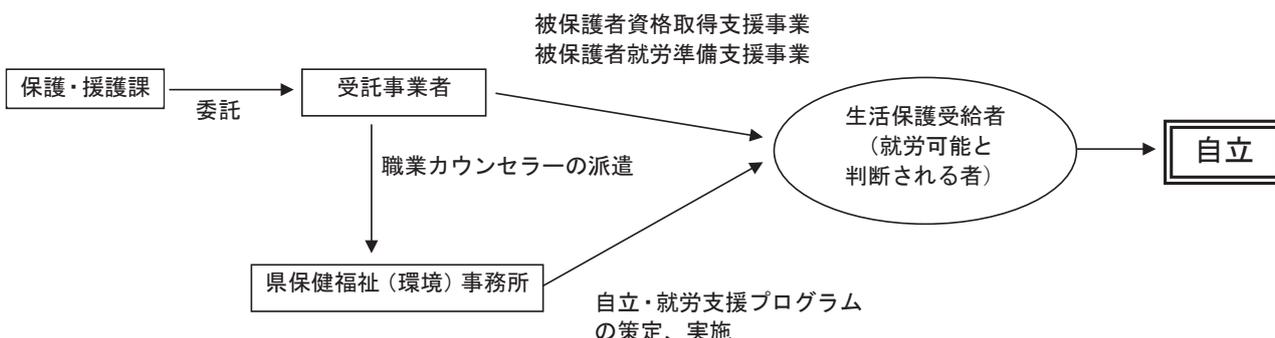
1 事業のねらい・目的

生活保護受給者からの就労に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことにより、生活保護受給者の自立促進を図る。

2 事業概要

- 職業カウンセラーの配置
民間キャリアコンサルタント等の資格を有した職業カウンセラーを福祉事務所に配置し(15人(年150日)配置)、求人情報の収集、就職方法(履歴書作成、面接)についての助言、職業安定所への同行を通じて、生活保護受給者の自立、就労支援を行う。
- 被保護者資格取得支援事業
対象者の状況に応じ、各地域の求人に応じた就職に有利となる資格取得を目的とした講座を実施する。
- 被保護者就労準備支援事業
被保護者のうち、生活のリズムが乱れている、社会との関わり不安を抱いている、就労意欲が低下している等の理由で就労の準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成からの支援を実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
事業参加率(※)	目標	60.0%	62.0%	64.0%	66.0%	68.0%	70.0%	70.0%
	実績	64.8%	63.5%	67.3%	68.0%	65.6%	調査中	

【指標の考え方】

国が策定した「経済・財政再生計画改革工程表」において掲げられた本事業に係る指標に倣い、本県も同様の指標とした。国は平成30年度までに「60%」を達成することを目標としているが、本県では早期に達成する見込みがあったことから、R3年度までに70%を達成することを目標とし、H28年度以降、毎年2%増加するよう目標を設定した。
 (※)事業参加率…保護の実施機関(福祉事務所)が就労可能と判断した生活保護受給者(現に就労している生活保護受給者も含む。)のうち、本事業に参加した者の割合

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

目標未達成

【理由】

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言により、職業カウンセラー・ケースワーカーの被保護者との面談等が減少。事業参加促進が図れず、事業参加率が伸びなかった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 就労可能と判断される生活保護受給者の職業適性の把握・就労意欲の喚起・就職スキル（履歴書作成・採用面接）の指導などキャリアコンサルタント等の専門性を活かした就労支援を実施することにより、毎年支援実施者の約3割が就職に結びついている。</p> <p>※支援実施者数（カッコ内は新規就労者数） 平成29年度818人（283人）、平成30年度813人（323人）、令和元年度682人（218人）、令和2年度672人（206人）</p>
	<p>【事業の効率性】 生活保護ケースワーカーによる就労支援に加え、キャリアコンサルタント等の資格を有した職業カウンセラーを活用することにより、専門的・効果的な就労支援が可能。</p>

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R3 12月補正	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	105,821	124,292	2,007	132,388	時間	297	297	297
（うち一般財源）	24,653	36,339	0	36,339	人件費（千円）	1,200	1,200	1,200

※ 当事業のR4予算は、前倒しでR3 12月補正予算で計上

6 見直しの内容
<p><u>継続</u>（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <u>一部改善</u> 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】 本県は、生活保護率が全国平均より高く、また世帯類型別に見ると、就労可能な世帯が多く含まれている「その他の世帯」の比率が高い状況にあるため、引き続き被保護者に対する就労支援を実施する必要がある。 一方で、就労可能と判断される生活保護受給者の中には、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な者も存在しており、就労の前段階の支援を実施して、就労につなげる取組みが必要である。</p>
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県保健福祉（環境）事務所のうち、就労支援事業参加率が他に比べ低い事務所については事業の活用を促し、当該参加率の引き上げを図る。 ・ 就労支援事業の実施にあたっては、対象者の状況を踏まえ、就労準備支援事業や資格取得支援事業を促し、事業参加率の向上に取り組む。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により失業・廃業などで生活保護受給を開始した方への就労支援体制の充実を図るため職業カウンセラーの増員を検討。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	適正受診指導事業		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	4	生活困窮者等の支援	具体的な取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

1 事業のねらい・目的

全国的に向精神薬の重複処方問題が発覚したことから、向精神薬の適正受診指導を行うことで医療扶助の適正化を図る。

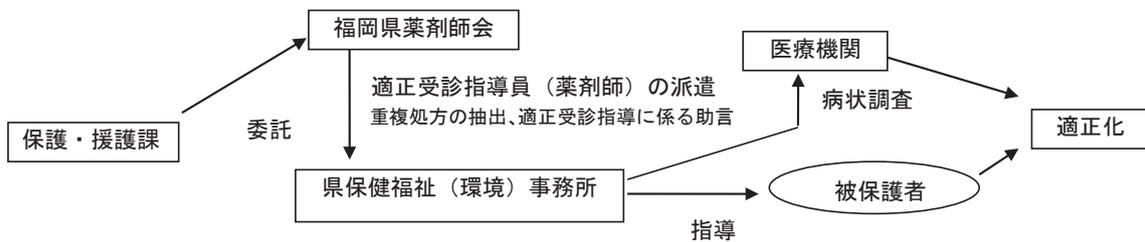
2 事業概要

向精神薬の重複処方の適正化

平成24年度から、向精神薬の重複処方の適正化を図る目的で、適正受診指導員(薬剤師)を保健福祉(環境)事務所に派遣し、専門的知見による向精神薬の重複処方の抽出とケースワーカーが適正受診指導する上での助言を実施する。

【事業スキーム図】

(1) 向精神薬の重複処方の適正化



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4
(1) 向精神薬適正受診指導 【旧指標】指導実施者数	目標	70	-	-	-	-
	実績	72	-	-	-	-
(1) 向精神薬適正受診指導 【新指標】指導による改善割合	目標	-	50%	50%	50%	50%
	実績	37.5%	40.3%	81.5%	調査中	

【指標の考え方】

- 向精神薬の重複処方については、重複処方されている生活保護受給者に対し指導を行った人数としていたが、R1年度以降は事業効果を把握するため指導による改善割合を成果指標とする。改善割合の目標については、H28年度およびH29年度の事業実績をもとに設定した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 目標値を大幅に上回るかたちで目標を達成しているものの、重複処方を繰り返しているものが今回の改善者数の約半数を占めており、再度重複処方される可能性があるため今後も注意する必要がある。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・ 向精神薬の重複処方については、適正受診指導員（薬剤師）の専門的な知見により、適正かどうかの見極めや医療機関との調整、ケースワーカーに対する助言により事業の円滑な運用に寄与した。
	【事業の効率性】 ・ 向精神薬の適正受診指導では、適正受診指導員（薬剤師）という専門職の派遣により効率化が図られた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	5,845	6,204	6,204	時間	828	801	685
（うち一般財源）	1,285	1,551	1,552	人件費（千円）	3,344	3,235	2,767

6 見直しの内容
<input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・ 長期間改善されない者や一定期間改善がみられても、再度重複を繰り返す者が多く新たに重複になる者も懸念されるため引き続き適正受診指導が必要である。
【見直し内容】 ・ 現存のモデル事業の分析を行い、今後の対応について検討する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	家計改善支援事業		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H27
-----	----------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	4	生活困窮者等の支援	具体的な取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

1 事業のねらい・目的

家計収支の均衡が取れていないなど家計に課題を抱える生活困窮者に対し、家計の視点から必要な情報の提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

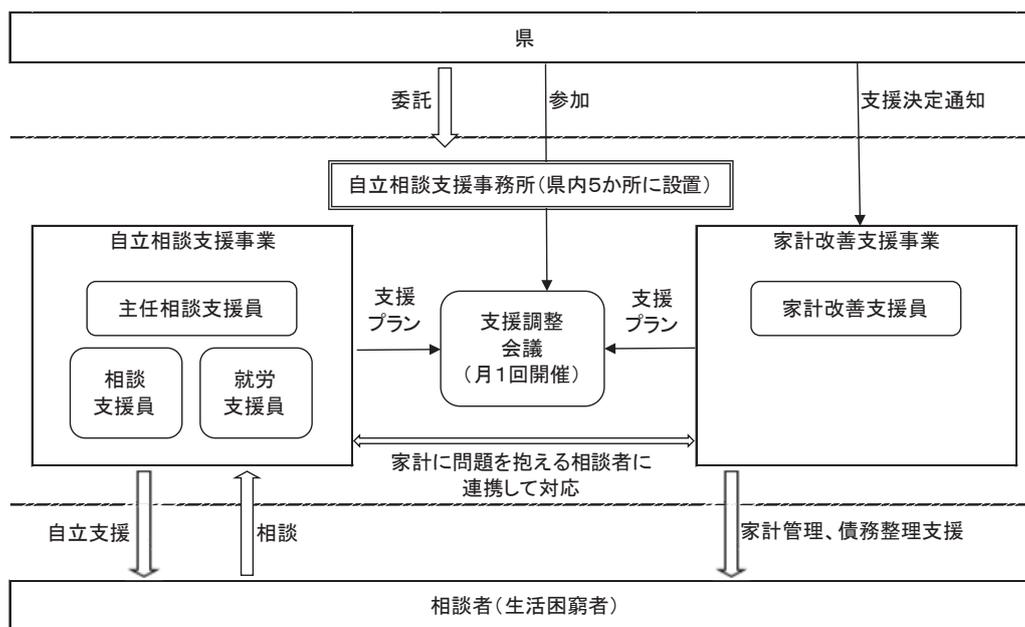
2 事業概要

生活困窮者自立支援法に基づき県内5か所に設置した福岡県自立相談支援事務所(郡部を所管)に家計改善支援員を配置し、相談者(生活困窮者)のうち家計に課題を抱えているものに対し、自立相談支援事業の相談支援員等と連携して、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う。

【主な支援内容】

- ・家計管理に関する支援(家計表の作成支援、出納管理の支援等)
- ・滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ・債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ・貸付のあっせん

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
新規相談件数	目標	550	554	554	554	554	554
	実績	539	578	540	1,646	1,347(※)	

※R3については8月末時点

【指標の考え方】

- ・新規相談件数を指標とした。
- ・平成28年度の実績が目標値を大幅に上回ったことから、平成29年度以降の目標値を上方修正した。
- ・平成28年度の実績が目標値を大幅に上回ったことから、平成28年度の実績が目標値を大幅に上回ったことから、自立相談支援事業の目標値に32.6%を乗じたものを目標値とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で生活に困窮された方の生活福祉資金の特例貸付の申込が増加したことに伴い、同資金の借入に必要な本事業の利用が増加したことで目標を大幅に上回った。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・ファイナンシャルプランナーなど専門的な知識を有した家計改善支援員が、家計に課題を抱える相談者に応じた個別の支援プランを作成し、家計管理に関する支援や税・公共料金などの滞納の解消に向けた支援、債務整理に関する支援をきめ細かく行うことにより、相談者の家計再生に寄与している。
	【事業の効率性】 ・家計改善支援事業と関連性の高い自立相談支援事業を同一の事業者へ委託し、両事業を一体的に実施することで、早期に税等の滞納の解消、効果的な貸付の実施、就職活動の円滑化を図った。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	21,798	43,861	43,862	時間	390	390	390
（うち一般財源）	7,266	12,793	14,621	人件費（千円）	1,603	1,575	1,575

※R3当初はR2年度2月補正予算の前倒し分を含む。

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化に伴い生活福祉資金を借り受けた方については、令和4年度より償還が開始されることから償還計画に沿った家計管理の支援が必要であるため。
【見直し内容】 ・令和4年度においても、令和3年度と同様に家計改善支援員を倍増（6→12名）した体制を維持し、生活に困窮された方の家計再生に向けた支援を実施する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護受給者健康管理支援事業		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	4	生活困窮者等の支援	具体的な 取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

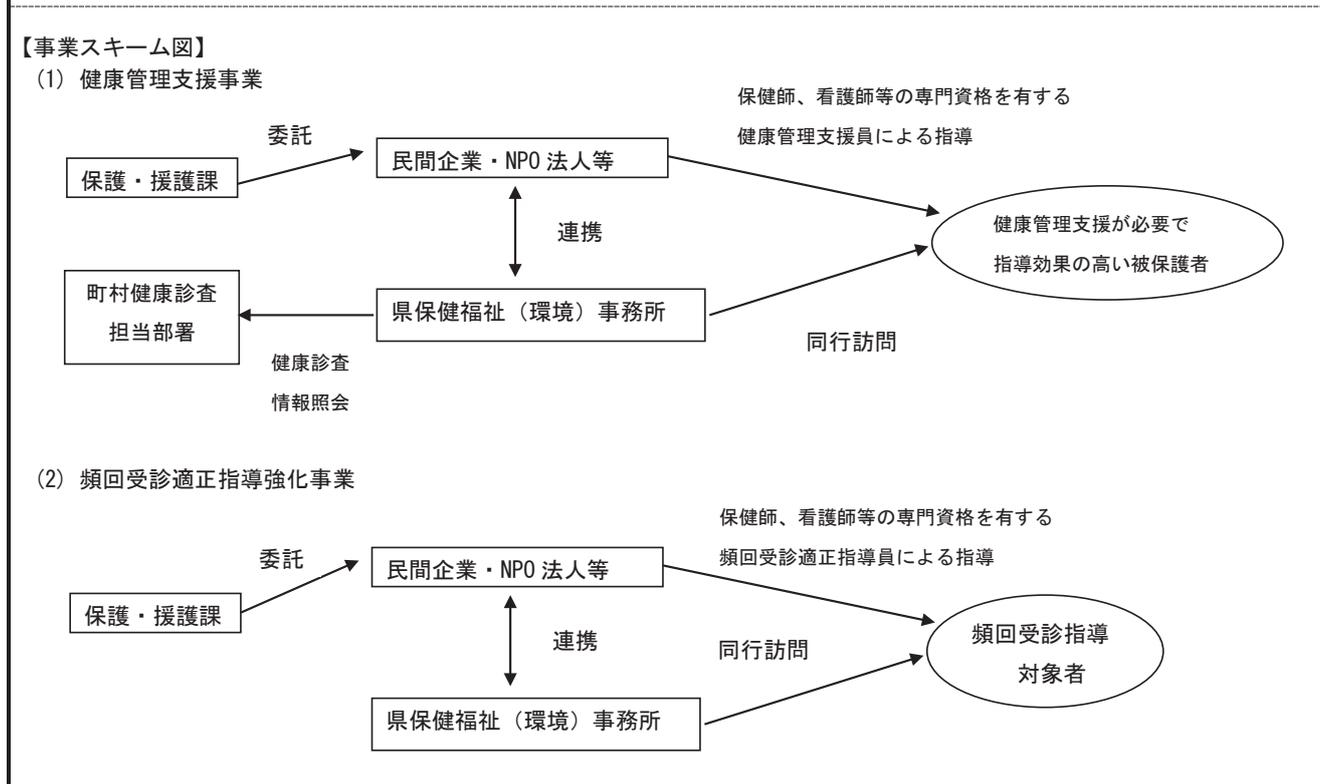
1 事業のねらい・目的

- 生活保護受給者に対する健康管理支援により、生活習慣病の重症化を予防し、生活保護受給者の自立を促進させる。
- 頻回受診者に対し、適正受診の指導を行うことにより医療扶助の適正化を図る。

2 事業概要

(1) 健康管理支援事業
保健福祉(環境)事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する者を健康管理支援員として派遣し、以下の支援・指導を行う。
 ・生活保護受給者の健診データと医療レセプトデータの分析
 ・健診未受診者に対する受診指導
 ・生活習慣病(糖尿病、脂質異常症、高血圧など)を抱えた生活保護受給者に対して、重症化予防を中心に、訪問による健康相談や、疾病に応じた日常生活(食事、栄養、運動予防など)の健康管理支援を行う。

(2) 頻回受診適正指導強化事業
保健福祉(環境)事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する者を頻回受診適正指導員として派遣し、医療レセプトデータを分析の上、頻回受診指導対象者を抽出し適正受診指導を行う。



3 事業目標等 (1) 健康管理支援事業

成果指標						
	H30	R1	R2	R3	R4	
健康管理支援者数(人)	目標	300	300	300	300	300
	実績	144	319	315	調査中	

【指標の考え方】
 ・レセプトや健診データ等により生活習慣病の改善が必要とされる者を中心に、年300人に対して支援を行う。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・生活習慣病(特に糖尿病)の罹患者に対して、早期に支援対象者の選定を行い、嘱託医や主治医への面談を支援員とケースワーカーの連携を基に実施したことで目標達成となった。

3 事業目標等		(2) 頻回受診適正指導強化事業					
成果指標			H30	R1	R2	R3	R4
頻回受診指導による改善者割合(%) (総合計画)		目標	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
		実績	81.5	69.9	72.1	調査中	
【指標の考え方】							
・ 頻回受診指導対象者の改善割合を指標とし、毎年度の改善割合を80%とすることを目標とする。							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
・ 指導対象者数はR1年度の83人から43人に大幅に減少しているものの、その中で高齢等の理由で指導内容の理解を得難く、改善困難なケースが残りつつあることにより目標未達となった。							

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の健康管理支援については、健康管理支援員（保健師、看護師等）の専門的な知見により、医学的な側面から効果的な支援ができた。 頻回受診者に対する適正受診指導については、頻回受診適正受診指導員（保健師、看護師等）の専門的な知見により、医学的な側面から効果的な指導ができた。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者に対して健康管理支援にかかる助言を行うにあたり、健康管理支援員（保健師、看護師等）という専門職の派遣により効率的な支援が図られた。 頻回受診者に対する適正受診指導は、H29年度以前までケースワーカーが行っていたが、頻回受診適正受診指導員（保健師、看護師等）という専門職の派遣により効率的かつ効果的な指導が図られた。

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	23,724	20,353	20,337	時間	1,413	1,393	1,472
(うち一般財源)	253	5,090	5,086	人件費(千円)	5,706	5,625	5,944

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から対象者の年齢や傷病尾別について分析し、個別に指導内容を検討する等の見直しを行った結果、令和2年度において改善者割合が対前年度比で約2%増加したが、コロナ禍において訪問指導ができなかったこともあり、72.1%にとどまったもの。 令和3年度においては、感染対策を徹底した上での指導、主治医への確認、電話指導の活用により、改善者割合の上昇を図る。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> 健康管理支援事業の一環として頻回受診の適正指導を行うことで、従前の通院指導にとどまらず疾病に罹患する前段階である生活習慣の改善指導もあわせて実施する。 本庁は指導員と月次ミーティングを行うことで、指導員の意見を聴取し、翌月以降ケースワーカーと指導員がより円滑に連携して指導を行えるよう調整を行う。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活困窮者に対する一時的住居の提供事業		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H30
-----	---------------------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	4	生活困窮者等の支援	具体的な取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

1 事業のねらい・目的

一時的な住居を提供し、相談者の住まいの安定を図ることで、生活困窮者の就労やその子供の就学継続を可能とする。

2 事業概要

- ・ 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して一時的な住居を提供する。
- ・ 自立相談支援事務所が安定した住まいの確保を行うとともに、生活困窮者の就労支援やその子供の就学支援を行う。

<事業対象者の要件>

①及び②を満たす者

① 申請日の属する月における世帯全体の収入額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）と生活保護の住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

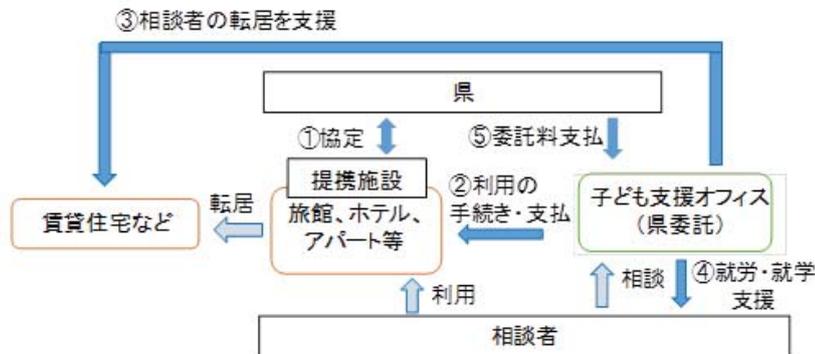
② 申請日における世帯全体の金融資産の額が、上記基準額の6倍の額以下であること（ただし100万円を超えないこと）。

※事業対象者の要件（目安）

（単位：万円）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
①月収上限額	16.8	20.5	24.2	28.3	32.3
②資産上限額	73.8	94.2	100.0	100.0	100.0

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4
利用者数（人）	目標	—	—	—	—	—
	実績	5	4	7	調査中	—
利用延べ人数（人・日）	目標	—	—	—	—	—
	実績	19	92	56	調査中	—

【指標の考え方】

利用者数及び利用延べ人数を指標とするが、住居のない又は失うおそれのある者への支援という事業の性質上、目標の設定は困難。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

目標の設定は困難であるが、住居のない又は失うおそれのある者に一時的な生活の場を提供している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 自立相談支援事務所に相談があった住居のない又は失うおそれのある者に対して、新たな住まいを見つけるまでの期間、ホテル等を都度借り上げることで一時的な生活の場を提供し、安定した生活の維持に寄与している。</p> <p>※支援実施者数 平成30年度 5人（19泊を提供） 令和元年度 4人（92泊を提供） 令和2年度 7人（56泊を提供）</p>
	<p>【事業の効率性】 自立相談支援事務所の支援員が本事業の相談者の支援を併せて行うことにより、人件費を削減 シェルターを常設するのではなく、ホテル等と提携を結び必要時だけ利用することで、ランニングコストを削減</p>

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	938	3,625	3,625	時間	240	240	240
（うち一般財源）	309	1,273	1,273	人件費（千円）	970	970	970

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <p>令和2年度4月より「生活に困窮する子育て世帯」に限定していた標記事業の対象を拡大し「生活に困窮する者」としている。新型コロナウイルス感染拡大の影響による雇用状況の悪化等により、今後居住場所を失う生活困窮者が増えるおそれがあることから、相談者の生活支援の取組みとして、本事業を活用する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事務所や子ども支援オフィスでの相談から、住居のない又は失うおそれがある者を適切に把握することで、新たな住まいを見つけるまでの期間の一時的な生活の場を提供する。 ・相談者の生活環境に応じた一時的な生活の場を提供できるよう、県内のホテル等との提携を進める。

事業名	東京圏からの移住・就業支援事業		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	R1
総合計画	4つの柱	1 世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	4 移住定住の促進		
	小項目	1 移住定住の促進	具体的な 取組	2 UIJターン就職の促進・テレワークの推進		

1 事業のねらい・目的

- 国(内閣官房・内閣府)は、東京圏の一極集中是正を目的として、東京23区から東京圏以外へのUIJターン就職を後押しする取組を創設。具体的には、地方創生推進交付金(国1/2)を活用し、各自治体が東京23区居住者又は通勤者と地元企業との「マッチングサイト」を開設。(この仕組みを利用して、東京圏以外に移住し就職した者に「移住支援金」が支給される)
- UIJターン就職を希望する東京圏等求職者と県内企業のマッチングを図り、東京圏等からの移住と県内企業の人材確保に繋げるもの。

2 事業概要

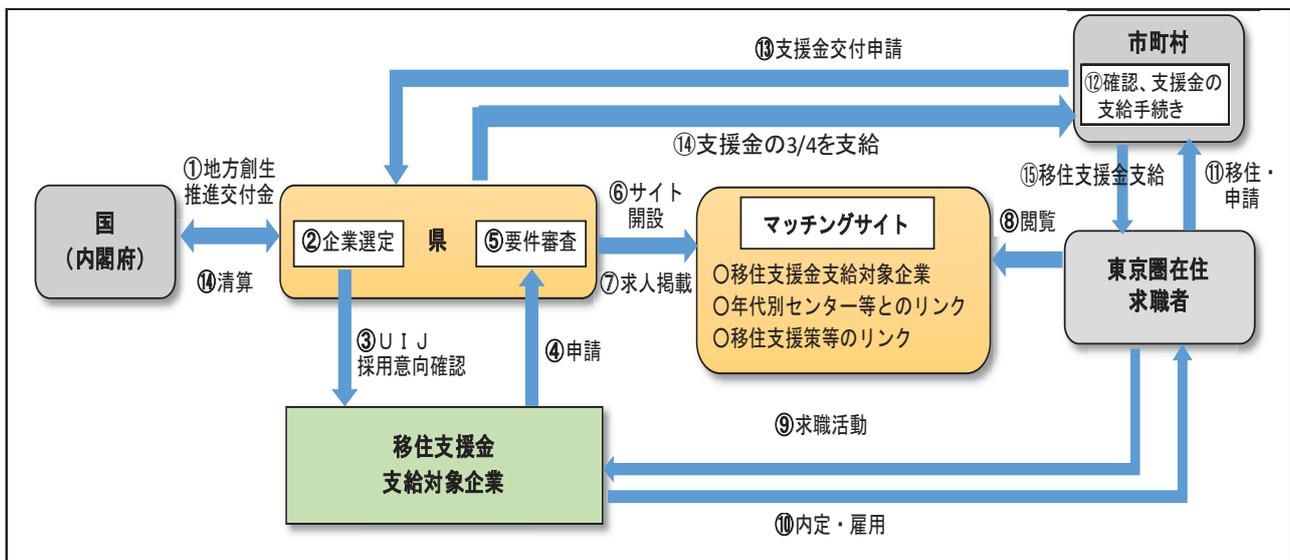
1 マッチングサイトの運営及び求人開拓

- 東京圏等からのUIJターン採用を希望する企業の情報を、一元的に管理し発信する「マッチングサイト」を運営。(国1/2、県1/2)
- 「移住支援金」の支給対象企業に働きかけ求人開拓を行う。
- 国主導で行う全国統一での求人情報オープンデータ化に対応し、開拓した求人企業に、求人の出し方の指導・チェックを行う。
- 求人企業の効果的な情報発信を支援するため、待遇や従業員数などの基本情報に加え、企業の魅力や求める人材像を分かりやすく伝えるための求人広告の作成を支援。
- サイト運営に当たっては、「年代別・対象別就職支援センター」や「よかこ移住相談センター」等の既存サイトとのリンクを図り、効果的に情報を発信。

【マッチングサイトに掲載する対象企業の主な要件】

- 官公庁、並びに独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資等している法人でないこと
- 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業ではないこと
- みなし大企業でないこと
- 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人ではないこと
- 県の戦略産業である成長産業分野(自動車・航空機関連産業、バイオ・メディカル・有機EL関連産業、ロボット関連産業、IoT・ソフトウェア関連産業、水素・燃料・再生可能エネルギー関連産業、食品製造関連産業)に属するもののほか、市町村等が地域経済に寄与するものとして推薦する企業についても対象とする。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3 (12月末時点)	R4	R5	R6
		マッチングサイトに新たに掲載された求人数	目標 実績	180 307	320 303	320 177	320

【指標の考え方】

・「マッチングサイトに新たに掲載された求人数」について、本事業の対象となる法人は成長産業分野（自動車・航空機関連産業、バイオ・メディカル・有機EL関連産業、ロボット関連産業、IoT・ソフトウェア関連産業、水素・燃料・再生可能エネルギー関連産業、食品製造関連産業）や市町村等が地域経済に寄与するものとして推薦する企業としている。県が設置する成長産業分野に関連する協議会等の構成員企業は約3,000社である。また、（独）労働政策研究・研修機構が実施した「企業の多様な採用に関する調査（2018年3月）」において、中途採用の意向のある企業は59.4%である。よって3,000社の59.4%（1,782社）の概算として事業全体の目標を1,780件（1社につき1件の求人）と設定した。なお、初年度である2019年度については予算措置の時期等も踏まえ、180件とし、残りの各年度を320件（1,600件/5年）とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・新型コロナウイルス感染症の影響により県全体の新規求人数が減少する中、R2年度実績は目標をやや下回ったものの、おおむね達成することができた。東京圏等求職者のUIJターン就職促進のため引き続き求人開拓を行っていく。

4

有効性・効率性

【事業の有効性】

・よかところ移住相談センターの令和2年度の相談件数はコロナ禍前の令和元年度から比較して1.6倍と増加しており、本県への移住の関心が高まっている。また、「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和3年6月内閣府調査）では、移住に関心のある方が、最も多く課題として回答しているのは「仕事・収入」（49.2%）であり、「マッチングサイト」は東京圏等から本県にUIJターンを希望する者のニーズに対応するものになっている。

【事業の効率性】

・マッチングサイトに掲載した企業の求人情報を大手求人サイト「スタンプ」と連携し同サイトにも掲載することで、効率的に求人情報の発信を行っている。
 ・移住希望者に対して「よかところ移住相談センター」での相談時にあわせて本サイトの周知を行う等、移住支援施策と連携し効率的な事業運営を図っている。
 ・マッチングサイトにおいて掲載企業の魅力が伝わるよう子育て応援宣言企業等、県の各種施策の登録マーク等が表示されるよう改修し、企業のPR効果を高めた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	16,837	13,312	11,976	時間	1,967	1,967	1,967
（うち一般財源）	8,419	6,656	5,988	人件費（千円）	7,943	7,943	7,943

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

・本県への移住の関心が高まる中、マッチングサイトを利用したUIJターン就職の更なる促進のため、移住希望者への効果的な周知や企業の魅力発信強化が必要である。

【見直し内容】

・移住希望者が参加しやすいウェブ合同会社説明会等のオンライン就職イベントについて、マッチングサイトの求人企業に対する参加の呼びかけや、よかところ移住相談センターによる東京圏等求職者に対する移住支援金の制度等の説明により、マッチングサイトの利用促進を図る。
 ・求人企業の採用力向上のために実施しているセミナーについて、令和3年度からコロナ禍を踏まえオンライン形式で実施しており、次年度も引き続きオンライン形式で実施することにより事業の効率化を図る。
 ・求人開拓員による連携市町村への訪問を行い、地域のニーズに合った求人開拓を行っているところであり、今後も市長村と連携した求人開拓を行っていく。
 ・マッチングサイト自体の改修を行い、掲載求人広告に代表者や人事担当者によるPR欄を設定すること等により企業の魅力発信の強化を図る。

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	若者就職支援センター事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H16
-----	--------------	-------	-------------------	------------	-----

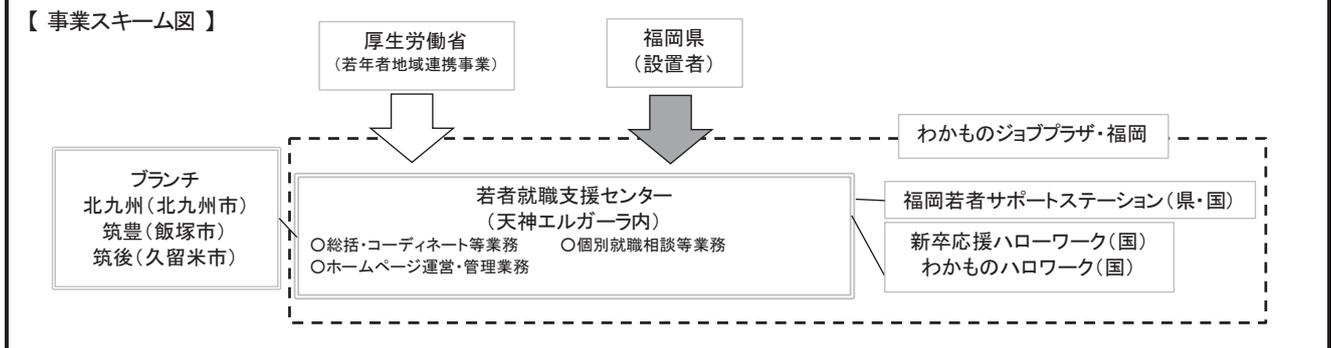
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者（若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人）の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な 取組	1	若者の県内就職促進

1 事業のねらい・目的

- 個別就職相談や就職支援セミナー等を通じて、若者の早期就職の支援を行う。
- 人材不足分野の企業との接点を数多く設定することにより、求職者と企業の出会いの機会を数多く設け、就職の促進を図る。

2 事業概要

- 1 きめ細かな相談支援**
- 個別就職相談
相談窓口を県内4か所に設置（福岡、北九州、筑後、筑豊）し、専門の就職相談員によるウェブも活用した個別就職相談を実施
 - 訪問型大学生等就活支援事業
大学生等を対象に、就職活動における個人面接や集団面接などを想定した個別指導や複数名でのグループ指導等を実施
 - 就職ガイダンス
大学3年生等向けに、就職活動に関する基礎知識の習得に向けた就職ガイダンスを実施
 - 就職後の若者のフォローアップ
若者の職場への定着を図るため、就職後における仕事やキャリア形成等の個別相談、県内企業における職場定着研修を実施
- 2 就職支援のためのセミナーの開催**
- 就職支援セミナー
社会人スキルを習得させるため、自己分析・面接対策、グループワーク、OA研修等を実施
- 3 企業と求職者等の出会いの場の提供**
- 合同会社説明会・面談会
求職者と県内企業のマッチングを促進するため、合同会社説明会・面談会等を実施
 - 地元企業紹介事業
地元企業への理解を深めるとともに、企業規模や知名度にとらわれない職業選択を促進するため、学生（高校、大学等）を対象とした地元企業の経営者による授業や企業見学会・座談会を実施
 - 学校と地元企業の交流会
学校と企業の出会いの場として、高校教員と地元企業の交流会及び大学等と地元企業の就職情報交換会を実施
 - 社会人インターンシップ
就職氷河期世代の不本意非正規雇用労働者等で正規雇用による就職を希望している者と人材不足に悩む県内企業のマッチングを促進するため、インターンシップを実施
- 4 UIJターン就職の促進**
- 県外大学生のUIJターン就職支援
東京圏等のUIJターン就職支援協定締結大学等と連携し、大学等が主催するUIJターン相談会へのアドバイザー派遣、業界研究会及び座談会を実施
- 5 人材不足分野への転職支援等マッチング支援の強化**
- 新型コロナウイルス感染症の影響で働く場を失った方々等の早期再就職及び人材不足分野（建設、福祉・介護、農業、運輸、警備、販売等）の企業の人材確保を支援するため、次の事業を実施
- 求人開拓
求人開拓専門員を配置し、人材不足分野の企業への採用コンサルティングや新たな求人の掘り起こしを実施
 - 就職促進セミナー
人材不足分野で働くことの魅力を理解し、応募意欲を高めてもらうための求職者向けセミナーを開催
 - ミニ面接会
企業と求職者のお会いの場を提供するため、県内各地域で企業3社程度が参加するミニ面接会を月4回実施



3 事業目標等									
【若者就職支援センター】									単位：人
成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3(12月末)	最終目標値
新規登録者数	目標	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	9,500	9,500	—
	実績	8,747	9,845	9,203	6,720	5,954	4,034	3,896	—
就職者数	目標	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	7,400	7,400	37,000
	実績	6,015	6,293	7,390	5,471	4,499	3,598	1,911	23,668
※ H27-R1は「若者しごとサポートセンター」の実績、R2、R3及び総合計画目標値は「若者就職支援センター」の数値（「若者しごとサポートセンター」と「30代チャレンジ応援センター」の合計値）									
【30代チャレンジ応援センター】									単位：人
成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
新規登録者数	目標	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	—	—	
	実績	1,126	921	853	1,000	834	—	—	
就職者数	目標	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	—	—	
	実績	913	780	620	560	577	—	—	
※ H27-R1は「30代チャレンジ応援センター」の実績、R2は「若者就職支援センター」の実績に計上									
○次期総合計画目標【R4～R8】若者就職支援センターの就職決定率：80%以上、就職者の正規雇用率：90%以上									
【指標の考え方】									
・ 事業目的は、各種支援による若者の就職に係る能力の向上、県内企業との出会いの場の提供による就職の促進であることから、センターの「新規登録者数」とセンターの登録者のうち「就職した者の数」を指標とする。									
【目標達成状況、未達成のときはその理由】									
<ul style="list-style-type: none"> 新規登録者数は目標値9,500人に対し4,034人、就職者数は目標値7,400人に対し3,598人となっている。 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部イベントが例年通り実施できなかったことから、センターの新規登録者が減少した。 新規登録者が減少した一方で、センターの相談体制の強化やコロナ禍を踏まえたイベントの実施により、令和2年度の就職決定率は前年度以上の水準を達成した。（R1：74.8%、R2：89.2%） 									

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かな相談支援やセミナーの開催、企業と求職者の出会いの場の提供等の支援を組み合わせることで、令和2年度は、目標には届かなかったものの、3,598人の就職につながっている。また、就職率についても89.2%と高水準になっている。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> 県担当者と委託事業者との間で定期的に会議を開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等の意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	172,915	252,847	246,418	時間	3,921	3,921	3,921
(うち一般財源)	127,600	204,841	215,566	人件費(千円)	15,833	15,833	15,833

6 見直しの内容	
<p>継続 (拡充) 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> 本県の令和3年11月の有効求人倍率は1.08倍であり、県内で新型コロナウイルス感染症が発生する前の令和2年1月時点の1.47倍と比べると0.39ポイント低下している。センターでは、コロナ禍を踏まえた求職者の就職支援、企業の人材確保支援を行っており、その担う役割の重要性が増している。 ウェブを活用した就職支援や採用活動等が急速に進んでおり、こうした時代の変化を的確にとらえ、若者の県内就職を促進していく必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ウェブを活用することによるセミナー等の効率化を図る (▲15,869千円) ウェブの力を活用し、求職者と地元企業との出会いの場の提供等、県内企業と若者の接点づくりを行っていく。 	

事業名	若者自立支援事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H18
-----	----------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な取組	1	若者の県内就職促進

1 事業のねらい・目的

「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、15～49歳の学校を卒業・中退後あるいは仕事を辞めた後、一定期間無業の状態にある若年無業者等の若者の職業的自立を支援する施設である「若者サポートステーション」において、利用者の状態に応じた支援プログラムを実施し、就職や進学等、早期の進路決定を図る。

2 事業概要

1 個別相談

① **キャリア相談(国事業)**
キャリアコンサルタント等による個別相談

- 【内容】
- ・ 個人の状況の把握(現状、職歴の把握)
 - ・ 自立できない要因の整理
 - ・ 目標の設定と課題の克服

② **心理相談**
臨床心理士等の心理専門職による個別相談、グループカウンセリング

【内容】

- ・ 知的障がい・発達障がいなどの疑いがある人等を対象に障がい特性の見立て
- ・ 心の問題を抱えた利用者の問題改善に向けた継続的支援

4 交流スペースでの支援 ※福岡、北九州のみ

- 定期的(週3日程度)に交流スペースでの支援を実施し、各支援事業の補完的機能を持たせ、利用者の活動停滞を防止
- 《交流スペースでの支援メニュー》
- 予約不要の簡単な個別相談
急いで相談したいが予約がとれない場合等に短時間の相談対応を実施
 - 利用者同士の「雑談」練習
同じ悩みを持つ人と率直に話すことで、前向きな活動に繋げる
 - 社会人マナー研修
「挨拶の仕方」「身だしなみ」や「時間管理」等の社会人マナーを就労体験前に事前に学ぶ
 - 個別就職活動支援
パソコンを使って会社情報の収集、履歴書、自己PR書作成を行う場を提供し、個別指導を行う
 - 軽作業
サポステ事務局や受託団体本体の広報物発送業務や、サポステ広報資料作成業務等をグループで行い、集団での作業を学ぶ

2 研修事業

① **グループワーク**
対人関係の不安解消、生活習慣の改善等を目的とした訓練

【内容】

- ・ ゲーム、レクリエーション等を通じたコミュニケーション訓練 等

② **基礎能力習得講座**
就労に向けたより具体的な訓練

【内容】

- ・ 発声練習、グループディスカッション
- ・ ビジネスマナー
- ・ 履歴書の書き方、面接訓練 等

5 定着・ステップアップ事業(国事業)

支援により就職した利用者に対し、職場定着のためのフォローや、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援

【内容】

- ・ 定着・ステップアップ相談、セミナー

③ **家族セミナー(サポステPR+講演+保護者交流会)**
若年無業者等の問題で悩みを抱える保護者等に対する支援

【内容】

- ・ 若年無業者・ひきこもり等に関する専門家による講演
- ・ サポステ事業のPR
- ・ 家族同士の交流会

6 地域の若者支援機関とのネットワーク維持・構築

県内4サポステと地域の関係機関(ひきこもり支援機関、発達障がい支援機関、ハローワーク等)との連携強化、ノウハウ共有のため、情報交換会等を実施

【内容】

- ・ 地域の関係機関との情報交換会の開催(県内4地域×年2回)
- ・ 県内関係機関連携会議、県内サポステ合同会議の開催(年各1回)

3 就労体験

① **職場体験・就労支援事業(国事業)**
働く自信を付与するため、企業等において長期の就労体験を実施

② **就労体験(県事業)**
働く自信を付与するため、企業等において短期の就労体験を実施
1日～2日単位の体験から2週間までの期間で実施。

【内容】

- ・ 利用者に合わせて就労体験受入企業の開拓
- ・ 体験先企業と利用者間のコーディネート、事前、事後の研修

7 広報の強化

サポステ認知度向上のため、就職情報誌やSNSによる広報を行うことにより、新規登録者の増加を図る。

③ **ボランティア体験**
企業での就労体験に自信を持ってない利用者について、ボランティアへの参加を促し、自信を付与

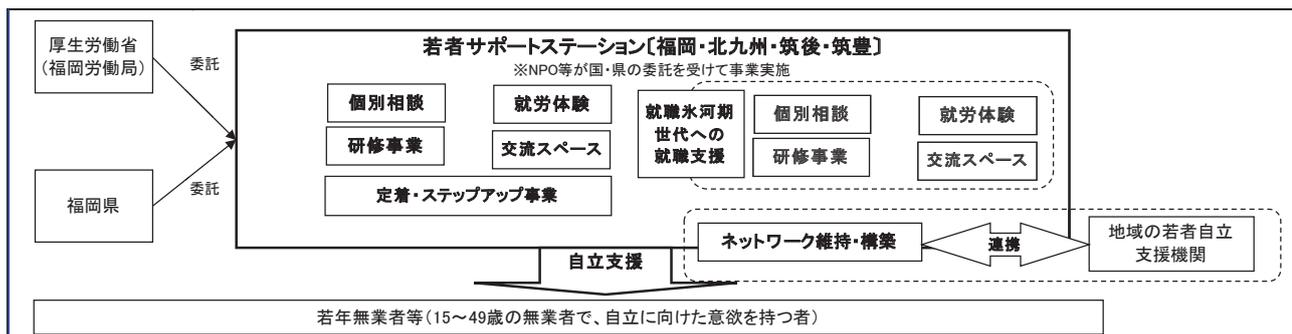
8 就職氷河期世代への就職支援

就職氷河期世代への支援のため、地域若者サポートステーション事業の対象年齢が、39歳から、49歳まで拡大することに伴い、これまで県事業にて実施してきた下記の取組についても40～49歳を対象とし、4地域において実施する。

【対象事業】

- ① 個別相談(心理相談)
- ② 研修事業(グループワーク、基礎能力習得講座、家族セミナー)
- ③ 就労体験(就労体験、ボランティア体験)
- ④ 交流スペースでの支援

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
就職者数 (進路決定者数含む)	目標	200	450	450	450	450	450	450	450	450
	実績	432	563	569	566	370	300	349	344	298

※R3は12月末時点

【指標の考え方】

- ・本事業は、若年無業者等の若者の職業的自立を目的としているため、本事業の支援を受けた結果、就職、職業訓練、進学等、若年無業者状態から脱した実人数である進路決定者数を成果目標とする。
- ・県内4か所にサポステを設置した平成25年度の実績を踏まえて目標値を設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・進路決定者数の目標値450人に対し、実績値344人となった。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度前半において対面での相談やセミナーを一部実施できなかったこと等から、進路決定者数について、想定より減少したものの。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・進路決定者数は、平成18年8月以降累計で4,603名、新規登録者数は7,508名にのぼる。(R3.12末現在)
- ・県内4か所(福岡・北九州・筑後・筑豊)に設置したサポステにおいて地域に密着した個別相談や就労体験等の支援を行った結果、令和2年度の進路決定者数は344名、進路決定率も6割を超えており、若者の職業的自立の支援の一助となっている。

【事業の効率性】

- ・県担当者、各サポステスタッフ、委託事業者が出席する会議を定期的に行い、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等について協議し、事業効率化を図っている。

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	37,927	42,095	47,172	時間	5,281	5,281	5,281
(うち一般財源)	34,681	38,120	40,659	人件費(千円)	21,325	21,325	21,325

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・本県の若年無業者が15~34歳人口に占める割合は3.2% (33,400人)と全国平均2.3%に比べて0.9ポイント高くなっている。(平成29年総務省統計局「就業構造基本調査」より ※調査頻度：5年に一度)。
- ・一般的に、若年無業者期間が長期化し年齢が高くなるほど就職に不利となり、生活困窮に陥る可能性も高まると考えられる。若年無業者等の若者の早期自立を後押しするため、国が措置する基盤的な事業と一体的に、地域の実情に合わせて県事業を実施し、効率的、効果的な支援を行う必要がある。

【見直し内容】

- ・包括提携協定を締結している企業のうち若者健全育成について提携している企業に対して、就労体験の受け入れを依頼する。
- ・デジタル技術活用型の若者自立就労支援に係る調査・研究を実施する。

事業名	中高年就職支援センター事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H21
-----	---------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な取組	3	中高年の就職支援

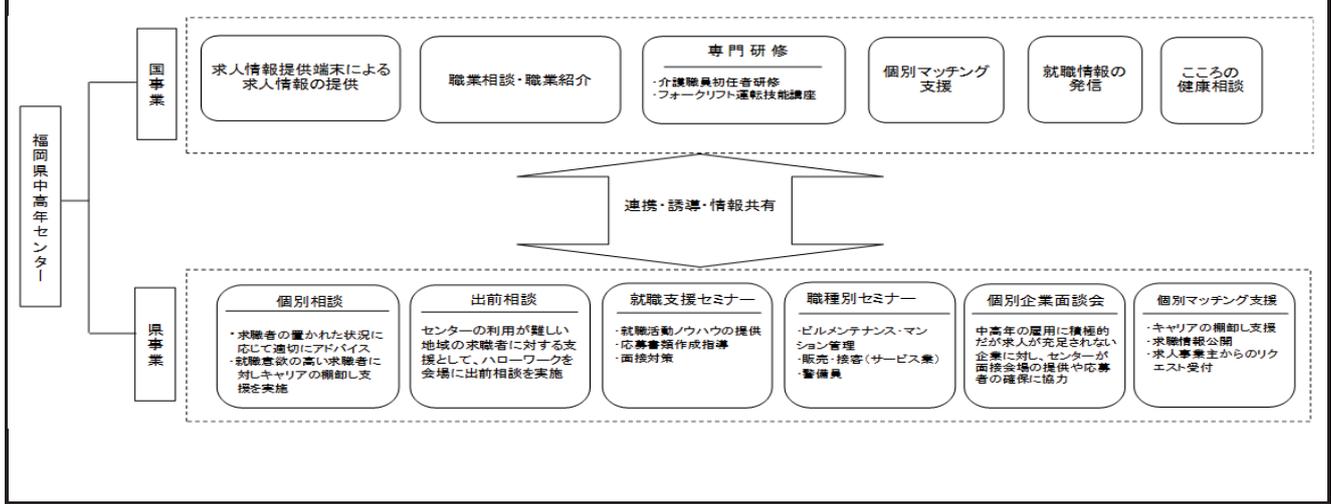
1 事業のねらい・目的

県と国が共同で「福岡県中高年就職支援センター」を設置。県は専門のアドバイザーによる個別相談コーナーを、国は職業相談、職業紹介機能を有するコーナーを設置するとともに、その他就職に役立つ各種支援を一体的に実施することにより、中高年求職者の早期再就職を支援する。

2 事業概要

- (1) 個別就職相談
中高年センターに専門のアドバイザーを配置し、きめ細かな個別就職相談を実施する。また、県内各地域の求職者に対しては、ハローワークや市町村に出向いての出前相談(県内のハローワークや市役所等(17箇所)の他、市町村のニーズを踏まえた開催場所)を実施する。
- (2) セミナーの開催
 - ① 就職支援(基本)セミナー
「就職活動のポイント」「応募書類作成の方法」「面接対策(ロールプレイング)」等、座学と演習を組み合わせた2日間の就職支援セミナーを実施する。
 - ② 職種別セミナー
仕事内容に関する基礎知識を付与し、職種転換の判断材料とするとともに、仕事について理解不足のまま応募を繰り返すことによる求職活動期間の長期化を防止する。(ビルメンテナンス(マンション管理)、販売・接客(サービス業)、警備員の3コース)
- (3) ハローワークと連携した個別マッチング支援
就職意欲及び緊要度が高い求職者に対して、アドバイザーが対象者の希望条件、経験及びスキル等の情報を整理し、本人の同意を得てセンターHPへ当該情報を公開。なお、求人事業所からリクエストがあった場合は、ハローワークと連携して、求人者と対象者の面接場の設定等により、マッチングを実施する。
- (4) 個別企業面接会の実施
中高年求職者の雇用が見込まれる1社単独の面接会をセンター内で実施する。
- (5) 事業主向け個別相談の実施
人材確保に苦慮している事業主を対象に、中高年者の雇用状況、活用メリットの提供等中高年者の人材活用に関する個別相談を予約制で実施する。
- (6) 人材不足分野への転職支援等マッチング支援の強化
新型コロナウイルス感染症の影響で働く場を失った方々等の早期再就職及び人材不足分野(建設、福祉・介護、農業、運輸、警備、販売等)の企業の人材確保を支援するため、次の事業を実施。
 - ① 求人開拓
求人開拓専門員を配置し、人材不足分野の企業への採用コンサルティングや新たな求人の掘り起こしを実施する。
 - ② 就職促進セミナー
人材不足分野で働くことの魅力を理解し、応募意欲を高めてもらうための求職者向けセミナーを開催する。
 - ③ ミニ面接会
企業と求職者の出会いの場を提供するため、県内各地域で企業3社程度が参加するミニ面接会を月4回実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等		R3は12月末現在						
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	最終目標値
中高年センター利用者の就職者数	目標	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	14,000 (H29~R3)
	実績	3,014	3,131	3,138	3,100	2,194	1,849	13,412
出前相談利用者の就職者数 (内数)	目標	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
	実績	1,109	1,166	1,209	1,214	855	763	

○次期総合計画目標【R4~R8】中高年就職支援センターの就職決定率：63%以上

【指標の考え方】

- 目標値はH27年度の実績（就職者数3,070人、うち出前相談利用者の就職者数1,107人）を踏まえて設定したもの。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が縮小し、企業の採用活動が停滞したため、就職環境が悪化したことにより、R2年度のセンター利用者の就職者数は2,194人（目標2,800人）、出前相談利用者の就職者数は855人（目標1,100人）と目標を達成できなかったが、求人開拓専門員の配置や人材不足分野への就職支援等の実施により、中高年求職者の就職の実現に繋がった。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 中高年センターは県・ハローワークが一体的支援を実施する施設であり、県の個別就職相談により就職可能性を高めた上で、ハローワークのあっ旋サービスにつなげるという連携体制を構築している。それぞれの窓口で求職者の状況に応じて適切な窓口へ誘導が行われており、併せて各窓口で共通の認識の下、求職者にとって有効な支援内容（就職支援セミナー、専門講座、個別企業面接会等）の提案、案内が行われており、就職者数の実績向上につながっている。 出前相談についてもハローワークの協力を得て庁舎内でのチラシの配架や職業相談窓口からの誘導により利用者数を確保するとともに、ワンストップによりハローワークのあっ旋サービスにつなげることで就職者数の実績向上につながっている。また、各地域で実施している就職支援セミナーについても、出前相談とセットで受講することで就職可能性の向上が見られる。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 県担当者と委託事業者との間で定期的に会議を開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等の意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。

5 事業費 (千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	54,654	120,486	76,226	時間	1,600	1,600	1,600
(うち一般財源)	33,804	104,046	52,413	人件費 (千円)	6,461	6,461	6,461

6 見直しの内容
<p>継続 (拡充 <u>改善</u> (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> 本県の令和3年11月の有効求人倍率は1.08倍であり、県内で新型コロナウイルス感染症が発生する前の令和2年1月時点の1.47倍と比べると0.39ポイント低下している。センターでは、コロナ禍を踏まえた求職者の就職支援、企業の人材確保支援を行っており、その担う役割の重要性が増している中、中高年求職者のニーズにマッチした支援を充実させていく必要がある。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> 求職者向けセミナーについて、国（ハローワーク）と重複する内容について見直し（▲1,288千円） 中高年求職者は継続した相談支援（キャリアコンサルティング等）が必要であることから、身近な地域で繰り返し相談できるよう、市町村ニーズを踏まえながら、出前相談の拡大を検討。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	企業における働き方改善推進事業 (働き方改革推進事業)		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H29
-----	--------------------------------	--	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	3	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	具体的な取組	1	魅力ある職場づくりの促進

1 事業のねらい・目的

働き方改革は、若者・女性・高齢者などの多様な人材が、それぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりを目指す取組みであり、人材不足による倒産が懸念される地方の中小企業にとって、人材の確保・定着や業務効率化等にも資するものである。

県では、これまで県全体での気運醸成や先駆的事例の創出等の取組みを推進してきたが、今後は気運醸成から具体的な取組みの実践に導き、企業の自主的・自立的な取組みで進められていくものへと移行させていく必要がある。

県内各企業の働き方改革の取組みを進めるため、魅力ある職場づくりに向けた実践的な研修を県内4地域で開催し、参加企業に対し、取組みの支援を行うとともに、実践企業へのフォローや県サイトを使用した情報発信を図る。

2 事業概要

<企業の取組みを促進>

(1) 働き方改革地域実践事業 (R2~)

働き方改革に取り組もうとする企業を支援するため、魅力ある職場づくりに向けて、企業内での「働き方改革」の取組みの議論・検証を行うワークショップを県内4地域で開催するほか、アドバイザーの個別伴走支援により、企業内での取組みを実践までつなげる。

(2) 働き方改革実行企業 (よかばい・かえるばい企業) サポート事業 (R2~)

働き方改革の取組みを宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」の新規登録拡大を図るとともに、取組みに隘路がある企業については、適切な支援機関やメニューを紹介するなどのフォローアップを実施する。

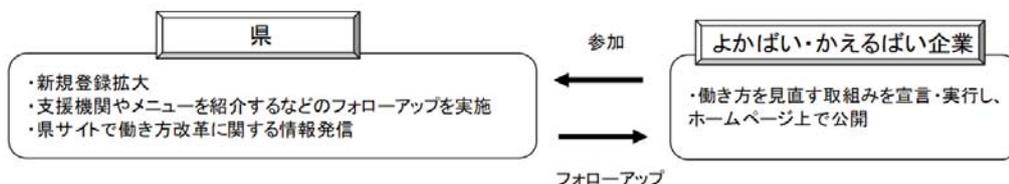
【事業スキーム図】

○働き方改革地域実践事業スキーム



※取組期間は3ヶ月と6ヶ月のコースで実施

○働き方改革実行企業 (よかばい・かえるばい企業) サポート事業スキーム



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
「働き方改革」の取組みを実施した企業数	目標	300社	300社	300社	300社	300社	300社
	実績	157社	169社	362社	172社	131社	

※R3. 12月時点

【指標の考え方】

・「子育て応援宣言企業」登録制度において、開始(平成15年9月)からおおよそ4年経過(平成20年3月)した登録企業数が1,424社であったことから年間当たりの企業数を算出

1,424社 ÷ 4年7か月 = 300社

・実績については、令和元年度まで、よかばい・かえるばい企業登録数の他、アドバイザー派遣企業や雇用管理改善企業知事表彰等の企業数を含めて計上。令和2年度からは共通指標であるよかばい・かえるばい企業新規登録社数で検証することとする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により景気が悪化したことから経営に意識が向いた企業が多く、よかばい・かえるばい企業の新規登録社数はやや停滞し、目標には達しなかった。
- ・一方で、コロナ禍の中でオンライン化や柔軟な働き方の導入などへの対応が求められるなど、働き方改革の取組への支援ニーズはあることから、引き続き目標達成に向けて取組を進めていく。

4
有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・少子高齢化に伴い、今後、労働力人口はますます減少していく。若者を中心にワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を求める傾向にあり、企業が必要な人材を確保するためには、柔軟な働き方を可能とするなど、働く人にとって魅力ある職場環境整備が必要である。また、働き方改革は企業の生産性向上や、人材の確保にも資するものであり、企業活動を維持していくためにも必要不可欠である。
- ・県では、働き方改革に対する気運醸成のため平成29年、30年と働き方改革推進大会を開催。併せて令和元年度までは個々のニーズに対応するため、アドバイザーを企業に派遣し、計339社の企業を支援してきた。これまでの取組で蓄積された事例等を活用しながら、当事業により、県内4地域ごとにきめ細かな配慮を行い、企業における働き方改革の実践につなげることができている。

【事業の効率性】

- ・限られた予算の中で、最大の効果が表れるよう、令和2年度から令和3年度にかけて事業の見直しを行った。
- ・知見の横展開を図るため、県内4地域で「魅力ある職場づくり」に向けた実践的な研修を実施。最終報告会には一般からの参加を募り公開して行い、企業の取組みを共有することで、身近な企業の事例について効率的に横展開を図ることが可能となる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	13,216	14,033	19,527	時間	1,676	1,676	1,676
（うち一般財源）	6,670	7,017	9,764	人件費（千円）	6,768	6,768	6,768

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・働き方改革に取り組む意欲のある県内企業を「具体的な取組みの実践」に導き、自主的・自立的な取組みで進められていくものへと移行させていく必要がある。また、そうした事例を見える化し、地域での横展開を図ることで、県内企業のさらなる取組みの実践につなげていく必要がある。
- ・このため、令和3年度の成果を踏まえ、事業実施内容の見直し等により改善を図り、事業を継続実施する。

【見直し内容】

- ・県内企業のさらなる取組みの実践に繋げるため、令和3年度に本事業に参加した企業の取組事例を取りまとめる予定。取組事例は、他の企業の参考となるようノウハウを見える化し、地域の身近な事例として令和4年度事業での周知等に活かし、さらなる横展開を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	正規雇用促進特別対策事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H27
-----	--------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	3	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	具体的な取組	6	多様な就労機会の創出

1 事業のねらい・目的

県内企業における人材確保及び労働者の職業的安定のため、正社員雇用の促進を図る。

2 事業概要

○ 福岡県正規雇用促進企業支援センターにおける企業に対する人材確保支援（就職氷河期世代活躍に向けた企業支援を含む）

1 支援対象企業に対する個別（訪問）相談の実施
 企業の労務管理経験者、社会保険労務士等を雇用促進アドバイザー及び企業コーディネーターとして配置し、人材確保等に課題を抱える企業に対して正規雇用化への支援策案内を含めた働きかけを行う。
 また、令和2年度から就職氷河期世代の活躍支援に向けて必要な企業への支援も実施。

① 年代別センターと一体となった人材確保支援
 年代別センターホームページへの企業情報掲載案内や合同会社説明会への参加案内

② 採用力向上に関する支援
 企業のPR方法等に関する助言、採用に関する知識・ノウハウの付与

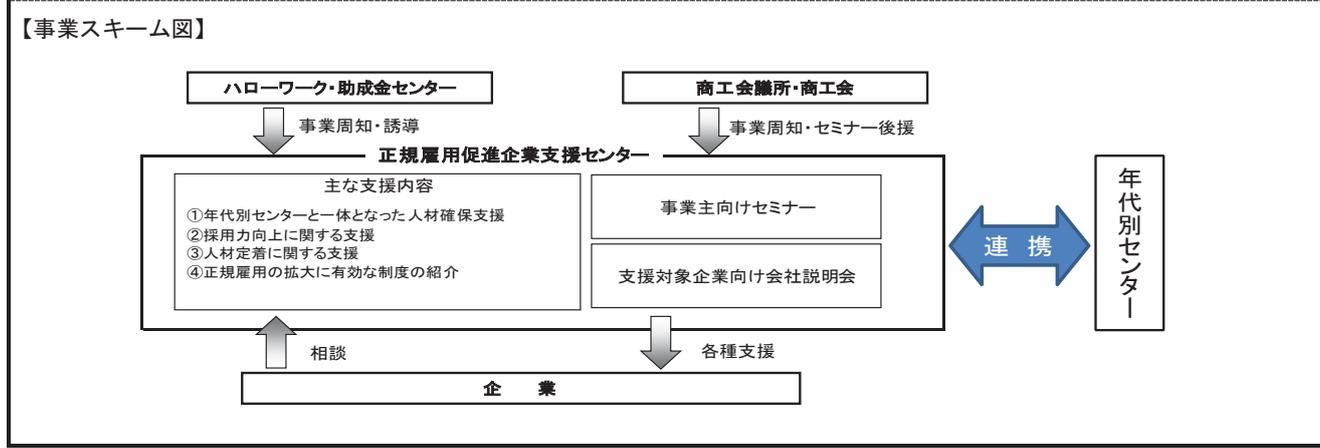
③ 人材定着に関する支援
 限定正社員制度の説明、就業規則や賃金体系の見直しに向けた助言
 ※限定正社員制度：正社員のうち、勤務地、勤務時間、職務等を限定した雇用制度

④ 正規雇用の拡大に有効な制度の紹介
 雇用関係助成金（キャリアアップ助成金、トライアル雇用奨励金）の紹介など

2 セミナー及び会社説明会の実施

① 事業主向けセミナーの開催
 ・ ハローワークや助成金センターとの連携・協力による正規雇用の拡大促進
 ・ 事業主のニーズに応じた人材確保や定着、採用ノウハウの付与を目的としたセミナーを開催

② 会社説明会の開催
 ・ 支援対象企業への人材確保支援の一環として、会社説明会を開催



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (12月末)	R4
正規雇用就職者数	目標	300	700	700	700	700	700	700	700
	実績	262	880	894	908	973	939	510	-

※就職者数は10月・3月に把握することとしている。

【指標の考え方】

- ・ H27年度実績を踏まえて、年代別センター（合同会社説明会参加企業、HP登録企業等）及び福岡助成金センターとの連携による正規センターへの誘導企業数の見込み 700社
- ・ うち正規センターにおける個別相談を通じて正規雇用（正規雇用への転換を含む）につながった人数 各企業1名以上

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ R2年度の正規雇用就職者数は939人で目標を達成した。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材確保及び人材定着に関するノウハウが乏しい企業が多く、特に中小零細企業においては人材確保に苦慮していることから、企業PR方法や求人票の作成方法、人材定着に資する雇用管理制度の導入方法などを習得できる人材確保支援セミナー及び人材定着支援セミナーの実施が効果的であり企業ニーズにも対応したものである。 ・ セミナー受講企業を雇用促進アドバイザーによる個別（訪問）相談に誘導の上、企業の個々の課題に応じた個別アドバイスを実施することにより、セミナー受講のみで終わらせるのではなく、継続的支援及び企業ニーズに応じた適時・適確な支援が実施できている。 ・ 人材確保や人材定着に資する雇用関係助成制度等を十分に了知できていない企業が多く、正規センターにおいて、これら制度の紹介を通じた活用アドバイスを行うことによって、当該制度の活用を通じた正規雇用の拡大が図られている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県担当者と委託事業者との間で定期的に会議を開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等について意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	16,250	21,037	14,973	時間	4,188	4,188	4,188
（うち一般財源）	11,800	16,456	10,392	人件費（千円）	16,912	16,912	16,912

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の人材確保・人材定着支援に有効な事業であることから、セミナーの実施回数の見直しなど事業の合理化を図り、一部縮小して事業を継続する。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業に対して個別（訪問）相談の他、ウェブを活用した個別相談を実施する。 ・ 人材不足の企業へのアプローチにノウハウを有する本センターの強みを生かし、若者就職支援センター及び中高年就職支援センターと連携して企業の人材確保につなげる。 ・ セミナーの実施回数の見直しによる経費の削減（▲6,064千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	外国人材を受け入れる企業に対する支援事業		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり
	小項目	1	外国人材が活躍できる地域づくり	具体的な取組	2	外国人材が働きやすい環境整備

1 事業のねらい・目的

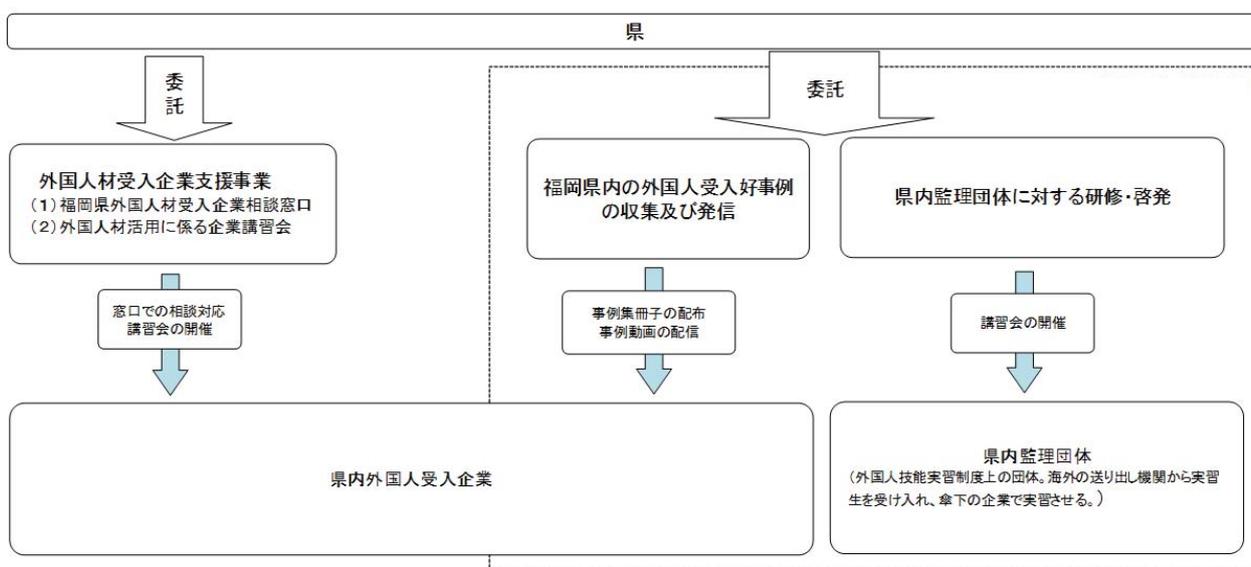
○外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し適正に就労できるよう、事業主が遵守すべき法令や雇用管理について啓発、各企業の相談対応を行う。
 ○県内監理団体に対し、受入企業と連携して技能実習生の適正な労働環境整備につながる取組の実施を促すことで、県内企業において、外国人材から選ばれる労働環境の整備を促進する。
 ○外国人材受入に係る好事例を発信し、県内企業における外国人材の適正かつ円滑な受入を促進するとともに、外国人材に対し、県内企業の魅力を発信する。

2 事業概要

1 外国人材受入企業支援事業
 (1) 外国人材受入に係る企業向け相談・支援体制の構築
 ・外国人材の受入に際しては、特定技能制度や技能実習制度等、理解・遵守すべき法令等が多岐に亘ることから、企業向けの相談・支援体制を構築。
 ・出入国在留管理局や外国人技能実習機構、福岡県留学生サポートセンター等と連携し、企業を適切な専門機関に誘導。
 (2) 外国人材活用に係る企業講習会の実施
 ・県内4箇所外国人材活用における労働基準関係法令や雇用管理等に関するセミナーを開催する。併せて、各企業の課題解決のため個別相談会を行う。

2 外国人材受入企業等への支援を通じた適正な労働環境の整備
 (1) 県内監理団体に対する研修・啓発
 ・令和2年度実施の監理団体向け調査により把握された課題やニーズ等をもとに、県内監理団体相互の研鑽を目的としたセミナーを開催し、監理団体業務における課題の解消や、団体の実情にあった効果的な取組についての理解を深める。
 (2) 福岡県内の外国人受入好事例の収集及び発信
 ・県内企業に外国人材の適正な労働環境及び活躍の場について具体的なイメージを持ってもらうため、就業場面やコミュニケーション(言語)の工夫等について、他の企業の参考となるような事例を収集し、事例集を作成・周知する。
 ・外国人材に対し、福岡県の企業で働くイメージを事前に伝え、働くうえでの不安等を解消し、活躍してもらえるよう、上記動画について、企業や監理団体等において活用できるようにする。[令和3年度のみ]の事業]

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	合計
支援企業数（延べ）	目標	500	1,000	1,000	1,000	3,500
	実績	380	465	集計中		

【指標の考え方】

- ・企業向け相談窓口の設置や企業講習会の開催により、支援を行った企業数（延べ）を指標として設定する。
- ・3年間で、福岡県内の3割以上の外国人雇用事業所に支援を行うことを目標とする。

（参考：目標数値の設定根拠）

6,621事業所（平成29年度）×0.3≒1,986事業所<2,500事業所>

成果指標		R3	R4	R5	合計
県内監理団体に対する研修・啓発	目標	100	100	100	300
	実績	集計中			

【指標の考え方】

- ・県内監理団体の指導水準の向上を図るための講座を受講した監理団体数（延べ）を指標として設定する。
- ・3年間で、福岡県内のすべての監理団体（R3.6月現在：170団体）が受講できることを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、対面による講習会及び出張相談会について、予定していた規模及び方法で実施できず、令和2年度については目標に達しなかった。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

- ・関係法令に精通した相談員による相談対応により、外国人雇用に際し企業の抱える疑問の解消や、県内企業等における外国人材の適正な受入の促進に寄与している。

【事業の効率性】

- ・県担当者と委託事業者との間で定期的に行う打ち合わせの中で、事業の進捗状況や、事業実施における課題とその解決策等について意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。
- ・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、対面による講習会の開催は行わず、オンラインにより実施し、感染症の影響を軽減させている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	9,976	16,422	9,956	時間	1,300	1,734	1,300
（うち一般財源）	4,992	8,211	4,978	人件費（千円）	5,250	7,002	5,250

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ~~一部改善~~ 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・県内で就労する外国人労働者数は、令和2年度に過去最高を更新しており、引き続き、在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し適正に就労できるよう、受入企業や監理団体等に対し、遵守すべき法令や雇用管理について、啓発や相談対応を実施していく必要がある。

【見直し内容】

- ・効率的な事業運営による経費（通信費、消耗品費）の削減。（▲81千円）
- ・事業の効果的な実施に向けて、令和3年度の実施状況を踏まえ検討する。

事業名	子育て女性就職支援センター事業		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H21
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11 15	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり ジェンダー平等の社会づくり
	小項目	2 1	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援 ジェンダー平等・男女共同参画の推進	具体的な 取組	2 1	女性の就職支援 ジェンダー平等・男女共同参画の推進

1 事業のねらい・目的

就業相談・情報提供から求人開拓・就職あっせんまでを一貫して実施することで、時間や場所の制約等により就業が難しい子育て中等の女性の就業を促進する。

2 事業概要

(1) 子育て女性就職支援センターの運営

- 県内4か所(福岡、北九州、筑後、筑豊)に、子育て女性就職支援センターを設置
- ①情報提供
 - 福祉部門や市町村と連携し、保育関連情報を提供
 - インターネットサイト(「働きたい女性応援サイト」等)による情報提供
 - ハローワークの求人情報活用等による求人情報の提供
- ②就業相談
 - 電話相談、市町村出張相談等による相談機会の提供
 - 相談者に対し必要な支援を検討し、調整・手配
 - 就業プラン作成、アドバイス等の実施
- ③就職サポートセミナーの実施
 - 雇用の現状の理解を深め、基礎的スキルの習得、離職期間のブランク克服を目的とする就職サポートセミナーを開催
 - マナー講座、応募書類の書き方、面接対策等の内容を託児付きで実施
- ④求人開拓
 - 子育て女性等のニーズに合った求人を積極的に開拓
- ⑤就職あっせん
 - 求職者に対する求人紹介
 - 面接指導及び当日の面接同行
- ⑥就職後のフォローアップの実施
 - 就業開始後1か月間のフォローアップを実施
 - 就職者及び企業への就業状況や書面交付状況等の確認を実施

(2) 合同会社説明会の開催

- コロナ禍でも安心して参加できるように、地区ごとの合同会社説明会を開催
- 福岡、北九州、筑後、筑豊各地区1回、計4回開催(WEB)
- 福岡、北九州各地区1回、計2回開催(対面)
- ミニ会社説明会・就職面接会を各地区3回、計12回開催

(3) ウーマンワークカフェ北九州

- 平成28年5月に開所した「ウーマンワークカフェ北九州」において、国・県・北九州市が連携し、再就職やキャリアアップ、創業など、女性の幅広いニーズにワンストップで対応

(4) 子育て女性の再就職促進プログラム事業

- 具体的な就職活動の一步を踏み出せないセンター登録者に対し、職場体験を柱としたプログラムを実施

(5) 就職支援システム(ホームページ)の保守・運用

- 求職登録、求人登録、求人情報の閲覧・検索、求人へのエントリー機能を持つシステムの運用

(6) 女性の「はたらく」応援事業

- 非正規雇用や無業中で仕事等への不安や悩みを抱える女性に、ライフプランや就職に活かせるスキルを学ぶ講座を実施

(7) コーディネーター増員

- 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した求人を開拓し、マッチングを強化するコーディネーターを4名増員

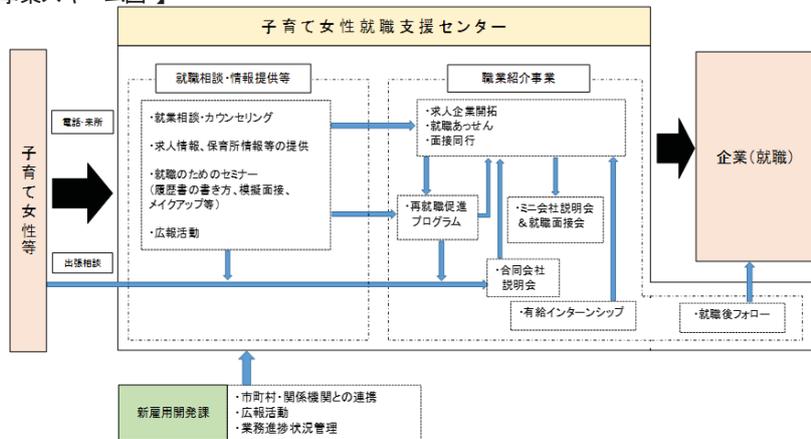
(8) 女性向けテレワーク就業の促進

- 子育て中や介護中、コロナ禍においても有用な「テレワーク」を活用した多様な働き方を広く周知するセミナーや多様な働き方ができる企業の合同会社説明会を開催

(9) 有給インターンシップ事業

- コロナの影響により離職したひとり親家庭等の子育て中の女性に対する早期の再就職支援を強化するため、有給のインターンシップを実施。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
子育て女性就職支援センターによる就職者数(総合計画)	目標	600	650	700	700	700	700	750	5年間累計で3,880人				5年間累計で5,000人					
	実績	335	512	545	468	605	619	624	721	882	802	903	482	264				

※R3年度実績は11月末現在

再就職促進プログラム事業 受講者の就職率		R1	R2	R3
	目標	30%	30%	30%
	実績	40%	45%	

【指標の考え方】

- ・子育て女性就職支援センターによる就職者数を目標とし、総合計画における目標値：H29～R3年度の5年間累計で3,880人（H27年度の就職者数実績の約15%増を維持（720名/年）、R元年度実績を踏まえR3年度は1,000名）を目指す。
- ・再就職促進プログラムの受講生については、就職率30%以上を目指す。なお、R4年度以降は、事業の大幅な見直しを行い時系列での比較が困難となるため、指標を削除する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

就職者数は順調に推移していたものの、コロナ禍の影響により、R2年度以降減少。家族への感染拡大の懸念や緊急事態措置による幼稚園・学校の休校等により来所が困難になったことによる相談者の減少や集合型イベントの減少が原因と考えられる。

目標達成のためには、次の課題が考えられる。

- 様々な問題を抱える就職困難ケースの相談が増えており、丁寧なカウンセリングや条件にあった求人開拓など、来所から就職までに時間を要するケースが多く、現在の人員配置では多くの方への対応が困難。例：短時間の勤務、自宅近くの勤務など条件の制約が多い。職種、賃金など就職先に対して希望する条件が高い。
- コロナ禍において、子育て中等の女性にとって、子育てや家事等しながらセンターまで足を運ぶことへのハードルが依然として高い。
- 子育て女性就職支援センターの認知度が十分とはいえないため、対象や手段など広報の工夫により、より一層の周知を図る必要がある。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

- ・女性の就業支援において、特に子育て女性は時間や勤務場所など制約が多いことから、個別相談から求人情報や保育情報などの情報提供、就職あっせん、就職後のフォローアップまでを一貫して支援することが、子育て中の女性の就職に対する疑問や問題の解決に寄与し、就職につながっている。
- ・就職支援にあたっては、民間の有料職業紹介業者のノウハウを活用し求人開拓、就職あっせんを実施。利用者からも高い評価を得ている。
- ・職場環境により、職場環境や雰囲気を確認したり、従業員との交流で実際の働き方のイメージを把握できることから、仕事と子育ての両立についての不安軽減や、就職活動のきっかけとなり、就職につながっている。
- ・グループワークを実施することで同じ目標に向かう仲間ができ、相互に刺激しあうことで就職意欲が喚起される。

【事業の効率性】

- ・利便性向上のために、市町村での出張相談やセミナーの開催など、市町村等関係機関と連携した運営がなされている。
- ・個別相談から就職あっせん、就職後のフォローアップまで一貫して実施することで、各段階での業務の重複が避けられ、効率的な運用がなされている。
- ・ウーマンワークカフェ北九州において、国・北九州市と連携して女性の幅広いニーズにワンストップで対応。特に、家事や育児で時間的制約の多い子育て中の女性にとっては、一か所で多様な情報やサービスを手で、これまで以上に支援が充実している。
- ・職場見学については、利用者・企業のいずれにとってもお互いの特性等を確認できる機会となる。

5 事業費 (千円)	R2決算	R3当初	R3 12月補正	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	103,398	84,016	28,853	68,329	時間	4,551	4,551	4,551
(うち一般財源)	71,420	54,898	28,853	68,329	人件費(千円)	18,696	18,377	18,377

※ R3.12月補正予算のうち、21,147千円はR4に繰越

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・女性が活躍できる社会の実現のためには、子育て中等の女性を中心とした女性の就業率向上が不可欠。
- ・子育て中等の女性は、家事や育児で時間や場所の制約があり、再就職が難しいことから、個別相談から就職あっせん、フォローアップまできめ細かな支援を引き続き実施することが必要。
- ・特に新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の悪化等から解雇・雇止めが生じており、企業及び求職者へのきめ細かな支援を行うセンターの必要性が高まっている。

【見直し内容】

(その他)

- ・コーディネーター (企業開拓) 3名減とともに、次の事業を行うコーディネーターを2名配置。
- ・働く意欲があるが一步を踏みだせない子育て中の女性等に対し、商業施設や地域の子育て拠点など身近な地域での移動相談窓口を展開するとともに、時間的制約のある登録者向けにオンデマンドセミナーを実施。
- ・求人情報サイトを活用し、子育て女性が働きやすい求人情報の提供が充分にできるよう、機能の強化を図る。
- ・女性の「はたらく」応援事業の終了 (▲1,674千円)
- ・子育て女性の再就職促進プログラム事業の実施方法等の見直し (▲7,164千円)

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	70歳現役社会推進事業		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H23
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11 16	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり 高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2 1	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援 高齢者の活躍応援	具体的な 取組	4 1	高齢者の就業支援 70歳現役社会づくりの推進

1 事業のねらい・目的	<p>○ 福岡県70歳現役応援センターを中心に、高齢者が年齢にかかわらず、職場や地域で活躍できる選択肢の多い「70歳現役社会」の実現を目指す。</p>
2 事業概要	<p>福岡県70歳現役応援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の活躍の場の拡大、4センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 70歳以上まで働ける制度導入企業の開拓 ○ 就業・社会参加支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ センターにおける総合相談、マッチング支援(求人開拓専門員を4名増員) ・ 進路未決定者フォロー事業 ・ シニア世代活用企業拡大事業 ○ 普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業向け、従業員向けセミナーの開催 ○ マッチングシステムの改修 <ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインで求職者がセンターへ登録できる仕組みを構築 <p>70歳現役社会づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県70歳現役社会推進協議会の運営 <ul style="list-style-type: none"> 官民一体となって70歳現役社会づくりに取り組む協議会(県、経済団体、高齢者関係団体、NPO団体など18団体で構成)の運営 ○ 九州・山口70歳現役社会推進協議会の運営 ○ 九州・山口70歳現役社会推進大会の開催
【事業スキーム図】	
【事業概要参照】	事業概要参照

3 事業目標等													
成果指標		2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	
70歳現役応援センターによる進路決定者数(人) (総合計画) 【基準】H27: 1,342人/年	目標	-	-	-	-	-	-	-	-	-	累計 13,000	2,000	
	実績	306	717	1,042	1,342	1,492	1,497	1,611	1,678	1,710			
	累計	306	1,023	2,065	3,047	4,899	6,396	8,007	9,685	11,395			
【指標の考え方】	<p>・ 70歳現役応援センターによる進路決定者数 年間2,000人、2026年度までの5年間で累計10,000人を目指す。</p>												
【目標達成状況、未達成のときはその理由】	<p>・ 目標達成に向け、着実に取り組みを進めており、順調に実績を伸ばしている。今後も、進路決定者の増加に向け、センターの周知強化を図る。</p>												

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民一体となった推進体制 70歳現役社会づくりを進める上では、企業をはじめ各層の幅広い理解と協力が必要であり、県だけでなく、関係機関・団体が一体となった取組が求められる。このため、70歳現役社会づくりの推進母体として、行政、経済団体、高齢者関係団体、NPO・ボランティア団体等で構成される「福岡県70歳現役社会推進協議会」を設立し協議を進め、70歳現役社会の実現に向け官民一体となって取り組んでおり、効果が高い。 ・九州一体となった70歳現役社会づくり 九州・山口各県、経済団体、労働者団体で構成する「九州・山口70歳現役社会推進協議会」で、九州・山口が一体となって「70歳現役社会」づくりに取り組み、「70歳現役社会」の必要性と取組みを、九州・山口各県や全国に発信し、牽引している。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「九州・山口70歳現役社会推進協議会」の事務局である本県と「九州・山口70歳現役社会推進大会」開催県との役割分担を行うとともに、新聞その他広告媒体で全国に向けて発信し、協力して70歳現役社会づくりを推進する気運の高揚と、意識改革・理解促進を図っている。 九州・山口70歳現役社会推進大会を各県で開催（H29年11月：福岡県、H30年10月：佐賀県、R1年11月：長崎県、R2中止、R3熊本県）

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R3 12月補正	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	127,094	177,676	8,910	157,050	時間	3,600	3,755	3,755
(うち一般財源)	69,955	97,012	8,910	148,883	人件費(千円)	14,537	15,163	15,163

※ R3 12月補正のうち、8,140千円はR4に繰越

6 見直しの内容																																									
<p>継続 (拡充) 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>																																									
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子・高齢化の進行により、社会を支える生産年齢人口は、今後さらに減少していく。 そのような中、社会の活力を維持していくためには、高齢者が活躍し続けることが益々重要となるため、本事業の継続が必要。 ・70歳現役応援センターの相談件数及び進路決定者数も着実に増加。一方、新規登録者数は伸び悩んでおり、新規登録者の掘り起こし強化が必要。 ・進路決定者のさらなる拡大を図るため、高齢者及び求人企業への働きかけ強化が必要。 ・九州・山口が一体となった「70歳現役社会づくり」の必要性和その取組を九州・山口各県や全国に発信するため、九州・山口70歳現役社会推進協議会アクションプランに基づく取組の継続実施が必要。 	<p>相談件数、登録者、進路決定者数の推移</p> <table border="1"> <caption>進路決定者の推移 (相談者)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>相談者</th> <th>登録者</th> <th>進路決定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>5,028</td><td>1,380</td><td>306</td></tr> <tr><td>H25</td><td>9,601</td><td>1,834</td><td>117</td></tr> <tr><td>H26</td><td>14,059</td><td>2,542</td><td>1,042</td></tr> <tr><td>H27</td><td>16,597</td><td>2,574</td><td>1,342</td></tr> <tr><td>H28</td><td>18,143</td><td>2,597</td><td>1,492</td></tr> <tr><td>H29</td><td>18,936</td><td>2,820</td><td>1,497</td></tr> <tr><td>H30</td><td>19,983</td><td>2,554</td><td>1,611</td></tr> <tr><td>R1</td><td>20,457</td><td>1,678</td><td>2,252</td></tr> <tr><td>R2</td><td>19,057</td><td>1,710</td><td>1,691</td></tr> </tbody> </table>	年度	相談者	登録者	進路決定者	H24	5,028	1,380	306	H25	9,601	1,834	117	H26	14,059	2,542	1,042	H27	16,597	2,574	1,342	H28	18,143	2,597	1,492	H29	18,936	2,820	1,497	H30	19,983	2,554	1,611	R1	20,457	1,678	2,252	R2	19,057	1,710	1,691
年度	相談者	登録者	進路決定者																																						
H24	5,028	1,380	306																																						
H25	9,601	1,834	117																																						
H26	14,059	2,542	1,042																																						
H27	16,597	2,574	1,342																																						
H28	18,143	2,597	1,492																																						
H29	18,936	2,820	1,497																																						
H30	19,983	2,554	1,611																																						
R1	20,457	1,678	2,252																																						
R2	19,057	1,710	1,691																																						
<p>【見直し内容】</p> <p>(70歳現役応援センターの名称変更)</p> <p>70歳現役応援センターの名称変更を行うとともに、センターに新たな機能を付加し、高齢者の就業を促進する施策の充実強化を図る。</p> <p>(キャリアプラン相談窓口の開設)</p> <p>50歳以上の在職者を対象にキャリアプラン相談窓口を創設し、面談で個々のニーズ、今後のキャリア不安などを聞き取り、キャリアアップ等の支援を行う。</p> <p>(その他)</p> <p>○「九州・山口70歳現役社会推進協議会」の事務局として、九州各県で毎年度開催している「九州・山口70歳現役社会推進大会」の開催支援及び県内における70歳現役社会づくりの理解促進・認知度向上を図る取組を実施。R3年度は、九州・山口70歳現役社会推進協議会会長表彰を実施。</p>																																									

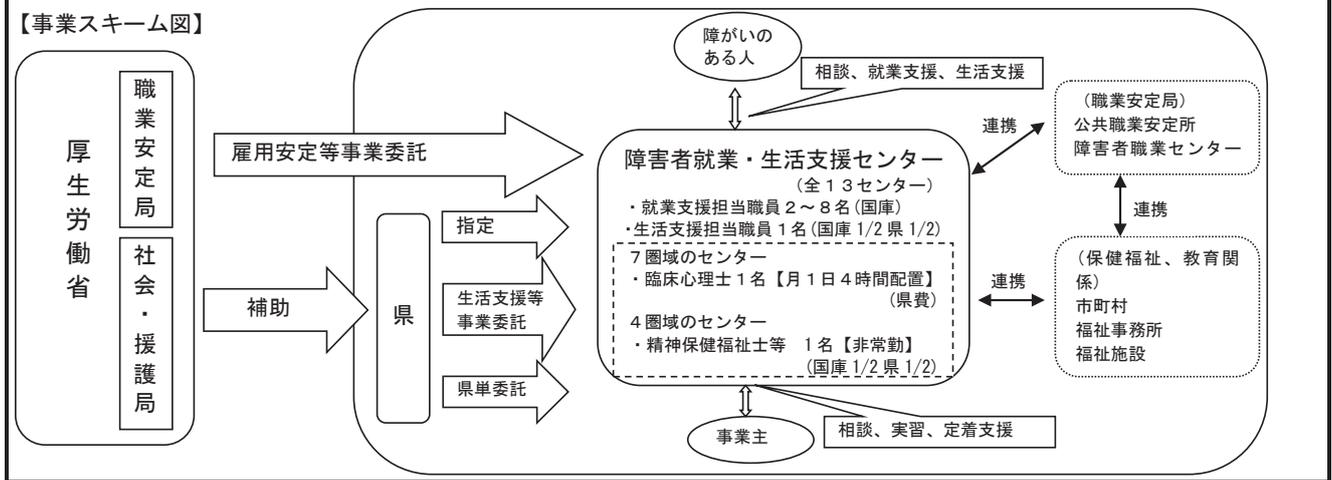
(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者就業・生活支援事業		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H17
-----	---------------	--	-------	--------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な取組	5	障がいのある人の就業支援

1 事業のねらい・目的
求職障がい者の就労支援及び在職障がい者の職場定着を図ることによる障がい者雇用の促進・安定。法定雇用率の達成。
2 事業概要
<p>1 障害者就業・生活支援センターの指定及び障害者就業・生活支援センター事業</p> <p>(1) 「障害者就業・生活支援センター」を県内13障がい保健福祉圏域全てに設置。センターでは、障がいのある人への就業・生活面での助言や職場実習のあっせん等、事業主への雇用管理や職場定着に係る助言等を行う。</p> <p>(2) 県内4生活圈域(北九州、福岡、筑豊、筑後)のセンターに、心理検査やカウンセリングを行う心理専門職を配置し、精神障がい又は発達障がいなど見えにくい障がいのある人の職業適性や障がい特性を的確に把握し、就労支援に活用する。</p> <p>(3) 精神障がいのある人の職場定着を支援するため、県内4生活圈域のセンターに「精神保健福祉士」などの非常勤職員を配置し、求職者・家族に対する相談支援や医療機関と連携した病状把握と服薬指導等の生活指導、就職後の職場訪問による定着支援等を実施。</p> <p>(4) 令和4年1月～令和5年3月まで、ポストコロナに向けた求職者の就職を支援するため、県内2センターにおいて生活支援体制を強化。(生活支援員各1名増員)</p> <p>2 一般就労を希望する障がいのある人の就労に向けた支援</p> <p>特別支援学校高等部2、3年生の生徒及び就労支援施設や在宅の知的障がい又は精神障がいのある人のうち一般就労希望者を対象に、公共職業安定所及び就業中の障がいのある人等を講師として、就労に向けた総合的な講座を実施する「障がい者就職準備講座」を開催。(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)</p> <p>3 特別支援学校卒業生の就職拡大</p> <p>特別支援学校の生徒たちが、日頃学んでいる清掃などの職業技能を、企業の人事担当者の前で披露する技能見学会を開催。併せて企業と教職員との交流会も開催。(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため見学会は中止、代替措置として、企業への実習の案内及び企業と教職員との交流会を実施)</p>



3 事業目標等																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">障害者就業・生活支援センターの支援を受けて就職する障がいのある人の数</td> <td>目標</td> <td>598</td> <td>598</td> <td>598</td> <td>598</td> <td>676</td> <td>676</td> <td>605</td> <td>676</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>535</td> <td>573</td> <td>634</td> <td>710</td> <td>684</td> <td>607</td> <td>494</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">12月現在</p>	成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	障害者就業・生活支援センターの支援を受けて就職する障がいのある人の数	目標	598	598	598	598	676	676	605	676	実績	535	573	634	710	684	607	494	
成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																				
障害者就業・生活支援センターの支援を受けて就職する障がいのある人の数	目標	598	598	598	598	676	676	605	676																				
	実績	535	573	634	710	684	607	494																					

【指標の考え方】

- 平成30年度までの目標は、全13センターにおいて、平成23年度既存センター(8センター)における就職者数の平均値(就職者数46人)を達成することとしている。
- 令和元年度及び令和2年度の目標は、1年間での増加数を「平成25年度から平成29年度までの就職実績の平均増加数21人」と見込み、平成29年度実績634人に2年分の増加数42人(=21人×2年)を加算した値とする。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、605人(=令和元年度実績684人×0.885)とした。
- 令和3年度は、さらなる減少が想定されるが、令和3年度の目標は、少なくとも令和2年度の就職見込件数は維持できるよう605人としている。
- 令和3年度に入り、昨年度末から当年度前半の緊急事態措置や蔓延防止措置の影響は大きく残っているが、企業の採用意欲、求職者の就職活動は回復の兆しがあることから、令和4年度の目標は、令和2年度の目標値に戻すこととする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和2年度における就職者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により607件となった。対面での面談や実習が減少したものの、電話相談等により、求職者のサポートや在職者、雇用事業主への支援に努めた。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内13障がい保健福祉圏域全てにセンターを設置することで、障がいのある人の身近な地域で、就業とそれに伴う生活面での指導、助言事業主に対する障がいのある人の採用や雇用管理に関する相談支援が県内全域で可能となった。 ・障害者就業・生活支援センターの指定要件を満たした社会福祉法人等に委託することで、障がいのある人の就業支援に精通した支援担当者を配置することが可能となった。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたため、2センターにおいて生活支援員を増員（各1名）するなどの対策を取り、全体で6万件を超える相談・支援を実施し、年間607件の就職につながったほか、職場定着、離職防止にも貢献しており、事業の有効性は高い。 ・中核的なセンターに心理専門職又は精神保健福祉士等を配置し、カウンセリング等による障がい特性の把握や求職者に対する生活指導等を行うことで、精神障がい又は発達障がいのある人に対する効果的な就労支援が可能となった。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内13障がい保健福祉圏域全てにセンターを設置することで、県民は県内どこでも等しく障がいのある人の就職や雇用の相談支援を受けることが可能となった。また、センター相互の連携と機能強化のため、全13センターによる連絡会を充足し、研修や情報共有を行うことで、県全体でのさらなる就労支援の強化が図られている。 ・就職準備講座、特別支援学校生徒による技能見学会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、その代替措置として、進路指導の教職員、就労移行支援事業所等の職員と企業の人事担当者が情報交換できる交流会を開催し、相互理解を深め、実習や就職につなげる機会を確保した。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R3 12月補正	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	94,834	87,461	12,899	87,005	時間	835	821	821
（うち一般財源）	51,867	49,223	12,899	48,767	人件費（千円）	3,372	3,316	3,316

※R3.12月補正のうち、10,325千円はR4に繰越

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月に法定雇用率は2.3%に上げられており、法定雇用率未達成企業の増加が見込まれることから、企業及び求職者のきめ細かな支援を行うセンターの必要性はさらに高まっている。 ・特別支援学校と連携し、生徒の就職意欲の向上と障がい者雇用に対する企業の理解促進を図る必要がある。 ・障がいのある求職者のうち、特に精神障がいのある求職者が増加しており、事業主の精神障がい者雇用に関する理解促進と就職・定着支援につながる取組が必要。
<p>【見直し内容】</p> <p>(部局間の調整・連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターは、障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し就労支援を行う。就職拡大に向けて、センターと特別支援学校や就労移行支援事業所、医療機関等との連携・情報共有し、就職に結びつかなかった方の支援を強化する。 ・精神障がい又は発達障がいなど就労困難な障がいのある求職者が急増していることを踏まえ、精神障がい又は発達障がいのある人の雇用に関する理解促進のための啓発や、在宅であれば安定して就労できる人も多いことから、テレワークの推進など実例を示し、働き方の多様化による就職・定着支援につなげる。 ・障害者就業・生活支援センター支援員等の支援力強化のための研修の充実。

事業名	子育て応援宣言企業推進事業		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H15
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11 15 25	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり ジェンダー平等の社会づくり 出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3 1 3	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり ジェンダー平等・男女共同参画の推進 子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	2 1 4	仕事と家庭の両立支援 ジェンダー平等・男女共同参画の推進 仕事と子育ての両立支援

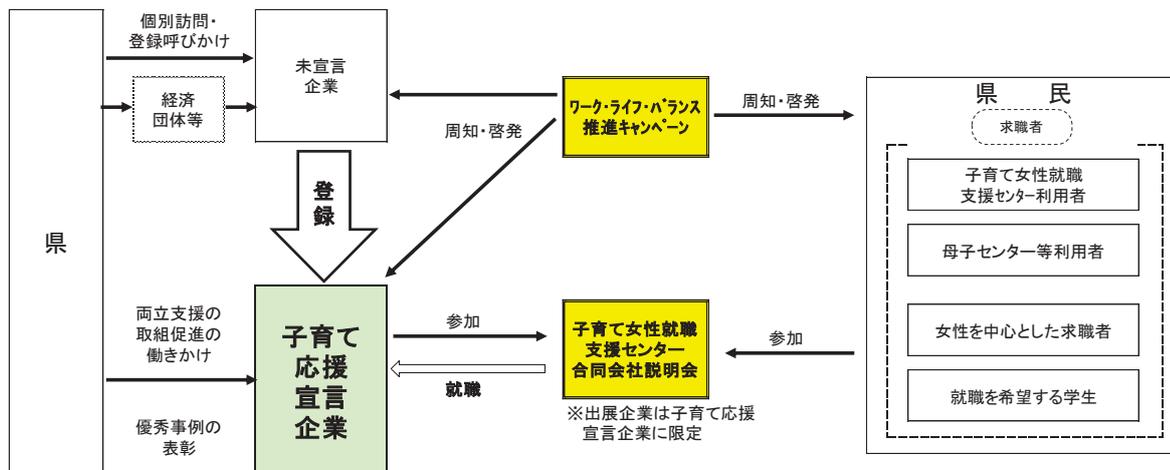
1 事業のねらい・目的

企業・事業所のトップが自主的に従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を宣言する「子育て応援宣言企業」登録制度を推進し、育児休業の取得等がしやすい職場環境づくりを推進することにより、従業員が出産・子育てをしながら引き続きその能力を活かして働くことができる社会の実現を目指す。

2 事業概要

- (1) 子育て応援宣言企業の登録拡大とホームページによる情報発信
 - ・ホームページによる宣言企業の取組紹介、両立支援等助成金など企業の有用情報の発信強化を図る。
 - ・経済団体等と連携した会員企業等への働きかけ、未宣言企業を直接訪問しての事業説明などを通じ、両立支援の取組への理解を求め、登録を拡大。
- (2) 九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施
 - ・誰もが働きやすい魅力的な職場づくりに取り組む企業を増やすため、推進月間(10月)を中心に、九州・山口各県で様々な事業を実施するとともに、テレワークなど多様な働き方の取組事例を九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンサイトで紹介。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
(1) 子育て応援宣言企業の男性従業員の育児休業取得率	目標	→	→	→	→	→	13%以上
	実績	4.8%	5.2%	9.8%	14.5%	16.2%	
(2) 子育て応援宣言企業の女性従業員の育児休業取得率	目標	97.0%以上					
	実績	95.6%	98.3%	96.6%	95.6%	97.1%	
(3) 子育て応援宣言企業数	目標	6,000	6,400	6,800	7,200	7,600	8,000
	実績	6,055	6,306	6,806	7,179	7,555	7,815

(3)のR3実績値はR3.11月末時点の数値

【指標の考え方、指標の見直し理由】

- (1) 国の「まち・ひと・しごと総合戦略」、「第3次少子化社会対策大綱」のKPI（13%）と同水準を目指す。なお、次年度以降は、国の「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」、「第4次少子化社会対策大綱」のKPI（30%（R7））を基に、宣言企業と全国平均との差（+1.65ポイント宣言企業が上回っている）を維持し続ける水準（R8年度：34.7%）を目指す。
- (2) H23～H27の5年間で最も高かった数値（H25, H27：96.2%≒97%）の維持を目指す。なお、既に高い数値で推移しており、これ以上高い目標値を掲げることは困難であるため、次年度以降は当該指標を削除する。
- (3) R3年度8,000社（従業員5人以上の県内企業の約30%）を目指す。登録数は7,800社（R3.11月末時点）を超えており、一定程度制度が浸透したことから、今後取組内容の充実といった質の向上に重点を置いて推進するため、次年度以降は当該指標を削除する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- (1) R2年度において、これまでの指標であるR3年度（目標年度）13%以上は達成済み。
- (2) 毎年高水準にあり、R2年度は97%以上を達成済み。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響からR2年度以降伸びは緩やかとなっているものの、毎年着実に増加している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりについては、企業における取組の重要性について、関係団体訪問や戸別訪問による事業説明、ホームページ等を活用した広報を通じてより多くの企業に啓発を行うことで、企業経営者をはじめ社員の意識向上、取組事例の普及促進、社会全体で子育てを応援する気運の醸成に寄与。 ・九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施により、九州・山口が一体的に誰もが働きやすい魅力的な職場づくりを推進。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請様式の見直しを適時行うとともに、登録の手続き（新規・更新）を電子申請対応とし、登録事務の軽減と利便性の向上を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	2,650	3,040	7,000	時間	10,023	10,023	10,023
（うち一般財源）	1,119	1,520	4,360	人件費（千円）	40,473	40,473	40,473

6 見直しの内容	<p>継続（<input checked="" type="checkbox"/> 拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（<input type="checkbox"/>）</p> <p>終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（<input type="checkbox"/>）</p>
----------	--

【上記の理由】

- ・今後、少子高齢化が進み、人材確保がより困難になっていくことが予想されるため、企業においては、従業員の多様な働き方に理解を示し、働き続けやすい職場環境を整えることがさらに重要となる。
- ・宣言企業は大きな広がりを見せており、宣言企業における女性の育児休業取得率は97.1%となるなど効果を上げているが、男性の育児休業取得率は16.2%と低い水準。
- ・男性の育児休業取得を進めるためには、男性の家事・育児参画を後押しする制度の創設や上司等の理解が必要。子育て応援宣言企業へのアンケートでも、休む人の仕事をカバーする体制の構築や上司等から取得を促す取組が、男性の育児休業取得に効果的と考えられている。

【見直し内容】

- ・子育て応援宣言企業のさらなる拡大に努めるとともに、今後は、宣言企業の新規開拓や更新企業等への働きかけの際に先進的な宣言の実例を紹介するほか、ホームページや企業向けのメールマガジンへの掲載など、様々な機会を通じて周知を行い、宣言内容のさらなる充実を図る。
- ・「子育て応援宣言企業」男性の育児休業促進大会（改正育児介護休業法の普及・促進）を開催し、優良事例の報告などにより、男性の育児参加に対する一層の気運醸成を図る。
- ・多様な働き方の実現のため、テレワークや会議・事務手続きのオンライン化など働き方の優良事例を企業に周知する。

事業名	障がい者雇用の促進を図るためのテレワーク活用事業	部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H30
-----	--------------------------	-------	--------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある即場づくり
	小項目	3	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	具体的な取組	4	テレワークの活用促進

1 事業のねらい・目的

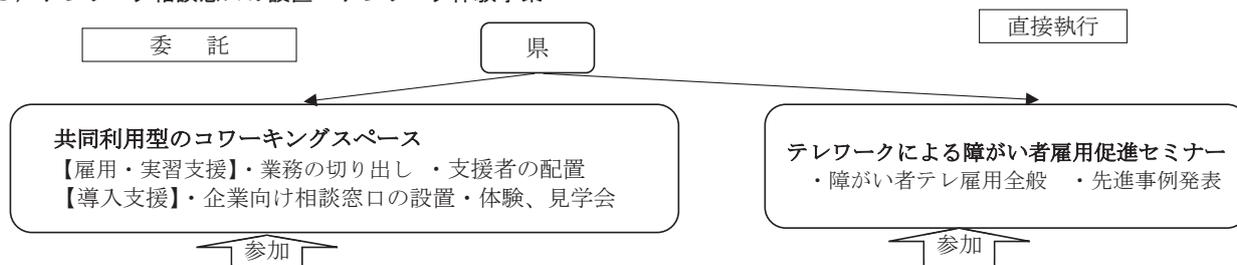
テレワークを活用した障がい者雇用（以下「障がい者テレ雇用」という。）を県内企業等に周知することで、障がい者テレ雇用の促進につなげる。

2 事業概要

- (1) テレワークによる障がい者雇用促進セミナーの開催（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、WEB形式で開催）
 - ・障がい者テレ雇用の促進を図るため、県内企業・就労希望者・支援機関等を対象にセミナーを開催。
 - ・効果的なテレワーク導入のために、就労移行支援事業所の取組や県内企業における先進事例等を紹介。
- (2) 共同利用型のコワーキングスペースを活用した障がい者雇用導入支援事業
 - ・企業に雇用される障がいのある社員向けの共同利用型の障がい者テレワークオフィスを開設。
 - ・障がい者雇用が進んでいない県内企業に対して、専門家がテレワークで可能な「業務の切り出し」から採用支援まで幅広くサポートするとともに、利用者の障がい特性に合わせた支援ができる常駐の支援員を配置。
- (3) テレワーク相談窓口の設置、テレワーク体験事業
 - ・コワーキングスペースに、テレワーク導入を検討する企業向け相談窓口を設置し、必要に応じて相談員（アドバイザー）を企業に派遣する。
 - ・コワーキングスペースにおいて、企業の人事担当者向けのテレワークツール体験会や見学会を実施する。
- (4) テレワークによる障がい者雇用促進のためのIT技術者の育成事業
 - ・一般就労を希望する障がいのある人に対し、テレワークによる実務訓練を実施する。（20人 2か月程度）
 - ・訓練終了後は、企業とのマッチングを行い、テレワークによる障がい者雇用につなげる。
- (5) テレワークによる障がい者雇用促進のためのテレワーク実習事業
 - ・テレワークによる障がい者雇用に意欲のある企業の実習の場として、コワーキングスペースを提供するとともに、支援員が企業と障がいのある人の実習をサポートする。（20人 1か月程度）
 - ・実習終了後は、実習先企業での就労を支援する。

【事業スキーム図】

- (1) テレワークによる障がい者雇用促進セミナーの開催
- (2) 共同利用型のコワーキングスペースを活用した障がい者雇用導入支援事業
- (3) テレワーク相談窓口の設置・テレワーク体験事業



県内企業、障がいのある方、支援機関等

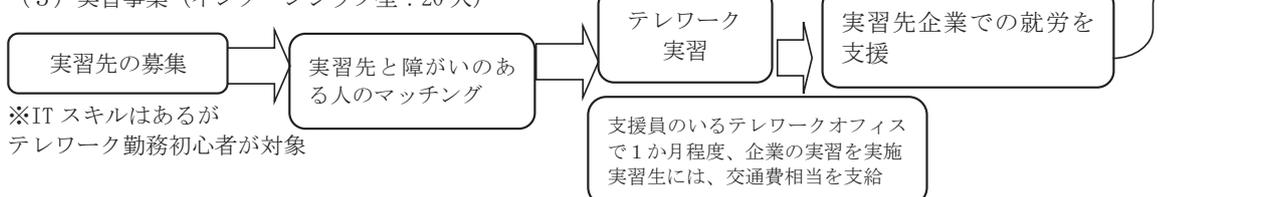
- (4) テレワークによる障がい者雇用促進のためのIT技術者の育成事業（育成事業）
- (5) テレワークによる障がい者雇用促進のためのテレワーク実習事業（実習事業）

【事業の流れ】

(4) 育成事業（職業訓練型：20人）



(5) 実習事業（インターンシップ型：20人）



3 事業目標等							
成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	
(1) セミナー参加企業のうち、障がい者雇用のためのテレワーク制度構築開始数(累計)	目標	6社	16社	24社	-	-	
	実績	8社	21社	32社	-	-	
(2) セミナー参加者数	目標	-	-	100人	100人	-	
	実績	-	-	105人	107人	-	
(3) IT技術者等育成者数	目標	-	-	33人	40人	30人	
	実績	-	-	35人	25人	-	
※12月現在							
【指標の考え方】							
<p>(1) 本事業は、障がい者テレ雇用の有効性を県内企業等に周知することで、企業が障がい者テレ雇用に向けた取組を行う契機とするものであることから、当初はセミナー参加企業のうちテレワーク制度構築開始企業数を指標とした。</p> <p>(2) しかし、セミナーの参加者を介してテレワークの有用性への認知度や企業における導入の機運が高まると期待できるため、セミナー参加者数を成果指標と改め、セミナーの定員である100名を目標値に設定した。なお、テレワークの認知度は一定程度高まったことから事業終了となったため、指標を削除する。</p> <p>(3) 本事業により育成されたIT技術者等の数を目標値に設定 設定根拠：育成事業及び実習事業の募集定員である障がいのある求職者数</p>							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<p>(1) 目標を達成している。</p> <p>(2) 育成事業については定員に達しており、実習事業については随時募集を継続している。(12月末現在)</p>							
4 有効性・効率性	【事業の有効性】						
	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人のテレワーク雇用は、当初導入できないと考える企業や就労支援事業所が多かったが、セミナー等で理解促進を図ったことから、実効性への理解が進み、障がい者テレ雇用を導入または検討する企業や就労支援事業所が増えてきている。 さらに、障がい者雇用率は年々上昇するとともに、セミナー参加者は開始以来延べ700人を超え、テレワークオフィスの利用者が累計12名(R2.9~R3.10)となり、当該取組は着実に成果を上げていていると考える。 						
	【事業の効率性】						
	<ul style="list-style-type: none"> 今年度は、セミナーの開催方法をハイブリッド形式とし、より多くの人に参加機会を確保し、効率的に障がい者テレ雇用に係る情報を発信した。 セミナーをはじめとする一連の事業に関しては、経営者協会や中小企業連合会等経済団体のメールマガジンや広報紙等での事業告知、市町村広報媒体への掲載、市町村との共催など、関係団体と連携し効率的に取組を進めることができた。 コワーキングスペースを活用した障がい者雇用導入支援事業では、オンラインでの事業説明会や、企業担当者のテレワークツール体験会、県政広報番組での紹介など、当該スペース自体を発信拠点とした事業広報により、事業推進のみならず、広くテレワークへの関心を高める機会ともなっている。 						
5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	70,542	29,868	29,957	時間	3,054	3,100	3,100
(うち一般財源)	64,529	24,982	14,979	人件費(千円)	12,333	12,518	12,518
6 見直しの内容							
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小)</p> <p><input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)</p>							
【上記の理由】							
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に伴い、新たな生活様式が求められており、基礎疾患を抱えた障がいのある人も多いことから、今後もテレワークという働き方をさらに進めていく必要があるため。 テレワークの利点の一つは、これまでは通勤が困難である地方においても雇用が広がることであるため、市町村とも連携し、地方の雇用の拡大、地方創生を目指すため。 							
【見直し内容】							
<ul style="list-style-type: none"> 育成事業については、より就職に結びつくよう実施内容・期間・人数等を見直した。 テレワークセミナーについては、4年間開催し一定程度理解が進んだことから、実施方法を見直し、R4以降は、コワーキングスペース活用事業における情報発信、別途行う障がい者雇用に関する企業セミナーでの情報提供等に代えることとした。 							

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	建設専門工事人材育成支援事業	部課(室)	福祉労働部労働局 職業能力開発課	事業 開始年度	R1
-----	----------------	-------	---------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	1	産業・企業ニーズを踏まえた人材育成・定着支援	具体的な取組	1	産業・企業ニーズを踏まえた人材育成の推進

1 事業のねらい・目的	
<p>人手不足が深刻な建設業界の企業は、限られた人材で生産性の向上を図っていくことが求められているため、建設業界在職者への技能習得を支援し、一人で複数の役割を担える多能工を育成する。</p>	
2 事業概要	
<p>○認定職業訓練助成事業費補助の実施 (国庫補助事業) 認定職業訓練を活用した建設専門工事業への支援を実施し、在職者の技能習得 (多能化) を図る。</p> <p>(1) 認定訓練助成事業費補助金 認定訓練を実施する事業主若しくはその団体が訓練に要した事業費について、福岡県認定訓練助成事業費補助金交付要綱に基づき、その2/3を国及び県で負担する。</p> <p>(2) 補助対象 建設専門工事業に係る在職者訓練を実施する事業主や業界団体</p> <p>①対象訓練 躯体基礎科 定員28名 (14名×2コース) 仕上げ科 定員20名 (1コース)</p>	
【事業スキーム図】	
<pre> graph LR A[厚生労働省] -- 補助金 --> B[福岡県] B -- 補助金 --> C[認定職業訓練実施団体等] subgraph Burden B --- D["2/3 (県負担1/2、国負担1/2)"] C --- E["1/3 (自己負担)"] end </pre>	

3 事業目標等				
成果指標		R1	R2	R3
認定訓練修了者数 (達成状況)	目標	2,300	2,300	2,300
	実績	2,437	2,225	
【指標の考え方】				
<ul style="list-style-type: none"> 認定訓練校が輩出した修了者を成果指標として採用する。 平成27年度に補助基準の見直しがあったため、平成27年度の実績 (2,280) に近い数値を目標値とする。 <p>※参考 (過年度実績) H27 2,280人、H28 2,275人、H29 2,029人</p>				
【目標達成状況、未達成のときはその理由】				
<p>R1年度は目標達成。 R2年度は、新型コロナウイルス感染症による訓練の休止や規模を縮小して訓練を実施したことにより修了者が目標未達となった。</p>				

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 人手不足が深刻な建設業界において、限られた人材で生産性の向上を図っていくことが求められているため、建設業界在職者への技能習得を支援し、一人で複数の役割を担える多能工を育成する。令和2年度は、足場・型枠の知識習得のほかフオークリフト運転技能を習得させており、建設業界での多能工の育成を行った。
	【事業の効率性】 中小企業等の取組を活用しつつ多能工人材の育成を効率的に行うことができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	3,036	3,092	—	時間	240	240	—
（うち一般財源）	1,518	1,546	—	人件費（千円）	970	970	—

6 見直しの内容	継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）		
【上記の理由】 ・依然として建設分野の有効求人倍率は高く、深刻な人材不足が続いている。（建設躯体工事業：9.30、建設業：4.32） ・労働力人口が減少する中で、限られた人材で生産性の向上を図るためには、多能工化の育成は継続した課題となっている。			
【見直し内容】 ・建設業界では、引き続き人手不足の状態が続き、従業員への多能工化やICT技術を活用した業務の効率化が求められているため、新たにドローンを活用した測量や建物検査等が可能な技能を習得した人材の育成に取り組むこととした。			

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障害者訓練校の精神障がい者対応強化事業	部課(室)	福祉労働部労働局 職業能力開発課	事業 開始年度	R2
-----	---------------------	-------	---------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な取組	5	障がいのある人の就業支援

1 事業のねらい・目的

- 障害者校を拠点として、精神障がいがある訓練生への対応機能を強化
- 障害者校で、精神障がい者に特化した訓練を実施し、精神障がいのある訓練生が安心して訓練を受講できる環境を整備

2 事業概要

1 障害者校を拠点とした精神障がい者対応機能の強化

(1) 精神科医によるカウンセリング体制の強化
一般校の指導員や精神保健福祉士からの相談にも対応できるよう相談回数を拡充する。

(2) 精神障がい者に対する訓練技法や精神障がいのある訓練生への対応方法の習得
職業能力開発大学校が実施する研修への参加や外部講師を活用した指導員研修を実施することにより、精神障がいのある訓練生への対応能力を向上させる。

(3) 委託訓練における事業所への支援
委託訓練にも精神保健福祉士を配置し、障害者校の精神保健福祉士を増員することにより委託訓練事業所からの相談にも対応する。

2 精神障がい者に特化した訓練の実施

(1) 国立障害者職業リハビリセンターで実施する研修参加
(独法) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する「専門訓練コース設置・運営サポート事業」を活用し、精神障がい者に特化した訓練カリキュラム策定支援のほか、OJT方式による障がい特性に応じた訓練技法やコミュニケーション技能等を習得する。

【事業スキーム図】

```

graph LR
    A[厚生労働省] -- 委託金 --> B[県]
    B -- 令達 --> C[障害者校]
    C -- 訓練実施 --> D[訓練生]
  
```

3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4
障害者訓練就職率 (施設内訓練)	目標	70%	70%	70%	70%	—%
	実績	80.6%	70.7%	72.6%	—%	—%
障害者訓練就職率 (委託訓練)	目標	55%	55%	55%	55%	—%
	実績	55.7%	56.6%	53.7%	—%	—%
就職率 (委託訓練)	目標	80%—	80%—	80%	80%	—%
	実績	82.1%	—%	—%	—%	—%

【指標の考え方】
指標として就職率を採用し、総合計画の目標値を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
R2は、施設内訓練は達成したが、委託訓練は未達成。
R2はコロナウイルス感染症の影響があったものと考えられる。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 精神障がいのある訓練生が増加している状況にあるため、精神障がいがある訓練生への対応機能強化を行うことで、訓練効果が高まり、就職率の向上が見込まれる。
	【事業の効率性】 精神障がいのある訓練生と身体障がいのある訓練生などの混合訓練の実施が困難な状況もあるため、精神障がいのある訓練生への効果が見込まれるだけでなく、その他の障害のある訓練生への効果も見込まれ、効率的に訓練を実施することができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	1, 218	5, 661	—	時間	240	240	—
（うち一般財源）	296	1, 958	—	人件費（千円）	970	970	—

6 見直しの内容
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>（ 終了 ）（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいのある訓練生が多い状況にあっては、精神障がいのある訓練生への対応機能強化は必須である。 ・委託訓練については、若干目標を達成していないため、継続した対応が必要である。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続は必要だが、新型コロナウイルス感染症の影響から一部事業の縮小する必要があることから、既存の事業の相談体制と合わせて実施することとした。